

令和3年第3回(9月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第1日	9月8日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 議案審議(委員会付託・質疑・討論・採決) 一般質問
第2日	9月9日	木	本会議	一般質問
第3日	9月10日	金	本会議	一般質問 議案審議 決算関係の説明～決算特別委員会付託
第4日	9月11日	土	休 会	
第5日	9月12日	日	休 会	
第6日	9月13日	月	委員会	産業厚生委員会(付託事件審査)
第7日	9月14日	火	委員会	決算特別委員会
第8日	9月15日	水	委員会	決算特別委員会
第9日	9月16日	木	委員会	決算特別委員会
第10日	9月17日	金	委員会	【閉会中の継続調査申出期限】
第11日	9月18日	土	休 会	
第12日	9月19日	日	休 会	
第13日	9月20日	月	休 会	
第14日	9月21日	火	休 会	議事整理
第15日	9月22日	水	本会議	議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決)

令和3年第3回（9月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（9月8日）（水曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	3
1. 請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に についての請願 （総務文教委員会付託）	6
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	
・波佐見町道路線の認定について （以上1件 産業厚生委員会付託）	6
・財産の取得について（学校給食センター配送車）	7
1. 町政に対する一般質問	
岡村 達馬 議員	12
(1) 新型コロナ拡大における学校生活及び学習指導について	
(2) 通学路の安全対策について	
(3) 8月豪雨による公共土木災害、及び農林業災害の状況について	
城後 光 議員	28
(1) 自然災害対応について	
(2) 町内におけるインターネット環境の推進について	
(3) イノシシを中心とした有害鳥獣捕獲について	
田添 有喜 議員	47
(1) 教育行政について	
(2) 防災行政について	
藤川 法男 議員	65
(1) 安心安全なまちづくり対策について	
(2) 新庁舎建設事業について	
(3) シルバー人材センターの支援について	
1. 散 会	80

第2日目（9月9日）（木曜日）

1. 開 議	82
1. 町政に対する一般質問	
北村 清美 議員	82
(1) 8月豪雨による被害状況等について	

(2) 高齢者対策について	
(3) 住環境整備対策について	
横山 聖代 議員	100
(1) より多くの町民が避難し安全を確保するための避難所運営について	
(2) 広報のあり方について	
澤田 昭則 議員	113
(1) 新型コロナ対策について	
(2) 県立川棚高等学校の支援策について	
(3) 町営住宅の環境整備について	
脇坂 正孝 議員	129
(1) 教育委員会事務局の新庁舎移転について	
(2) 小中学校施設の整備について	
(3) 公有地の環境整備について	
岡村真由美 議員	145
(1) 8月の記録的大雨について	
(2) 町道及びその法面の除草について	
(3) 波佐見高校存続のための支援策について	
1. 散 会	163

第3日目（9月10日）（金曜日）

1. 開 議	166
1. 町政に対する一般質問	
尾上 和孝 議員	166
(1) 波佐見町講堂について	
三石 孝 議員	176
(1) 西ノ原土地地区画整理事業について	
1. 令和2年度各会計決算認定について	
(以上7件 決算特別委員会付託)	193
1. 散 会	206

第15日目（9月22日）（水曜日）

1. 開 議	208
1. 提案要旨の説明	208
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	
・専決処分の承認を求めることについて（令和3年度一般会計補正予算）	
(以上2件)	208
・令和3年度一般会計、特別会計及び公営企業会計補正予算	
(以上5件)	224

・ 波佐見町道路線の廃止について	265
・ 波佐見町道路線の認定について （以上 1 件 産業厚生委員会委員長報告）	269
・ 令和 2 年度各会計決算認定について （以上 7 件 決算特別委員会委員長報告）	270
1. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	272
1. 報告第 2 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について	273
1. 発議第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を 求める意見書について	275
1. 閉会中の継続調査申出について （総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会）	278
1. 閉 会	278

第1日目（9月8日）（水曜日）

諸報告

- 1 諸般の報告
 - (1) 委員会報告
 - (2) 例月現金出納検査結果の報告（5、6、7月分）

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 3 請願第 1 号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出
についての請願
(以上 1 件 総務文教委員会付託)
- 第 5 議案第 53 号 波佐見町道路線の認定について
(以上 1 件 産業厚生委員会付託)
- 第 6 議案第 54 号 財産の取得について
- 第 7 町政に対する一般質問

第1日目（9月8日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸		

午前10時 開会

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和3年第3回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

諸報告を行います。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

また、今定例会までに、請願1件、陳情2件、要望2件を受理いたしました。そのうちの陳情2件と要望2件については配付にとどめておきますので、御了承願います。なお、全国シルバー人材センター事業協会並びに波佐見町シルバー人材センターから提出があった要望書1件についても配付としておりますが、産業厚生委員会において内容調査を行うこととしておりますので、御周知いたします。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番 尾上和孝議員、1番 澤田昭則議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの15日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに令和3年第3回波佐見町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年は例年のない早い梅雨明けとなり、その後の晴天続きに一時は農業用水をはじめ水道用水などでも水不足を心配する状況にまでなりました。ところが、8月11日から降り始めた雨は13日から14日にかけて線状降水帯となって記録的な降水量となり、町道や河川、農地などに被害をもたらし、地滑りや崖崩れ、人家の損壊など、町内各地に甚大な爪痕を残しました。

なお、町が開設しました4カ所の避難所へは、ピーク時、55世帯、130人が避難されましたが、幸いなことに、このような状況にあっても人的被害がなかったことが唯一の救いであったように思います。

災害発生直後から被災箇所の把握と現地確認調査等を行い、現時点での被害額はおよそ13億円となっており、今後の調査が進むにつれ、その詳細が明らかになってくるものと思われま

す。被害に遭われました皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧に向けて全力で取り組んでいく所存でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への移行により、第5波といわれる感染者の急拡大が都市圏を中心に見られたことから、政府は、緊急事態宣言の発令や延長、指定区域の拡大などで、現在、21の都道府県に緊急事態宣言、12の県にまん延防止等重点措置を適用しています。

急拡大する感染者に医療提供体制が追いつかず、自宅療養者の容態急変による死亡例の報告など、逼迫する医療と疲弊する経済とのはざままで先の見えない戦いの連続となっています。

長崎県においても、8月17日に過去最多となる104人の感染者が発生するなど、爆発的に

感染拡大したことから、人と人との接触機会を減らす対策を強化することが必要として、8月19日に県下全域を対象とした県独自の緊急事態宣言を発令し、県外との往来自粛、外出の自粛、飲食店への営業時間短縮などの様々な要請を行っています。さらに長崎県がまん延防止等重点措置の適用を受けて、8月27日から9月12日までの間、長崎市及び佐世保市を重点措置区域と指定し、県独自の緊急事態宣言も9月12日まで延長しています。

本町における8月末現在のワクチン接種率は、16歳以上を対象とした場合、2回の接種を終えた方が67.7%となっており、今後は集団接種から個別接種へと移行する予定であります。また、本町では、これまで33例の発症が報告されて、そのうち10例が8月に入り公表されたものです。

最近ではブレイクスルーと言われるワクチン接種者でも感染することが判明しており、これまで以上にマスク着用や密な状態の回避、手指の消毒など、基本的事項の徹底が求められており、感染予防対策にも万全を図ってまいります。

さて、57年ぶりの開催となった東京オリンピックやパラリンピックも無事閉幕しましたが、多くの期待を背負った各国選手の奮闘や手に汗握る姿を目の当たりにして、心からの惜しめない声援と拍手を送ったところであり、コロナ禍で暗くなりがちな心に一筋の光明と激励をもたらした感が致しております。

また、話題は変わりますが、9月3日に突然、菅首相が次期自民党総裁選への不出馬を表明されたことから、次の後継者選出や来る衆議院議員総選挙など、一挙に政局絡みの話題へと注目が集まっているようですが、町としましては、今後の成り行きをしっかりと見極め、町政の推進に備えてまいりたいと考えております。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第46号 専決第8号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）は、予算総額に2,800万円を追加し、補正後の予算の総額を85億9,900万円としております。予算内容は、新型コロナウイルス感染対策に関し、飲食店等支援策を緊急に実施するための所要額を計上し、専決したものです。

議案第47号 専決第9号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）は、予算総額に1億7,700万円を追加し、補正後の予算の総額を87億7,600万円としております。予算内容は、新型コロナウイルス感染対策に関し、飲食店等の追加支援策や8月の豪雨被害に伴う災害復旧関係の事業を早急に実施するための所要額を計上し、専決したものです。

議案第48号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）は、今回3億2,400万円を追加し、補正後の予算の総額を91億円ちょうどとしております。補正の主なものは、歳入では、地方交付税、ふるさとづくり応援寄附金、ふるさとづくり応援基金繰入金、国、県支出金、繰越金等の追加であります。歳出では、国、県支出金返還金、町道改良舗装工事費、ふるさとづくり応援寄附金に係る返礼品や積立金、議会用タブレット導入経費などを計上しております。また、4月の人事異動に伴う給料等人件費の組替えを全項目にわたって行っており、災害対応を含む職員の時間外勤務手当なども計上しております。

議案第49号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回、7,033万円を追加し、補正後の予算の総額を14億5,433万円としております。歳入は、前年度繰越金、歳出では、諸支出金及び予備費の増額等が主なものであります。

議案第50号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、今回、160万円を追加し、補正後の予算の総額を3億6,110万円としております。歳入では、繰入金の減額及び町債の増額が主なもので、歳出では、人事異動に伴う人件費の減額と浄化センター施設改修費の増額が主なものであります。

次に、議案第51号 令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出において、人事異動に伴う人件費の減額や消費税の増額等により、補正後の収益的支出を2億5,730万4,000円としています。また、現在発注しております湯無田浄水場電気計装施設更新工事の債務負担行為による年度支払い額の変更等により、資本的収入を7,140万円減額し、補正後を3,100万円に、資本的支出についても7,720万円減額し、補正後を1億7,045万7,000円とするものであります。

議案第52号 波佐見町道路線の廃止については、宿郷から村木郷につながる町道第二山田川内線の全線1,096メートルを廃止したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第53号 波佐見町道路線の認定については、さきに提案しました廃止予定の町道第二山田川内線のうち、村木郷区間302メートルを新たに町道に認定したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第54号 財産の取得については、学校給食センター配送車1台の購入契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第55号から議案第61号までの7件は、令和2年度波佐見町一般会計をはじめ、各特別

会計に係る歳入歳出決算認定について5件、及び波佐見町上水道事業会計ほか1事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について2件であり、それぞれ監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付するものであります。また、各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書を併せて添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員であります中嶋佳代子氏が12月31日で任期満了となりますので、引き続き就任いただきたく推薦するものであります。

報告第2号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資金の不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて議会に報告するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細については御審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 3請願第1号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 3請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました3請願第1号につきましては、総務文教委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、3請願第1号については総務文教委員会に付託します。

日程第5 議案第53号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第53号 波佐見町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

それでは、議案第53号 波佐見町道路線の認定について説明いたします。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますが、今回の認定予定の路線は町道としての機能を有さなくなったことから、一部で売払い申請がある第二山田川内線の廃止に合わせ、終点を変更した形で再認定するものでございます。

次のページを御覧ください。

認定する路線でございます。

整理番号、105。路線名は第二山田川内線。起点、波佐見町村木郷から、終点、波佐見町村木郷まで。重要な経過地はございません。

次のページを御覧ください。

起点側は、廃止する町道山田川内線と同じになります。村木郷一の谷2530番地先となっております。これから延長が302メートルほどありまして、幅員が1.5メートルから4.8メートルとなります。終点が、村木郷からキヤノンに抜ける県道佐世保嬉野線との接続点までとなります。民家の存在もあり、町道としてこれまで認定されていたことから、再認定をするものでございます。

以上、認定についての提案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となりました議案第53号 波佐見町道路線の認定については、産業厚生委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号の1件は産業厚生委員会に付託します。

日程第6 議案第54号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第54号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

それでは、議案第54号について説明いたします。

議案第54号 財産の取得について。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の

議決を求めるものであります。

令和3年9月8日提出。

次のページをお願いいたします。

別紙でございます。

まず、財産の種類でございますが、学校給食センター配送車、数量は1台となっております。

取得予定価格でございますが、676万556円、税込みでございます。

取得の予定年月日でございますが、令和4年3月30日までとしております。

契約の相手方でございますが、佐世保市大塔町5番地1、長崎日産自動車株式会社大塔営業所、店長橋村慶昭でございます。

今回の給食配送車については、現在の車両が平成19年に登録してから14年目になります。走行距離が11万6,000キロで故障も出ていることから、今回購入するものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札結果でございますが、今回、一般競争入札により入札を行ったものでございます。表示されている金額は税抜きでございます。

最後のページをお開きください。

最後のページが物品売買仮契約書の写しとなり、品名、型番等を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第54号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

それでは、この契約について質問をいたします。

まず、台車のトン数ですね。あるいは排気量。それから台車と、恐らく台車を加工して売買する、そういうふうな契約になろうかと思えますけども、その台車の値段と、加工する、いわゆる加工料。この676万から消費税を引いた部分がそういったことになろうかと思えますけども、その2点について質問いたします。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

今、手元にちょっと資料を持ち合わせていない部分がありますので、分かる部分について御説明させていただきますが。

まず、最大積載量は2トンでございます。エンジンが110馬力になっております。その価格については、ちょっと今、手元に資料ございませんので控えさせていただきますと思いますけども。

内訳については、今現在ちょっと分かっておりません。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そういたしますと、いつの時点で答弁されますか。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

後ほど御回答させていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

そしたら、入札方法が一般競争入札ということですけど、どのぐらいの期間を設けてされたのか。その理由として、1社しかこの入札に参加されていないようなので、お願いします。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

期間につきましては、おおむね1カ月でございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

1カ月設けて、やはりこの日産自動車さんしか申込みがなかったということなんじゃないかね。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

そのとおりでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

こういった一般競争入札のときに、確かに1カ月設けて、1社しか申込みがなかったとしても、期間を延ばしたりとかそういう措置はないんですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

一般競争入札については、あらかじめ期限を設けて公告しておりますので、それに応じた会社がございますので、それを変更することはありません。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

先ほどから一般競争入札のことで質疑がっておりますけれども、この一般競争入札の公告の仕方はどういうふうな方法でされていますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

本町のホームページと、庁舎での公告、掲示ですね。その2種類になります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

あくまでもその2種類の方法しか公告の仕方がないというふうな理解でよろしいんですか。それ以外にもあるけど、使っていないというふうなことなんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

公告の方法としましては、2種類以上であることを目安としております。ほかに手段がないかということですが、考えられるのは新聞に掲載して、広告料、経費を払っての公告などになるかと思いますが、経費を使ってまでの公告はいたしていません。

一般的に、業者の皆様は本町の掲示板を見たりとか、毎日本町のホームページを見たりと

か、そういったことは恐らくなさっていらっしやなくて、こういった自治体の入札をまとめるサイトがございます。そちらにアクセスして入札情報は手に入れられているものと考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時29分 休憩

午前11時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

給食センター所長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

先ほどの議案54号での脇坂議員での答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

車両本体価格437万8,000円。荷装部分につきましては176万3,600円、税抜きでございます。

以上でございます。

日程第7 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第7．町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

おはようございます。お疲れさまです。

通告書に従い、一般質問を行います。

1．新型コロナ拡大における学校生活及び学習指導について。

（1）授業、体育、クラブ活動への取り組みについて。

日常の授業等で一番気を遣っていることは何か。

体育やクラブ活動への対応や対策は何か。

児童生徒に見られる体調の変化や健康状態の把握は。

（2）学習活動への取り組みについて。

県内公立小中学校の学力調査公表の結果を受けての考察は。

県内及び郡内の順位をどう捉えるのか。

今後の学習指導方法への対応と対策は何か。

2．通学路の安全対策について。

登下校時の交通安全対策と通学路の見直しの頻度は。

3．8月豪雨による公共土木災害及び農林業災害について。

被災箇所、被害状況と被害額はどのくらいになるのか。

早急に町単独でも復旧工事を行う被災地はあるのか。

部分復旧より、災害関連事業等で全体的に見直しをする被災地はないのか。

災害復旧業務に対しての課内の対応や他課からの応援、または災害復旧係等の必要性を感じるか。

以上、壇上からの質問を終わり、詳細についての発言は発言席より行います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 岡村達馬議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会関連の質問については、後ほど教育委員会より答弁があります。

まず、8月豪雨による公共土木災害及び農林業災害の状況について。

被災箇所、被害状況と被害額はどのくらいになるのかという御質問ですが。

8月末現在の集計では、建設課所管の公共施設等の被害報告としては、普通河川が7河川で13件、被害額9,200万円、町道が24路線で29件、被害額が3億8,000万円、都市公園1カ所5,000万円となり、合計で5億2,400万円になります。また、県河川については、皿山川と川棚川の3件、600万円の報告をしています。

次に、農林災害の被害報告についてですが、農地が43件、被害額6,400万円、水路等の農業施設が44件、被害額1億2,450万円、ため池が5件、被害額が6,000万円、地滑りが3件、被害額が4億5,000万円、林道が4件、被害額が8,330万円となり、被害額の合計は7億8,180万円になるものと推計いたしております。総額で約13億円の被害報告額となっております。

次に、早急に町単独でも復旧工事を行う被災地はあるのか。部分復旧より、災害関連事業等で全体的に見直しをする被災地はないのかという御質問ですが。

建設課所管では、災害発生後に早急に生活道路の確保を行う必要があったことから、応急復旧仮工事を町道三ノ股線の2カ所で実施しました。15日に被災し、通行止めを行い、17日に通行止めの解除を行っています。そのほかに土砂撤去を数カ所実施しています。町道の通行止めについては、被災当初は7路線ありましたが、応急復旧工事等により、現在4路線が通行止めとなっている状況です。

次に、農林課所管についてですが、鬼木郷において発生した地滑りにおいて、頭部亀裂部へ地表水侵入防止のため、ブルーシートの被覆、地滑りの動きを観測する伸縮計設置、畦畔等の崩壊を防止するための大型土のうの設置を応急対策として実施する予定です。

なお、お尋ねの災害関連事業への取組については、現在の被災状況を見る限りでは考えておりません。

次に、災害復旧業務に対しての課内の対応や他課からの応援、または災害復旧係等の必要性を感じるかという御質問ですが。

現状では、建設課及び農林課の職員総出で通常業務を行いながら災害対応業務を行っている状況です。

災害復旧事業は、災害の種類により、国土交通省所管であったり、農林水産省所管であったりするため、農地地滑り区域で町道が被害を受けた場合など、常に情報の共有と連携が必

要な状況も発生しています。そのようなことから、課を超え横断する形で、技術系職員が協力し合う体制とするため、建設課に災害復旧グループを設置し、建設班と農林土木班、下水道班の技術職員を集めた8人体制とし、災害査定等に対処することとしております。さらに農林課へは、再任用職員の配置換え等により増員を行っております。

さらに、県に2名程度の技術職員派遣を打診しておりましたが、派遣はできないものの、工法決定や国との事前協議、地元対応、設計や積算までの全面的支援を県が行うなどの確約はいただいたところです。

このようなことから、現時点での組織改編による災害復旧係の設置までは考えておりませんが、徐々に測量や設計が進み、事業規模の概要が判明した時点において、場合によっては専門係の配置についての検討が必要なことも考えられますし、他自治体への職員派遣等の協力要請も模索しているところです。

その他の御質問については教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

おはようございます。よろしくお願いたします。

1. 新型コロナ拡大における学校生活及び学習指導について。

(1) 授業、体育、クラブ活動等への取り組みについて。

日常の授業等で一番気を遣っていることは何か。体育やクラブ活動等への対応や対策は何か。児童生徒に見られる体調の変化や健康状態の把握はどのお尋ねでございますが。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、学校現場でも様々な影響を受けており、特に児童生徒の学習の保障と感染症に対する衛生管理の両立という新しい課題に直面しております。

本町においては、国や県が示している様々な指針やマニュアルに基づき、児童生徒へのマスクの着用、換気や手洗いの徹底、家庭における毎日の検温と、登校時における教師による健康観察、授業や給食をはじめとする学校生活における3密の回避や、教室、トイレ等の消毒を取り組んでおります。

また、県の感染ステージや対策レベルを基に、町内の感染状況を考慮して、児童生徒への指導や授業等の対応を行っております。

その中で特に気を遣っていることは、飛沫感染を避けるため、直接接触しない、至近距離にならない、手洗いを徹底するなど、基本的な感染症対策に取り組むことです。

また、体育やクラブ活動についても、県の感染ステージや対策レベルに応じて、その対策が国や県の指針、または通知で定められています。特に体育やクラブ活動中はマスク着用ができない場面もあり、間隔を空けての活動やボール等を児童生徒が共用する場合は、使用前後の手洗いを徹底するなどの取り組みを行っています。

なお、児童生徒に見られる体調の変化や健康状態の把握についてですが、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大した当初は、一時的にふさぎ込む児童生徒が散見されましたが、児童生徒たちも随分新しい生活様式に慣れ、これまで新型コロナウイルス感染症拡大に起因する長期の欠席等はあっていません。

今後も家庭との情報共有を行い、家庭での毎日の検温、教師による健康観察、保護者との連絡を継続し、児童生徒の健康把握に努めるとともに、ウィズコロナにおける学びの保障についても研究実践を図っていきたいと考えております。

(2) 学習活動への取り組みについて。

県内公立小中学校の学力調査公表の結果を受けての考察はというお尋ねでございますが。

5月に実施された長崎県学力調査の結果は、7月14日に県内の自治体ごとの正答率が公表されたところです。

本町の状況ですが、小学校算数と中学校国語が県平均を上回りましたが、小学校国語が県平均を下回り、中学校数学と中学校英語がほぼ県平均という結果となりました。

これまでも県平均を上回る教科もあれば、下回る教科もあり、この状況はここ数年変わっていませんが、下回っている教科の県平均正答率との差は縮小傾向にあります。

そこで考察ですが、各教科においては、教科内の分野別に正答率が分析できますが、小学校国語においては、書くこと、読むことの基本事項について平均を下回っています。このことから、以前から申し上げているとおり、本町においては読解力が不足しているものと分析をしております。

県内及び郡内の順位をどう捉えるかとお尋ねでございますが。

今回の長崎県学力調査においては、県内の中位に位置しています。また、郡内の順位は、東彼杵町、本町、川棚町の順位となっています。

そこで、この順位をどう捉えるかとの御質問ですが、各年度の変動はありますが、県平均を上回る教科も増えており、これまでの取り組みの成果が表れているものと思っております。

一方で、今回、東彼杵町の正答率が多く伸びており、県内でもトップクラスに位置したこ

とは大いに参考すべき事実だと考えております。

ただ、平均正答率の順位にこだわり過ぎるのではなく、いかに児童生徒一人一人に確かな学力を身につけさせるのか。この伸びに焦点を当てた学習を取り組んでいきたいと考えております。

今後の学習指導方法への対応と対策は何かとのお尋ねでございますが。

学力向上については、多角的な取り組みが必要であり、毎年度の学力調査を分析し、学校全体、全教師が情報を共有しながら対策を継続することが大切だと考えています。

これまでのめあて、まとめが児童生徒に届く授業、狙いに即した各活動を重視する授業、学び合いの学習などの授業づくりを実践してまいりたいと考えております。

特に学び合いの学習では、様々な考えを論評する力、まとめる力を養い、集団としての底上げを行いたいと考えています。

同時に、これらの授業づくりの土台となる、分かった、できたの喜びを全体で共有できる、自分の意思や考えを保障される安心安全な学級づくりにもこれまで以上に取り組み、授業づくりと学級づくりが補完する両輪となって、本町の学力向上を図っていききたいと考えております。

2. 通学路の安全対策について。

登下校時の交通安全対策と通学路の見直しの頻度はとのお尋ねでございますが。

通学路の安全対策につきましては、これまで国、県の通知や、波佐見町通学路交通安全プログラムなどにに基づき、学校、自治会、PTA、警察、道路管理者をはじめとする関係機関と連携しながら、定期的に通学路の合同点検を行っております。

今年度においては、9月13日、月曜日に通学路の合同点検を実施することとしております。

合同点検は2年に一度実施し、その点検結果に基づき、各道路管理者や関係機関で対策が講じられており、最近では、宿郷鹿山橋の人道橋の設置や前後する歩道の整備もその合同点検の成果だと考えております。

さらに、学校においても定期的な点検を行っておりますし、保護者、PTAからの連絡や要請に基づき教育委員会が独自に調査することもあり、その調査結果に基づき、役場建設課等に要請を行っております。

また、通学路については、現況を踏まえ、より安全な、より適切な通学路の在り方について、関係地域保護者と学校が協議した結果に基づき教育委員会が承認するということで、随

時見直しを行っているところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

コロナ禍の児童生徒への生活学習指導等は、感染症が拡大していることを踏まえ、これまでの先生方の貴重な経験や指導が十分に生かせない状況を呈しております。

今、全国的な爆発的感染状況を受けて、どうしても密状態になりがちな学校生活指導をどのようにするのか、日夜模索されていることと思います。

8月19日、知事は県内の感染状況を示す長崎県独自のステージを5に引き上げ、県全域に緊急事態宣言を発令するとしました。学校も例外ではなく、諫早市や対馬市の中学校ではクラスターが発生をしております。これを受けて、各自治体では公的施設の閉鎖などを行い、その影響は、学校の教育やクラブ活動ばかりでなく、子供たちの運動活動にも及んでおります。また、これまでのコロナは1メートルをディスタンスとして確保すればよしとされてきましたが、新しい形では1.5メートル以上を必要とされています。

そこで、改めて教育委員会の指導と学校の対応をお伺いしたいと思います。日常の学校生活、特に授業で一番気を遣っているところはどんなところでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほどの答弁の中にも申し上げましたとおり、何よりも子供たちの命、健康、安全が第一でありますので、安全安心を担保しながら、授業の狙いであったり、教育の目標をいかに達成をするかという命題に向かって、先生方が多分大きな苦労を今感じながら日々指導されているんだろうと思っております。

一番気を遣っていらっしゃることは、恐らく3密回避だと思っております。安全安心を確保しながら、あるいは教科の目標を達成すると言いながらも、この3密、密集・密閉・密接、この避けるという活動は、例えばグループ活動であったり、ペア活動であったり、集団を基にした活動ができないということでもありますし、大きな声で歌ったり、合奏をしたり、組み合ったり、そういうふうな活動を全て中止または配慮しなさいということになっておりますので、3密回避を果たしながら、よりよい授業をつくっていくということに一番恐らく苦慮をされているんだろうということを思っております。

あわせて、万が一、感染者あるいは接触者等々の児童生徒が発生した場合のその対応につ

いて、十分な配慮をしながらということと心掛けていきたいということを考えているところ
です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

密になりがちな体育や多数で行うボールや道具等を使った運動などの対策はどのようにな
されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

学校はやはり集団生活を基にするところですから、学習においてもそのようなことがたく
さんあるんだろうということで、国や県が示している感染リスクが高い活動ということで、
ペア学習であったり、グループ活動はもちろんですが、体育、音楽、理科、図工、家庭科に
おいてはそのような場面が多々あるということで、十分に配慮するようというガイドライ
ン等々での通知も来ております。

学校で行われている、もちろん波佐見町の現況にもよりますが、例えばカリキュラムの順
番を変えたりとか、内容によっては集団ではなくて個でやるような活動に変更するだとか、
外で活動のほうを増やすとか、様々な感染対策、3密の対策を練りながら、密になること、
接することを避けるような活動を工夫しながら行っているというのが現状でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

学校のクラブ活動に対しての取り組まれている対応や対策等で、今どのようなことがなさ
れているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

部活動につきましても様々な制限、制約が国や県のほうから通知として送られてきており、
それを私たちとしては、中学校及び社会体育活動団体のほうにその時々々に通知を行っている
ところでございます。

今現在、一番新しい部活動に対する通知は、当面の間、中止をする。県大会につながるよ
うなものにつきましては、特例として3週間前から練習を可とする。ただし練習は平日2時
間のみとし、土日、祝日は禁止というような様々な通知がその都度その都度送られてきてお

りますので、それを確実に学校、社会体育団体のほうに周知をし、それを一生懸命子供たちを守りながら、先生方はその中で工夫した練習を行っているということを理解しております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

それを受けて、現在のクラブ活動や社会体育の活動、生徒活動の中に大きな変化は見られたでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

子供たち、あるいは担当の教員と直接話したことがありませんので、詳しいことは分かりませんが、大会の様子や練習の様子を見るときに感じますことは、確かにその運動、部活動で培うべき技術的なスキルはなかなか厳しいかなというところも思いますし、それ以上に、夢、憧れ、志を持ってその活動に取り組んでいる気持ちの問題の中で、それが達成できない、つらさ、悔しさ、悲しさ、もどかしさ、諦め、挫折感、そういうものを感じているのではないかなということを大変危惧をしております。その代替がなかなかできないというのが現状でありますので、どのような形でこの子供たちのサポートを行っていくかはとても大事なことだということを考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

児童生徒の体調の変化や健康状態は先ほどの説明で十分に分かりました。非常に苦勞されて対応、対策をされていることが分かります。今のところ、町内の学校でのクラスター等は確認できませんけども、今、子供の新規感染者が急増していることが気になります。さらに2学期は、運動会、文化祭や部活動も本格化します。体育行事が縮小されたり、球技大会の中止や延期、他校との交流試合等がなくなったりすると、子供たちにとっては、これまで頑張ってきた成果を試す機会をなくしたり、磨いてきた技を披露できなくなったりして受ける心身のダメージは決して小さくないと思います。

このような場合のメンタル的サポートも必要かとは思いますが、対策的にはどのようなものが行われているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

子供たちが抱えている様々な思いの部分はどう見守り、そして、改善、快心につなげていくかというのは本当に大きな課題ではないかなということをおもっております。担任、担当だけではなくて、例えば養護教諭であったり、外部指導者であったり、地域の方であったり、様々な方々がその子供を見つめることにより、その変化に気づく。そして、それを丁寧に拾い上げて、言葉をかける、話を聞くなどのサポートを行うことしか現実的にはできないのではないかなと思っております。

先ほども申しましたように、代替をすることができないという現状の中で、かけがえのない経験を減らされている子供たちをいかに救っていくかということは、とても大きな課題であるなということで、今後の行事、教育活動についても、その視点に立って実施運営を行っていかなくてはいけないなということをおもっております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

先月18日付で、県教委は各市町村の教育委員会に対し、コロナ強化期間と定め、地域の状況を踏まえて、感染リスクが高い行事の延期や中止を求めました。これを受け、修学旅行等の多くの学校行事が中止、あるいは延期されることも考えられます。子供たちにとって、それぞれの学年で一生の思い出となる行事までがなくならないように配慮されていると思いますが、対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

例えばでございますが、今年度の中学校3年生の修学旅行につきましては、本来は中学2年、昨年度行う予定でございましたが、今年度に延期をし、時期につきましても、ちょうど6月に感染状況がやや改善になりましたものですから、6月の末に行いました。事前に保護者、子供たちにアンケートを取り、その不安の状況とか、あるいは希望とか、願いとかいうことも把握をし、それを受けて校内で協議をし、そこに私たちが提案をしたりとか、そういうふうな形を行いながら修学旅行を行いましたけれど。

実際にまず1年延期、場所も県内ということになります。2泊3日の予定でございましたけれど、1泊目は長崎市の伊王島に泊を取っておりましたので、ありがたいことに、その日は、ホテルは波佐見中学校の生徒のみということで確認ができましたので、そこについてはオッケーだろうということで、伊王島のほうには泊を伴って出発をしました。2日目は島原

泊でございましたが、島原のホテルには他の団体が一部入っていらっしやったものですから、そこでの泊はやめました。その日帰ってきて、ただ、子供たちがどうしても3日目のハウステンボスにつきましては、行きたいという強い要望もありましたものですから、結局は、1泊3日という形で今回修学旅行を実施し、子供たちも保護者も大変ありがたかった、よかったという声はいただいております。ただ、もちろん危惧をされる保護者の方、子供たちもおりましたので、そのケアにつきましては十分に心しているところでございます。

そのように、様々な行事や活動に支障を来している現況の中で、今までのように、終始延期をまずありきではなくて、どのような形で実施が可能なのかということ、大人である私たちが知恵を出し合って、子供たちに挫折感とか、むなしさとか、諦め感を決して抱かせること、もちろん諦めることも大事なところではあるんだろうとは思いますが、何とか子供たちの思いを大事にするような教育活動や行事につきましては、これからまた考えていきたいなということを教育委員会としては感じております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

続きまして、波佐見町の学力調査についてのお尋ねをしたいと思います。

学力向上については、日常の学校生活の中で御尽力をいただいているものと拝察をいたします。特に小学校、中学校の教育は、中学だけでなく、体育、徳育など人間形成に必要な基礎知識を得るばかりでなく、今後社会で人として生き抜いていくための対応や、人間関係を円滑にするための知恵や知識を習得するなど、多岐多様にわたるものであります。

さて、長崎県教委は、5月に実施をした県内公立小学校の学力調査速報値を7月14日に公表いたしました。本年度は小学5年生が国語と算数、中学2年生が国語と数学、同じく3年生が英語で、県内の3万2,000人が受けております。

県全体の平均正答率、いわゆる正解率は、国語60%、算数64.9%、目標値としていずれも60%、中学校、国語61.6%、数学49.2%、英語56.6%とされました。町内の小学校の国語は58%で少し下回ったものの、算数は66%で上回っております。中学校では、国語58%、目標平均値61.6%、数学で48%、同じく49.2%、英語で56%、同じく56.6%で、微小ではありますが、全て下回っております。

先ほども言われましたように、郡内では、中学生国語を除く学力調査で東彼杵町を下回っております。改めて今回の結果についての考察をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

答弁には説明しておりましたが、今回、県学力調査につきましては、東彼杵町がかなり高得点といたしますか、高い点数を示しておりました。今まではそこまではなかったところがあったものですから、私自身も何かしら原因があるだろう、理由があるんだろうと思いついて、現場の校長のほうに、ということを探ねてはみましたけれど。

まず、県の場合が5年生と中学2年生、全国の場合が6年生と中学3年生、実施時期が4月、5月でございますので、該当学年はそうなのでございますが、測られる学力はその前の学年までのものになります。ですから、今回の県学の東彼杵町の5年生と中学2年生、申し訳ありません、5年生のほう、小学校のほうに確認しましたが、5年生になってついた学力ではなくて、1年生から4年生までの取り組みについてどのようなことをなされていたんですかというお尋ねをしました。

その中で見えてきた部分としては、一つ目が、3年生、2年生の子になかなか掛け算の九九ができない子供たちがたくさんいた学年だったんです。そこで、やはり職員チームを組んで個別対応といたしますか、掛け算、九九ができるようになるまで、短期間特訓みたいなことをやりましたねということが話されたり。

あるいは、これは本町の子供たちもそうなんですが、問題の形式、答え方等々に慣れていないところがありまして、問題を最後まで解かずに、苦しんで苦しんで、時間が足りずに、後になって空欄にあるとか、そのようなテストそのものの受け方によっての足りなさもありますものですから、そういうふうなテストの受け方とか答え方等々につきましても、教育センターやほかの県の機関等からもその資料が提供されておりますので、そういうものを積極的に活用をしたということ。

3点目に、これが一番大きなことだと思いますし、私たちも参考にしていた。もちろん本町でもやっているんですが、先ほど申しましたように、実施学年の担任の先生の責任ではなくて、1年生から4年生まで、1年生から中学校1年生までの先生たちの指導の結果としてこれは出ているわけですから、全職員で、学校全体でこのことを重く受け止めて、責任を果たしていきましょうという、この共同性の取り組みが行われた結果ではなかったでしょうかということその校長は答えておりましたので、そのことにつきましては、私たちも参考にしていきたいということを感じておりますので。

東彼杵町のいいところは学び、そして本町の現況の成果は認めながら、課題についてまた具体的なアクションを起こしていきながら、改善、改正につなげていけたらなということをお願いしております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

先生たちの努力も見て取れている状況ではあります。

続きまして、通学路の安全確保についてお尋ねをいたします。

先ほども、その通学路についての対応、もしくは通学路をみんなで見守ろうという情勢は答弁でいただきました。

歩道の整備は一朝一夕にはできません。子供たちの登下校は、地区PTA、地域の皆さん、街頭指導、そういったものを受けながら、事故に遭わないように努力がなされております。交通安全は全町的な問題でもあります。県道、町道を問わずです。

また、声かけ事案も時たま耳にします。登校時は高学年との集団登校で安心だが、一番の心配なのは目の届かない低学年の下校だと保護者の方は言うておられました。

画像の道路は、中央小学校開校時から四半世紀、約26年以上に通学された通学路ですけども、道路が狭いのと交通安全の危険性から、少し遠回りになりましたけれども、2学期から別の安全な通学路へと変更されました。危ない箇所はちゅうちょなく見直しを行い、児童生徒の安全を図るべきと考えますけれども、通学路変更については、改めて学校と教育委員会の対応をお伺いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今スクリーンに映っているところにつきましては、議員お説のとおり、該当保護者のほうから、まず学校に相談があり、学校と協議をした上に変更しますということで、私たち教育委員会のほうにも報告がっております。

このように、現在使っている通学路の安全安心の部分で、気になる課題として捉えている保護者の方々、地域の方々が、まずもって学校のほうに情報を提供いただく、あるいはもちろん私たちのほうにも情報も提供いただいて、それを協議をし、まず共有をすることによって、どのような改善、対応ができるかということの協議を行い、すぐに対応できること、関係機関、関係部署のほうに相談しなくてはいけないことということでふり分けをしなくて

はいけないのかなと思っております。

私たちが、先ほど答弁で申しましたように、定期的な合同点検とは別に、やはり日々通学路、あるいは生活道路として利用をしている子供たち、あるいは町民の方々が感じていらっしゃる危機感とか、危険とか、そういうものをまず共有をすることが一番大事ではないかなということを思っておりますので、地域の方々や、あるいはボランティアでいつも立っている方、あるいは共に登下校なさっているの方々からの情報提供を学校や私たちのほうにまずいただいて、それを一緒に確認をしながら、協議をし、対応策を練っていきたいということを考えております。

ただ、この前の千葉県で起きた事案につきましては、あの後を受けまして、私たちのほうとしても改めての子供たちへの交通安全の指導、次にこういう環境整備というのも当然やっていかななくてはいけないと思っておりますので、ただ、これには時間もお金も労力もかかります。何よりも一番大事なことは、交通ルールであったり、事故を起こさない、子供から大人も含めた全ての町民の意識の問題であったり、行動の問題であるというヒューマンエラーをなくすという取り組みを、意識を、まず悲しい事案が起こるたびに大変つらいんですが、そこを一番大事にやっぱり考えなくてはいけないかなということを教育委員会としては考えているところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

続きまして、8月豪雨による公共土木災害及び農林業災害の状況についてお伺いをしたいと思います。

8月11日から強い雨が10日以上続きました。一時、この夏は水不足ではないかとの話も出ておりましたけども、一転、その雨量は1,000ミリメートルを超えたとの報告を受けています。平成2年7月の大災害雨量が650ミリメートルと記憶しておりますので、あの平成2年災から約30年、やはり数十年に一度の異常気象であったと思います。

長崎県の被災速報値によれば、農地災害が259件、約12億円、施設被害が133件、約3億円、林地崩壊が10件、約5億円、林道施設が22件の約2億円とされております。まだまだ調査が続いているとは思いますが、大まかな災害の規模概要をお聞きしたいと思います。

建設課にお聞きします。河川、道路等の公共施設災害箇所と被害状況、被災額などの被災報告程度で結構ですので教えてください。また、先ほどの町長の答弁に付け加えることがあ

れば併せてお願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

建設課所管の公共施設等の被害報告に関しましては、先ほど町長が答弁いたしましたけども、普通河川は7河川で13件、被害額9,200万円、町道については24路線で29件、被害額にして3億8,000万、都市公園1カ所で5,000万円を報告し、合計が5億2,400万円となっております。また、県河川についても、皿山川と川棚川の3件を報告し、600万円の被害を報告しているところでございます。

その後に、災害の報告として申請をするものですね。災害の申請をするものについては、河川で9カ所、8,950万、道路で11カ所、2億7,000万、公園で1カ所、5,000万、合計21カ所で4億950万の被害報告をして、公共土木災の報告を最終的にやっております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

先ほどの町長でも答弁がありましたけども、災害査定が行われる前に、早急に復旧が必要だったところ、または逆にできなかつたところがあれば教えてください。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

早急に仮復旧をして通行止めの解除を行ったところが、町道三ノ股線の2カ所になっております。それと道路、これは仮復旧工事、土留めとかをしたところですけども、その他に土砂の撤去だけですね。工事を行って土砂の撤去を行ったところは、清代平田線、それと三ノ股線の1カ所、それと新釜線、これは土のうを積みまして舗装をして、すぐに通るようにしております。7カ所の通行止めがありましたけれども、3カ所が復旧して、4路線で通行止めを行っております。この通行止めを行っているところは、町道牧ノ内線（田ノ頭郷）ですね。開田線（鬼木郷）、木場山線（永尾郷）、中居山線（井石郷）、この4路線が現在も通行止めとなっている状況です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

災害復旧は、被災地だけの復旧が原則ではありますけども、全体的に大きな地滑り等が発生した場合は、一つのエリア、もしくは地区の被災として捉えて、災害関連事業、あるいは

災害の助成事業等で復旧したほうが、今後、管理上好ましいところもありますけども、そういった箇所は今のところ見受けられておりませんか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

建設課所管におきましては、災害関連等を使って行う復旧すべきものがないとしております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

これも先ほど町長で答弁いただきましたけども、いわゆる災害復旧に関連しての課内での対応、他課からの応援等の必要性、あるいは災害担当の係等の新設、そういったものは今後どのように取り扱われていくのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

建設課では、建設班6人の体制でやっておりましたけれども、農林課において2名、農林土木で2名だったんですけど、1名が技術者で、1名は事務職ということで、現場対応が難しいのではないかとということで、建設班のほうに机を配置しまして、それで建設部門と農林部門を一緒に見ていこうかという配置をしております。それで、林道とかため池とかも建設の技術班を含めて班を分けて対応しているところです。また、下水道班に技術職が2名おりましたので、1名を建設課の建設班のほうにちょっと応援をお願いして対応をしている状況でございます。

今後についてはどうなるか、査定の状況を見ながら、この実施に関してどうすべきか、また検討をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

農林災についてお伺いしたいと思います。

箇所数、災害の被災額等は、先ほどの町長の答弁を参考にさせていただきます。特に耕地災害等は、復旧後が個人所有地となるため個人負担が生じてきます。その負担に応じできない場合、復旧事業ができなくなり、耕作放棄地の1原因となりますが、支援策や対策等がありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今回の災害において、農地においてもかなり被害を受けているところがございますけれども、この農地等の災害復旧におきましては、事業費の一部を農地の所有者などに負担していただくということになっておりますけれども、確かに事業費が高額になればその個人負担も増えるわけですので、そういった場合も出てくるのかなというふうに思っております。

今回の大雨による災害については、激甚災害に指定される見込みということであることから、本町の国庫補助率は高くなるものと推測いたしております。こういったことにより、自己負担も通常の災害よりは幾分安くなるのではないかというふうに思っております。しかしながら、それであっても、農地の面積等によっては限度額が決まっておりますので、そういった場合、その限度額を超えて復旧をする場合がどのようなことになってくるかというのを一番心配しておるわけがございますけれども、こういった部分については、町の単独で小規模災害等を利用して支援できないか、検討してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

大きな災害、例えば、鬼木全体と考えた場合は、やはり県の事業と合わせるようなことも考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今回鬼木で起きております大きなものといいますと、やっぱり地滑りだと思います。大鬼木地区と開田地区で地滑りの災害によって相当の被害が出ておるわけがございますけれども、こちらにつきましては、町長の答弁にもありましたとおり、県の支援を受けて、県と一体となって復旧に向けていくという体制を取っておるところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

今回の大雨で一番気になったのは地滑り地区です。昭和27年に中尾の月の谷で15名の人命が失われております。災害復旧を急ぐとともに、それに伴う人的体制の確保をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、4番 岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 城後光議員。

○6番（城後 光君）

皆さん、こんにちは。まずもって、今回の8月の大雨により、御自宅もしくは農地、また所有される土地等、被害に遭われた方に謹んでお見舞い申し上げます。町におかれましては、なるべく早い復旧を、また、被災された方に寄り添った支援を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問を行います。

1. 自然災害対応について。

先月の長時間にわたる豪雨により、町内にて、民家、農地、町道など多くの被害が生じています。大雨による自然災害は頻発しており、常日頃からの災害に対する備えが求められます。

（1）災害発生時に、町民や自治会及び役場などで被害情報を共有する仕組みを導入できませんでしょうか。

（2）町内の土砂崩れ危険箇所に監視カメラ、主要河川に簡易水位計を設置できないでしょうか。

（3）災害発生時、高齢者の避難支援として巡回車両を運行できないでしょうか。

（4）災害発生後の迅速な被害状況把握のためにドローンを導入できませんでしょうか。

（5）指定避難所となる公共施設に対し、公衆Wi-Fiを導入できないでしょうか。

（6）各地区にある公民館に対して、災害情報を知らせる仕組みを導入できないでしょうか。

（7）民家の裏山にあり、危険性がある樹木について伐採費用を支援する考えはないでしょうか。

2. 町内におけるインターネット環境の推進について。

即時の対応が求められる社会課題が増える中、インターネットを使った双方向での情報の共有の仕組みを強化することは、行政サービス充実のためにも必要不可欠となっています。

(1) 庁内におけるICT利活用を推進するため、専門官の派遣を受ける考えはありますか。

(2) 事業者向けにインターネットの利活用を推進する専属の地域おこし協力隊員を受入れられないでしょうか。

(3) 町ホームページの抜本的な見直しを行う考えはないでしょうか。

(4) 情報の送受信に特化して、所属部署を超えた職員チームを構成する考えはないでしょうか。

(5) 町外のIT関連事業者を受け入れるため、コワーキングスペースを整備できないでしょうか。

3. イノシンを中心とした有害鳥獣捕獲について。

昨年度の有害鳥獣捕獲頭数は地区別にどのような状況になっているでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 城後議員の御質問にお答えいたします。

1. 自然災害対応について。

先月の長期間にわたる豪雨により、町内にて、民家、農地、町道など多くの被害が生じている。大雨による自然災害は頻発しており、常日頃からの災害に対する備えが求められるというところで。

(1) 災害発生時に、町民や自治会及び役場などで被害情報を共有する仕組みを導入できないかとの御質問ですが。

災害については、自治会や地元のほうからの電話の第一報で知るところになりますが、まずは本部となる総務課で内容を聞いて、道路や河川等については建設課、農地や農業施設、山林等については農林課へつなぎ、それぞれの担当職員で現場確認をしています。

また、それ以外の屋敷内への水や土砂の流れ込みについては、総務課やその他職員で現場を確認し、必要に応じて消防団に出動要請を行い、土のう設置などを行っています。

これらの情報について、町民及び自治会と共有できる仕組みの導入についてのお尋ねですが、災害発生時において役場の本部では、電話への対応や現場の確認、さらには応急対策の検討などで慌ただしい状況です。そういった状況で、町内の被災状況を皆様にお知らせできる余裕はないのが現状です。

まず、職員は現場の把握に最善を尽くすことに努めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

(2) 町内の土砂崩れ危険箇所に監視カメラ、主要河川に簡易水位計を設置できないかとの御質問ですが。

現在、本町で設置する水位計はありませんが、県が設置する水位計が、永尾郷、中尾郷、宿郷、長野郷の4カ所にあります。その水位については、インターネット上で長崎県河川砂防情報システムというサイトで誰でも確認できます。また、監視カメラについても、県が9月中に鹿山橋付近に設置する予定と聞いています。

これらの水位計と監視カメラを利用することで本町の防災に生かしていこうと思っておりますので、町独自の監視カメラや水位計の設置については現状では考えておりません。

(3) 災害発生時、高齢者の避難支援として巡回車両を運行できないかとの御質問ですが。

高齢者や障害がある人など避難に時間がかかる人は、災害が発生する以前に発せられる警戒レベル3、高齢者等避難までに避難していただき、まずは御自身の安全確保をお願いします。もし近くで災害が発生した場合は、まずは家の中での垂直避難や、山側とは逆の部屋に移動するなど、自分でできる身を守る行動を取ってもらうことが先決です。戸外へ避難するとかえって危ないということもあり得ます。

お尋ねのような、災害発生時に巡回車両を走らせること自体が危険を伴うことと思われましますし、物理的に全ての高齢者宅に巡回車両を回すことはできません。仮に巡回車両が迎えに来るとなると、かえって混乱を招くおそれもあります。このようなことから、巡回車両の運行については考えておりません。

(4) 災害発生後の迅速な被害状況把握のためにドローンを導入できないかとの御質問ですが。

今回、大雨による大規模な災害の発生により、災害現場の状況確認にはドローンで撮影された上空からの映像が非常に有効であったことから、その必要性については強く感じたところであります。

林道金屋線で発生した路体流出災害では、被害が約300メートルの下流域にまで達し、地上から状況確認が困難であったことから、地元の方に撮影いただいたドローンの映像により全体の被災状況も瞬時に把握することができました。また、鬼木地区の地滑り災害でも、現場からの目視では確認できなかった上部山林のクラックや地滑り範囲の確認など、ドローンの映像により確認することができました。

被害が広範囲にわたる場合や、現場に立ち入ることが困難な場合など、非常に有効であること、また、被災規模の全体像が俯瞰できることなどから、今後導入に向けて検討します。

(5) 指定避難所となる公共施設に対して、公衆Wi-Fiを導入できないかという御質問ですが。

過去にも同様の質問をいただき、設置費用やランニングコストも発生することから、費用対効果の検証も必要であり、導入に対しては慎重であるとの答弁をしたところです。

ただ、指定避難所となる公共施設ではキャリア通信によりインターネットにつながる環境ですが、想定外の災害が頻発する現状では、避難者への配慮などから、公衆Wi-Fiの導入について前向きに検討すべきときではないかと考えております。

(6) 各地区にある公民館に対して災害情報を知らせる仕組みを導入できないかという質問ですが。

最初の質問でもお答えしましたように、災害発生時には、まず災害現場の状況を把握することで人手を割いております。そのような状況下で町民の方への災害情報の提供は難しいということを御理解いただきたいと思います。

ただし、災害発生により通行止めとなる幹線道路など生活に直結する情報については、町民の皆様に発信してまいります。

(7) 民家の裏山にあり、危険性がある樹木について伐採費用を支援する考えはないかとの御質問ですが。

民家の裏山にある樹木について、中には危険性の高い樹木もあろうと思いますが、あくまでも個人所有の資産となります。これらは本来、個人の管理範囲であるため、これを役場が助成することは難しいと判断しておりますので、現状では伐採費の支援については考えておりません。

2. 町内におけるインターネット環境の推進について。

即時の対応が求められる社会的課題が増える中、インターネットを使った双方向での情報

共有の仕組みを強化することは行政サービス充実のためにも必要不可欠であるということ。

(1) 庁内におけるICT利活用を推進するため、専門官の派遣を受ける考えはないかとの御質問ですが。

国においては、デジタル社会の一層の推進を目的に、9月1日にデジタル庁を立ち上げ、各省庁に散らばっていたデジタル部門を統一化し、今後の国のデジタル行政の旗振り役を担っていくものと思っています。加えて、自治体もDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進すべく、重点的に取り組むべき事項内容を具体化した自治体DX推進手順書を総務省が示しております。

専門家の話として、2025年までにデジタル基盤を構築しないと市町村は取り残されるとの指摘もあっていますので、本町も体制を整えておく必要があるものと認識しているところです。専門人材については、総務省などからアドバイザーの派遣などが示されており、また、自治体DX推進手順書にも外部人材の活用は説明されていますので、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

(2) 事業者向けにインターネットの利活用を推進する専属の地域おこし協力隊員を受入れできないかという御質問ですが。

今や社会活動においてインターネットの活用は切っても切れないアイテムであり、情報の伝達など通信技術を活用したコミュニケーションだけでなく、その通信技術を利用した産業やサービスを行うなどのICT社会が到来し、日々進化しています。特に昨年からのコロナ禍においては、ICTの活用は必須で、必要性が加速的に求められています。

コロナの影響により、地場産業の窯業界でも陶器まつりが中止になり、オンライン陶器まつりなどインターネット環境を駆使し、新たな商流を開拓したところも多くありました。

このように、時代の流れに即座に対応できる事業者とどうしても出遅れてしまうところと差が出てくることは、資本主義社会においては致し方ないことと思います。

町内の事業者の全体的なICTレベルの引上げは当然重要であります。必要である事業所においては積極的に導入に向けた努力を行っていただき、事業者そのものが本気で時代の変化、変革を感じ取って進めなければならないと思います。

そのための支援として、専属での地域おこし協力隊員の導入についてですが、現段階ではそこまでの考えはありませんが、その前に、商工会とも連携しながら、セミナーの開催など情報共有を行い、ニーズの把握に努めたいと思います。ICTの推進において伴走的に支援

することにも限界がありますし、何よりも当該事業者の皆さんがその意識を持たないと継続しませんので、自ら現状を打開し、先に進もうと考えられる方に対し、環境整備などの支援ができないか研究してまいります。

(3) 町ホームページの抜本的な見直しを行う考えはないかという御質問ですが。

現在のところ、抜本的な見直しを行う考えはありませんが、スマートフォンで見づらい等の指摘があつていきますので、ホームページの構築保守業者と相談をしているところです。

(4) 情報の送受信に特化して、所属部署を超えた職員チームを構成する考えはないかという御質問ですが。

役場行政情報の発信については、防災行政無線、LINE、ホームページ、広報紙等で情報発信を行っています。また、東京大学や京都大学の学生の協力を得ながら、インスタグラムでの情報発信を行い、本町のような小規模自治体としては異例の1万人を超えるフォロワー数となっています。また、町の魅力を発信するため、ユーチューブによる発信を有志で取り組んでいる職員もおります。

情報の送受信に特化した部署を超えた職員チームの構成というお尋ねについて、これら取り組んでいる職員との意見交換を持ちながら、こういった方向性がよいのか探っていきたいと思っています。

(5) 町外のIT関連事業者を受け入れるため、コワーキングスペースを整備できないかという御質問ですが。

コワーキングスペースとは、個人事業主や在宅勤務者などが、事務所スペースや会議室、打合せスペースとして利用する共有オフィスのような場所で、昨年度、旧永尾分校を活用して整備できないか検討し、地元の皆様とも協議したところですが、同意が得られずに断念した経緯があります。

コロナ禍において、テレワークを推進することも必要であるため、今年度4月からは、お試し住宅をテレワークでも利用できるよう要綱を改正し、Wi-Fi環境を準備していますが、現在のところ申込みがない状況です。

町として、コワーキングスペースを整備するかどうかは需要を見極めながら検討してまいります。問合せ等があれば、まずは空き工房バンクのみんなのアトリエはざまを活用する方向で検討したいと思っております。

3. イノシシを中心とした有害鳥獣捕獲について。

昨年度の有害鳥獣捕獲頭数は地区別にどのような状況になっているかという御質問ですが、令和2年度中の本町猟友会による各地区のイノシシ捕獲状況は、中尾郷2頭、永尾郷85頭、小樽郷30頭、野々川郷154頭、湯無田郷25頭、井石郷35頭、鬼木郷37頭、金屋郷91頭、折敷瀬郷19頭、宿郷15頭、村木郷141頭、皿山郷2頭、稗木場郷5頭、田ノ頭郷21頭、川内郷65頭、岳辺田郷33頭、甲長野郷67頭、乙長野郷3頭、協和郷39頭、志折郷15頭の合計884頭となっています。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

まず、再質問を行っていくんですけども、まず、1番でW i - F iを導入できないかって、もう何度も一般質問で触れさせていただいて、前向きに検討していただくということで非常にありがたいと思います。今回も、災害で動画のサイトとか、気象庁のサイトとか、かなり多くの方がスマートフォンとかタブレットとかで見られて、それをベースに避難されるケースとかいうのもあっています。

実際、避難されたらされたで今の状況はどうなっているかというのを確認されるケースというのがありますので、ぜひ、どういう形で導入されるか分からないんですけども、教育委員会の施設としてもそういう避難所というのは使われていると思うんですけど、タブレットが学校現場でも使われていますので、そういう部分も踏まえて、指定避難所になる可能性が、学校もそうだと思うんですけども、その辺も柔軟に、体育館とか使えなかったという形がないように、教育関係でも十分想定されると思いますので、ぜひその辺も含めて検討いただきたいなと思います。

具体的に、ちょっと、まず情報共有の仕組みなんですけども、答弁で、電話で手いっぱいということでしたんですけども、まず確認です。庁舎内で災害の情報を共有する仕組みというのはどういう形で対応されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

庁舎内で災害の状況の把握ということ、共有につきましては、先ほど町長が答弁したとおり、まず、電話で第一報を受けまして、各担当部署に電話を回して、各担当部署で現場を回りまして、そのときに、どこにどの程度の災害現場があったかというのは、そのときにはちよっと把握できておりません。今回行ったのは、1日を終わったところで、建設課、農林課

が持ち寄って、どこに行ったというのを一つの地図上にそれぞれ落としまして、そこで情報を共有しているというような状況で今回させていただいております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

これはあとのインターネットの関わりにも関わってくるんですけども、庁舎内でぜひ早めに情報共有する仕組みを考えていただきたいなと思います。というのが、例えば今回みたいに大規模な災害になると、町民の方から一報いただいた、自治会からいただく、職員さんが見られる、消防団が見られる、いろんな形で情報が上がってくると思います。同じ情報なのか、違う情報なのか、確認にも非常に手間がかかると思うんですね。

その意味で、例えば簡易的にもグーグルマップに写真を上げておいて、全担当職員さんが見られる状況にしておくとか、そういう形で簡易的でもなるべくそのいろんな情報が一元化できるような仕組みというのを検討していただきたいなと思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今回もやっぱり一つの災害現場で、お一人の方、二人の方から電話がかかってきて、結局現場を見てきたというのが数件ございました。大体そういうのをどういう形でなくしていくか。確かに一番人手がかかるのに、1回行った災害現場で、もう見に行く必要もございませんので、状況はまた変わっているかもしれませんが、何らかの形でそういうのは共有ができないかなと、私たちもちょっと考えているところではございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

いろんな形を考えられると思いますので、ぜひ、ほかの自治体でもいろんな取り組みやられているみたいですので、いろいろ情報を共有していただきたいなと思います。

それから、情報発信についてなんですけども、今、ホームページ等で、町道が通れない場所というのは地図はアップされているんですけども、更新がなかなか大変だと思うんですね。

例えばこれは、今画面で出しているものは、東広島市がアップされた災害危険、通行止めの箇所のマップなんですけども、実はこれ今、現状で、東彼杵町もこういう形でグーグルマップで通れない道、町道と林道をアップされています。こういう仕組みは非常にありがたく

て、開通すればもう消せばいいわけですよ。こういう形のものはぜひ検討いただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今後こういったところ、お隣というか東彼杵町がされていますので、そこら辺りも情報を仕入れながら今後対応させていただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、今回、避難を呼びかけられた、避難指示が出されたんですけども、町民の方からよく言われたのが、なかなか特に高齢者だと、もう自分の家でいだらうという判断をされてしまうケースというのがやっぱりあると。というのが、避難所に行くとトイレが遠いので、そういうのに行くのが面倒とか、いろんな理由があると思うんですけど、やっぱり、わざわざ雨の中に避難したくないということが心情だと思うんです。

今、写真を見させていただいているのは、岡村真由美議員が撮影していただいた避難所の様子なんですね。こういう形で、町民の方に今全然込み合っていないというのが現状で、動画なり写真なり何か情報提供してもらおうと、あんまり込み合っていないんだったら行こうかという気持ちになると思うんですけど、その辺り、何か情報発信の仕組みというのは考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今の避難所のその状況ということで、7月ぐらいやったですかね、VACANというインターネットで、そういった避難所の混み具合を4段階だったかな、で表示するようなシステムを導入しました。どのくらいの方が利用されたかというのはちょっと分かりはしませんが、そういった今取り組んでいる情報発信をしながら、そちらのほうで確認をしてもらえよう環境づくりを進めていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

いろんな形、情報提供の仕方があると思うんですけど、防災行政無線とか、LINE@

(ラインアット)とかいろいろあると思うんですけど、ぜひ活用していただきたいのが、波佐見ケーブルテレビさんと併せて何か情報提供する仕組みというのは考えていただきたいなと思います。今回、武雄市がケーブルテレビさんと協議をして、いろんなカメラの情報とかリアルタイムで流されていたんですね。やっぱり現状でこれは危ないなという形で視覚的に訴えると、早めに避難しようかという方がいらっしゃると思いますので、ケーブルテレビさん、積極的にエリアも拡大されていますので、その辺りと協議されてぜひ検討していただきたいなと思います。

私、中尾郷の自治会の役員さんとちょっといろいろ話していたんですけど、やっぱり現状、中尾とか三股とか特にそうなんですけど、住宅が密集している地域というのは、なかなかわざわざ避難をしたくないというか、できないと、物理的に。先ほど答弁にあったように、前もってもう避難してくださいということで呼びかけられるとは思うんですけど、それでも、やはり車が乗れる場所まで遠いとか、周りに乗り合わせる方がちょっとぱっと見つからないとか、いろんな理由があると思います。

そういう意味で、やっぱり一時避難所、自治会が開設されている指定避難所ですね。中尾郷の場合だったら交流館だと思うんですけど、そういうところにまず避難して、それから、例えば地区別に乗り合わせていただいて町の避難所に行くというのが、一番やりやすい避難の仕方かなと思うんですけど。

そのときにやっぱり問題になるのが、今、指定緊急避難所が32カ所、自治会等、指定されていたと思うんですけど、14カ所が土砂災害警報時は使えない形になるんですね。やっぱり中尾郷の自治会の方とお話ししたときも、避難所を開ける以上は自治会の役員さんたちはいないといけない。ただ、そういう意味で避難所として向いている場所じゃないので、自分たちの身の安全としてもどうなのかなという部分があるというふうにおっしゃったんですね。

その辺りはこういう災害、大雨の災害が毎年のように起こっている現状を踏まえて、その土砂災害で避難できない場所が非常にあるというのを踏まえて、どういうふうを考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

確かに山付きの公民館はほぼほぼそういった土砂災害のバツ印がついている避難所として指定をしておりますけども、そういったところは、以前も御指摘をいただきました自治会の

ほうにも、一応こちらとしては、土砂災害がおそれがある避難を呼びかけるときは、公民館の開設まで要望いたしませんということは自治会にもお願いをしております。ただし、自治会の方が今まで使っていたという慣習があるというところで、何で開けないんだというところも多分自治会のほうにもあるんじゃないかなという話もありまして、そちらは自治会の判断で開けてもらっても構いませんけれども、それはあくまでも一時避難として、雨の状況によっては、町が指定する避難所のほうへ避難をお願いしますということでお願いをしている状況でございます。

最初から町のそういった開設する避難所に下りてきてもらうというのは、なかなか議員おっしゃるとおり、遠いというところもあろうかと思えますけれども、そういうところを今後どういった形で対応していけばいいか、自治会の方とも話をしながら、話もしていかなければいけないというのは思いますが、要は、一番その避難される方の意識がどう思っておられるか、どう持っていくかというのは、そちらのほう重要になってこようかなというふうに思っておりますので、そこら辺りもちょっと研究もさせていただければというふうに思っています。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

先ほど、答弁でドローンは前向きに検討するっておっしゃったんでいいと思うんですけど、一応ドローンで、私も自分の持っているドローンで撮ってみたんですけど、非常に分かりやすいので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

それで、今、総務課長が避難する方の意識ということでおっしゃったんですけど、これはやっぱり避難したほうがいいのか悪いとかという何かこう判断材料を示さないと、じゃ避難しようかという形にならないと思うんですけど。

その一つとして、例えば、これはちょっとできるかどうかアイデアベースです。例えば、大雨とか台風とか、事前にある程度分かる災害のときなんですけど、飲食店の方は、そもそも仕入れをある程度毎日されているわけですよね。ただ、災害が来るともう休業しないといけなとか、開けても実際お客さん来られないという形で、食材が余ると。であれば、避難所に何か炊き出しじゃないけど、そういう形で提供するというのがもしできれば、御飯があるのでちょっと安心して避難できますとか。

例えば、地区によってその指定避難所に何百人が来るところにそういうことはできないと

思うんですよ。ただ、そのエリアを区切って、地区の公民館に炊き出しがあるので、そこにまずは避難してくださいという呼びかけぐらいだったら、ある程度人数に限られる中で、避難を呼びかける行動として一つ考えられないかというのを町民の方と話をしていたんですけど、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

おっしゃっている要旨というのは、飲食店の方がそういったことでお話をされたのかどうかちょっとはつきり分かりませんが、基本的にはそういった食べ物と言ったらおかしいんですけど、そういったのがあるから避難というのは、またちょっと違うのかなというふうに思いますので、やっぱり自分の身を守るというその意識を、これが一番私たちも思っているんですけども、雨がどのくらい降ってくるかが分からないと。最近、今朝の雨もあれだけ降ったのかなど。ほぼほぼ天気予報じゃそこまで降らないって思っていたんですけども、結構降ったなど。朝起きたら川があれだけ濁っていたというのは僕もびっくりしましたが、最近の雨が確かに分からないということでもありますので、最近の雨は、やっぱりそのゲリラ豪雨というか、いつ、そういった線状降水帯ができるかというのがはつきり分からないと、そういったところの意識を変えていただくような形の啓発というほうをもうちょっと研究をさせていただければなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

そういう意味では、先ほど県が永尾とか中尾とかに水位計とか、あとは宿郷に監視カメラを設置するということがあったんですけども、おっしゃるとおりNAKSSを見れば分かるとは思いますが、そこは見方が分からないとか、サイトが非常に分かりにくいという意見がたくさんありました、町民の方からですね。もう少し集約して、それこそ波佐見町のことしか要らないわけですよ、町民の方にとっては。もっと集約して、例えばホームページでリアルタイムで出すとか、何かそういう形で協議、検討はできないんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

確かにそういった長崎県の河川砂防情報システムやったですかね、のほうに行けば県内各地の情報が見れるということで、波佐見町に特化した情報ということでございますので、何

らかできるような形でちょっと協議、研究をさせていただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

やはり総務課長おっしゃるように、もう最近、ここ二、三年とか、もう雨が今までの想定以上に急に降ってきますので、やっぱり今の情報というのを迅速に町民の方にお伝えしないと、なかなか逃げ遅れるとかですね。雲仙市で民家で埋まられて、不幸にしてお亡くなりになられた方とかいらっしゃいましたけども、事前にいろんな形で情報が分かれば早く逃げられると思います。

その意味でちょっと、私、質問項目にわざわざ入れさせていただいたんですけども、裏山に樹木がたくさん立っていると、結局土砂崩れがしているのかしていないのかが全く分からないわけですね。今回、金屋郷の災害現場を、通りを見たときに、同じような箇所って波佐見町全体にたくさんあるわけですよ、裏山に土砂崩れが起きそうな場所というのが。せめて自分の家の裏の土砂が見えるところぐらいまではちょっときれいにしておくとか、その辺は御自身としても考えられたいと思うんですけど。

例えば金額的に高く上げる必要はないと思うんですけど、自分たちの防災意識を高めるために、例えば5万円の補助でもいいですけど、そういう部分は、自分たちの身は自分で守るために身の回りをきれいにするという意味で、樹木の伐採の支援とかをするという考えはないんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そういった防災の観点からということでございますけれども、町長が答弁しましたとおり、一応そういった樹木に対しては個人資産ということでございますので、町からそういった支援ということは考えておりません。それと、あと樹木に限らず、もう危険ということであれば、裏が土砂のむき出しとかになっておっても、そこも危険でございます。今回も、そういった裏の自分の家を造成するために切って建てられた家の裏が崩れてきたという御報告も数件いただいておりますので、かえって、ケース・バイ・ケースでしょうけど、土があったら止まっておったというのも考えられます。そういったこともございますので、まずは身の回りの危険を感じたときは、まずはもう自分の身を守ってもらうように、すぐ避難をしていただくというような形でお願いしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

御自宅で御自身の私有的なものに補助していただくというのは難しいというのは私も承知していたので、あえてなんですけども、例えば宮崎県川南町は、町道沿いに立っていて、交通上支障がある樹木に対しては補助をするという仕組みがあります。というのは、それは、壊れたら道路が通れなくなって、結局ほかの方にも迷惑をかけるからという意味で、そういう部分は全然考えられないのかなと思います。

あと、岡山県の吉備中央町だと、これは自治会が申請するんですけど、交通等支障木伐採除去事業補助金という形で、例えば自治会で、この木があったら近隣の方に迷惑を及ぼす可能性があるがあるので、倒れたら危ないというときに、作業員1人当たり5,000円の上限を設けて、上限20万円って決まっているんですけど、3分の2補助していただいて、自治会としても、これは危ない部分を切ってほしいということに対して補助というのはあります。

こういう意味で、今回も町道がかなり寸断されていて、結局長い間、近隣の方は不便を被ります。そういう意味で、やっぱり波佐見町は山林が多いので、林道も特にしかりですけど、生活道路として使われている部分もありますよね。今回土砂崩れした金屋神社と鬼木を通る道とかいうのは、林道とはいえ、かなり頻繁に行き来されていました。

こういう部分でいろんな形で生活道路というのはありますので、自治会の方でちょっと協議した上で、早めに予防的に切っておいたほうが良いという部分に何か費用を補助するという考えは、特に今回、雨で倒れやすくなっている木が生じていると思いますので、その辺りというのは考え方はないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そういった公共の町道等を守るということでございますので、そちらのほうは建設課のほうともちょっと協議もさせていただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

災害の話はもう、ちょっと切りがないので、ぜひ検討していただきたいのが、先ほどインターネットの環境でお試し住宅の話があったんですけど、現実、コロナ禍でなかなか外から来ていただくという、お試し住宅を使うケースというのは難しいと思います。その意味で、

避難の練習の場所として、例えばお試し住宅で1泊、自分の家を出てみようというので何か企画していただくとか、どういう形でいいのかどうか分からないんですけど、そういう部分もぜひ検討していただきたいなと思います。せっかくお試し住宅があるんですね。

インターネット環境について移りたいんですけども、まず、これは以前も一般質問で述べさせていただいたんですけども、やはり職員さん皆さん御認識いただいているとおり、なかなか波佐見町の役場というのはICTに関してそこまで進んでいるとは言い難いというふうに思っています。そういう答弁も以前いただいたんですね。そういう意味で、やっぱり先ほど申し上げたとおり、地方創生人材支援制度を用いて、デジタル支援のアドバイザーとか、そういう部分の制度がありますけども、そういう話を具体的に検討される予定はあるんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

9月1日からデジタル庁というのも発足しました。国を挙げてそういったデジタル社会のほうへ邁進しているというところで、国としては2025年までにある程度の基盤をつくり上げたいというお話もあっております。それに向けまして、各基礎自治体ではやっぱりデジタル人材確保、足りないという状況が国のほうでも分かっているということで、積極的にそういった制度を使いながら、自分たちの弱い部分を補いながら進めていってほしいという方針も出されておりますので、こちらとしてもそういった状況に対応できるような形で、今検討を進めているような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

これは何でちょっと急いでほしいかなと思うと、私ども波佐見町は、新庁舎が今、事業が進んでいます。というときに、やっぱりその建物自体が新しくなるので、仕組みもいろいろな意味で変わっていくタイミングだと思うんですね。なので、できれば新庁舎ができるタイミングには、そういう今までなかなか進んでいなかったDXとか、そういう部分が進めるような仕組みを、ぜひ建物が建つタイミングまでにある程度道筋をつけていただきたいなと思うので、早めに検討していただきたいなと思います。今、多分令和3年度の募集が9月1日に始まったと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、地域おこし協力隊に関しては、答弁いただいたとおり、事業者のやるべきこと

なので、なかなかその町として一律支援は難しいというのは重々承知しています。ただ、本町に例えばインターネットとかに相談できる窓口というのがあんまりないと思うんですよね。突発的にセミナーとか、支援員さんがいらっしゃったりというのはあるんですけども、会社としてなかなかこう、例えば小さな事業者さんが相談できる窓口というのはないと思うんですけど、その辺りはどういうふうに認識されていますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

確かにそういうITの専門の窓口で、会社としてそういう相談を受けている、受付をしているというようなところはあまりないのかなと思うし、ただ、中にはそういう先進的な企業もあって、そういうところは当然ながらインスタのフォロワーも多かったりとか、そういうところが牽引的役割を果たしていただきたいというのもあるし、中小企業庁においてはデジタル化応援隊事業というのもございます。本来、いろいろな相談をして30万ぐらいかかるところを四、五万でできたとか、実際そういうメニューもいろいろ用意されていますので、今あるメニューを積極的に取りに行くのが重要であって。こういう支援の場合、どうしても、10段階レベルがあるとするときに、ゼロの方を1上げるのは大変なんですけど、それをやっぱり3とか4の方を4、5に上げるというのは、そういう支援のやり方というのはできていかなかなというのはいちよっといろいろ案を考えているところでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

実はこの話をさせていただくに当たって、元町職員さんで、今は福岡で拠点を置かれて、波佐見町に中小企業診断士をやられている方、大体もう、ここまで言えば大体誰か分かると思うんですけど、その方からちょっとお話を聞いて、やっぱりITとかに関わって事業をしている人が集まる場所というのがないと、なかなか相談できないんじゃないですかという問題意識をいただいたんですね。

その意味で、コワーキングスペース、要するに、わいわいがやがやそのITとかなんとかその新しいような人たち、ビジネスをやられている方が集まる場所というのがあれば、あそこに行ったら相談できるという雰囲気になるんじゃないかなということを御提案いただいたので、ちょっと話題に上げました。

これは福岡県の糸島市にある病院です。1階部分は病院なんです。2階の入院病棟をも

うやめられたので、そこを改修して廊下はちょっと分かりにくいんですけど、これは全部部屋はそのままです。部屋の一部をこういう形で自分たちで改修を、来られた方が一人一人手作業で直されたそうです。こういう形で、会議室を、病院の中をちょっとずつ改装して、新しい会社さん、スタートアップの企業さんとか地元に移住されてきた方が事業を営んでいらっしゃいます。

こういう場所が何で考えられないかという、今後、新庁舎でコワーキングスペースというか、ある程度場所は検討されているというふうに伺ったんですけども、波佐見町内、例えば病院でもう入院患者を受け入れられないところとか、あとは焼き物関係の事業者さんで、今までは商談をする部屋として使われていたけども、もうコロナ禍でちょっととてもそうやって人を呼べる環境にないとかいう形で、空いている場所というのが結構町内にいろいろあるんじゃないかなと思っているんですね。そういう部分をちょっと有効に活用していただいて、新しい事業として、少なくとも新しい収益がなるような仕組みができれば、今までの活用されていなかった土地が、スペースが活用できるんじゃないかなと思っているんです。

そういう部分で、国が事業再構築の補助金があるんですけども、非常にちょっと申請がややこしかったり、枠が決まっていたりするんですね。ぜひ町単独でその事業を再構築して、例えばこういうスペースをつくったり、いろんな形で新しい事業を展開されようとする既存の事業者さんに対する支援というのを協力できないかと思うんですけど、その辺り、考え方はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

確かにその情報提供された方とも私も話をしましたけども、こういう人が集まる、やっぱりそういうICTのレベルは高い人同士こう集まって、そういうところに地元の企業さんが来ているいろんな相談ができるのは非常に大切なことなのかなと思うし、これをわざわざこうつくるっていうより、今、当然、Wi-Fi環境をいろんなところで整備していますので、そういう整備しているようなところを、うまくこういうことにも拡大的に柔軟に、スペースとしてこの場所はWi-Fiがせっかくあるのでこういうスペースを一部設けるとか、そういうことは考えられるんじゃないかと思うし、例えば民間の企業の方がこういうのをしたいということになった場合に、いろんな部分でチャレンジといいますか、挑戦をされていくような事業者に対する支援というのは、何らかの形で応援する仕組みができないかというのは

考えていきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今、商工観光課長がおっしゃったように、例えばはさみ温泉のRVパークとか、あとは今、改修を進められる予定の中尾山伝習館とか、あとはやきもの公園周りとか、いろんな建物がありますので、陶芸の館とかですね。そういう部分でWi-Fiが整備されていたりする環境がありますし、あとはいつも使われていない場所というのも農村環境改善センターも含めてありますので、そういう部分が、ワーケーションというのが、例えば都会でリモートワークでも対応できる方が、ちょっと二、三週間、地方に行って、気分転換に仕事をするという取り組みが、今、コロナ禍で盛んにやられていますので、そういう部分を呼び込む場所としてそういう部分が整備できれば、今までなかなか使えなかった公共施設が生きてくるんじゃないかなと思いますので、観光として、今、町内、いろんな形で整備されていますので、ぜひそういう部分を生かすような仕組みというのは考えていただきたいな。

あと1点思ったのが、答弁の中で永尾分校のお話があったんですけども、やはり町民の方として思うのが、いきなり新しい企業さんがもうそこに来るといのはやっぱりなかなかちょっと抵抗があるんじゃないかな。お試しでちょっと二、三週間とか、ワーケーションの仕組みで試して、その関係性でうまくいけば受け入れてもいいかなという形があると思いますので、ぜひワーケーションの取り組みというの、実験的でも構いませんので、来年度以降、町内でそういう公共施設を検討していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、いきなりどのぐらいのニーズがあるかもちょっと分かりませんし、言われるように、また新しく作って誰も来なかったじゃ駄目ですので、例えばですけども、陶芸の館の一角にちょっとこうフリーアドレス席をちょっと二つか三つか設けてさせるようなところですね、そういうのを作るとか、そういうのは可能じゃないかと思いますので、研究したいと思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

いろんな形で、今回庁舎内にWi-Fiを整備されるという補正予算も上がっていますし、

少しずつでもやはり波佐見町の役場として前向きに検討していただいていると思いますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

それで、最後にちょっとイノシシについて言いたかったのが、私、3年前に有害鳥獣駆除について一般質問したんですけど、これは私が、自分で取った場所と、わなを仕掛けている場所が去年と今年、これだけあります。なぜ、ほかの猟師さんはもう大体長年捕られているので決まっているわけですね、エリアが。私みたいに新しく始めた者というのは、依頼をいただければそこに行くので、これだけもう町が分散してしまっているんですけど。見ていただければ分かるんですけど、どこにでもいるわけですね。先ほど町長の答弁をいただいたとおり、宿郷でも15頭いますし、村木は141頭、村木は多いんですけど、野々川も154頭で多いんですけど、どこにでもいるわけですね。

ぜひ最後のスライドだけちょっとお伝えしたかったなと思うのが、これは南小学校の通学路ですね。山角で、私が今年、捕獲したイノシシ59キロなんですけど、これよりもっと大きいやつもいました。子供が通学路で追われて怖い思いをしたからどうにか捕ってほしいということで捕ったイノシシなんですけど、やっぱり通学路にこれぐらいの大きいものがいたら、子供だけじゃなくて保護者の方も非常に不安だと思うんですね。

農林課長ともお話ししたんですけど、やっぱりその農林課で全部その解決できる問題じゃないので、ぜひ教育委員会とか立場を超えて、総務課もそうですけど、こういうどこでも危ない動物がいるので、ぜひそういう被害状況とか、出没状況とか、情報を共有していただいでですね。車が過去に大破したというケースもたくさんどこでも聞かれていますので、もう高齢で捕獲される方もなかなかいろんな箇所にわなを仕掛けるというのは難しい状況も生じていますので、少なくともその被害に遭わないまでに、出没情報を関係する方に共有する仕組みというのは、ぜひ検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

有害鳥獣として、担当課としてでございますけども、先ほど捕っていただいたイノシシにつきましては、初めに農林課のほうに出てきているということでありましたので、あとは被害が及ばないように、教育委員会、それから総務課の生活安全のほうにも伝えているところでございます。そうしたところで、それぞれの部署において取れる体制をしっかりといただいているところでございますので、今後もそういったことがあれば、各部署には速やか

に連絡をしまして対処していただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

これは前回私がこの話題で質問させていただいたときに、見回りが大変なんですよってこう声を荒げてお伝えして、その結果かどうか分かりませんが、イノシシの捕れたらお知らせするセンサーを農林課のほうで国の事業を使って、猟友会の会員の方、希望される方に配付していただいています。

この結果、非常に見回りが楽になったということで、猟師さんのほうからも高評価をいただいているんですけど、残念なことに、いっぱい捕れている野々川とか、金屋とか、川内とか、電波が入らないエリアが結構あるんですね。なので、できれば中継器とかそういう部分は検討いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

議員がおっしゃっている分につきましては、長距離無線式捕獲パトロールシステムの、通称ほかパトということで、令和元年に20台、それから令和2年に20台、今、合計40台入れているところでございます。無線式でございますので、無線を遮るようなところにつきましては、なかなか入りづらいということもございますので、そういったところを精査していくとともに、必要であれば中継局を立てれるところは立てて、カバーできればなと思っておりますので、今後、猟友会と必要性についてもっと研究してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、6番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分より再開します。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 田添有喜議員。

○3番（田添有喜君）

こんにちは。まず初めに、先ほど8月の豪雨で町内被害総額が13億を超えるという、その額を聞きまして非常に驚いております。被害を受けられた方、または被害があった地域の日も早い復旧を切に願っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1. 教育行政について。

近年、時代の流れもあり、教育界では大きな変化のときを迎えており、コミュニティスクールやGIGAスクール構想など、学校現場においてはかなり苦慮されていると思います。

そのような中であって、本町では教育に対する関心が高く、教育施設の充実は他に誇れるものがあります。しかしながら、児童生徒の学力の定着や通学路の安全確保が大きな課題です。

そこで、次のことを問います。

(1) 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果を受け、本町の課題は何でしょうか。

(2) 本町の学力低下の課題として、読解力を上げられています。また、取り組みとして、学び合いの推進を教育長は前回答弁をされています。各学校の取り組みはどのような状況でしょうか。

(3) 各学校の読書への取り組みはどうでしょうか。また、国が示す学校図書館図書標準は満たされているのでしょうか。

(4) 本年度、児童生徒にタブレットが配付されました。家庭学習におけるタブレットの活用状況はどのような状況でしょうか。また、宿題はどのような形で出されているのでしょうか。

(5) 現在、各学校にはかなりの教育機器が設置されています。電子黒板や大型テレビ、パソコンなど、活用状況はどうなっているのでしょうか。

(6) 通学路の安全確保と点検から見える課題は何でしょうか。

2. 防災行政について。

コロナ禍の中、住民の生活は不安な状況が続いています。そのような中、8月の長期にわたる大雨は、多くの災害も発生し、住民の恐怖を一層大きくしています。

そこで、次のことを問います。

(1) 地域防災計画の今後の変更はありますか。あるとするならば、どのような視点で変更が行われるのでしょうか。

(2) 河川の総点検を行うべきと思いますが、どうでしょうか。

(3) 村木川の稗木場郷春田橋から山角橋までののり面改修工事の予定はどのようになっているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 田添議員の御質問にお答えいたします。

1. 教育行政の質問についての答弁は、後ほど、教育委員会から答弁があります。

2. 防災行政について。

コロナ禍の中、住民の生活は不安な状況が続いている。そのような中、8月の長期にわたる大雨は住民の恐怖を一層大きくした。そこで次のことを問うということで。

(1) 地域防災計画の今後の変更はあるのか。あるとするならどのような視点で変更を行うのかという御質問ですが。

本町の従来の地域防災計画は、国が示す標準的な仕様と比較して異なる部分が多かったことから、今年大幅な見直しを行い、6月2日に開催した波佐見町防災会議において承認いただきました。

今後の変更については、基本となる国、県の計画が変更された場合や、本町の実情にそぐわない状態が生じた場合などには、逐次変更していくことになります。

(2) 河川の総点検を行うべきと考えるがどうかという御質問ですが。

波佐見町には、県が管理する二級河川が11本で約40キロメートル、町が管理する普通河川が26本で25キロメートルありますので、どのような方法で、どのような点検を行うかによりますが、町のみでの対応は難しいと思われますので、自治会等にも相談をし、御協力を得る必要もあるかと思えます。

なお、令和元年に、普通河川において、しゅんせつ工事に伴う調査点検を実施しております。

(3) 村木川の稗木場郷春田橋から山角橋までののり面の改修工事の予定はどうかという御質問ですが。

県北振興局河川課に問合せをしたところ、現況が土羽の護岸でも特に侵食や崩壊等がなく、健全な状態であるため、緊急性を要するものではないと判断し、改修工事の予定はないとの

ことでした。

今後整備をしていくためには、地元の要望等があれば検討したいとの回答を得ています。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 教育行政について。

近年、時代の流れもあり、教育界では大きな変化のときを迎えており、コミュニティ・スクールやGIGAスクール構想など、学校現場においてはかなり苦慮されていると思う。本町では教育に対する関心が高く、教育施設の充実は他に誇れるものである。しかしながら、児童生徒の学力の定着や通学路の安全確保が大きな課題である。そこで次のことを問う。

（1）令和3年度全国学力・学習状況調査の結果を受け、本町の課題は何かとのお尋ねでございすが。

本年5月に実施された全国学力・学習状況調査については、先月末に調査結果概況が各自治体に提示をされています。

その正答率ですが、小学校国語は全国平均を僅かに下回り、算数は全国平均でありました。

中学校国語は全国平均を僅かに下回りましたが、数学は全国平均を上回りました。

なお、小学校及び中学校の各教科とも、長崎県の平均か、それ以上の正答率でした。

このため、小学校及び中学校の国語が全国平均を下回りましたが、その差は僅かであり、縮小傾向にあると考えています。

そこで課題ではありますが、小学校国語においては、読むことと話すこと、書くことが全国平均と大きな差があり、小学校算数では、問題の意味を読み解くことができず、特に思考、判断、表現の分野で差がつく傾向にあります。

また、中学校国語でも読むことの分野で全国平均を下回っており、数学においては、数学的な見方や考え方でマイナス要因に働いていますが、数式、計算分野については全国平均を上回ったものと分析をしております。

これらから、以前から申し上げているとおり、本町の課題は、読み取る力、読解力が不足しているものと考えております。

（2）本町の学力低下の課題として読解力を上げている。また、取り組みとして学び合いの推進を教育長は答弁された。各学校の取り組みはとのお尋ねでございすが。

先ほど申し上げたとおり、本町の学力上の課題は読解力の向上にあります。その対策とし

て、めあて、まとめが児童生徒に届く授業、ねらいに即した書く活動を重視する授業、学び合いの学習を中心とした授業づくりを行うことで、さきの3月議会で御説明したところです。

そこで、学び合いの各学校の取り組みですが、新型コロナウイルス感染症対策もあり十分ではありませんが、小学校においては、ペア学習として隣同士で考えを確認する学習や、グループ学習として3人から5人で席をつなぎ合わせ、互いの意見を出し合う、確認し合う取り組みを行っています。このことで、自身の読み取りや考えが正しいか、ほかにはどのような考え方、読み取り方があるのかを互いに補完し合っています。

また、中学校においては、グループ学習においてさらに踏み込んで、互いの意見を論評し合い、グループとしての意見をまとめる授業も行っております。

これらから、問題の趣旨を読み取る力、相手の考えを読み取る力を養い、読解力をはじめ、思考力、判断力、表現力を身につけさせたいと考えております。

(3) 各学校の読書への取り組みは。また、学校図書館図書標準は満たされているのかのお尋ねでございますが。

学校における読書の意義は、先ほどから申し上げている読解力向上の大きな取り組みの一つです。小学校においては、年間、あるいは月間の読書数の目標を掲げ、読書を促すとともに、冊数だけではなく、読書後の感想文を書かせるなどの取り組みを行っています。中学校においては、より専門性や分野別の図書を生徒に紹介しながら、継続した読書の習慣を促しています。

そこで、学校図書館図書標準を満たしているのかのお尋ねでございますが、昨年度の調査では、東小学校と南小学校は満たしておりましたが、中央小学校、中学校は満たしていませんでした。それぞれ廃棄する冊数と購入する冊数のバランスが取れていないことが要因ですが、冊数にも配慮しながら良質な図書を購入するよう努めていきたいと考えております。

(4) 本年度、児童・生徒にタブレットが配付された。家庭学習におけるタブレットの活用状況は。また、宿題はどのような形で出されているのかのお尋ねでございますが。

本年5月末に各学校に配付したタブレットは、6月から順次授業での使用を始めたところであり、小中学校とも、全学年が授業で活用をしています。

また、その活用については、教育委員会事務局と各学校のICT担当教諭によるICT活用推進委員会を立ち上げ、毎月、委員会を開催し、利活用の状況や課題を持ち寄り、町全体のICT教育の推進について意見交換を行っています。

一方で、家庭学習におけるタブレットの活用ですが、家庭におけるタブレットの安全な使用を図るため、先月にフィルタリングソフトウェア導入の入札会を実施し、導入業者を決定したところですので、その設定が完了する2学期半ばから家庭への持ち帰りを行うことで、ICT活用推進委員会で協議をしているところでございます。

また、宿題については、標準の学習支援ソフトで小テスト等が作成できますので、その内容を基本としていますが、他自治体が活用している有償ソフトの導入も検討しているところでございます。

(5) 現在、各学校にはかなりの教育機器が設置されている。電子黒板や大型テレビ、パソコン等の活用状況はどうかとのお尋ねでございますが。

現在、学校全体で、電子黒板78台、パソコンが教師用を含めて421台、それに加えてタブレットが1,375台あります。

電子黒板については、デジタル教科書の提示や書画カメラを接続し、教材を投影するなど、授業で活用しています。

パソコンについては、電子黒板との接続による活用、教師用パソコンは成績処理などの校務用としての活用、パソコン室では社会で多く使われているオフィスソフト等の使用方法を学んでいます。

タブレットにつきましては、授業において児童生徒が学び合う学習支援の道具として有効かつ積極的な活用を進めていきたいと考えています。

このように、学校現場には多くのICT機器がありますが、各学校のICT担当教諭と教育委員会事務局が連携を密にして、各校を巡回していますICT支援員を活用しながら適切に管理を行っていききたいと考えております。

(6) 通学路の安全確保と点検から見える課題はとのお尋ねでございますが。

通学路の安全確保につきましては、これまで、国、県の通知や波佐見町通学路交通安全プログラムなどに基づき、学校、自治会、PTA、警察、道路管理者をはじめとする関係機関と連携しながら定期的に通学路の合同点検を行っております。

今年度においては、9月13日月曜日に通学路の合同点検を実施することとしております。合同点検は2年に一度実施し、その点検結果に基づき、各道路管理者や関係機関で対策が講じられており、最近では、宿郷鹿山橋の人道橋の設置や前後する歩道の整備もその合同点検の成果だと考えております。

さらに、学校においても定期的な点検を行っており、保護者、PTAからの連絡や要請に基づき教育委員会が独自に調査することもあり、その調査結果に基づき役場建設課等にも要請を行っています。

そこで点検などから見える課題ですが、通学路の多くは公共の道路や歩道であり、安全対策を講じる場合は構造的な改良が必要な場合がほとんどであり、予算を伴うものも多く、教育委員会だけでは解決が困難であるということです。このため、合同点検で各関係機関が共通認識を行い、各道路管理者や権限を有する関係機関の協力が不可欠と考えております。

一方で、通学路は生活道路でもありますので、安全な走行や道路の破損等の連絡について、地域の方々の御協力もお願いしたいと思っております。

何より重要なのは、社会全体の交通安全の意識高揚や規則遵守であることを再認識し、通学路を守る仕組みづくりを含め、関係者、関係機関の共通した取り組みが必要だと考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

まず最初に、全国学力・学習状況調査の結果から本町の課題はということですが、同僚議員ももう既に県下の学力テストの結果から答弁もいただいておりますので、重複を避けたいと思います。

私がこの課題に目を向けたのは、ネット上でずっと過去に遡って、小学校5年の子供が中学2年になったとき、どういうふうになっているかというような、その流れをずっとこう追いたかったんですが、残念ながら、市町村別の調査は26年度で打ち切り、その後は波佐見町の広報紙で県と全国の比較した数値だけを公表をされていて、そこのちょっと追求まではいかなかったんですが、ただ、平成26年度の課題として、やはり先ほど教育長から答弁があったように読解力の指摘をされていたんですね。

ずっとこう読解力読解力。でも実際は、この学力調査は国が教育施策を示して、その検証をし、そしてその解決を図るために一つのデータとして毎年始めました。マスコミ等には、何かこう子供たちのほうが視点といいますかね、ぽーんと浮かび上がるんですが、そういう施策を検証して、行く行くは教育技術の充実、言葉を換えれば教師の指導力を改善し、より子供たちの学力を高めていくというのがこの状況調査の大きな目的と私は踏まえて、本町の場合も、私の資料では、重複しますが、平成26年から読解力という指摘がありながら、その

改善がなされていない。

同僚議員の答弁でも東彼杵町の例がありましたが、私も調べました。休日によく勉強している。図書館をよく利用し、読書をしている割合が高い。それから、読書が好きな子供が多い。ここには書いていませんが、東彼杵町は新聞を活用して、週1回は必ず新聞を読んでいる子供がいるというような特徴です。これは、ずっと継続した取り組みの中で、かなり郡内でも、または県下でも高い結果を収めています。

また、県でもトップクラスの長与町の特徴ですが、基礎的な知識、技能が定着している。要するに、基礎、基本をきちんと先生方から指導を受けているということですね。それから自分の意見を発表する子供が好きだ。これは自分の思いを述べるということは、望ましい人間関係、集団形成が行われていないと、自分がこういう意見を言ったら陰で言われるんじゃないかとか、いじめの対象になるんじゃないか、そういう不安があっては、本当に望ましい、こういう学び合いといいますかね、ペア学習とかグループ学習ということで、教育長、説明がありましたけれども、そこの前提にはやはり望ましい人間関係というのがあって初めて効果を生むんだと思っています。そういうところが長与町ではしっかりされて、何よりももう何年も県トップの結果を収めているのが、町独自の長与検定というのを実施をしています。

私は、波佐見町がどうだじゃなくて、波佐見独自の何か課題を解決するための取り組みをする必要があるのではないかとということで今回質問をしているんですが、その辺について、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

東彼杵町さんの取り組みにつきましては、そこまで私自身も詳しくは調べておりませんが、なかなかこの県学、全学については毎年子供たちが変わっておりますし、問題の種類が変わってくるものですから、同等な比較ができない。5年生、中学2年生が受験をした県の学力調査では、今年度東彼杵町はかなり高い数値にあったんですが、6年生と中学3年生が実施をしたこの全国のほうは波佐見町のほうが上にありました。そういうことで、なかなか同じような調査であったとしても、内容や学年、子供たちが違うものですから、その中から見えてくる成果と課題を大事にしていくということが、とても大事ではないかなということをおもっております。

お説の長与町さん、あるいは時津町さんあたりは、本当にこの調査が始まって以来ずっと

トップをいっています。何かしらの地理的な環境等々もあるのかなということも思っていますが、今お説のとおり、長与独自で取り組まれていることが、どのようなものなのかをさらに突っ込んだ部分でやっていきたいと思えますし、そちらのほうからこちらに異動してきた職員もおりますので、その取り組みについて話を聞きながらやっていく中で、やはり毎時間毎時間の授業について、とても丁寧にといいますかね、ある程度の展開パターンが決まっていたり、授業をとにかく大事にしているという話をしておりました。

同町と同じ程度の佐々町にも学校訪問へ行きました。あるいは、さらに言えば、離島である小値賀町とか宇久町もかなり高いレベルをいつも維持をしています。それがなぜなのかというところが余計に、例えば学習塾等々の完備がなされていない地区であったとしても高い数値を示すというのは、どういうことなのかという学校の、おっしゃったような職員の指導力の課題とか、そういうところもあるのではないかなということで、私たち自身もそこに逆に活路を見いだしていきたいと思えますし、課題を追求したいと思っておりますので、全学が求めている学力と、授業や教科書で求めている学力は同等のものだという捉え方をして、先生方の意識をまず改革をし、平均正答率を上げるためではなく、子供たち一人一人の学力を少しでも上げていくという丁寧な取り組みを全職員でやっていくという共通スタンスの中で、この学力向上については対処をしていきたいということを考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

先ほど小値賀の話が出ましたが、小値賀も非常に英語に関しては県のトップクラスというようにそういう時期がありました。私が調べた中では、放課後残して特訓ですね。英語の特訓をして、それが終わらないと部活に行けない。これは1、2年目は調子よかったんですが、だんだんだんだんそれがマンネリ化していくと、子供は苦痛になる。まさに先ほど教育長が答弁された点数を上げるための取り組みでは駄目なんですね。私が言いました、先生方のレベル。しかし、先生たちは異動があります。でも、その学校その学校になじむまでもう3年ぐらいたってしまったりとか、ましては、今、タブレットが入ったりとか、そういう個人の技量といいですか、専門的な知識、その技量にも差が出てきている。それはもうやむを得ないのかもしれない。

そういう意味で、波佐見町、昔から教育の町波佐見って、多分その流れから、本当に他に誇れる教育施設はもう中学校並みの体育館とか小学校にもあるわけですので、熱の入れよう

は他町から見ると本当に羨ましがっている。そこで、もう一步、継続的な安定した学力を維持する取り組みをしていく必要があるのではないかな。

気になったのは、平成28年に佐世保市が中核市になりました。そのことによって、初任者研修等について検討をし、3町独自で教職員の育成を行うということで、今も多分それは残っているのかなと思います。そういうふうに周りもどんだんどんどん変わっていつていきますので、これは波佐見町だけじゃなくて、3町の教育委員会、教育長が知恵を出し合いながら、東彼独自の取り組み、川棚、波佐見、東彼杵町独自の取り組みというものをしっかり示して、先生方の共通認識の下で波佐見の子供たちの指導に当たるべきだと私は思うんですけども、その件に対していかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

お説のとおり、初任者研修につきましても、東彼3町で地区別の研修を行って、今年度、来年度が本町がその事務局校になりました。8月の初任者研修の一環として、議員お説のとおり、授業づくりの根底は学級づくりにありますので、学級づくりの中で学級経営の力量を高めるというための、初任者から若手の先生方を集めて、関東のほうから専門の方をお招きをして、ワークショップ型の研修を行うということで計画をしておりましたけれど、コロナの関係で来町できずに次年度に回したというところもありますので、3町合同での取り組みというのをさらに密にしながらやっていきたいという御提言につきましては私自身も同感でありますので、これから後、そのことについても3町の教育長で協議をしていきたいなということを思っております。

同時に、途中に述べられた教育環境等々につきましても、例えば支援員さんの充実だとか、ICT支援員とか、スクールサポートスタッフなどの人的な環境整備、あるいは教育環境整備につきましては、波佐見町、そして波佐見町議会の皆様方の本当に御理解と御支援により、県内でも誇れる充実環境の中にありますので、私自身、校長たちに話をし、研究主任に話をしているのは、費用対効果の考え方を取り入れましようということを話しております。そろそろお金をかけた部分について、子供に結果、成果を出さないといけない時期に来ているんじゃないですか。分析はもうしています。もう10年以来、分析はしているんだけど、その具体的な行動、アクションがまだまだ見えていないし、各校任せだったりしているところがあるので、町全体挙げて取り組んでいくところは何かということを確認にしましようとい

うことと同時に、教育委員会がトップダウンで前面に出すぎると、かえって学校現場の独自性なり特徴を困らせるところが出てきますので、学校と教育委員会が意見交換をし、どのような取り組みが一番ベターなのかということ協議する学力向上推進委員会を、今までは年に一、二回程度の開催だったのを、今年度からは毎月1回の開催にし、定例開催をしながら、分析から、次には実践を何をするかというところの部分で、今、協議をスタートしているところでもありますので、御了解いただければありがたいです。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

何もされていないわけじゃないと思います。いろんな取り組みをもう熱心にされていると思います。しかし、それが何らかの形で見えてくると、やる気、やりがい、やっぱり喜び、これは子供も大人も一緒ですよ。喜びがあるから次に意欲が増すわけですね。だから、今までやられていたことプラス、私が言いたかったのは、教育委員会から、たくさんやる必要はない。こんな子供たちを、こんな授業をやってほしいんだという、何かやっぱり発信をしないと、現場の先生たちの声を聞くことも大事だと思うんですが、僕は今までずっと変わらなかったのは、やはり教育委員会がもっとぐんとこれだけもう絶対頼みますよというところを示す、そのことが町内に来られた先生方の技術も高めるし、子供たちも高めるのではないかなと思っております。

そこで、いろいろこう考えると、やはり読解力を高めるにはこの読書です。もうマンネリ化になっていないのかなと。先日テレビを見ていましたら、小さいときに読書をずーっと好んでやっていた子の学力、思考、そういうのは物すごく高いということを言われています。一時、本当、借りた冊数競争みたいにして、今日何冊、年間に200何か、そんなことでやっていた時代もありました。ただ、教育長の答弁から、感想を書く。私も一言感想とかいうことで、より内容を理解する力は深まるんじゃないかなと思っておりましたが、それは実践をされていまして、もう少しその読書の在り方、もう全部スマホとかタブレットとか、もう全部そういうものになっていますが、やっぱり昔ながら、読み書き、そろばん、これは姿を消してはいけない部分だと思います。

そこで、図書が満たされていますかということで、中学校と中央小はちょっと足りていません。なおさら、ふるさと納税の基金あたりでいろんな分野で教育に支援をされていますが、どんどん新しい本を、とにかく今新しい本がありますから、古い本を処理されて、

子供たちが図書館に行きたい、図書を手に取りたいというような、そういうのも波佐見の教育の特徴に、もう読書がマンネリ化になっていますから、ぜひしてほしい。

これは町の図書館の充実とかそういうことも地域の方もこう言われております。また、同僚議員も図書の件については質問をされたかと思いますが、まず、子供たちが、理想は、小学校の子供たちがじいちゃん、ばあちゃんに読んで聞かせるとか、それを聞いたじいちゃん、ばあちゃんが、感動するね、この人はとか、そういう子供が読みっ放しじゃなくて、そういう関係性の中で読書力を深めていけば、波佐見の子供たちの学力は大きく伸びてくるのではないかなということで今回提案をさせていただいています。

冊数を増やすのに金にかかるかもしれませんが、あまり費用はかからなくて、効果を上げられる手法ではないかなと思っています。

タブレットについては2学期後半からということですが、私が申し上げたかったのは、これまで、子供がタブレットでやるようになると、ただでさえ宿題を苦に思っているといひますか、能力的な差で嫌がっている子供が、またタブレットで出されるといかないので、やっぱり家庭学習というのは、書く、読む、自分で計算する。それはどんな時代が来ても、ペーパーレスと言われるかもしれませんが、そのところはやっぱりしていけないと、字が書けない子供が出てくるのでないかな。電卓がないと計算できない子供ができてくるのではないかなと思います。

それをちょっと心配をしてお聞きをしました。2学期半ばからということですので、ぜひ御配慮をして、活用について指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

前段の読書につきましては、小学校におきましては、授業、あるいは昼休み、放課後、あるいはおうちに持って帰ってということで、かなりの冊数を読むようになってきていると思いますが、一つの課題としては二極化ということで、読まない子が全く読まないで、もう1年間に0冊とか1冊とかいう子がいるということに対しての課題を、今、各学校ともですね。これもありがたいことに図書司書補助員を各学校、常勤していただいていますから、かなりの部分でアプローチしていただいている。中学校につきましては、なかなか読む時間が確保できないということで、日課の中で週に2日、朝読の時間を今でも設けていただいておりますので。ただ、やっぱり小学生に比べて、昼休みに行くとか放課後に図書室に行くという場

面が少のうございますが、そういう中で読書について今、取り組ませているところでございます。

タブレットにつきましては、11月辺りを目途に家庭への持ち帰りができればいいかなというところで、今現在、9月、10月にかけて、ICT活用推進委員会の中で、持ち帰りの指針を作成したり、各学校ごとのセキュリティーポリシーを作成したり、そういうルールづくりとか、そういうふうなことを今、研究、検討中のこの二月にやっていきたいと思います。今、議員が心配されていました子供たちの本来身につけるべき基礎的な力について、私たちもそれについての課題は逆に先進校に見えてきた課題でもありますので、読み書き、そろばんの基礎的な力の部分というところの分は併せて研究検討していきたいなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

多分、読書離れといいますか、たくさん読む子、読まない子、そこと学力等を比較されると共通点が絶対出てくると思います。だから、そのところを何とか読みなさいじゃなくて、読めるようにしていく、そういうところもぜひ活用していただきながら、図書の充実というものをぜひ図っていただきたいと思います。

読書については、もう御存じのように、1988年に千葉の私立高校がこの読書について取り組みをし、その成果があるんだということで、全国に読書活動が推進をされてきています。だから、間違った手法ではないと思いますので、奥深いものがあるかと思いますが、前向きに検討し、取り組んでいただきたいと思います。

電子黒板、それから大型テレビ、パソコン、その利用についても説明がありました。どのくらいそれぞれの先生方が意識をされているのかなど。言葉は悪いですが、遊んでいる教育費がたくさんあるのではないかなど。かなりの高額な予算をかけたにしても、これも先生方のできる、できない、その温度差もあるかもしれません。

私がこれを今回挙げたのは、やはりカリキュラム、教育委員会に多分提出を各学校はしているんじゃないかなと思いますが、私はICT活用計画としましたけれども、指導計画の中で、ここではちょっとこれを使ってみようとか、やはりそういう何か位置づけを、年度が始まる前に活用計画というものをやはりきちんとそういうことを明記することによって、校長も、あ、この先生全然使いよらんばいとか、もっとう使ったら効果的なのにとか、そうい

う助言もできる機会になると思います。もう町内でされているのではないかなと思いますが、活用計画の作成あたり、また、その管理について、教育委員会ほどのくらい把握をされていますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

お説のとおり、各学校で作成しているものについては、先ほど申しましたICT活用委員会の中で共有をし合ったりしておりますし、その中から見えてきた課題等につきましてもその委員会を中心として取り組んでいくことでやっております。プログラム学習につきましても、文科省等々の資料を参考にしながら、あるいは各学校が使っている教科書のモデルを参考にしながら、あるいは先進地区のカリキュラム等々も参考にしながら、本町のバージョンというののモデルをまず今研究検討しているというところでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

次に、通学路の件です。先ほど城後議員のイノシシの件で、通学路でというような、イノシシの出現についてお話がありました。

私の資料で、平成28年から令和2年間で、小学生の歩行中の死者、重傷者が全国で2,734名、下校中908名ということで警察庁が報告をしているわけです。

総務文教委員会でも、教育委員会立会いの下、8月3日に通学路の危険箇所を点検をして回りました。今度、合同点検が9月13日ということで、ちょっと遅いのではないかなと。

実は、8月9日の登校は知っていたんですが、8月20日も登校日かなと。ただそのときは、佐世保と長崎がコロナのレベル5ですかね、が何か出て、部活も何も登校も中止というような発令が出たときでした。誰も来んもんですから、ずっとネットで調べても登校日は記載されていなくて、ネットあたりを更新していただくと助かるなと思っていたんですが、登校日じゃなかったとばいね。でも中学生は部活に行きよごたるねというような認識でした。

そういう中で、9月1日、あいさつ運動の日でしたが、イノシシが出た近辺、どうしてもすぐ草が生えて子供たちの通学に支障を来すものですから、草ば刈ってやらんばいかんねって思いながらも、なかなか、何回かは刈ってあげていたんですけども、今回は間に合わずに。しかし、1日に行ったら誰かが刈っていただいております。刈っていただいた方も分かったんですけども、そういうところが町内ではたくさんあるのではないかなと思いま

す。

また、私がいつも山角橋に立っていますが、あの橋のところから歩道までカズラがもうばーっと来ていて、素手で処理することができなくて、近所に鎌を借りに行ってきれいにしたんですけども。あいさつ運動を月1回されて、おはようございますという呼びかけも大事かもしれませんが、前にドライブレコーダー、ああいうものでもずっと撮っとけば少しは分かったのかなと。

だから、本当は9月13日の総合点検、いろんな都合があるかもしれませんが、本来ならば、夏休み前に予定がつけばやるべきではないかなと。そして、安全を確保した上で子供たちの2学期の登校をさせてはと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

時期につきましては、大変申し訳なく思っております。ただ、どうしても、各学校の保護者からの聞き取りアンケート等々を集約したり、それを一覧化したりすることの部分にも時間もかかりましたので、本来ならば2学期登校前に行うべきであったと思いますが、明けた13日に開始する、実施することにつきましてはお詫び申し上げたいと思います。

ただ、それ以前から、この前も申しましたように、通学路につきましてはの情報、状況につきましては、保護者、地域のほうからの情報提供に対し、真摯に受け止めて、現地を確認に行ったりということにつきましては、今でも行っているところでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

なかなか保護者の方も忙しいし、自治会の方も役員探しでも苦労するぐらいの今の状況の中で、下から情報を吸い上げるというのも、もうもしかすると非常に厳しいのかもしれませんが。だから、先ほど私が言いましたけど、月1回のあいさつ運動とか、そういうのをうまく利用されたり、職員の方が通勤をされるときに、ちょっとだけでも通学路を見て気づきの分がないのか。下から上がったほうがいいのかもありませんけれども、上のほうからも発信をして、貴い子供たちの命を守るという視点から、上も下もないんじゃないかなと僕は思いますので、お互い早期に情報を共有して、対応できる部分は早期に対応、予算がかかるものについては計画的な対応をぜひお願いをしたいと思います。

次に、防災行政についてです。地域防災計画の変更についてはということで、もう答弁を

いただきました。また、先ほどの城後議員の中でも話題になりました。盛んに、過去の被災地あたりを取材する中で出てくる言葉がこれだったんですね。行政に頼らない避難体制の確立が急務である。要するに、言葉を換えれば、自主避難とか、自分の家の安全な場所にとか、そういうふうなことになるのかなと思うんですが。

重複をして申し訳ありませんが、この防災計画の中の指定避難場所32カ所の中の14カ所が公民館及び集会所です。地区の公民館等ですね。20カ所。そのうちの14カ所が土砂災害の危険性があるというようなことで、まだ全町までは進んでいないと思いますが、防災支援、支え合いマップというのを、社会福祉協議会、それから町職員の方等とも交えて、各地区でこのマップを作っています。その取り組みも、町のそれぞれの地区の実情があって温度差が出るのはもうやむを得ないんじゃないかなと思いますが、早く言えば、私の地区の例えば稗木場郷の公民館ではなくて、もっと近場の具体的な名前と言いますと、八島会館とか、下稗観音堂とか、波佐見焼の一番古い焼き物が発掘されたところですかね。そういうところにまず避難しましょうとか。もっと言うならば、もっと誰々さんの広場のところがまだ安全ばいとか、もうそういうところまで来て、町が指定する4カ所の避難場所よりももっと身近なところに安全な場所はいっぱいある。だから、この地域防災計画ですから、大きな計画ですので、細かいところまではできないかもしれませんが、少なくとも土砂災害のおそれがあるところは指定避難場所というようなところの記載はどうなのかなというふうに考えますけれども、その辺について、地域の実情に合わせて、避難場所を拡大、またはそこに必要な、例えば手すりが必要とか、いろんなことがもしかすると出てくるかもしれませんが、その辺の支援体制についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

指定避難場所につきましては、先ほどもあっておりますけども、公民館を中心に32カ所指定をしておりますから、土砂災害警戒区域の場所はバツということで、そういう土砂災害に関する避難場所としては適さないということで表示をいたしております。

今ありました各避難所でのそういった手すりとかなんとかの状況についても、公民館施設でございますので、そういった公民館の改修工事に合わせてしていただくとか、そういったふうに対応を取っていただければというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

私の地区で申し訳ないんですが、公民館じゃなくて、その身近なところの避難場所というふうに指定して、そこにはセンサーライトをつけて、24時間体制できるような、そういうのは自治会として支援をしているんですね。ただ、町としても、手すりを作ったりとか、何かそういうところの支援を、公民館活動の補助事業は分かるんですけども、公民館じゃない、そういう安全な避難場所等が今後出てくるんじゃないかなと。そういうところも含めた形で、計画の中には書かなくても、地区の実態に応じてそういうところの支援の幅を広げていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今、町の防災避難計画書に指定しているところは、郷でいう大きな一つの公民館、各地区におかれましては各集会所、部落ごとの集会所というのをお持ちですので、そういったところ。それと、先ほどありましたけども、個人のお宅というところがそういったところで上がってくるのかなということで今お話をお聞きしたところでございますけども。今後どういった形がいいのか、また、調査研究させていただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

すみません、説明がうまくいかずに。今、指定されている避難所以外に、各地区の実情に応じて支援の幅を広げていただけるような、そういう検討をお願いしたいということでしたので、前向きに検討していただければと思います。

次に、河川の総点検をする時期ではないかなと。8月の豪雨でかなりの被害が出ている中、非常に言いづらいんですが、災害があったら取り組みますけど、災害がある前については、なかなかこう一歩を踏み出せない、それが現実かなと思いますけれども、ちょうど8月豪雨と重なってしまいました。

これは8月豪雨のとき、樋渡川ですかね。ちょっと画面がぶれて申し訳ございません。これは動画で示しましたが、この後、雨が上がった後、皿山川、川棚川あたりを見ると、もうなかなか手がつけられないようなそういう状況で、そこまでは復旧工事だけで13億なのに、またここまでせろと言ったら、到底金はないんですが、このくらい、もうこの二、三年の大雨等で、台風等で、もう河川は悲鳴を上げているんじゃないかなと思います。

キロ数を、普通河川と二級河川の距離を言われましたけども、一度では無理かもしれませんが、ポイントポイントでやっぱり点検はやらないといけないんじゃないかな。自然が教えているんじゃないかなとちょっとこう思うものですから、その辺について、具体的に回答はできないかもしれませんが、前向きに点検活動を進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃるとおり、県河川も含めて普通河川、相当な距離があります。車での目視とか、しゅんせつしなければいけない、樹木の伐採をしなければいけないというようなところも多くあると思います。そういう点については、町のほうでも調査をし、県のほうにも連絡をしているところです。予算の関係もあると思いますけども、前向きにというか、予算の範囲ではありますけども、できるだけしゅんせつとか、そういう伐採ができるように、町でも県でも、県には要望ですけども、町に対しても、そういう浚渫事業債とかありますので、利用して前向きにやっていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

計画的に県も河川の工事を行って、ちょうど大雨の前に一つ終わって、ああ、よかった。あれがあったらまだひどかったとにねというような声も聞くんですが。本来の河川整備を考えたときは、下流からずっとやっていかないと、上流からやっていく、自然に逆らって非常に災害を大きくするので、そういう視点からも、下流のほうからずっと点検をやっていけば、一度にやらなくても、まず下流のほうを先に少しずつでもこうやっていただきたいなど。特に、梅高野のあそこは柳の、樹木の伐採等も県が行っていますので、その後、どのような状況になっていっているのか。そういうのを見て回られると。

一番はこの豪雨の残骸ですね。桜づつみのあの4月にはきれいな花が咲くんでしょうけど、それまでには少し景観のいいような、そういうのも要るのかなと思って、点検が必要ではないかというようなことを質問をしました。

慣れが一番怖いということですので、今ちょうど私たちもちょっと視野を広めて防災について考える時期ではないかなと思っています。

あと、のり面については計画がないということなんですが、ここだけ土羽になっています。

両サイドですね。ここが崩れると、農地とか民家に氾濫が起こる。起こった場合には被害が出ますので、前向きに県のほうにお願いをして進めていただければと思います。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

以上で、3番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時25分から再開します。

午後3時11分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 藤川法男議員。

○11番（藤川法男君）

それでは、一般質問の前に、コロナ感染をされた方々、そして、また今度の8月の豪雨に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。一日も平素な生活に戻れるよう、私たちも努力をしたいと思っております。

それに関して質問をいたします。

1. 安心安全なまちづくり対策について。

新型コロナウイルスが発生し、早くも2年が経過しようとしている中、待望のワクチン接種が75歳以上から始まりました。希望の光が見えてまいりました。しかしながら、皆さんも御承知のとおり、第5波により若者を中心とした感染が再び増加をしております。加えて自然災害も発生しており、今後、町民の皆様方が少しでも安心できる施策をお示ししてほしいということで質問をいたします。3点質問いたします。

（1）全国的に小中学生のクラスターが多く発生しております。家庭内感染も増加しておりますが、ワクチン接種についての国、県の方針を踏まえて、本町の考えはどうか。また、接種拒否された方々もおられ、それがどれぐらいで、その対応をどうするのか。

（2）本年度末から来年度へ向けてコロナ禍の経済対策として、本町の基幹産業である窯業、農業、観光事業等の関係者からどのような要望や支援が望まれているのか。また、特に窯業界は、各イベントの中止、また大型店舗の時短営業など、影響が深刻であります。本町

としての方針はどうか。

(3) 豪雨による土砂災害等が各地域で発生しております。行政や自治会等での被害の確認作業が行われている中、自治会や関係機関への被害報告はいつになるのか。そして、災害の規模により、国、県、町と工事内容や支援が異なります。今回はどのような支援、方向性を想定されるのか御質問をいたします。

2. 新庁舎建設事業について。

現庁舎の老朽化に伴い、新庁舎建設の計画が進められておる中、パブリックコメント（意見公募）が行われ、意見が集約されました。

(1) どのように対処するのか。

(2) 意見の提出者に対してどのような形で回答するのか。また、それはいつか。

(3) 教育委員会の移転等は、内容次第では、担当課である新庁舎建設推進室では権限が及ばない面があると思っております。教育委員会と町長部局と連携をし、対処すべきと思いますが、お答えをお願いいたします。

3. シルバー人材センターの支援について。

シルバー人材センターにおける仕事の意義は、皆さんも御承知のとおり、超高齢化社会に対し、誰もがいつまでも活躍できる社会づくりであります。また、高齢者の社会参加の促進が、生きがいを持ち、社会貢献となっております。それがひいては、医療、介護費の削減につながっている中、御質問をいたします。

(1) 今後も働く意欲のある高齢者の受皿として、支援の継続や拡大が必要であると思っておりますが、お答えをお願いいたします。

(2) シルバー人材センターへ公共からの発注依頼の要望があると思っておりますが、その状況はどうであるか。そして、また、課題はどうかをお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 藤川議員の御質問にお答えいたします。

まず、1. 安心安全なまちづくり対策について。

新型コロナウイルス感染が発生し、早くも2年が経過しようとしている中、待望のワクチン接種が75歳以上から始まり、希望の光が見えてきた。しかし、第5波により、若者を中心に再び感

染が増加している。加えて自然災害も発生しており、今後、町民の皆様が少しでも安心感を持てる政策を示してほしいということで。

(1) 全国的に小中学生が多く感染しており、家庭内感染も増加しているが、ワクチン接種について、国、県の方針を踏まえて本町の考えはどうか。また、接種拒否の割合はどのくらいで、その対応はどうするのかという御質問ですが。

長崎県でも独自の緊急事態宣言を発令し、その後の感染拡大により、国のまん延防止等重点措置の対象となりました。

県が公表したデータでは、第5波での新規感染者の年齢は20代以下が全体の50%を超えており、そのうち10歳未満の感染者の割合は全体の7.1%になっています。

一方で、重症化が心配された60代以上の感染者の割合は10%程度で、ワクチン接種により一定の感染予防効果があるものと分析されています。

また、第5波では家庭内感染の割合が高く、特に無症状の感染では家族の変化に気づきにくく、あるいは入院できない感染者と家族との隔離ができず、家庭内で感染が広まる可能性が高くなります。

本町では、国、県の方針に基づき、接種方法や優先順など、町医師会と協議しながら接種体制を整えてまいりました。まずは重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患のある人、介護職員や保育士などのエッセンシャルワーカーに続き、希望者へ順次接種を進めています。

8月30日現在、16歳以上の町民のうち、1回でもワクチン接種を受けた方は9,920人で、79%になります。言い換えれば、21%の方が接種をしていない、あるいは接種できない方になります。

町では、どの年齢層の方にも事前に意向調査を実施して、接種を希望するか、しないかの把握に努めてまいりました。8月中旬には意向調査に回答がなかった方に対しても最終の案内として再度周知を行ったところです。9月で町の集団接種は終了しますが、その後は、町内医療機関での個別接種で接種漏れの対応を行ってまいります。

ワクチン接種はあくまでも任意で個人の自由意思によるものですので、体質的にワクチン接種ができない方、ワクチン接種に不安のある方に強制できないことは御理解をお願いします。また、接種したからといって感染しないわけではありませんので、引き続き、手洗い、マスク、3密の回避など感染予防対策の徹底を求めることが重要と考えています。

(2) 本年度末から来年度に向けてのコロナ禍の経済対策として、本町の基幹産業である

農業、窯業、観光事業等の関係者からどのような要望や支援が望まれているのか。また、特に窯業界は各イベントの中止や大型店舗の時短営業などその影響が深刻であり、本町としての方針はどうかという御質問ですが。

昨年から猛威を振るっている新型コロナウイルスはとどまることを知らず、本町の基幹産業である農業、窯業、観光事業への影響は御指摘のとおり甚大なものがあります。

昨年度は全国一斉の緊急事態宣言もあり、流通をはじめ経済がストップし、波佐見焼産地の本町も大きな打撃を受けたことから、国、県の支援も受けながら、緊急経済支援として融資対策や給付金の支給など、幅広い業種に対し直接給付など支援を行ったところです。

また、窯業界からは、工業組合や商業組合、生地組合、型組合などからいろいろな事業支援への要望があり、県とも共同し、緊急的に事業支援を行ったところです。

町内の地域内経済を回す対策としては、昨年に引き続き大規模なプレミアム商品券事業も実施し、対策を図っているところです。

このように、これまでは直接の給付金と緊急的な経済対策を実施してきましたが、この直接給付のような対策は、今後いつまで続くか分からないコロナ禍の状況においては限界があることから、国、県が打ち出す事業と連携することで実施の方向性を探り、町独自の対策については、ポストコロナに向けて、状況が厳しい中でも業績アップにつながるチャレンジや投資に対する支援について研究をしていきたいと考えています。

また、観光事業については、現段階では我慢のときですが、観光庁をはじめ国のいろいろな機関から、インバウンドをはじめコロナ終息を見据えた仕込みなど準備的な展開に対する事業が多数打ち出されていますので、本町で対応可能なものについては積極的に取り組み、ポストコロナ対策の準備を行ってまいります。

一方、農業においては、昨年度は売上げが減少する等の大きな影響を受けた畜産業者と茶農業者の経営継続を支援として、給付金の支給による支援を実施しました。今後、農産物の売上げが減少し、農業経営に影響を及ぼす事態となった場合は、国、県の事業も利用しながら、町独自の支援についても検討したいと考えています。

(3) 豪雨による土砂災害等が各地域で発生しており、行政や自治会等での被害の確認作業等が行われているが、自治会や関係機関への被害報告はいつになるのか。また、災害の規模により、国、県、町と工事内容や支援が異なるが、今回はどのような支援や方向性を想定されるのかという御質問ですが。

災害発生時には、地元からの被害報告を受け、直ちに現地確認と調査をして、それらを取りまとめ、被害報告を県のそれぞれの所管ごとに行っています。

建設課が担当する町道や普通河川などの公共土木施設の被災報告は災害発生後10日以内と規定されているため、より迅速な対応が求められますし、農林課が担当する農地や農業施設、林道などの報告は可能な限り早くとなっており、これも個所数が多くなることで大変な作業となります。

これら災害復旧事業については、一部県が行う事業もありますが、ほとんどが町による事業となり、規模や種類により、国、県の支援を要するもの、工法などの協議を要するものがありますので、今後、県と連絡調整を図りながら一刻も早い復旧に努めてまいりたいと思います。また、規模等により補助事業の対象とならない事業については、町の単独事業や補助金事業により実施することになります。

なお、自治会から被害報告をいただいている関係から、それをまた自治会へ報告するということは行っておりませんが、まれに報告になかった町道や普通河川などの公共土木施設で新たな被災箇所を町担当者が発見した場合は、自治会へ報告するようにしております。

2. 新庁舎建設事業について。

現庁舎の老朽化に伴い、新庁舎建設の計画が進められている中、パブリックコメント（説明、意見公募）が行われ、意見が集約された。

（1）どのように対処するのか。（2）意見提出者に対してどのような形で回答するのか。また、その時期はいつかという御質問ですが。

新庁舎基本設計に対するパブリックコメントについては、6月21日から7月20日までの1カ月間公募を行い、投函箱によるもの5件、電子メールによるもの5件、その他持参によるもの3件、合計13件となっています。寄せられた意見に対しましては、関係各課と検討協議を行い、回答しています。

内容につきましては、既に8月2日に町ホームページに公表しており、9月号の波佐見町広報紙へも一部内容を公表し、町民の皆様、意見提出者に対して周知を図り、御理解を得たいと考えています。

（3）教育委員会の移転等は、内容次第では担当課である庁舎建設推進室では権限が及ばない面があると思う。教育委員会と町長部局と連携し、対応すべきと思うがどうかという御質問ですが。

新庁舎建設においては、平成27年10月から本格的に検討に入り、町内有識者15名による波佐見町庁舎建設検討委員会で各種内容を審議していただき、その取りまとめとして新庁舎建設基本構想として答申していただきました。

次に、この基本構想を受けて、町の管理職や職員による基本計画の策定、さらにこの計画に沿った基本設計を経て、現在は工事につながる実施設計を進めている状況です。

新庁舎建設に対しましては、定期的に議会の特別委員会でも説明をさせていただき、一般質問でも数々の質問に対し説明してまいりました。

このような経過の中で、これまでも教育委員会とは綿密に協議を行い、意思疎通を図りながら対応してきたところです。今後につきましても、町長部局と教育委員会が新庁舎で統合することにより、住民サービスの向上につながるよう努めてまいりたいと考えています。

3. シルバー人材センターの支援について。

シルバー人材センターにおける仕事の意義は、超高齢化社会に入り、誰もがいつまでも活躍できる社会づくりである。また、高齢者の社会参加の促進が生きがいを持ち、社会貢献となっており、それがひいては医療、介護の削減につながっている。

(1) 今後も働く意欲のある高齢者の受皿として支援の継続や拡大が必要と必要であると思うがどうかという御質問ですが。

シルバー人材センターの目的は、定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業、その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することとされています。

また、これらの活動は、いつまでも元気な高齢者として医療や介護の予防として効果的であり、議員お説のとおりであります。

その高齢者の受皿でもあるシルバー人材センターへの支援については、現在、本町では、事務局の人件費について、国の補助要件に基づく金額の助成を行っており、これからも継続してまいりたいと考えています。

また、施設の利用等においても無償貸与を行っており、利用料の負担軽減を図るなど、様々な形での支援を行ってまいります。

(2) シルバー人材センターへ公共からの発注依頼や要望があると思うが、状況と課題は

という御質問ですが。

現在、本町においても各部署において業務内容が合致したものは積極的に発注を行っております。しかし、会員の減少により、シルバー人材センターの受注件数の状況によっては対応できないときもあるようです。

町としましては、今後も積極的に活用したいと考えており、業務の内容を確認し、専門業者とのすみ分けや発注時期の調整が可能なものは、その時期を調整しながら、シルバー人材センターの活動に寄与できればと考えています。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

ありがとうございました。続けて質問をいたします。

まず、ワクチンから、対策からですね。本町は、ワクチン接種は医師会、自治会、また担当課の行政の皆様の協力により、県内でも早くから、そしてまたパーセンテージも高いということで、本当に町民の皆さんは感謝しております。今後も引き続き御努力をお願いいたします。

その中で、町長もおっしゃいました、今、79%の方が接種をしているということで、今後、若い方がワクチン接種が始まるということで、12歳から15歳は8月にその接種の希望調査を行ったわけでしょうけど、その内容を御説明いただきます。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

12から15歳のワクチン接種につきましては、8月末に調査を出したところで、9月10日までの回答期限で今求めているところです。接種を希望するのかもしれないのか、希望する場合はどういった形で接種を受けたいか、集団接種なのか個別接種なのか。あるいは希望される曜日を書いていただいて、それを踏まえて、はがきにて予約票を配付して接種に向けて準備を進めているところです。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

家庭内感染といって、町長の答弁にもありましたとおり、10歳以下がやはり10%以上の県もあります。10歳以下ということは、小学生が中心ということですから、ある認可保育園も出たということですので、もし、そういう事態になったときに、教育委員会側の学校に対す

る国からの何か指導があったと思いますけど、そこら辺をちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今ステージ5ということで、子供たちの感染状況が厳しい状況にあるということで、学級閉鎖等々につきましても、まず、国、県のほうのガイドラインにのっとってということで基本的に対応していきたいと思いますので、子供たちの中に感染者、あるいは濃厚接触者等が出てきた場合は、その人数だとか、あるいはその子の動きの状況、感染広がり状況等から、本人だけの出席停止になるか、あるいは学級閉鎖、広がりがもっとあれば学年の閉鎖、そして、さらに広がっていけば臨時休業、休校という形になるんだろうと思いますが、そういう人数がある程度の割合は数値が示されておりますが、まだ現況的にはその状況には本町はありませんので、そのときにまた対応していきたいということで考えております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

クラスによっては、1クラス3人とか出たら閉鎖とかそういう規定がありますので、そこはちゅうちょなくやっていただいて、もう確実に広がらないようお願いをしたいと思います。

そして、前後いたしますが、接種をできない方が当然あります。しかし、逆に言ったら接種を拒否といいますか、言葉はちょっと適正ではないんですけど、受けていない方がおられると思います。そこら辺の周知は今後どうされるのかをちょっとお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

答弁にもありましたとおり、16歳以上の方の意向調査は6月中旬までで済ませたところで、その時点では1,000人ほどの未回答者がありました。その後、また回答期限を過ぎた後に調査を出されている方もいらっしゃいますし、8月中旬に、意向調査の回答のあっていない方がその時点では775人いらっしゃいました、その方に再度はがきでお知らせをしたところです。集団接種だと、もう9月4日が最終になりますよという御案内をして、それ以降は個別接種になりますとしました。その結果、そのはがきの反応で、今、意向調査に回答されていない人数が490人まで絞られてきております。100%に近づけるというのはなかなか難し

いところでありますので、この490が妥当かどうか分かりませんが、今の感染状況を見ながらやっぱり思い直す、接種をしようと思い直す方もいらっしゃると思いますので、それはもう個人の判断を待ちたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

かなり減ったということで進展しておると思います。できる限り、このはがきに回答がなかった方にいろんな形で周知をしていただきたいと思います。

次に、経済対策として御質問いたします。農業、窯業としておりましたが、農業もやはりコロナ禍で、牛肉は下がる、米は売れない、そういうふうにしておりまして。しかし、私がいつもこう言っております農業法人の支援とか、広い駄野地区の野菜ハウス、フルーツハウスの計画もということも言っておりますが、しかし、ここに来て、そこは来年度以降の考えとして、やはり主要の米、麦、大豆のことに関しては、1年に1回しか取れないと、量もなかなかこうさばけないということになれば、やはりそこには作業の効率化、省力化、そういうことも視野に当然入れられておると思います。

具体的なことを言いますと、田んぼのあぜ、畦畔ですね。あそこら辺も年間5回か6回ぐらい刈らなばということで、低い畦畔はいいんでしょうけど、中には、2メートル近く、もっと以上ある畦畔があるわけですね。そこら辺りは、やはり平均70歳以上の方々が今後果たしてそれをしていかれるかということは非常に問題になっております。多面的機能支払交付金の事業に該当すると思いますが、防草シートとか、畦畔グリーンとかですね。畦畔グリーンといいますと、芝類を張って、それ以上草が伸びないようにするということが言われております。防草シートを私もずっと試しましたが、価格によってシートが詰まった、詰まらなかったということで生えてくるわけでしょうけど、いいやつは10年から15年ぐらいもつということですので、70歳以上というのはもう高齢の人たちがするわけですよ。そういうことに関してやはり何らかの手を打ってほしいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）

回答できますか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

答えは結構でございます。後で文章でお伝えいただければですね。

やはり、私もちょっと通告も少し細かく書けばよかったんですけど、もうこれ以上書いたら2枚、3枚使うものですから、ちょっと遠慮しました。そういうことが今後省力化ということで、やはり今は70歳以上の方々がするということで、しやすいように便利なように長くできるように今から農業はやっていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

窯業界については、お答えになったとおり卸業者の消費地の低迷ですね。そして、また売場の面積の縮小とか、非常に商社も困っておられます。そこでやっぱり企画力があるかないかで非常に差が出てきつつあるということも聞いております。

そしてまた、工業に対しては、商社と一緒に仕事をするに当たっては、当然売上げも減少している中、さっき言われたふるさと納税あたりの販売が好調といたしますか、17億6,000万ぐらいのその30%ということで、かなりの工業はふるさと納税で活路を見いだしております。そしてまた、売上げ減少に伴うネット販売、そういうところで何とか仕事の先を見つけようとしております。

ということは、企画力、ネット力を今後窯業界も加味していかないとなかなか難しいということですので、そこでイノベーションをして、技術革新をして、少しでも新しい販売先、また新しい方法で、今、試験場でも5軸のああいう難しい仕事もしてまいりましょうけど、そういう仕事内容はどんどん変わっております。やはりそういう支援の中に講師を交えて、今後の戦略についてのセミナーも試験場でやってまいりましょうけど、ああいうことも少し町も考えていただいて、そういう業者とお話をして前に進めていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

おっしゃるように、今このコロナ禍の中で、こういう窯業界においても会社の事業のやり方、非常に変わってきていると思います。やっぱり、先ほど城後議員のときもありましたけど、ICTを駆使した今の時代に合った、例えば商社であれば、営業力、企画力、そういうのが求められますし、そのためにも、去年は、商業組合においてはそういうIT機器に対しても支援をしまして、それを活用してリモートで営業ができる人材というのも非常に今から重要になってきますので、今までリアルで言っていたのをネット上でちゃんとしっかりしゃべれる、そういうセミナーを開いたりとか、そういうのは業界とも話をしながらやっていか

ないといけないというふうに思っています。

それと、いろいろな国の支援とか県の支援とかがあると思います。そういうのも活用していただきながらも、使い勝手が悪い部分については、例えば展示会の出展費を助成するとか、ちょっとした店舗の改装で今から少しコロナ仕様にするとか、いろいろな補助の国のメニューはあるんですね。ただ、なかなか採択率の問題とかもありますので、そういった部分も創意工夫する方に対してのチャレンジングな助成をうちも考えていかないといけないんじゃないかと、そこは研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

そこ辺りは非常に今後重要になってきますので、しっかりと業界に寄り添って進めていただきたいと思います。

今年の秋のあちこち陶器市とって、あちこちで陶器市があるわけでしょうけど、今回はもう各窯元、商社でしていただいて、それをネットでPRをして集客を得ることが決まったそうですので、そこら辺りもよく協議していただいて。

そしてまた来春の陶器まつりですね。もう2回中止になっております。何月何日しますよと言って、コロナ禍がなったものですから中止になったと。もう3回目の中止はできないという関係者がおられて、準備を早くすれば、もし中止になったら大変ですから、もう少し間際まで様子を見ようという雰囲気もなっているそうです。

コロナもグラフ上を見ますと、ワクチンも当然接種が多くなりまして、大体10月末、11月ぐらいにはかなり減ってくるというデータも出ております。しかし、その陶器市には3回目は中止にはできないということで考えておられますので、最後の最後になって、ばたばたするかもしれませんけど。ただ、もし何かあったときに、本年度のようにいろんな支援も考えてしていただきたいと。そうしないと、3回目中止して、そこで自分たちがかぶるという言葉は適切でないでしょうけど、そこまでもう経済力がないという方々もおられますので、本年度のようにそういう支援ができるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

陶器まつり、本当、2年連続で中止していますので、3回目は必ずできるような形に持つ

ていかないといけないのかなと思っているし、今年度の陶器まつりについても、徹底した感染対策の仕組みをつくって、このまましても大丈夫じゃないかなと思うぐらいのそういった取り組みをした中で、直前でのやっぱり感染レベルが上がったために直前で中止したという経過があります。そういったノウハウの蓄積がありますので、そういったものをしっかりと、来年度に向けてはもう一回検証し直して、好転していることを期待しながら準備だけはしっかりやっけていかないといけないと思っていますし、もし、感染がひどい場合は、また議会の御意見をいただきながら、そういった支援というのも、もしものときの支援も同時に視野に入れながら考えていかないといけないというふうに思っております。

○11番（藤川法男君）

災害に関する質問をいたします。

○議長（百武辰美君）

挙手をお願いします。

○11番（藤川法男君）

すみません。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

同僚議員もずっと質問しておられまして、ここは金屋の林道ですね、すごい崖崩れがあつてですね。ここは大鬼木ですね。この事業とかは、県が当然しなければ、町ではなかなか補えないということなんでしょうけど、難しい質問だと思いますけど、まだ設計もしていないのですね。しかし、今までの状況ではどういうふうなパーセンテージで支援が得られるかを質問いたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今、林道金屋線と大鬼木地区の地滑りの率と言われましたけども、補助率といいますか、でよろしいですかね。かと思えますけども、まだ確定はしておりませんが、激甚災害に指定されますと、その段階で率がちょっと変わってくるものですから、ここで明確にはちょっと答弁を控えさせていただきます。

事業の内容にしましては、もちろん町単独ではかなり厳しい復旧事業になろうかと思えます。まず、林道金屋線のほうの復旧の方法でございますけども、林道金屋線は、林道と山林、

それから下流部の農地にまで至っておりますので、まず、三つに区分されます。上流部分、林道ですね。林道は林道災害ということで、役場のほうで事業を進めてまいります。その中間地点の山地の部分につきましては、治山事業で県のほうが行います。その下の農地につきましては、農地の災害復旧事業でこれも町が行います。こういった形で、三つに区分してやっていくようなところでございます。

あと、大鬼木地区の地滑りににつきましては、今回は町のほうで事業を進めていくわけでございますけども、何分規模が大きいということと、復旧に町単独でなかなかやったことがないということで、県のお力添えをいただいて復旧事業に取り組んでいくということで。こちらのほうにつきましては、まずは今年度は調査にかかる部分、次年度から本格工事に入っていくということで、大体3年かかって復旧をしていくということになります。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

3年ぐらいは皆さんもかかるだろうという推測は立っておられました。こうしてみれば、最近の雨の降り方といいますか、尋常じゃありません。いつも毎年聞くわけですけど、50年に一度と毎年聞きます。そうなったとき、やはり今回のような雨は来年はね、もう望みたくないんでしょうけど、しかし、そうしたときに2次災害とか起きる可能性があると思っております。例えば、その上に関係者は草を払っておられますけど、やはり2年、3年とたちますと、草ぼうぼうではやはり忍びないということで、どうしてもそういうことをされますので、できる限り早い復旧工事にかかっていただきたいと思っております。

次に、庁舎建設について質問いたします。

庁舎建設は、さっき答弁があったとおり、平成27年の10月から、諮問機関においてゴーサインが出たということで、11月いっぱいには実施設計が終わるということで、新しい段階に入りました。

そこで、パブリックコメント等々開かれまして、私も庁舎建設の特別委員会の会員でありまして、事情は多少は知っておりますけど、そこで、どうしても会議の中に進展がないのは、一応教育委員会は新しい庁舎に入ると。しかし、今、社会教育あたりがあそこにずっとあるということで、今のあそこにいたほうがいいのか、こっちがいいとか様々。そこはしかし、私たちの委員会で、庁舎建設室長あたりと話しても、やはり困られます。ということは、やっぱり権限が。あとはもう使い用途ですから、内容ですから、そこに踏み込めないというこ

とがありまして、ここにちょっと書いたわけですけど。

やはり、例えば庁舎に社会教育も一緒に入ったと。メリットはどういうふうな考えでおられるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

これまでの移転に伴う説明の中でもお話をさせていただいたように、これからの教育委員会はやっぱり町長部局との連動性といいますか、連携性が非常に重要になってきますし、様々な住民に対してのサービスを充実させるためにも、やはりこの共同性を持って同じ庁舎の中で一緒に働くということのほうのメリットが大変大きいのではないかなということ捉えておりますので、教育委員会として、新庁舎のほうに移転をし、活動を共にするというところで進めさせていただければありがたいなということを思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

やはりあそこに長くおられて、そして、また住民の方も教育委員会、社会教育をあそこって何か念頭にあられるということで、あそこがいいんじゃないかという話もいろんな形で出てきます。そこら辺りは、町長部局と、やはり町民の人たちが納得する考えを出していただかなければ、非常にこの先進めるのに不自由します。そして、また問題がありますので、町長、そこら辺りはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

教育委員会とやっぱり一緒の庁舎でやるというのが基本なんですね。ほとんどの各市町の中では教育委員会はほとんど一緒の敷地。そういう中で、ただ、例えば今のところが敷地が非常に狭かったんで、それで今の文化会館のそこで分かれるんだったら教育委員会をとということで。そして、それにもやっぱり30年慣れていると、町民の皆さんたちはやっぱりあそこにあつとが当たり前というような感覚になります。

しかし、やっぱり少子高齢化、いろんな行政の枠の中で、やっぱり連携をきちんとしとかなないと。特に子供の、学童に行く前からもこっちの子供、保健の担当とか、いろんな形でたくさんおいでになります。そして、あその教育委員会も毎日のように文書を持ってきたり、確認をしたり、そのあれは大変なんです。

だから、ある面では、社会教育でおいでになる方は、月に一遍か二月に一遍かって、そういうふうな形の方が多んじゃないかなというふうに思っておりますし、そういうなれ親しんだところからやっぱりこっちに移動するということになれば、非常に移したくないというのが人間の感情的になるんじゃないかなと。しかし、我々とすれば、やっぱり今こそ、子供が学校に行く前から、そういうこちらにおいでになると。その旨は教育委員会に行ってくださいというような形にやるよりも、一堂にやったほうがいいんじゃないかなということもありますし。まずはどこもそういうふうにして、教育委員会と本庁とが密接な連携を取って、そして、それが住民皆さんの全体的に大きく貢献できるというようなことで、分けているようなところはあんまり聞いたことない。

だから、基本計画するときから、まっ先からもうそこに入っているわけですね。もう基本設計して、実施設計に入っているという段階でもあるし、そういう皆さん方の心情というのは十分分かりますけども、そういう新庁舎と一緒にあって、それに慣れていただければ、こっちでよかったなというような方々も増えてくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

そういう具体例も踏まえて、今後、皆様に周知をしていただかないと、私たちは幾ら会議を開いても、そういう範囲内では非常に難しいということですから、町民の皆さんが、そして、また利用される皆さんがしっかり安心できる方法を説明をしていただきたいと思います。

最後に、シルバー人材センターの支援について御質問いたします。

質問に言いましたけど、超高齢化になりました。そこでやはり、いつまでも一線級とは言いませんけど、社会に貢献しているんだということがこのシルバー人材センターの意義ということで私は理解しておりますし、皆さん方も理解をされておると思っております。

やはり、例えばそこで一生懸命御婦人方が働かれて、私も春先とかちょっとこうしたときにはいろんな庭の草むしりの手入れとかをしていただいて、ちょっとお話しするんですけど、そのとき、こういうことをおっしゃいました。内孫の何人かおとぼってん、来るっちゃんねと、そしたら子供たちが喜ぶとよと。ということは、やはり汗水流して、おじいちゃん、おばあちゃんは働いているんだなという、お金がやはり子供たちにも伝わるんだなということが、おじいちゃん、おばあちゃんの生きがいと思っております。

今後ともこのシルバー人材センターは、若干、会社などの退職が延びまして、65歳になりまして、そういう方々が少なくなったということで、非常にいい事業と思っておりますけど、その受皿として、この支援とかの今後のお考えはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

今、藤川議員がおっしゃったシルバー人材センターの意義といたしますか、こちらについては、先ほど町長が述べました答弁と同じような形で、当然、議員のお説のとおり、非常に重要なものと、生きがい対策として重要なものというふうに我々も理解しております。ですので、こういった形で、金銭の部分もそうですし、それ以外の部分でもそうですし、何らかの支援をしながら、シルバー人材センターの存続に向けて我々も何とか頑張っていきたいなどというふうに思っておりますので、話を聞きながら今後も一緒に頑張っていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

そういう方々の中に、やはり仲間づくりという観点でお話をされる方もおります。やはり高齢化になりますと、ある程度の人しかお付き合いできないと。しかし、そういうその会に入れば、いろんな方のお話、いろんな方と「そういうことになっているんですか。」とか、「こっちはこうですよ。」とか、仲間づくりも広がるということですので、今後とも、ぜひ超高齢化になって、誰もがいつまでも活躍できる社会づくりとして支援をしていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、11番 藤川法男議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。あしたも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後4時21分 散会

第2日目（9月9日）（木曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第2日目（9月9日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	総務課長	朝長哲也
企画財政課長	藤澤英忠	商工観光課長	澤田健一
庁舎建設推進室長	大橋秀一	税務課長	山口博道
住民福祉課長	中村和彦	農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟
建設課長	堀池浩	水道課長	前田博司
長寿支援課長	本山征一郎	子ども・健康保険課長	石橋万里子
会計管理者兼 会計課長	宮田和子	教育長	森田法幸
教育次長	福田博治	給食センター所長	井関昌男
総務課長 総務班係長	太田誠也	企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから、令和3年第3回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから昨日に引き続き、一般質問を行います。順次発言を許します。

9番 北村清美議員。

○9番（北村清美君）

皆さん、おはようございます。

今回の8月の大雨に関しまして、被災された方に本当にお見舞い申し上げます。そして、なおかつ、職員の皆さんは本当に頑張って奮闘されています。それに対して敬意を表します。これからも頑張ってやっていただくようお願いいたします。

それでは、通告に従い、次の3項目を質問したいと思います。

1. 8月豪雨による被害状況等について。

8月11日からの大雨が九州をはじめ、各地に甚大な被害をもたらした。幸いにも、本町では人的な被害はなかったものの、地すべりなど大きな被害を受けた地区があります。

そこで次のことを問います。

- (1) 本町の被害状況と被害額は。
- (2) 避難所の実態と地すべり地区の避難者の状況は。
- (3) 地すべり地区の今後の復興計画は。
- (4) 避難所運営における問題点と反省点は。

2. 高齢者対策について。

今後、人口減少と並行し、高齢者人口の割合が急速に増加することが予想されます。誰もが波佐見町に移住して良かったと思える施策の一つとして、ほかの自治体にはない高齢化社会に対応したまちづくりが必要であると考えます。

そこで次のことを問います。

(1) 本年度から高齢者タクシー利用券が配布されているが、対象者と利用状況はどんなでしょうか。

(2) 予約制乗合交通運行事業、運転免許証自主返納事業及び高齢者タクシー利用券の問題点と今後の方針はいかがでしょうか。

(3) 本町は、高齢者福祉を今後どのように考えているのか。

3. 住環境整備対策について。

本町は、公共下水道と合併浄化槽の設置を推進されているが、現状はあまりにも進んでいない。

そこで次のことを問います。

(1) それぞれの設置状況は。そして、また問題点と今後の方針は。

(2) 各々の補助金と一般会計繰入金状況は。

(3) 特に中山間地域の合併浄化槽設置対策か、町が設置する共同浄化槽の設置は考えられないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 北村議員の御質問にお答えいたします。

1. 8月豪雨による被害状況等について。

8月11日からの大雨が九州をはじめ、各地に甚大な被害をもたらした。幸いにも、本町では人的被害はなかったものの、地すべりなどの大きな被害を受けた地区がある。

(1) 本町の被害状況と被害額という御質問ですが。

8月11日から降り始めた雨は、大雨警報が解除された17日までの連続雨量が1,040ミリという大変な降水量となりました。この中でも、14日午前4時から5時までの1時間が57ミリという最大時間降水量を記録しました。このような大量の降水量により、町内各地で道路や河川、農地や農業用施設はもとより、地すべりにより人家にまで甚大な被害が発生しました。

本町の被害状況については、さきの岡村議員にもお答えしましたとおり、8月末現在の集計で、建設課所管は、普通河川13カ所、被害額9,200万円、町道29カ所、被害額3億8,000万円、都市公園1カ所、被害額5,000万円、次に農林課所管は、農地43カ所、被害額6,400万円、

水路等農業施設44カ所、被害額1億2,450万円、ため池5カ所、被害額6,000万円、地すべり3件、被害額4億5,000万円、林道4カ所、被害額8,330万円となっており、総額で約13億円程度の被害報告額となっています。

また、このほかに県河川の被害が3件、被害額600万円を報告しています。

さらに、地すべりによる人家の被害として、全壊2棟、大雨による床下浸水2軒の被害報告があります。

(2) 避難所の実態と地すべり地区の避難者の状況はという御質問ですが。

避難所については、勤労福祉会館、文化会館、農村環境改善センター3カ所を8月12日から14日までと、16日の計四日間開設しました。避難者は3カ所合わせて、12日は14世帯32名、13日は31世帯79名、14日は55世帯130名、16日は10世帯19名の避難状況でした。また、13日にはさらに大雨が予想されていたので、避難者が増える見込んで、通常開設する3カ所に加え、体育センターも新たに開設しましたが、結局、そこへの避難者はありませんでした。

地すべり地区の避難者についてですが、金屋地区の地すべり被災の1世帯については、地すべりが発生した14日は親族宅に避難されていたようで、その後は空室となっていた町営住宅に避難されています。鬼木地区の地すべり被災3世帯については、14日は親戚宅や地区の集会所に避難され、現在は親戚宅と町営住宅や町の管理する建物にそれぞれ避難されています。

(3) 地すべり地区の今後の復興計画はという御質問ですが。

8月11日からの大雨により、鬼木郷の大鬼木地区と開田地区、野々川郷の石原地区で地すべり災害が発生いたしました。この地すべり災害の復旧事業については、発生から3年以内に完了させることになっておりますので、令和5年度内までには工事が終了する計画となります。なお、復旧に当たっては、まずは調査業務として、現地踏査や調査ボーリングにより、地すべり解析を行います。そして、これから得た資料を基に計画や設計を行い、それを対象に国の災害査定を受けることとなります。その結果により、最終的な工事方法や事業費が決定され、復旧工事の実施へとつながっていきますので、現時点での本格的な工事着手の見込みは、早くても令和4年度中になるものと思われまます。

また、その間の被害の拡大防止策としては、亀裂からの地表水侵入を防止するブルーシート被覆や地すべりの変調を観測する伸縮計の設置、農地畦畔等の崩壊防止のため、大型土の

うの設置などを応急対策として取り急ぎ実施することになっています。なお、金屋地区における地すべり災害は、県事業として取り組む方向で現在、調査中です。

(4) 避難所運営における問題点と反省点はどういう御質問ですが。

今回の反省点は、新型コロナ対策として、受付時に問診票の記入と体温チェックを行い、各部屋に設置してあるパーティションに入ってもらおう計画でしたが、受付時に数家族が同時に来られた場合、受付スペースが限られていたため、問診票記載のスペースがなく、記載に時間を要したことがありました。今後は、バインダーなどを活用して、分散して記載できるようにすることで、待ち時間や密になる時間を少しでも減らすようにしたいと思います。

次に、受付後にどのパーティションを使用しているのか分からなかったという指摘がありましたので、パーティション番号の表示や使用中か未使用かが外からでも分かる札を掲げたいと思います。また、職員がパーティションまで案内をしている際に、次の避難者が来られた際に受付に誰もいなかったということもあり、避難者が多い時間帯の人員配置の検討も必要かと思えます。そのほか、細かい点の指摘もありましたので、次の避難所運営に生かしてまいりたいと思っております。

2. 高齢者対策について。

今後、人口減少と並行し、高齢者人口の割合が急速に増加することが予想される。誰もが波佐見町に居住してよかったと思える施策の一つとして、他の自治体にはない高齢化社会に対応したまちづくりが必要であると考えます。そこで次のことを問う。

(1) 本年度から高齢者タクシー利用券が配布されているが、対象者と利用状況はどういう御質問ですが。

波佐見町では高齢者の外出支援を目的として、本年度から波佐見町高齢者タクシー利用券助成事業を開始しました。その対象者は、申請する年度に75歳以上になられる方、町内に住所を有する方、運転免許証をお持ちでない方、波佐見町在宅障害者福祉タクシー助成事業実施要綱第5条に規定する在宅障害者福祉タクシー利用券の交付を受けていない方、この四つの条件に該当する方が対象となります。

利用状況については、5月20日から受付を開始し、それ以降の利用状況となりますが、利用枚数で申しますと、5月530枚、6月3,989枚、7月4,062枚になります。この利用枚数は、通常のタクシーでの利用に加え、予約制乗合交通の利用も可能であるため、その枚数を含んだものになります。

(2) 予約制乗合交通運行事業、運転免許証自主返納事業及び高齢者タクシー利用券の問題点と今後の方針はという御質問ですが。

今回の高齢者タクシー利用券の事業を実施したことにより、予約制乗合交通運行事業で利用促進に一定の効果があつたことや、特に運転免許証自主返納事業においては、運転に不安があつた高齢者の自主返納がこの事業をきっかけに件数が増大しており、課題解消の一助となっています。

高齢者タクシー利用券の問題点としては、今後、高齢者の増大が見込まれることから、利用の増大に伴う財源の確保と利用頻度の増大に伴い、利用できるタクシーの数量が限られてくる可能性があるのではないかと考えられます。

今後の方針ということでございますが、高齢者タクシー利用券助成事業は開始したばかりでありますので、他の事業への効果や影響も確認しながら、これからも利用者や事業者の声を聞き、状況の把握に努め、よりよい事業に展開できればと考えております。

(3) 本町は、高齢者福祉を今後どのように考えているのかという御質問ですが。

議員も御承知のとおり、全国的に見ても少子高齢化は着実に進行しており、高齢者を取り巻く情勢は非常に厳しくなっており、本町も例に漏れず、高齢化率は全国平均を上回り、32.3%とおよそ3分の1が65歳以上であります。また、独り暮らし高齢世帯や高齢者のみの世帯も増加の傾向であり、認知症高齢者の増加や介護人材の減少も加わり、より深刻さを増しています。

このことから、高齢化の進行を町民全体の問題として捉え、超高齢化社会に向けて総合的に対応し、生きがいと活力のあるまちづくりに取り組む必要があると思っております。その実現に向け、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域が一体となった地域包括ケアシステムの構築が重要であり、地域で支え合う仕組みによる生活支援、見守り体制の強化など孤立化の防止に努め、高齢者の生きがいを高めるため、介護予防事業の充実や老人クラブ、自主サークル活動、シルバー人材センター等への支援など、社会参加の促進を図ります。

また、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の充実を図り、地域共生社会の実現に向け、2040年を見据えた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

3. 住環境整備対策について。

本町は、公共下水道と合併浄化槽の設置を推進されているが、現状はあまり進んでいない。そこで次のことを問う。

(1) それぞれの設置状況は。また問題点と今後の方針はという御質問ですが。

現在、波佐見町の汚水処理施設整備については、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業により実施しているところです。令和2年度末現在で、公共下水道の汚水処理人口普及率は46.7%、浄化槽の普及率は32.1%であり、汚水処理人口全体では78.8%になっており、普及率は少しずつではありますが、年々増加しています。

公共下水道事業においては、現在、村木地区の管路布設工事を実施中であり、完了までに3年ほどかかる見込みです。

利用者に向けては、融資あっせん制度などについて、工事説明会の折に、分かりやすい説明を心がけ、水洗化率の向上に努めています。なお、現在の水洗化率は約91%となっています。

次に、浄化槽整備事業については、国、県、町による設置費補助を行っておりますが、今年度から国の制度改定により、一部減額となるところですが、その分は町単独で補って、前年同様の補助額を保ちながら、昨年度から通常の補助金のほか町単独の補助金を上乘せや、浄化槽の入替えについても補助対象とするなど、浄化槽設置の普及促進を行っており、毎年30件程度申請がっております。

次に、問題点と今後の方針ですが、下水道事業においては、接続率の向上や使用料収入での継続的な施設維持管理を保っていくことができるか、また、将来的には老朽化する施設の更新費用の増大などが考えられます。

今後は、令和5年度からの公営企業会計法適用により、経営戦略の算定に必要な基礎情報を得ることができることから、これらの情報を中長期計画へ反映させることや、現在、県主導による広域化や広域連携の研究が行われており、この結果も参考にしながら、経営の効率化を進めてまいります。

次に、浄化槽事業では、普及率の向上において、高齢者世帯や独居者、設置場所の確保が困難などにより、浄化槽設置に積極的でない方へ理解を深めてもらうこと、その上で設置を促進していく方法の検討が挙げられます。まずはアンケートなどの意向調査を行い、普及促進を困難にしている要因に対し、どのような施策が打てるのかを検討してまいります。

(2) 各々の補助金と一般会計繰入金状況はどうなっているかという御質問ですが。

まずは浄化槽設置整備事業の補助金ですが、令和2年度実施された21基に対する国、県、町の補助金合わせて1,143万2,000円、町単独補助4基に76万8,000円で、合計1,220万円となっています。

次に、公共下水道事業特別会計における一般会計からの繰入金ですが、令和2年度の事業費総額3億4,418万6,000円に対し、繰入額は1億9,850万円となっていました。このうち、1億7,810万8,000円が起債の償還に、残りの2,039万2,000円が維持管理費や管渠建設費に充てられていることとなります。

(3) 特に中山間地域の合併浄化槽設置対策か、町が設置する共同浄化槽は考えられないかという御質問ですが。

浄化槽設置整備事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質汚濁防止の観点から、公共下水道事業以外の地域で取り組んでいるところです。御質問の中の中山間地域とは、浄化槽を設置する場所がない、あるいは厳しいケースを指しているものと推察し、答弁します。

浄化槽を個人単独で設置困難な場合、管理組合を設立するなどして、共同設置の方法もありますが、管理責任、料金の分担、世代交代など当事者が解決しなければならない問題も多く、県内でもほとんど事例がないのが実情です。また、自治体が浄化槽を設置し、使用料を徴収する市町村設置型については、現在、本町が行っております個人設置型との重複ができないことから、地域全体を巻き込む問題となるため、さきに述べましたように、アンケートなどの意向調査を行い、それぞれの地域にマッチした手段を見いだしたいと考えています。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

では、これから質問に移りたいと思います。

まず、災害の件からです。先ほどの説明で、昨日も答弁の中で被害額とか聞きましたので、対策もある程度聞いてるんですが、ちょっと焦点を絞っていきたいと思います。

まず第一に、全壊までいってませんが、家が住めなくなったのを対する支援金はどんな状況ですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

被災に遭われた方に対する現金、お見舞いという形につきましては、まず町で災害被災者に対する見舞金支給規程に基づきまして、災害対策本部で、住宅の全壊と判断した2世帯に

つきましては、既にお見舞金を支給しております。また、今後につきましては、被災者に対する支援の制度としては、国の被災者生活再建支援法に基づく支援制度と、国の支援の対象とならない被災者に対して、国と同様の支援が行えるような制度が、県と市、町が協力、連携し、国の制度の補完的な役割を保つために、本年4月に創設されました長崎縣市町被災者生活再建支援制度がございます。今回の8月11日からの大雨による災害につきましては、長崎県内全市町が長崎縣市町被災者生活再建支援制度の適用となる対象災害として決定されております。しかし、その後、県から本町が国の被災者生活再建支援法に基づく支援に該当する場合もあるという、不確実な情報が来ました。それによって、現在、手続が進まない状況になっております。しかし、決定次第、速やかに被災者に対する支援につながるよう努めてまいります。

なお、この制度につきましては、被災されている方については、こういった制度がありますということで、既に説明を終えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

答弁は、簡単明瞭にお願いします。

次に、被災された方、先ほどの答弁の中に、避難をされていると、町営住宅をお使いになっているというようなことなんですが、そういう家賃とか何かはどうなるんですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今回、家賃については、江良山団地と鹿山住宅に今、避難されておりますけれども、敷金、家賃については、1年を限度に免除となっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それ以上はないんですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

最大延ばして2年以内となっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それと、とにかく佐賀県がひどかったんですよ、長崎県と。ここで、大きな避難世帯が出ている嬉野市と雲仙市の避難世帯状況と、どういう措置を取っていらっしゃるか、ちょっと聞きたいんですけど。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

お隣の嬉野市でございますけれども、嬉野市は多くの避難者が出られているということで、ホテル、旅館等の借上げで今、避難をされているという情報を得ております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

その費用はどこから出ているんですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

費用につきましては、お隣り嬉野市が災害救助法の適用を受けられておりますので、そういった災害救助法の中で、国の支援が被害額に応じて半分とか80%、90%というレベルを段階的に上げられる、そういう救助法の適用を受けられておりますので、国のほうからの支援があつてるものと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

嬉野市と雲仙市は似たような旅館の借上げというような感じになっておりますけど、世帯数が、約40世帯以上の方が避難されているというふうに聞いております。その中で、波佐見町はこの間の雨量が1,000ミリ、トータルは超えましたけど、嬉野市の場合は非常に日本一多かったですね。1,000ミリ超えたのが早かったです。嬉野市と背中合わせが波佐見なんですよね。特に、中尾、鬼木、金屋、これが背中合わせになっています。多分、波佐見町、嬉野寄りの雨量が来たんじゃないかと思うんですよね。そうじゃないと、中山間地域のことはあると思うんですが、その事態は認識をされていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

確かに嬉野と接する方面、今回の大雨に関して、被災者から電話がかかってきたのは、基本的にはそういう東地区の方がもう結構かかってきましたので、東地区においては、降雨の

量が役場よりもひょっとしたら多かったところもあるかとは思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それと、特に鬼木地区は3カ所地すべり地区があるわけですが、実は皆さん御存じのとおり、鬼木地区は長崎県の景観資産に入っております。これに対して、普通の建物とか被災にはまったものは県の助成金があるわけですが、この災害に関しては、支援金はないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

ちょっと今、資料はございませんので、分かりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

そして、来年度には国の景観認定に申請をするということですが、国からの申請に対する支障はないんですかね。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長に指名をいただいておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど申していただいたとおり、来年度末に国の重要文化的景観の選定を受けるべく、作業を進めております。鬼木地区の被災状況については、文化庁にも一報を入れております。したがって、今後、文化庁と協議をしながら、指定の手續等について修正等があれば、それに対応していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

特別に方法とか、こういうことをしちゃ駄目だとか、そういう指定は今のところないんですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

基本的には、災害復旧が優先されるものというふうには考えております。一方で、重要文化景観という手續中がございますので、やはりその方法等については、大きく景観を損なわ

ないということを望んでおりますが、先ほど言ったとおり、まずは災害復旧が優先されるものというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

今度の答弁の中にも、復旧工事の計画は3年にかかってやられるということで、これは令和5年度には終わるんですかね。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

災害復旧工事の地すべりにつきましては、発生から3年以内に終わらせるということが原則となっておりますので、令和5年度中、言えば令和6年3月31日までには完了してしまうということになります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

昨日も答弁の中に、激甚災害という言葉が2度ほど出てきまして、何とかかなりそうだというお話を聞いておりますけれども、これ、もし指定されたら、普通の場合と災害の場合と率が違うというようなことが、昨日も答弁の中にありました。これは大体でいいんですよ、大体どれぐらい出るんでしょうかね。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

農林災害の激甚指定の場合でございますけれども、まず、一般的な災害の場合は、国の負担率が65%、町の負担が35%という形になっております。これが、激甚災害に指定されますと、率はそのときの状況次第になるんですけれども、大体90%以上が指定されて、残りの10%を町負担となっているようでございますけれども、参考までではございますけれども、令和2年度、昨年度の農業用施設、これは地すべりとか大きいものではございませんでしたけれども、それも激甚指定を受けたものがございます。そのときの補助率は、国庫補助が97.9%、それから、町の負担率が2.1%という格好でございました。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それと、地すべりというのは、工事の前にも崩れるかも分かりません。そして、工事の途

中もそうかも分からない。完成した後もそういう可能性があります。そういうことで、どういう対策を練って工事がかかれるのか、その後をされるのか。説明では伸縮計とかブザー付きとか、それから、工事後にひずみ計を設置するというふうなことを聞いてますが、そういうことですかね。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

地すべりの工事につきましては、3年もかかるということでございます。3年後、工事が完了すれば、もちろん地すべりは止まったということになります。町長の答弁の中にもあったと思いますけれども、まずは今、本体工事に入る前に、地すべりが起こらないような保全対策として、ブルーシートを張ったりとか、大型土のうで止めるとかいうものをやります。その間に、大体、本当の規模、実際に地すべりが起こっている規模等を詳細調査をやった後に、どの工事の工法ですれば確実に止まるかというところまで突きつめて、工事に入っていく予定ですので、その期間が3年かかるということです。ですので、3年後には一応工事が完了して止まるということです。あと、伸縮計につきましては、本体工事が終了したら全て撤去するという形になります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それで安全が確保されて、住めるような状況になれば一番ありがたいんですけど、そういうふうにならんがために、そういう機械を設置していただいて、予知することを一生懸命やっていただきたいと思います。

それで、この工事自体も、鬼木地区の場合は町が主体でやられると。それで、県が支援をするというふうな形になっておりますが、それは本当でしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

町長の答弁でもあったとおり、鬼木地区ともう一つ野々川地区でもあっておりますけれども、この地区の地すべりににつきましては、町が主体となってやっていくということになります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

かなり災害があつてから、職員の方があちこち林道とか町道とか全部回られて、一生懸命やっておられます。その中で、私、ちょっと不安な点があるわけですね。昨日、岡村議員から最後に、中尾地区の水害の地すべりのことが出ましたけど、死者が約14名、行方不明が1名出ておるわけですよ。その実績は私が4歳のときですよ、4歳のとき昭和27年ですから。だから、そのときにそういう思いがあるもんですから、今、嬉野地区の不動山地区が避難をされた、山崩れ、地すべりが起きておるといふようなことですので、非常に不安があるわけですよ。だから、不動山に抜ける林道がありますね、中尾林道っていうんですか。それは視察、点検には行かれましたか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

月の谷の上流部につきましては、林道永尾線と先ほど質問がありました林道中尾線が通っております。林道永尾線の途中から林道中尾線に上っていくわけですがけれども、今回、林道はかなり災害を受けておりましたけれども、林道中尾線につきましては、確認できる林道でございましたので、県境のところまでは車で行って、現地を全て確認しております。上流部については、特に異常は見られておりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

次に、2番目の高齢者の福祉について質問をしたいと思います。

私は、町長がいつもおっしゃる自助・共助・公助の中で、公助について要望をしたいと思います。

本町の75歳以上の高齢者は、今現在のところ何名でしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

現在の75歳以上の人口ということでございますけれども、人口につきましては、2,348名でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

これから団塊の世代が75以上になってきますよね。そうした場合に、近々の2025年問題と云うのがありますけど、2025年には75歳は、波佐見町の推測でどのぐらいになるんでしょう

か。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

今、おっしゃった団塊の世代が75歳以上を迎える人数でございますけれども、現在、推測試算でございますが、約2,600人ということで試算をしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

要は、簡単に考えると、人口が減って、高齢者が増えるということですよ。そういうことの事実は間違いないと思うんですが、実は私がこの問題を取り上げたのは、基本的に若年層といいですか、子育て世帯、赤ちゃんから高校生までの対策に関しては、波佐見町は絶対よそに負けてないんですよ。むしろ一歩進んでます、一歩も二歩も。そういうことで非常にいいことなんですけど、ただ、高齢者福祉、高齢者対策に関しては、ちょっと遅れを取っているんじゃないかと思っております。そういうあれで、現実に高齢者は3点の事業があつて、本町も今年からされてますけど。その中で2年前に、この間の新聞でも、東京の池袋で今現在90歳になる人が交通事故を起こしたことは、皆さん覚えていらっしゃると思うんですけど、その中で母親と赤ちゃんが2名死んで、ほかに9名の重軽傷者が出たということであっております。こういう高齢者の対策に関しては、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

高齢者のそういった交通安全でございますけれども、今、県のほうでも高齢者の交通事故が多いということで、対策を取られておまして、今、県内50名の方のドライブレコーダーのデータを解析して、その中でそういった危ない、ヒヤリハットというのが分かってき出したというデータが出ておまして、そのデータに基づいて、今後、県としてもそういう交通安全の普及を図っていききたいということでございます。具体的には、高齢による判断能力とか運動能力の低下、それと長年の経験から生まれる危険性の認識不足というのが、ほぼほぼデータとして出ているということで、そういったものを認識していただくためにバーチャルというか体験型、そういった映像を交えて自分で体験してもらうことによって、自分の運転能力の低下とか認知機能の低下というのを気づいていただいて、交通安全もしくは免許返納につなげていきたいということを県が今年から取り組みをされておりますので、そういった

取り組みを継続しながら、高齢者の気づきもしくは啓発につなげていけるような広報の在り方を研究してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

この事件後、免許を返納される方が非常に多くなったというふうにメディア等に聞いておりますけれども、本町の場合はどうなんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

免許返納につきましては、8月末現在までで29名の方が返納をされております。昨年が1年間で45名でございましたので、もう既に6割ほどの方が8月末現在で返納されておりました、うち75歳以上の方が29人のうちの21名でございまして、令和2年度1年間で75歳から84歳までは20名でしたので、もうその数字を既に超えております。このことにつきましては、町長の答弁の中にもありましたけれども、今回、この高齢者のタクシー利用券制度を使いまして、もういっそのことという形で返納につながっている数字じゃないかなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

次に、その対策として乗合タクシーがありますね。これは停留所を増加されて、エレナにも停留所を設置されたということで、増えているということは聞いているんですが、今の現在の利用状況は減ってはいないし、増えているんでしょう。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

いわゆる乗合タクシーの利用状況ですけれども、8月末現在で人数として920名の方が利用されています。同じ昨年の8月末で言いますと、551名ですので、1.6倍になっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

今年タクシー券が出されましたけど、他町の状況というのはどういう状況でしたか。ちょっと教えてください。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

他町の状況ということでございましたので、郡内ということで説明をさせていただきますと、東彼杵町と川棚町でもそれぞれタクシー利用助成券はございますが、やり方としましては、東彼杵町が波佐見町と同様に、免許を持たない方への支援ということになっております。川棚町については、免許は持ってらっしゃるんですけど、非課税の方を対象としたものということで、少し種類が違います。

金額につきましては、東彼杵町が助成券1万円分、川棚町が1万2,000円分ということで確認をしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

これは対象者は一緒ですか、75歳以上ですか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

失礼いたしました。対象者の年齢は全て同じでございます。75歳以上でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それと、これの利用券の状況というのがさっきの答弁の中に出ていますけど、現実にはどうでしょうか、伸びる可能性がありますか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

利用の状況ということでございますが、今、申請の割合としては、高齢者の人数からすると、約3割ぐらいが申請をされているものと思っております。今後、この分につきましては啓発を図りながら、またこれの申請を啓発といいますか、進めていきたいというふうに考えております。ただ、同様な形で東彼杵町もされているわけですが、東彼杵町の割合も本町と同様の約3割程度というふうに聞いております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

本当に高齢になりたくないんですけども、高齢になると非常にいろんな症状が出ます。まず、反射神経が鈍くなります。そして目が見えなくなります。これはもう皆さん50代です

けど、あと30年後はみんな同じような状態になるんですね。それで、免許を返納したいという方はいっぱいいらっしゃるんですよ。でも、どうしても自分の足がないと不便だからというように二の足を踏む。それに代わるべきものは何かというと、この3点だと思うんですよ。だから、免許の返納、返上を奨励しなきゃいかんと思うんです。この周知等を一生懸命やってもらいたいと思うんですが、町長、これをもっと広げる気持ちはありませんか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

当然、やはり自らが自主返納をするような空気をつくっていかないかんということですね。この前、ちょうど私にも電話がかかりました。「どがんしようかねと思っとつとぼってん」ということで、ちょっと自分の自宅のところで車輪を落としたということ。「ああ、もうすぐ返納しなさい」ということで、「交番に行きなさい。交番に行って返納すれば、あとはそれだけのちゃんとした支援サービスはできるけん、すぐしなさい」と言いました。

そういう事例があちこちであったときには、今、議員さんがおっしゃったように、年を取ると反射神経、目が見えない、耳が聞こえない、物を忘れる、3拍子、4拍子なっております。しかし、自分だけとはというような気持ちが強い。やっぱり事故を起こす前に、そういう安全に、そして、自分の行動範囲をちょっと狭めるという自覚、いろんな会合の中でそういうことの話が広がっていけば、自主返納が増えるんじゃないかなと。自治会とか老人会の役員会にも毎月行きますので、そういう面では広げていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

気持ちはあっても、どうしようかと思っちゃうんですね、私も含めて。今後の活動をどうしようか、行動をどうしようかとなるから。要するに、コロナ禍で家に閉じ籠もりがちというのは全国的な問題ですから、これを代替手段というのをこの整備が急がなきゃいかんわけですよ。波佐見町から事故をなくすということが一番大事じゃないでしょうかね。そのためにはこの3点、これを大いに進めていただきたいと思うんですけども、そういう点で非常に高齢者福祉に関しては、波佐見町は私は遅れていると思う。若年層、前回の波佐見高校支援とか非常にいいことなんですよ。いいことなだけで、ここが抜けてきているわけですね。これをもう一つ再考していただきたいと思う。その点どうですか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

我々もそれはそれぞれの町、地域、支援環境、いろんな面において、波佐見町が優れていたり、遅れていたりするところがあるというふうに思っておりますし、ほとんど福祉の面においては、随分遅れていた波佐見町の体制はよそ以上に、絶対負くんなどというような形でやっております。だから、そういう面ではやはりそれをうまく活用して、それぞれの住民の皆さんたちが、自分の健康は自分で守るんだというような形の中で意識を高めていければなどというふうに思っておりますし、やるべきときにはそういうふうなデータなり、よそでいいことがあっておれば、波佐見町でも採用していきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

私は、町長のその姿勢がちょっと問題、疑問なんです。実は疑問。これは何でかという、まずいつも言っているように、私は波佐見町がそういう面では一番にならんといかんとするわけですよ。そういうことで引っ張って行って、人口減少をいかに止めるか、みんなが町民がセールスマンになって、波佐見町に住んでくださいというような状態にせないかんとするんです。だから、子供、生徒、学生に関しても非常に支援がうまくいっていますよね。これは先ほど申したとおり、高齢者福祉というのを本当に真剣に考えて、進めていっていただきたいと思います。今まで功績のあった人たちのことですから、本当に病気にならないように、活動できるように、そういう活動をやってもらいたいと思うんです。その点、町長、どう思われますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

何でも一番になりたいという気持ちはあります。しかし、波佐見町の今の現況の中で、高齢者は高齢者なりに、若い人は若い人なりに、そして、産業を振興して、そういう方々のあれができるような、そういう所得を増やしていかないかんですよね。そういうふうな所得を増やすためには、やっぱり産業をどんどん伸ばしていかないかんと。そしたら、またいろんな町の予算というのは、ある面では限定された部分もあるし、やはり遅れている部分もたくさん、皆さんの要望はあります。そういう面はきちんとやりながら、ある程度は地域でできるものは地域で、民間でできるものは民間でというような中で、遅れた部分をちゃんとフォローをしていくという姿勢は一つも変わりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

町長のそういう答弁の気合が入っているというような感じで受け取っております。ぜひ高齢者タクシー券にしても、免許を所持している方は、波佐見町内を運転できても、佐世保には行けないという方は現実にはいっぱいいらっしゃるわけですから。だから、その方たちのために、整備は大事だと思うんですよね。そういうことを考えていただいて、肝に銘じて対策を打っていただきたいと思います。

次の3番目の時間がなくなりつつありますので、これは次回に回したいと思います。

これは、私は下水道、浄化槽の問題は5回目ですけれども、次回12月のときに再度質問をしたいと思います。

すみません、終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、9番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、7番 横山聖代議員。

○7番（横山聖代君）

皆さん、こんにちは。8月の豪雨により被災された方に心よりお見舞いを申し上げます。それでは、これから通告に従いまして、一般質問を始めます。

1. より多くの町民が避難し、安全を確保するための避難所運営について。

現在、ペットの数が15歳未満の子供の数より多いと言われていています。また、単なるペットという位置づけを超えて、家族や友人の一員としての伴侶動物として認識されるようになっていきました。被災時には、飼い主はペットと同行避難することが原則となっておりますが、知らない方が多く、受入体制も十分とは言えません。

(1) 昨年9月の台風10号及び先月8月14日の大雨特別警報で、ペットと同行避難された

方はどのくらいいたのでしょうか。

(2) 本町ホームページにも、ペット避難所のお知らせが掲載されていますが、まだ周知が行き届いておりません。今後、同行避難をスムーズに進めるために、どう取り組みますか。

(3) 本町は、避難所で避難者とそのペットが同室内スペースで避難することを原則禁止しているものの、昨年も先月も避難所に配置された職員の対応によって、同伴避難をされている方がいました。ペット同伴避難は、ペット救済のためだけではなく、家族の一員であるペットの存在を必要としている人を支援するという意味があると考えます。今後は、同伴避難のスペースを事前に確保するべきではないでしょうか。

2. 広報の在り方について。

現在の町の情報伝達の媒体として、広報紙、回覧板、防災無線、ライン@があります。自治会未加入世帯には、広報紙や回覧板は配布されず、防災無線は申請した世帯に設置することになっております。また、防災無線では朝夕、放送されていますが、何かと忙しい時間帯であり、聞き取れないことも多く、別の部屋にいると聞こえない状況にあります。

(1) 自治会未加入世帯にも広報はさみを配布できないでしょうか。

(2) 朝夕の防災無線の放送内容をライン@に上げることはできないでしょうか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

7番 横山議員の御質問にお答えいたします。

1. より多くの町民が避難し、安全を確保するための避難所運営について。

現在、ペットの数が15歳未満の子供の数よりも多いと言われている。また、単なるペットという位置づけを超えて、家族や友人の一員としての伴侶動物として認識されるようになっている。被災時には、飼い主はペットと同行避難することが原則となっているが、知らない方が多く、受入体制も十分とは言えない。

(1) 昨年9月の台風10号及び先月8月14日の大雨特別警報で、ペットと同行避難された方はどのくらいいたかという御質問ですが。

昨年9月の台風10号では、ペットの種類までは分かりませんが、文化会館に3世帯3匹、改善センターに2世帯2匹の避難があったようです。今回の大雨では、文化会館に1世帯1匹の犬の避難があります。

(2) 本町ホームページにもペット避難所のお知らせが掲載されているが、まだ周知が行き届いていない。今後、同行避難をスムーズに進めるためにどう取り組むのかという御質問ですが。

ペットの避難については、昨年9月の台風10号の時、県内各所の避難所で問題となったようで、県からペット避難所について検討してもらいたいとの通知もありました。ペット避難所を開設にするに当たって、県からの指導では、一般の避難者と動線を違えること、また、一般の避難者には、動物の苦手な方、動物アレルギーの方、鳴き声や毛の飛散、臭い等を気にする方がいますので、特にそれらの点について配慮するよう求められていました。そこで、通常開設する3カ所の避難所で適当な場所等の検討を行い、文化会館の大道具室をペット専用の避難場所として指定し、今年の7月27日にホームページで周知を図ったところです。ペット避難についての周知が行き届いていないという御指導には、今後、広報紙等で啓発を図ってまいりたいと思います。

(3) 本町は、避難所で避難者とそのペットが同室内スペースで避難することを原則禁止しているものの、昨年も先月も避難所に配置された職員の対応により、同伴避難をされている方がいた。ペット同伴避難は、ペット救済のためではなく、家族の一員であるペットの存在を必要としている人を支援するという意味であると考えます。今後は、同伴避難のスペースを事前に確保すべきではないかという御質問ですが。

本町ではペットとの同伴避難でなく、人とペットを区分する同行避難としています。その理由は、限られた避難所のスペースをより有効に活用するためには、利用者数がよく分からない同伴避難にスペースを割けないことなどからです。

昨年は、本町でも初めてのペット避難を受け入れることとし、受入れ動線は同じでも、一般の方とは居住のスペースを異にしたスペースを確保することで、飼い主とペットが同じ空間で避難する同伴避難で受け入れました。しかしこれは、ペット避難に関しての指針に沿ったものではありませんでした。今年は、同行避難でペット避難所を開設したばかりで、職員にもこのことが十分周知ができておらず、文化会館に配置した職員の判断で、ペットの避難スペースではない部屋に同伴避難を許可していたようです。こちらで定めたルールとは違った受入れをしており、大変申し訳なく思っております。

同伴避難が良いことは分かっていますが、どれだけの利用者があるか分からないことや、一般の方への配慮などを考慮した結果、限られた施設の中でゆとりある同伴避難するスペー

スを確保することは難しいと判断し、同行避難としておりますので、御理解を賜りたいと思います。

2. 広報の在り方について。

現在の町の情報伝達の媒体として、広報紙、回覧板、防災無線、ライン@がある。自治会未加入世帯には、広報紙や回覧板は配布されず、防災無線は申請した世帯に設置することになっている。また、防災無線では朝夕、放送されているが、何かと忙しい時間帯であり、聞き取れないことも多く、別の部屋にいと聞こえない状況にある。

(1) 自治会未加入世帯にも広報はさみを配布できないかという御質問ですが。

広報はさみを自治会を通じて自宅へ届けてもらうことは自治会加入のメリットの一つと考えていますので、自治会加入推進の立場である町として、未加入世帯への個別配布までは考えておりません。なお、個人宅への配布まではできませんが、役場や総合文化会館などの公共施設はもちろん、町内のコンビニ等でも持ち帰り用として置いているほか、閲覧であれば、金融機関や医療機関でも可能です。また、町のホームページでも、広報はさみをPDFデータにして掲載していますので、これらの活用についても周知を図りたいと思います。

(2) 朝夕の防災無線の放送内容をライン@に上げることはできないかという御質問ですが。

現在、通常のライン@の運用については、毎週金曜日に担当課からの要望があった情報についてのみ流しています。これは、担当職員が受けた情報周知の研修において、ライン@に現在、防災無線で流しているような情報を毎日流すと、利用者が煩わしく思い、ブロックする人が増えるということでした。このようなことから、流す情報を限定して毎週金曜日に流しているような状況です。ただし、別のアカウントを開設し、利用者を選択してもらう形を取れば、防災無線で流している情報もライン@で流せるようになるのではないかと考えておりますので、今後、かかる費用なども含めて研究してまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

それでは、1のほうから再質問したいと思います。

なぜ、このような問題を取り上げたかと申しますと、ここ数年前から避難が必要なほどの台風だったり豪雨だったりで、そういった異常気象が毎年のように続いていて、その都度といたしますか、去年あたりぐらいから、私のほうにもペットを飼っていらっしゃる方から、

「ペットだけ置いて避難できないから」とか、あと「ペットを避難させる場所ってないんですか」とか、「一緒に連れていったら迷惑になると思うから」って、そういった意見も聞くようになりました。また、ペットを扱っていらっしゃるショップには、「ペットを預かってもらえないですか」などの問合せがあったそうです。

こういったペットの同行避難が推奨されるようになったのは、2015年に環境省から発行されたガイドラインからです。その前はといいますと、1995年の淡路大震災のときは、ペット連れで避難した住民とほかの住民との間でトラブルが発生したことから、こういった災害時のペット対策が検討され始め、しかし、2004年の新潟県の中越地震、あと、2011年の東日本大震災、このときにはこういった同行避難の考え方が浸透していなかったために、多くのペットが被災地に置き去りにされて、不妊、去勢していない犬猫から繁殖しないようにという保護だったり、繁殖制限措置を取らなければいけない事態になったそうです。

本町では、先ほど町長の答弁でもありました、7月27日にホームページに災害時のペット避難所についてのお知らせがアップされておりました。また、本年6月版の地方防災計画の中にも、同行避難することの文言が出ておまして、本当これはうれしく思いました。けど、このようにペットと同行避難が原則となり、お知らせをしているものの、まだまだペットを飼われている方、こういった町民の方には周知が行き届いていないといった現実があると思えました。同行避難ができることを知らなかったために、避難できずに被災してしまったという不幸が起きないように、今回こういった問題を取り上げさせてもらいました。

では、質問したいと思います。

全国的にはペットの数が15歳未満の数より多いって言われているんですけど、本町はどのくらいペットの数がいるのかなと思うんですが、さすがに動物の中にも犬、猫、小動物とかありますけど、全部は分からないと思うので、犬の登録件数はどのくらいあるのかお知らせください。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

令和2年度現在での登録数でございますが、696頭でございます。そのうち、注射済みが425頭ということで、その間ぐらいが実際の数字だと思われまます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

じゃあ、犬が696の登録と注射が425、この間ぐらいということで500ぐらいかなとは思いますが、犬がそのくらいだったら猫もそのくらいかな、ほかにも小動物もいるのかなと思って、そこはちょっと確認程度でした。ちなみに国勢調査の人数を2020年版も出ていたから今、見たんですけど、15歳未満だったら合計1,978でしたね。でも、10歳未満でしたら1,280ぐらいなので、もしかしたら10歳未満ぐらいと本町のペットの数って一緒ぐらいなのかなと推測程度でしております。

では、ホームページにお知らせが載ってありましたけれども、このように被災時のペット避難所についてお知らせが載ってあって、一緒に避難するときは必ず役場に連絡くださいってあるんですけど、どのくらい前までにするようにしてらっしゃいますか、受付は。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

受付については、どのくらい前というわけではございませんけども、事前に把握して、今年からこういったペット避難所を開設したということで、文化会館のほうへ避難を促すために、そういった電話連絡をしてほしいということで啓発を行っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

いつまでという決まりはないってことなので、ということは直前までオケーなのかなって思うんですけども、こういった同行避難ができるってことを知れば、ペットと一緒に避難される方も増えるんじゃないかと推測いたします。そうなると、先ほどの決まっていなかったから直前までオケーとなっていたら、事前の受入れの準備がなければ、避難所に配置された職員さんがもしかしたら大変になるかもしれないし、また、受付に並ばれている方とのトラブルになりかねないと思うんですね。ですので、事前に最高どのくらいの方を受け入れないといけないかという、そういった把握は必要じゃないかと私は思うんです。そのために、町民の方に同行避難の申告というものを、犬なのか猫なのかとか、それとも小動物なのか、何匹いるのかとかそういった申告をしてもらうのは必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

確かに一体どのくらいの方が避難されてくるのか分からないというのが一番の問題だと思

っておりますけれども、昨年の台風被害のときには、町長説明しましたとおり、3匹と2匹でしたか、5匹が避難してきたということで、そのほかの方も、ペットがいるために避難を避けられたというとおかしいですけれども、来られなかった方も多分いらっしゃると思っております。

避難につきましては、まず、そういった安全な地域に立地するところであれば避難は必要はないというふうには判断をしております。今回の大雨等においては、そういう河川の近くもしくは山の近くの方々の避難が考えられるのかなということで思っております。ですので、そういうペットを飼っていらっしゃる、今お住まいのところもどうなるかということで分からないということでございますけれども、まず、そういった避難をされたいという方につきましては、避難所もありますけれども、安全な場所に立地する知人とか親戚宅、もしくはペットホテルとかそういったところも利用していただきたいというふうには思っております。

議員がおっしゃいます、そういった事前に申告の受付をするということでございますけれども、確かに事前にどのくらいというのが分かっているならばこちらとしても対策が打てようかとは思いますが、どういった形で啓発ができるか、今後ちょっと研究させていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

ちょっといろいろ申告となったら、町民の方にもお手数をかけないといけないし、大変なのかなとは思いますが、こういった申告をしてもらうことで、行政側も把握もできるし、飼い主さんにもこういった申告をしに来られたときに、こういったペットの同行避難をするための準備物だったり、あと、ルールだったり、日頃からケージに入れる練習、訓練、そういうのが必要なんだよというお知らせが対象者にできるからいいのかなと思ったんですけれども、検討材料にしていきたいと思えます。

では、同伴避難についてなんですが、避難所までペットと一緒に避難してくることが同行避難、ペットと被災者が同じ部屋に避難するというのが同伴避難という言葉分けされておりますけれども、この本町のペットの避難所、総合文化会館の裏の大道具室になるんですけど、ここですよね、丸で囲んどらすところ。

同伴避難を確かに禁止されていると、いろいろ理由を聞きましたけど、もちろん理解もできます。動物アレルギーの方もいらっしゃいます、苦手な方もいらっしゃいます、あと、鳴

き声だったり、毛の飛散だったり、臭いだったり、分かります。とても分かるんですけども、でも飼い主さんもペットと離れたら、泣きよらんやろうかとか、トイレ大丈夫やろうかとか、やっぱり何か違うところに行ったら、動物もストレスとか緊張してトイレをしなくなったりすると聞いたことがありますので、そういった不安になるんですよね。動物も飼い主から離れると、分離不安といって逆に泣いたり暴れたりするそうです。

そういうのって子供と一緒にあって思って、親は子供から離されたら不安でたまらんし、子供も親と離されたら泣きじゃくるし。なので、同伴避難のスペースを確保して、ペット連れの避難者とほかの避難者の受付だったり、そういった動線を分けることで、別々にすることで同伴避難するスペースを確保するのがいいんじゃないかと思うんですけど、もう一度お願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

確かにそういうことで、犬のほうに不安がって、普段取らない行動を取ってしまうということも確かにあろうかとは思っております。今回、そういった県の指針に従って、同行避難の場所としてこの文化会館の大道具室を指定させていただいておりますけれども、今回といったらおかしいですけども、今度の豪雨災害では1家族1匹の方の避難だけでございましたけれども、ペット避難は今月の広報に載せるような形にしております。

今後、行き渡ってその周知ができて、多くの方が避難してこられる可能性があるのかなというのも含めまして、やっぱりスペース的な問題を考えて、こここの大道具室以外には難しいのかなというふうに思っております。文化会館につきましても、各そういった部屋ごとに、どういった方がいらっしゃったらどこに避難をしてもらうというような形で計画もいたしておりますので、そういったスペースのゾーニングの計画等もありまして、こここの大道具室にペットのみの避難をお願いしているというところがございます。スペースが限られているところがございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

では、この大道具室って、エアコンってついてありますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

大道具室につきましては、エアコンまでは効かないというふうに聞いております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

犬も人間と同じで熱中症になります。暑い時期でしたら、もう数時間もせんうちにぐた一つって熱中症になってしまいますよね。私は猫を飼ってるんですけど、猫は逆にエアコンの効いた部屋嫌いで、でも、涼しいところの板場にべた一つっておるとですけど、今は室内飼いが多いですよね。人はエアコンの部屋で、でも、動物は暑か大道具室でってなったら、あまりにもちょっとかわいそう過ぎじゃないかなって思うんですよね。

それと、原則ペットと飼い主は別の部屋ですよとしておっても、去年の避難されたときとか、先月のように、配置された職員さんの多分、神対応だったと思うんですよね。ルールも知らなかったのかもしれないけど、私は神対応だと思っております。こういった臨機応変に対応していただいて、今後もこういった同行避難がそこまで多くなかったら同伴もオッケーだよとか、でも、ちょっと多くなってきたら別々にしようねとかそういった臨機応変に対応していただくことは今後もできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

確かに臨機応変にということでございますけれども、一番危惧しているのは、多くの方がペットを連れてこられることも考えられるとありますので、そこを一番危惧しておりまして、今回、同伴避難ではなく同行避難ということで考えております。

それとあと、大道具室のエアコンが効かないということでございますけれども、一応大ホールと大道具室はつながっておりますので、大ホールのほうの冷氣といったらおかしいですけども、大型扇風機あたりで送り込むこともできるかなというふうに思っておりますので、暑さ対策については、そういった対応をさせていただければと思っております。

一番の問題は、もしペットを飼われて避難されてこられる方が増え続けていくというものも一応想定をしておかなければいけないということでございますので、今の段階では同行避難ということで御理解をいただければと思います。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

これは紹介なんですけど、平成30年7月の西日本豪雨がありましたよね。そのとき、岡山

県の総社市で、行政主導で全国初のペットの同伴避難を開設されました。産経新聞に記事が載っていたので読み上げるんですが、こういった「ペット保護で避難率アップを、岡山県総社市長からの提言」といって、市長さんのコメントが載っていました。「より多くの住民を避難させ、安全を確保するには、ペット同伴を認めざるを得ない」と。本当そうだなと思ったんですけども、避難したいけどペットを置いていけないとか、ほかの人に迷惑をかけるからとか、そう思われている方に何かあってからでは遅いのかなって思うんです。確かにそういうスペースの問題だったり、動線の問題だったりいろいろ配慮するところが必要だとは思いますが、なら、事前の受入れ準備をちゃんとしておいて、飼い主さんたちにもルール等々の周知ができれば、災害時の早めの避難につなげることができると思うんですけども、町長どう考えられますか。お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

ペットも大変大事ですけども、やっぱり住民の生命財産を守ること、そして、限られた状況の中でどう対応していくか、大変難しい状況ですね。だから、やっぱりこういう今までの中で体験と、そしてまた、他のところでの、住民にとってもペットについてもいい条件、対応策ができれば、そういうことを参考にして取り組むしかないんじゃないかなと。今すぐ波佐見町でどっちも満足できるようなことは、すばつとはできないんじゃないかなというふうに思っております。だから、やらなければならないって思いますけれども、そういう面の施設をわざわざつくるわけにもいかないし、そういう条件の中で自主的にそういう登録をさせていただいて、同行避難しますという、早めにあつたら、台風とかそういうふうなことがあつたら申し込みますというようなことが自主的に出ていただければ、それが一番最高ですけども、登録をするときとか注射をするときとか、そういうようなときにやはり名簿といいますか、そういう確立がないと、それを一件一件やるというのは、自治会長さんをお願いしても大変じゃないかなと。いろんな形の中で自主的に、自発的にそういう登録をいつでも受けつけますよというような形の中での対応策ができないかなって今、ちょっと考えているところです。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

いろいろこういった災害になって、災害対策本部ができたときは、職員を挙げて昼夜問わ

ず対応していただけていること、本当、心から感謝しております。確かに町長が人の生命と財産が一番なんだと言われたとおり、確かにそうなんですけど、ペットを飼われている方っていうのは、同じ家族だから、自分だけ助かっててもペットが何かあったらって。ペットロスとかいろいろありますから、今はいろいろ限られた資源の中でしないといけないってことで、同行避難ができるということは、それをもっと周知していただけることであれば、私は全然いいと思いますので、今後も50年に一度とか100年に一度というような大雨だったり毎年のように来るような昨今だからこそ、今まで以上に安心、安全を確保できるような避難所運営を今後していただきたいなと思います。

じゃあ、次に広報の在り方についていきます。

自治会未加入者に広報はさみを配布できないかというところで、なかなか考えていないというようなことですが、自治会加入を推進している立場上ということですよ。コンビニとかあとホームページにアップしているから、それを見てねっていうことなんですけど、そこにあるけん、見るか見ないかはあなた次第よみたいな、そういった感じに取れてしようがなく、それって不公平ではないかなとやっぱり思うんですよ。自治会に入っておいたらそのメリットで広報はさみがあるというのも疑問だし、一町民だから、広報はさみというのは町の広報だから、そこは公平にしないとイケないんじゃないかなって思うんです。そがんなったらやっぱり町の責務として、こういった自治会未加入者の連絡の手段を有すべきではないかと思うんですけど、そのために自治会未加入者リストと加入者リストと、そういった整備をしていく時期が来てるんじゃないかと思うんですけど、広報はさみのためだけじゃなくて、緊急時のときのためにもなんですけど、どう思われますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そういったリスト化ということでございますけれども、今のところ、システム上、そういった自治会に入られている、入られていないというのは波佐見町のシステムでは登録はできておりません。

それとあと、未加入者の広報についてもということで、そういうリスト化も必要じゃないかということでございますけれども、この前からもずっとこの質問はいただいておりますので、どういった形が本当一番いいのかということで、そういった未加入の方にもどういった形で周知ができるのかというところは今後もずっと研究し続けて、改善できるところは改善

していきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

そしたら今度、防災無線の戸別受信機の事で質問なんですけど、戸別受信機に録音機能がついていて、役場とか自治会というボタンがあるからそこを押すと、過去5件分の内容を再度聞き直せるんですけれども、この機能を御存じの方ってどのくらいいるんだろうって思うんですよね。私が先日この機能を知ったんですけど、このような機能の周知だったり、機能のレクチャーというのかな、する機会があってもいいんじゃないかなと思うんですけど、どう思われますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

戸別受信機の周知につきましては、昨年整備をさせていただいたときに、広報等でそういう説明をいたしております。それとあと、設置するときも、設置業者のほうからそういった説明がなされていると思っておりますので、そういった録音機能があるというのを御存じじゃないというところが、はっきり何と申し上げてよろしいか、申し訳ございませんけれども、はい。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

すみません、ちょっと私が先日知って、ほかの人に聞いても、「うわっ、知らんやった」というような声があったので。知ってる人ももちろんいたんですよ、知っておる人から聞いたので。どのくらいいるんだろうって思ってちょっと確認のために聞いたぐらいです。

じゃあ、放送内容をLINE@（ラインアット）にアップできないかという件なんですけれども、こういったLINEトークにつらつら情報が入ってきたら、うるさいなってブロックする人もいるという懸念があると言われておりましたけれども、確かにこうやってLINEがずっと来たら、情報ってどんどん埋もれていくじゃないですか。なので、そこは分かります。

そこで、福岡市のLINEを活用したOne to One情報配信サービスというのをされております。どういった機能かという、私、福岡市民じゃないんですけど、試しにアカウントを友達登録したんですよ、見てもらいたいなと思って。これどういうやつかという、

自分で受信したい情報を選択できるんですよ。青い線があるでしょう、受信情報を選ぶって。そこを押したら、こうやっているいろんなカテゴリーが出てくるんですね。例えば見て分かるように、上から防災、気象情報、ごみの日、子育てとか学校云々ときて、市政だよりとか、あと、お知らせとか自分で情報を選べるんです。

また、市政だより、波佐見町でいったらはさみだよりですけど、ここを押したら、この市政だよりの中でも細分化されてるんですよ、カテゴリーが。広報はさみにも特集編だったり、医療のところとかお知らせ部分とか、休診日の情報とかあるじゃないですか。そういうのを全部一つ一つ細分化して行って、見たい人が自分で、ああ、ここ見たいなって情報を選べば、それがタイムリーに受信されてくるという機能です。One to One情報サービスっていうんですけど、こういうのを福岡市はされていて、波佐見町も取り入れればいいんじゃないかと思ったんです。

今はスマホを持たれている方、多分、大体みんな持たれているのかなと思います。せっかく波佐見町にもLINE@があるんだから、もっと活用していったほうがいいんじゃないかと思っておりまして、自治会未加入者の人に対しても、コンビニに置いてるけん見てよ、ホームページに上げとくけん見てよだけじゃなくて、あと、朝夕の放送にしる、聞けなかったら録音されておるけんすれば聞いてねだけじゃなくて、こういったLINEでも情報取れるよというふうに入力を増やすことで、不公平感の緩和にも有効じゃないのかなって思うんですけれども、どう考えますか。よかと思わんですか。いかがですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

福岡市のこのLINEにつきましては情報をいただいております、私も見ましたけれども、確かにこういった自分で選択できるということで、自分が欲しい情報を得るというのは確かに有効だなというふうに思っております。この情報がないときに、今回の質問について、町長答弁させていただいたとおり、そういった戸別受信機で流している情報を、別のアカウントを作ってそういった方にはそちらのほうに登録をし直してもらおうというのも可能かなというふうに思っておりますので、今回こういった情報もいただきましたので、そこと併せたところで今後のそういった情報発信の在り方について、また本当研究をしていかなければいけないんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

そしたら、こういった前向きに別のアカウントを作ったということなので、安心はしております。

あと一つちょっと紹介なんですけど、東彼杵町はLINEとかじゃなくて、緊急のお知らせとかお悔やみ情報とかをインフォカナルというアプリに町が情報を配信して、そのアプリ内でも受信したい情報を選べるとですけど、そしてそのインフォカナルのよかところが、行政側が誰が読んだかって分かる、双方向ができるっていうことですよ。受信もできるし、配信した方も確認ができるという、そういうところがいいところです。あと、このインフォカナルは、防災無線の内容も送れるということです。ここがいいのかなって思って、いろいろ今から研究していただくので、LINEとかこういったインフォカナルとかいろいろ今、よかちがあるんで、ちょっと考えて、研究をどんどん進めていっていただきたいなと思います。

あと、波佐見って広報、こういったPR関係、インスタグラムはすごいじゃないですか。インスタグラムのよかところが、プロフィール画面にリットリンクってあるじゃないですか。そこにいろいろホームページだったり、ふるさと納税のサイトにリンクできるんですよ、リンクが広げられているんですよ。でも、リンクがそういった広げられてるのって、インスタグラムだけなんじゃないかなと思うんです。LINEにしろ、回覧板とか広報はさみにしろ、その情報媒体一つ一つでその情報が区切って終わるじゃなかですか。

なので、媒体がいっぱいあってよかちですよ。でもその媒体媒体同士がリンクし合って、いろんな入り口があって、ここを見れるとかそういうふうなやり方を今後、本町もしていただきたいと思いますと思うんです。こういったインスタグラムのように、対外向けのPRってとてもすごくて、でも、対内向けのPR、町民に向けての広報だったりはまだまだなのかなって思いますので、今後も対外向けのこういったPRのノウハウがあるんだから、対内向けのPRに対しても今後力を入れていただきたいなと思って、私の質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、7番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時から再開します。

午前11時55分 休憩

午後1時2分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 澤田昭則議員。

○1番（澤田昭則君）

皆さん、こんにちは。8月の豪雨災害に被災された方には心よりお見舞い申し上げます。また、早い復旧を願っております。

7月、8月とコロナ禍の中で感染の多い中で、オリンピック、パラリンピックが開催されましたが、人の数だけ夢があるというように、本当に素晴らしい感動を与えてくれた選手の方には、一瞬、コロナ禍を忘れさせるような思いで、大変うれしく思いました。また、行政においても、しっかり目標を持ってやっていきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1. 新型コロナ対策について。

新型コロナウイルスで、桁違いに感染力が強いデルタ株による第5波の感染急増を受け、長崎県では県独自の緊急事態宣言ステージ5の延長と、国のまん延防止等重点措置の指定を受けることになった。措置区域に指定された長崎市、佐世保市をはじめ、他の地域も依然として生活面や経済的において、かなり厳しい状況である。県境を越える移動など外出自粛の徹底の要請もあるが、本町は地理的に県境に位置し、日常において徹底は難しいと考える。また、県内全域での時短要請や外出自粛に伴い、飲食店や遊興施設以外も、間接的ではあるが協力金の対象とならない事業所等もある中で、経営に最も大きな影響が出ており、今後も厳しい状況が続いていくものと想定される。

そこで次のことを問う。

困っている町民や事業所、商店などに向けた本町独自の緊急経済支援等はできないか。

2. 県立川棚高等学校の支援策について。

第2回（7月）議会臨時会で可決された一般会計補正予算、波佐見高等学校支援事業（入学金支援、町内10万円、町外5万円、事業予算合計750万円、大学等受験料補助3万円、事業予算合計額150万円ほど、部活動遠征費補助100万円）で間接的支援をされることは、波佐見高校存続のための迅速な対応という点で重要である。しかし、大切な町財源から支出されることは、同じ波佐見中学校出身生徒が波佐見高校以外の近隣の高等学校に入学する場合を考えたときに、等しく行政サービスを受ける権利を持つという点で、不公平感により町民か

ら不満が生じる可能性がある。

そこで次のことを問う。

同じ郡内にある県立川棚高等学校に入学する波佐見中学校卒業生徒（例年15人程度）にも公正公平になるように、経済的に何らかの支援はできないか。

3. 町営住宅の環境整備について。

現在、昭和40年代に建設された町営住宅は老朽化が著しく、また、床面積も狭く、現在の住宅需要に合っていない。今後は時代に合った計画が必須であり、早急な建て替えや改修が必要である。また、高齢者や障害者に向けての住宅環境の整備等による配慮も併せて必要である。

町営住宅の建て替えや維持管理について、今後の計画はどのようになっているか。

以上、お尋ねします。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 澤田議員の御質問にお答えいたします。

1. 新型コロナ対策について。

長崎県では県独自の緊急事態宣言ステージ5の延長と、国のまん延防止等重点措置の指定を受けることになりましたが、今日、まん延防止の解除がされました。しかし、県内全域での時短要請や外出自粛に伴い、飲食店や遊興施設以外でも経営に大きな影響が出ている状況です。

そこで、困っている町民や事業所、商店などに向けた本町独自の緊急経済支援策はできないかとの御質問ですが。

8月に入り、新型コロナウイルス感染症は感染力が強い第5波のデルタ株により瞬く間に地方まで流行し、長崎県も8月6日にステージ4へ移行し、8月10日から飲食店等に休業時短要請がありました。それでも好転せず、8月19日からはステージ5への移行とともに、県独自の緊急事態宣言が発表され、休業時短要請が8月23日までから9月6日までに延長され、さらに8月27日から長崎市、佐世保市にまん延防止等重点措置が指定され、そのタイミングで休業時短要請も県下全域で9月12日まで再延長されました。このようにコロナ第5波の影響により、経済活動が大きく制限され、本町の経済も滞り、今後の状況が非常に心配されま

す。

対策としては、夜に営業されている飲食店等には、休業時短要請に対して、経営規模に応じて県の予算により給付金が支給されますが、期間も5週間に及び、期間中の損失もさることながら、再開後の回復も未知数なことから、全期間協力いただいた飲食店には、町単独で一定のルールの下、加算金の支給を考えています。また、該当する飲食店以外の事業所に対しては、現在、県と共同で事業設計を考えていますが、8月、9月において50%以上減少している事業所には、県町折半により、月10万円を2カ月分給付する方向で県から提案がされています。しかしながら、減少率の20%から50%までは県からの支援はないので、そこに該当される事業者については、町単独で何らかの支援ができないか現在検討中であります。

このように、直接給付による支援には、国、県の支援も受けながら、足りないところは町単独を絡めながら実施していき、町独自の対策については、ポストコロナに向けて状況が厳しい中でも、業績アップにつながるチャレンジや投資に対する支援について研究していきたいと考えています。いずれにしましても、このコロナの状況を注視し、国、県の支援策の動向にもアンテナを張り、支援できる部分は積極的に支援していきたいと思えます。

2. 県立川棚高等学校の支援策について。

第2回議会臨時会で可決された一般会計補正予算、波佐見高等学校支援事業（入学金支援、町内10万円、町外5万円、事業予算合計額750万円、大学等受験料補助3万円、事業予算合計額150万円ほど、部活動遠征費補助100万円）で間接的支援をされることは、波佐見高等学校存続のための迅速な対応という点で重要である。

しかし、同じ波佐見中学校出身生徒が波佐見高校以外の近隣の公立高校に入学する場合を考えたときに、等しく行政サービスを受ける権利を持つという点で、不公平感により町民から不満が生じる可能性があり、同じ郡内にある県立川棚高等学校に入学する波佐見中学校卒業生徒（例年15人程度）にも公平公正になるように、経済的に何らかの支援はできないかとの御質問ですが。

御承知のとおり波佐見高校支援事業は、入学支援金などで保護者の負担を軽減することにより、他校との差別化を図り、波佐見高校存続のため、生徒を確保することを目的としています。

そのため、川棚高校へ入学する生徒には何らかの経済的支援をすることは、波佐見高校存続に寄与することとはならないため、当該事業において実施することはありません。また、

教育や子育て支援策など、別の事業として考えた場合でも、高校は義務教育ではないこと、国による高等学校就学支援金制度や授業料以外の支援である奨学給付金があること、他の市町において、市外、町外の高校への進学者に対して経済的支援をしている事例を聞き及ばないことなどを考慮すれば、本町が独自に川棚高校へ入学する生徒に経済的支援をすることは、現状では考えておりません。なお、本町の波佐見高校支援を受けて、川棚町議会において、川棚高校支援に関する議論があっているようですので、川棚町の今後の動きも注視したいと思っております。

3. 町営住宅の環境整備について。

昭和40年代に建設された町営住宅は、老朽化が著しく、また、床面積も狭く、現在の住宅需要に合っていない。早急な建て替えや改修が必要である。また、高齢者や障害者に向けての住宅環境の整備等による配慮も併せて必要である。

町営住宅の建て替えや維持管理について、今後の計画はどのようになっているのかという御質問ですが。

町では現在、町営住宅として合計10団地を管理しており、棟数では53棟、管理戸数では314戸となっており、約700の方が入居されています。

それぞれの建築年度は、小石原団地が昭和44年から46年度、中尾団地と長野団地が昭和47年度、永尾団地が昭和48年度、皿山南団地が昭和49年度、江良山団地が昭和54年から55年度、協和団地が昭和59年から62年度、折敷瀬団地が平成10年度、山崎団地が平成18年から21年度、鹿山団地が平成23年から26年度となっています。

建物の構造により、耐用年数が30年、45年、70年となっており、木造の小石原、中尾、永尾、長野、皿山南の5団地が30年の耐用年数を過ぎている状況で、老朽化と狭い床面積であることから、近い将来、建て替えの計画を検討している団地もあります。また、平成25年度には、平成35年度（令和5年度）までを対象とした波佐見町公営住宅長寿命化計画を策定しており、前期5年の実施状況等を踏まえて、平成31年度からの後期5カ年の計画では、点検、修繕・改善による維持管理の実施と建て替え計画の検討に努めているところです。

ただ、建て替えを検討している住宅使用者の中には、建て替えにより、家賃が現在よりも高くなることを懸念し、このまま修理による維持管理を望んでいる方たちがいらっしゃるのも事実です。入居されている皆さんの意見もお聞きしながら、建て替え計画や改修、維持管理を行ってまいりたいと思います。また、こうした計画には、高齢者や障害者に向けての住

宅環境の整備等による配慮も併せて検討していきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

最初に、新型コロナ対策についてお尋ねします。

答弁でもありましたとおり、波佐見町事業継続支援給付制度ですか、今年の3月25日からやってもらった制度をまた今、検討中だということで、安心しておりますけど、それでよろしいですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今年3月にいたしましたものは、今年の1月、2月においての減少された事業所に対しての制度で、その延長とかじゃなくて、全く別制度において、県が今、考えられておられて、詳細の情報がまだ入ってきていない状況ですので、対象がどのようになるかというのも含めて、今、県の情報を待っているような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

このコロナ対策に関しては、国でも本当に今までにない環境の中で対策を練られておりますけど、答えが分かったら一番簡単なのではありますけれども、なかなか模索している状況で、しっかりした答えが出てこない。

昨年度から特別定額給付金1人10万円、全国で12兆円を使われた給付制度もあつたりとか、いろんな支援が様々ありました。今回も調べたんですけども、いろんな業種や事業体、個人、相手によっていろんな制度があるなとつくづく感じました。今回も本当ざっとしたお尋ねだったんですけども、給付、助成、貸付、補助、減免とかいろんな、国民に対して、事業者に対しての支援があるんですけども、借りたときは返さないといけない、給付に関しては給付をもらえる条件をしっかり持ってないといけないと、いろんな条件があつて大変国民はいろんな状況で困っていると思うんですけども、もし波佐見町において何らかでもいいですから、支援事業ができないかなと自分でも考えておまして。

以前の議会でも言いましたけれども、家計に優しい支援ということで、給食費や水道料金の基本料金の減免など、本当に町民としては金額は高額ではないんですけども、心情的に大変うれしい気持ちになったとかよくお聞きしますので、去年よりも今年がまた感染の状況

はまだまだ厳しいと思います。できることは必ず考えてやっていただきたいという思いがありますけれども。最近行われましたタウンプレミアム商品券の販売です、8月31日までで多分販売は終わったと思うんですけれども、その販売額と、もしよければ残った冊数とか金額を教えていただければ。お願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

プレミアム商品券の8月末までの販売状況でございます。販売冊数は3万8,412冊、販売額が1億1,523万6,000円でございます。残った数がはっきりした数字じゃありませんけど、9,500程度ということでございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

タウンプレミアムの商品券の販売は分かりましたけれども、6月議会のときに追加販売はされますかってお聞きしまして、今のところ考えていない、とにかく周知を徹底して全世帯に買ってもらうような努力をすると課長も言われたんですけれども、今現在、聞きまして、その9,500冊に対応することは何か考えていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

確かに追加販売はしないということで、当初、申し上げておりましたけれども、もう少し販売も伸びるかなと思ったんですけれども、9,500ぐらい残っているということで、残った数についてだけ言えば、昨年より残っているんですね。そういうことを考えますと、また、この第5波によって非常に経済が滞って、特に飲食店においても、5週間という長期にわたる休業とか時短によって相当な損失があるということで、もちろん飲食店だけじゃなくて、ほかのいろんな事業所も損失がありますので、少しでも経済が回るように何らかの方法で追加販売ができないかということで、今、非常に頭を悩ませているような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ありがとうございます。それでは、追加販売で頭を悩ませてるということなんですけれども、提案で何個か挙げたいと思うんですけれども、昨年のように追加販売をした場合、会場はウェイブホールで二日間行われたわけなんですけれども、かなりの混雑と手間暇といったらなんで

すけども、大変町民にも混乱させるような状況になったということで、また、今年はワクチンを接種しているウェーブホールではあるので、会場的には無理ということも僕も考えております。

そこで一つの提案なんですけども、追加販売に対象できる人を例えばもう限定する。例えばの話で、今度、小学校、中学校、高校に入学される世帯とか、あとは商工会員とって500名ほどおりますけど、商工会のメンバーも一つの町民でもありますし、こういう経済の厳しいときにいろんな会社のお店の経費としても使えるかなということで、商工会員の500人を限定するとかですね。あとはもう思い切った判断ですけれども、全世帯に1冊ずつ配布するとか。いろんなことが考えられると思いますけど、商品券の期限が12月31日までとなっておりますので、早めの判断をしていただいて、どういうふうな追加販売をされるか検討していただきたいと思います。

あともう一つ追加なんですけど、例えば医療関係とか介護関係の施設、経営をされているところにもそういうプレミアム券を販売したらどうかというのも一つ考えました。これを聞いてどう思われますか。何か。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、昨年みたいな感じではなかなか厳しいというのは、共通してうちのスタッフも認識を持っております。それで、いろいろな形で販売対象を絞るということについても、非常にいつもこの議会でも公平公正がないんじゃないかとかよく言われますけれども、そういった観点ではいろいろ考えないといけないところもあると思います。じゃあ、何でこの世帯に絞ったんだ、そういうところを説明がちゃんとできるかというところは、非常に重要なところだというふうに思っております。

ただ、経済を回さないといけないし、これはやっぱり売ってしまいたいというのがありますので、その両方を考えたときに、何がいいのかというのは、今これ、すぐは結論は出ませんけども、先ほど言われたこともいろいろ含めて、いろんな角度から検討をしていきたいというふうに思いますし、これを急がないといけないというのは重々分かっておりますので、そこはスピード感をもって対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしく申し上げます。何の力にもならないかもしれませんが、一応、商店街とか企業の方も知っておりますので、そういう検討をされるときに、メンバーの一員として呼んでもらって、会議の中で意見を言わせてもらえれば幸いですと思っております。

本当このコロナによる経済の圧迫といいますか、これからもどういうふうになるのか、自分も商店を経営しておりますので、先行きが不安なときもあります。商店街の仲間の人も、「ちょっとこの先どうなるかな、何とか力を貸して」とか言われますけど、本当いろんな考えを出しますが、どうしてもお金が絡んできますので、再給付とかいろんなことは難しいと思いますけども、できることをしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、また学校の給食費が今月から3カ月間、支援事業で行われるわけなんですけども、子供さんたちを育てられている方は大変安心されていると思います。この3カ月間というのはどういう意味で3カ月間にされたのか、よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

この3カ月の基本でございますけれども、昨年度が1学期の給食費の補助をさせていただきました。これをベースにして、どういう形がいいのかというところで財政部局と協議を諮りまして、2カ月するのか、3カ月するのか、4カ月するのかというところで協議をさせていただきました。最終的には、ちょうどその真ん中といいますか、3カ月の1,400万の補助が妥当だろうということで、今年度はそういう形で9月から11月までということで、3カ月の補助という形で対応させていただいております。一応、内容としましては、9月から11月までの徴収月を徴収しないという、実質補助という形で対応をさせていただいている状況でございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。昨年も給食費をされて、今年度もされるということでありがたいことです。

それに伴って、またしつこいようで何回もあれなんですけども、水道料金の減免が去年もありまして、本当に町民の方が、基本料金だけでも減免してもらってありがたかったと言われております。自分もよく町民の方に聞くんですけども、「ほかに何があったら助かりますか」と言ったら、「電気料金は澤田君、どがんかならんかな」って言いますが、「電気料金はちょっと難しいんじゃないですかね」と。例えば電気料金の領収証を持って行って、

何らかの給付をもらえるということはまず考えられないと思いますけれども、「そしたら、もう1回水道料金ば言ってみて」とかよく言われます。その辺は町長どうでしょうか。昨年好評だったんですけど。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

可能な限り、皆さんのそういう支援はしたいという思いはしておりますけども、やはり無制限にできることもあれだし、ある面では自立自活の前向きな考え方もやっぱりあれして、もっともっと状況が悪くなると、水道料金じゃなくしてまた別な手だて、そういうようなこともいろんな面で生活の支援は前向きにちゃんと考えてはいかないかんだらうというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ぜひ、今回から生中継でテレビを見られている方も先ほどの言葉を聞かれたと思いますので、いろんな状況を勘案されてから判断されるということで、ぜひ期待しております。よろしくをお願いします。

様々な支援をここにも用意しておりますけども、ちょっと時間的にあれなので、次の県立川棚高等学校の支援策ということで書いておりますけれども、ちょっと長々しい通告文になっておりますけども、波佐見高等学校支援事業で、入学金、町内の卒業生の方は10万円、町外5万円、あとは大学受験料補助3万円と部活遠征費100万円と書いておまして、臨時議会のときに企画財政課のほうから言われたのは、あと、通学費補助と下宿代とかあったんですけども、そちらのほうをもう1回詳しく御説明いただけますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

こちら、波佐見高校支援に関する補助要綱を整備しまして、その中で、通学費については、バスやJRの定期代の補助として月額5,000円を上限に補助することとしております。また、下宿代ですけども、下宿や寮の場合は月額1万円、アパートなど借りた場合は月額2万円を補助することと考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

かなり本当手厚い支援で、波佐見高校にこれだけの支援策を用意して入ってこられる方は、経済的にも喜ばれることと思います。

通告にも書いておられますとおり、本当に今もテレビで見られてると思いますけど、波佐見町民が納得するのかなという思いで、視線を波佐見町民から見ても、ちょっとあんまり片方に寄り過ぎてないかなっていう思いがありますけども。再度お聞きしますけども、もし本当に良ければ、同じ郡内に行く川棚高校に1人3万円とか5万円とかの入学金支援ということができないものか。何人かの友人にも聞きましたら、「ちょっとそれおかしかっちゃない」とか、「ちょっと偏り過ぎてないか。もしするんだったら、波佐見中学校を卒業する全生徒に2万円ずつとか3万円ずつやったほうがいいんじゃないか」とかいうこともありました。

でも、この目的は、波佐見高校の存続ということは十分分かっておりますけども、これをもし5年、10年続けた場合にも、生徒が増えることはないと思うんですけど、とにかくこの危機を乗り越えるための支援策と思うんですけども、再度お聞きします。本当、川棚高校には全く支援はできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

波佐見高校に行った方だけ支援を受けて、川棚高校に行った方が支援を受けられない、そこで不満が生じるのは予想はできております。ですが、目的についてはもう御承知のとおりのことですので、目的、また、補助の要件に従って支援してまいりたいと思っております。

また、財源のお話をしますと、臨時議会でも御説明したとおり、ふるさと納税を基にしております。寄附をされた方の気持ちとしてどうかを考えた場合、波佐見高校の存続のため、波佐見高校に入学する生徒だけに支援するということは、波佐見高校が存続して、町を活性化させて、波佐見焼をますます振興させて、窯業界にも人材確保を促して、そういったことにつながるので、寄附をされた方も御理解いただけるものと思っております。

ですが、そうではなく、全ての中学校卒業生に支援する場合を考えた場合、恐らく寄附された方のお住まいの町ではそういった町外、市外の高校へ進学する生徒に対する支援などはないかと思います。寄附された方はどう思うかを考えたときに、うちの住んでる町ではそんな支援ないのに、寄附した先ではそんな支援しているってなった場合、あら、自分が寄附したのが何か違ったのかな、間違いだったのかなと誤解を招きかねないとも思っておりますの

で、この事業に関しては、波佐見高校に特化したものとさせていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

何回も聞くようなんですけども、先ほど聞いた通学費の補助とか、下宿代とか、家賃の補助とか、そこまでもしないといけないのかなという思いもあります。金額は確かにもらう人は多ければ多いほどいいと思うんですけども、あまりにも金額も大きいのかなと思いますけど、その辺の対応はどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

波佐見高校、町内の学生より町外の学生が多い状況です。佐世保市から通われる生徒もたくさんいますけど、その場合、定期代が月2万円ほどかかっているそうです。ですので、5,000円でも町から補助があれば、佐世保からでも通うことを検討の一つとしてくださると思いますので、有効だと思っております。また、寮や下宿なども高校に通うためだけに5万、6万とかかるでしょうから、そこを1万でも2万でも町から支援があるとなれば、どこに行くか迷われているとき、ちょっと踏ん切りがつかないときに、波佐見高校を選ぶための大きな条件となってくるんじゃないかと考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

それでは、先日の臨時議会のときも、何で早急にこういう大きな議案を出されるのかなと思ったんですけども、8月にオープンスクールがどこの高校でもあるということで、それに対して合わせられたと思います。波佐見高校でも8月にオープンスクールがあって、何人か行かれていると思いますけども、ちょっとここ過去3、4年でもいいですけども、波佐見中学校から波佐見高校に行かれた生徒というのは、教育委員会のほうで分かりますか。ついでに川棚高校もお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ここ3年間、令和元年、令和2年、そして令和3年は希望調査の結果をお知らせします。まず、川棚高校です。令和元年度が16名、令和2年度が15名、令和3年度の現時点の希望16名でございます。一方で、波佐見高校でございます。令和元年度が23名、令和2年度が18名、

令和3年7月の調査の現在は16名となっております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ありがとうございます。今、数だけ聞きましたけども、どこの科を専攻されるかということで、生徒の皆さんたちは先ほども言いましたように、夢を持って人生を今からスタートされるわけなんですけども、波佐見高校に行ったらこれができる、これをやりたいから波佐見高校に行くということで、前回の臨時会でも、もうちょっと中身から話もしましょうかとかいろんな議員さんの話もありましたけど、なかなか議員の中では波佐見高校の学校運営に関しては言えないとかありまして。

でも、皆さんがいつも終わった後に言われるのは、まず中身からやろうって、波佐見高校がとにかく魅力のある学校になってもらうことも大事な問題なので、それに対してどういう支援ができるかということで、支援の形を今までも議論して、金銭的な話ばかりしておりますけども、もっとほかの支援の形があれば、それは早急に自分たちも研究してやりたいと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

今回の補助要項には、生徒確保など項目を挙げておりますけど、最後にその他町長が認める事業という項目を設けております。これは、議員がおっしゃるとおり、波佐見高校の魅力を上げるような波佐見高校独自の取り組みに対する支援をしようというものでございます。早速、波佐見高校からお話がありまして、ドローンの講習を生徒向けにやっというお話がっております。さきの災害の現場でもドローンが活躍しましたり、観光のPR動画なんかもドローンで撮影することもよくあります。また、離島においては、ドローンによる貨物の輸送なども今、実証実験などもあつてるようなんですけど、ドローンが活躍する場面というのは今後ますます増えてくると思っております。その中で、ドローンを操作できる生徒というのは、企業側から見ても魅力ある生徒ですので、高校の魅力アップの一つになるかと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。

それでは、波佐見高校がたくさん受験されることを願っております。先ほども言いましたように、町民の目線からこの大事なお金を使われるときに、本当に不満が出ないような使い方をしていただいて、川棚高校の支援というのは、川棚町議会でも何か提案が出ているということでもありますけれども、我が波佐見町の町民からの不満が出ないようなことは常々考えていただきたいと思います。

それでは、次に町営住宅の件にちょっと入りたいと思いますけれども、この町営住宅に関しては、以前、建設課の研修を受けた折に資料をいただきまして、かなり町営住宅は古いなど思っておりました。そこで8月の豪雨のときに、8月12日でしたかね、自分も議員になって、避難されるということを知りましたので、どういう避難状況になるのかなと思って福祉会館に行きました、6時半ぐらいでしたかね。そうしたら、長寿支援課と商工観光課の職員さんが担当で、避難所の受付とかをされて、避難者を案内されておまして、自分も何か協力できないかなと思ったんですけども、ちょっと挨拶をしたりとか、どういう状況ですかと話をしたりしておりましたら、来られた方が小石原住宅の方が六、七人いらっしゃいまして、自分も知ってる方だったので、「大丈夫でしたか」と言ったら、「もう澤田君、いつもばい、小石原住宅の近くは」と言って、何かこう川が二つ合流して、渦を巻いてかなり水位が上がるらしいです。建物も古いから、どうしても避難はしょっちゅうだっということをおっしゃって、「ああ、そうですか、大変ですね」と言って、そのときは話をしたんですけども。

この町営住宅に関しては、僕は来年ぐらいに質問しようと思ったんですけども、もし今後の計画を建設課が検討されるに当たり、危険な場所にまた同じ建物を建てていいのかなとかちょっと疑問に思うところがあったので、小石原住宅に関してはどう思われますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

小石原住宅の建て替えの計画がありますけれども、現在は、河川に対してちょっと低いレベル、奥に行けばちょっと高くなるんですけども、そういうことも検討をしながら進めていかなければならないと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

その高さを上げるだけじゃなくて、本当にあそこが適した場所かというのを再度見直していただいて、何年ですかね、僕が調べただけでももう53年ぐらいたっております。ほかの建

物も50年近いのはたくさんあるんですけども、それとまた町営住宅の需要とかもぜひ検討されて考えていただきたい。自分も商売でいつも小石原住宅に行くんですけども、確かに道より低い、川と同じ高さの住宅地で、これがまたつくったら耐用年数が70年とかなって、相当なまたいろんな自然災害とかもたくさんあると思いますので、もし代替地とかがあれば、その辺で検討して、建設課の仕事も大変だと思いますけども、その辺をぜひ検討していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

波佐見の人口も減っております。古い建物で小石原住宅とか永尾とかあります。今度建て替えるときにどうしたらいいのか、その辺、住宅に住んでいらっしゃる方にもアンケートなどを取らなければいけないというふうに思っております。聞くところによりますと、新しくなるのはいいけれども、家賃が当然上がってしまうので、現状として今のままがいいのかなという意見も中にはあります。そういういろいろな意見がありますので、そういうことを考えながら、場所もどこがいいのかも今後、検討していかなければならないと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしく申し上げます。

参考までに、研修のときの資料を見たんですけども、昨年、令和2年度で町営住宅の補修工事ということで49件、金額にしても740万円ほどの改修工事費があっておりまして、本当、かなり傷んだりとか。建設課の職員の方が以前言われておりましたけれども、これ以上仕事が増えないように願っておりますということで、大変な業務をされていると思いますけど、大きな一つのまた考えではありますけれども、例えば建設課が、こういう町営住宅とか公園とかそういう管理で、最近では特に草を刈ってくださいという依頼も多いと思うんですけども、かなり業務が増えてきた場合に、例えばもう住宅環境課とか、建設課は建設課で置いておいて、また別の課をつくって、町営住宅なり公園の管理なり、いろんな業務が増えているのであれば、課を増設するということはできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

必要だからすぐそうということには、思っておってもできない部分があります。最小の経

費で最大の効果を出していくということで、相当職員には無理をさせているところがあるというふうに思っております。もう波佐見町ほど行革を徹底したところはどこにもないというふうな、そういう自負はあります。

だからそういう面で、管理をすれば、つくればつくるしこ、どんどん古くなれば古くなるしこ、高くつくわけですね。だからある面では、もう五、六年前から小石原住宅のことにについては検討をしてくれているわけですよ。だからそういうふうなことについても、ある面でのめど、目安を長期財政計画の中でしておりますし、こういうふうに災害等があれば、例えばあそこに60戸のあれを建てるとしたときには、ちょっと言えば40戸にして後ろのほうに引くとか、専門家のいろいろな方々の話も聞きながらやっていかないかなだろうと。簡単にほかのところにと、やっぱりそういう工事になるとすぐ、ぴんと価格が上がります。

そういうこともありますし、なかなかこれは公式的にいろいろ言えない部分がありますが、つくる以上は安心、安全で専門家の意見を聞きながら取り組んでいきたいと。大体そういう計画をずっと立てておりますので、早く公式にできればなという思いはありますけれども、近々のあそこの道をこうしなさい、あそこのあれをこうしなさいということもいろいろありますので、総合的に考えて、そしてある面では決断もしていかないかなんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

今、町長の答弁を聞きまして、本当、分かりました。よろしく願います。

今回から生中継ということで、あそこにカメラがあるんですけども、やっぱり意識しないとは思っていましたが、言葉を選んでしゃべらないといけないとか、重要な課題になれば、相手の許可を取ってしゃべらないといけないとかいろいろあるんですけども、今回、町営住宅のことは自分が個人的に提案したことであって、町民の方の意見というのは僕は聞いておりませんので、もし今後、町営住宅をつくられるに当たり、住まれている方の意見を十分に検討課題に入れられたり、もしよければ検討委員会とかいうのを立ち上げられるようであれば、住まれている方、今後住まれる方の意見などをどんどん取り入れてもらって、時代に合った住宅設備をよろしく願います。

以上で質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、1番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時05分から再開します。

午後1時52分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、10番 脇坂正孝議員。

○10番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。8月豪雨で被災をされました皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、私は3件ほど質問をいたします。

1. 教育委員会事務局の新庁舎移転についてでございます。

新庁舎完成後、教育委員会事務局は新庁舎へ移転することで計画が進められています。しかし、移転については、町民の利用が不便になるなど、多くの課題があると考えております。町長としてどう考えられるのか、次の4点についてお尋ねいたします。

(1) 移転はなぜ必要なのか。メリット、デメリットはどうか。

(2) 移転を懸念する関係団体や町民の声にどう対応されたのか。

(3) 職員不在の施設は、貸し館と同様である。総合文化会館には、職員の常駐が必要であるとするがどうか。

(4) 移転後の管理は委託等で計画をしておりますが、委託等にはなじまず、その経費は無駄であるとするがどうか。

2. 小中学校施設の整備について。

脱炭素化社会が叫ばれております。

児童生徒の環境学習の場として、また、財政負担の軽減等のため、学校施設に太陽光発電設備を設置できないか。

3. 公有地の環境整備について。

町内の公有地には、特に夏場になりますと、雑草が繁茂しております。草刈り等の清掃作業は、関係者の減少や高齢化で課題も多いと聞いております。次の公有地につきまして、草

刈り、剪定作業を今後どう維持していくのかお尋ねをいたします。

(1) 河川堤防（桜づつみを含む）及び町道ののり面。

(2) 都市公園、町施設の緑地帯。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

1. 教育委員会事務局の新庁舎移転について。

新庁舎完成後、教育委員会事務局は新庁舎へ移転することで計画が進められている。しかし、移転については、町民の利用が不便になるなど、多くの課題があると考えます。町長としてどう考えるか。

(1) 移転はなぜ必要なのか、メリット、デメリットはどうかという御質問ですが。

近年の教育を取り巻く環境は、社会の複雑化、多様化に伴い、様々な課題に直面しており、町長部局から見ても、学校関係では、児童生徒に対する虐待案件、家庭の貧困問題等は児童相談所をはじめ、各種関係機関との連携が重要になっていると感じています。また、自然災害や防犯対策などの危機管理、通学路等の安全対策、GIGAスクール構想をはじめとするICTの推進、老朽化が進んでいる各施設の維持補修等、教育委員会だけで対処が困難と思われる、教育委員会からは役場の各部署との連携を強く要望されています。加えて、新地方教育行政法に掲げられている総合教育会議にあるように、教育委員会との施策の連携も必要です。また、社会教育事業における様々なイベントについても、各部局との連携や町職員の協力を行っているところです。

このような中、現在の教育委員会は庁舎と離れた波佐見町総合文化会館で業務を行っているため、教育委員会との情報共有不足や連携の希薄があり、年々増加する様々な課題の迅速な対応が難しくなってきていると認識しています。これら諸課題の解決のため、今回の新庁舎建設に合わせて、教育委員会事務局を移転することが必要で、このこと自体が大きなメリットと考えています。

一方、デメリットではありませんが、後段、質問があります、総合文化会館の管理面については、一部の方に不安の声があることを承知しています。

(2) 移転を懸念する関係団体や町民の声にどう対応したのかという御意見ですが。

今回意見公募、パブリックコメントが実施された際に、複数の団体から、教育委員会事務局の移転について懸念の声が寄せられましたが、趣旨としては、総合文化会館の管理と社会教育事業との関係性だと認識しています。特に、総合文化会館から教育委員会事務局がなくなることで、会館自体の運営や会館を利用する社会教育事業が低下するのではないかとの内容でありました。

このことについては、総合文化会館の管理自体を外部委託し、その団体を館内に常駐させることで、会館の運営は行えるものと考えています。加えて、施設の予約や申請受付は新庁舎でも行えますので、町民皆様の利便性は向上するものと思います。

また、社会教育事業については、新庁舎において、各部局との連携が深まることで、より一層充実できるものと考えており、それを基盤としながら、外部委託団体と役割を明確化することで、事業の効率化も図られるものと考えています。

これらのことは、意見公募の結果として、町ホームページや町広報紙で公表しているところですので、今後、意見公募を行った団体には、機会を捉え説明を行いたいと考えています。

(3) 職員不在の施設は、貸し館と同様である。総合文化会館には職員の常駐が必要であると考えerがどうかという御質問ですが。

教育委員会事務局が移転した後の総合文化会館の管理については、外部団体に委託し、その外部団体の事務局が入ることなどが考えられます。このため、委託団体の職員が常駐することになりますが、教育委員会職員も適宜、総合文化会館で業務を行いますので、外部団体と連携を図り、適切に会館事業を行っていきたいと考えています。

(4) 移転後の管理は委託等で計画してあるが、委託等にはなじまず、そしてその経費は無駄であると考えerがどうかという御質問ですが。

町内の主要な町施設についても、既に外部団体が委託され、その事務局が入り、施設の管理と町の担当部署と連携した各種事業が行われていますので、そのような形態を目指しているところです。このことから、委託の経費が発生することになりますが、会館の運営面を外部団体に委託することで、教育委員会事務局における施設の管理業務が低減しますので、職員については、社会教育事業に専念できるとともに、効率的に業務ができるものと考えています。

3. 公有地の環境整備について。

町内の公有地には雑草が繁茂している。草刈り等の清掃作業は、関係者の減少や高齢化で

課題も多いと聞く。次の公有地について、草刈りや剪定作業を今後どう維持していくのか。

(1) 河川堤防（桜づつみを含む）及び町道ののり面、(2) 都市公園、町の施設の緑地帯という御質問ですが。

河川堤防の一部については、自治会で組織されている環境衛生振興会連合会が環境美化推進事業として年に数回、草刈りと清掃を実施されています。また、桜づつみについては、河川愛護団体が年3回の計画で、同様に草刈りと清掃を実施されています。町道の草刈りは、地元の自治会や隣接する農業関係者により実施されているのがほとんどです。町で定期的に行っているのは、緑地帯を設置している町道波佐見縦貫線と中学校前の町道横枕線で、高木低木の剪定や除草作業を行っています。その他の路線では、不定期ではありますが、幹線道路を主に、自治会から緊急の要請があった場合や環境上好ましくない状態と判断したときに、環境美化作業員により、草刈りや除草作業を行うこともあります。都市公園やその他の公有施設内の樹木の剪定は業者に頼らざるを得ませんが、草刈りなどは環境美化作業員により対応しています。

御承知のとおり、壮年会やシルバー人材センターは、会員の高齢化と人員減少により、町からの作業依頼に対しての対応が徐々に厳しい状態になっています。特にシルバー人材センターにおいては、今年度の町道と都市公園、町営住宅等の除草作業が対応できないケースも発生しており、その対応に苦慮しているところです。

今後、このような状態が増加すると、業者等への発注に頼ることとなり、必然的に維持管理費用が増加することになります。

その他の御質問については、教育委員会より答弁があります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 学校施設の整備について。

脱炭素化社会が叫ばれている。

児童生徒の環境学習の場として、また、財政負担の軽減のため、学校施設に太陽光発電設備を設置できないかのお尋ねでございますが。

学校現場を問わず、脱炭素社会の実現については、社会全体の大きな目標であり、最近ではSDGsの取り組みも注目されています。この環境問題については、教育課程の中で、教科や総合的な学習において、世界の動き、日本の動き、そして、身近な地域や家庭の問題と

して児童生徒自身ができることを学んでいます。一方で、学校現場においては、一昨年に空調機を設置したことで、電気の消費量は以前と比べると増加しております。このようなことを踏まえると、学校施設に太陽光発電を設置することは、児童生徒の学習の場や自家発電として財政的にも寄与するものと思われます。今後、学校施設長寿命化計画により、校舎屋根部の改修工事を施工する際には、太陽光発電設備を設置することで検討したいと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

それでは、まず、画面を御覧いただきたいと思います。

総合文化会館の近辺には、中央小学校、中学校、そして体育センターと一連の教育施設が設置してありまして、その中心をなすのが総合文化会館であります。総合文化会館には、ホールや図書館、会議室、そして教育委員会事務局がありまして、理想的な文教地区を形成しているものと思っております。ここを恐らく中学校の移転とかその後の文化会館の整備、こういったことでこれだけの施設をここに集中してあるわけでございますけども、この位置の重要性をどう考えられるのか。多くの町民の方から言わせれば、もう最高の文教ゾーンじゃないかというふうなことを言われております。この考えをお願いします。町長、お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

おっしゃるとおり、文教ゾーンとしての小学校、中学校、町の体育館、総合文化会館というような形で非常に理想的な建物だというような思いを致しております。そういう区域になっていると。しかし、当時、30年、40年前のそういう発想は、その当時はよかったんですけども、年を取るとともに、社会、そして経済、生活、いろんな面において大きく世の中変わってきているというような状況です。このときにこそ、やはり教育委員会の事務局を役場にちゃんと移して、そして、今からの特に高齢者、子ども・子育て、こういうところと連携を密にして、いろんな町民の皆さん方の問題ごとに適切に対応して、一緒になって取り組んでいくということが非常に大事になって、もうこの新庁舎への移転というのは、令和元年12月13日に庁舎の基本計画が策定されました、基本構想からですね。そのときにはもう既に利用者の負担や事務執行における非効率的な問題解消のため、新庁舎に合わせて移転し、町

政機能を統合することを計画していますということで、それはもう既定の事実だということな思いの中で進めてきておるところでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

それでは、まず最初の基本計画にありました、行政サービスの低下を改善するということでございますけれども、恐らく教育委員会に行かれて、例えば住民票が必要です、税の証明書が必要ですと、そういったことでの話があって、また役場のほうに戻ってそういうふうな証明が必要じゃないかというふうなことを挙げられてるんじゃないかと思うんですけども、これは端末を教育委員会事務局あるいは農村環境改善センター、あの辺りに置いておいて、そして二度手間をしなくていいような方法を、これは幾らでも取れると思っております。そしてまた、この端末というのは、本庁舎が混雑しているときとか、あるいはこちらの端末が故障したとき、そういったときの補充としても十分使えますので、まずこの端末設置でその辺の解消ができないか、伺います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、端末を置いてそういった証明書の発行ができるかというお尋ねですが、技術的には可能だと思います。しかしながら、私たちは税情報とかの個人情報を見る立場にございません。そういったことをすることは法的にもできないと思っておりますので、総合文化会館で事務局職員が発行する業務はできません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ちょっと質問を変えますけれども、県下の市町村で、自治体で、いわゆる町長部局、市長部局と教育委員会と分かれている自治体、これはおおむねどのくらいでございますか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

長崎県内の自治体の教育委員会の所在箇所について回答いたしたいと思っております。

本館内に10カ所ございまして、市町村は21で10カ所、本館内にあります。本館にないところといたしましては、市町村合併が行われまして、島原とかでしたら有明庁舎にあったりとか、対馬でしたら中心の峰町とかそこら辺に置いてらっしゃるという感じで、今現在、新し

くつくられているところ、本庁と教育委員会が融合して業務を行っているような状況だと思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○10番（協坂正孝君）

おおむね半々と思います。その中で私もちょっと気になりまして聞きましたら、今おっしゃった島原市は、もともと教育委員会も本館にあったんですね。そして、合併で教育委員会が有明町に行かれた。それからまたしかし、去年、新庁舎をつくられたけど、戻られてないんですよ。やっぱりもうそれなりの距離感がいいんじゃないかなろうかというところがあったらと思います。

それから、もう1カ所訪ねました。これも庁舎と教育委員会が10キロぐらいあります。そこもお訪ねしたんですけども、職員も住民の方も何も不満もないし、それからやりづらいこともないと。むしろ教育の独立性で離れておったほうがいいというふうなことも聞いております。そして、今申しました端末については、やっぱりそれなりに設置してありまして、そういう関係書類はそこで発行できるということで、それで住民の方が納得されてますので、大きな問題もなかろうかと思っております。対馬のように、恐らくあれは20キロ以上あるかと思えますけども、そこまで離れればちょっときついところもありますけども、ここは五、六百メートルですよ、時間も五、六分。だから私はさしてそういうふうなことで不便はなかろうかと思っておりますけれども、ほかにいろいろありますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まず、71町村あったのが結局8町ですよ。そうすると、合併をするとどうしても庁舎をどこに置くか、そうしたら、やっぱりそこそこにずっとできるだけ分担をして、公平にどこの地区からも文句の出んごたる形で分散をして、そして、そういう形の中で過ごしてきているということで、非常にそういう面ではバランス、それじゃないとどうしようもないなというような、そういう状況ではないかなというふうに思っております。

本当ある面では、ここが最初に敷地が広くさえあれば、文化会館には行かなくてこっちでやっておってもよかったわけですけども、非常に手狭になって、そして、幸いにして文教区であるし、ここから出すんだったら、教育委員会が一番いいんじゃないかなというような形の中で、そして、それがもう30年以上たってくると、そこにあるのが当然だというような

思いですけども、いろんなことを今度は、最近是非常に母子保健とか母子福祉とか、それから教育相談とかというのが、やはり個々に話をせないかんとところが多々窓口でやらなきゃいけないと。そしたら連携を取らないかんとというようなところも多々増えてきております。

だから、そういう面においては、ちょうど波佐見町の規模の面積であれば一緒の敷地内で、こういう教育委員会は教育委員会、そして、何か教育委員会がするときに、全管理職がそろうと一緒に波佐見町の町民運動会とかいろんな形の中では、電話だけで済む問題もありますけれども、やはり顔を合わせてミーティングをしたりすることが多々ありますし、そういうふうにして効率的に、そして、的確な体制が必要じゃないかというふうに思っております。

そういうところでも、設計の基本構想の中から、基本設計の中からもやっぱり設計者の方々もそういうふうな考え方でつくられているんじゃないかなというような思いを致しておりますし、私たちもそれには何も違和感はなかったなというような思いを致しております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

移転でパブリックコメントを取ってあるわけですけども、団体からの声ということで対応されているのを見ましたけども、これについては恐らくその団体の方はまだ納得されていないと、不満だろうと思います。そこでもう一つお尋ねしますけれども、確認したいんですが、波佐見町の場合は総合文化会館ということで、例えば中央公民館とか公民館とか、そういった名称じゃございませんですよね。しかし、これは社会教育法という公民館の施設と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

町長答弁の中にありましたように、これからの教育委員会と町長部局との連携というのはとても重要な役割を持っていくものだと思っておりますので、前向きにそれに向けて準備をしていきたいし、丁寧な説明を心がけていきたいということを思っております。

お尋ねの部分の中央公民館としての役割という部分については、総合文化会館でありますので、中心的なといいますか、あるいは主導的な部分の役割を担っているということで理解をしております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

公民館条例でなくて、総合文化会館の設置条例というふうに本町の場合はなっております。東彼杵町はこれに加えて公民館規則というのを別個に設けてはあるんですけども、総合文化会館イコール公民館ということで質問させてもらいますが、この条例の中に総合文化会館運営委員会を置くというふうな規定がございます。そして、恐らく文化会館の運営に関することについて、重要な審議をしていただくというふうなことじゃなかろうかと思っております。まず、ここの運営委員会の意見を聞かれたかどうか。それから、前回6月の議会で、教育長は「PTA等の団体の意見を聞いて、納得していただけるものと思っております」というふうな答弁でございましたけども、それについてその辺の実施をされたものか。あと一つ、公民館長会というのものもあるそうですが、いわゆる公民館を取り巻くこういうふうな運営団体、利用者側の運営団体ですけども、こちらのほうの意見は聞かれていますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

最初のお尋ねにつきましては、その該当委員の方々の御意見は拝聴しておりません。

2番目の6月議会のときの答弁の内容につきましては、基本的には町の現在の教育委員会の委員の御意見、そして町内校長会、教頭会、PTAは町Pとかそういうことではないんですが、役員をしている者の意見等々の中から、おおむね了解をしているということで捉えております。

公民館長会につきましては、県のほうの部分ということではありますが、このことを話題として協議はしたことはございませんし、町の会議においても、教育委員会の新庁舎の移転について議題に上げたことはございません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今申しましたような、運営委員会とか公民館長会とかそれからPTAの皆様、それに自治会長会、こういった方向の意見を全く聞かれてないわけですよ。恐らく利用者側の意見、これは全く無視されているというふうに私は思います。自分たちの都合だけで、はい、移転しますとそういったふうに取りれるわけですけども、その辺、町長、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そこまで行き渡らなかったところもあるかもしれませんが、やはりまずはそこで仕

事をする職員、その仕事の内容、そして、そのことが十分、意見は聴取できなくても、やっぱり自分たちの感覚的な中では、よりベターじゃないかというような思いもあったんじゃないかなというふうに思っておりますし、必要などころにはそれぞれの説明があったというふうに思っております。そういうことで、基本計画等にもきちんと明記しておりますし、それから、昨年の町の市政報告会でも、全参加者にチラシを配って、こういうふうにして教育委員会の事務局の配置ということでお知らせをしております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

多くの団体があろうかと思えますけども、少なくとも今申しました波佐見町総合文化会館運営委員会、それから公民館長会、あと自治会長会とかそれからPTAの皆さん、こういった声はぜひ聞いてもらわないと、このまま移転したんじゃ、恐らく将来的に相当、困った困ったというふうなことが懸念されます。これはちょっと私もどうしてこういうふうな、先に移転ありきで決められたのか不思議でならんわけですけども、たった1回か2回の市政懇談会とかあるいは基本計画、こういったもので移転ができるほど私は軽々しいものではないというふうに思っておりますので、この辺はまた改めて、それぞれの御意見を、特に利用者の立場で聞かれてもらって、そういうふうな回答を出してもらえればと思っております。

あくまでも、特に公民館は教育長御存じのとおり教育の場ですから、教育の場に職員がないというふうなこと、仮に委託はされてもちょっとこれは困るんじゃないかなろうかと思えますけど。県下の教育委員会で、公民館に職員不在の市町というのはありますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

大変申し訳ありません。そこについては、承知をしております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

恐らくなかろうかと思っております。職員を引き上げて、そして、外部委託でどなたか置けばいいというふうなことはやはり避けなければならないと。委託の方が職員の代行を行うというのは、限度があろうかと思えます。マニュアルどおりのことはできるかもしれませんが、やはり教育的配慮とかそれからプラスアルファ、こういった配慮はどうしても職員でないとできないところがあろうかと思っておりますので、これについては質の問題も考えられま

すので、再度、先ほど申しましたような利用者の方には了解を取っていただくということをお願いしたいと思います。

次に移ります。太陽光発電設備の設置については、今後考えていくというふうなことで、ありがたい回答でございましたけども、とにかく地球温暖化の進展によりまして、逆に学校にもエアコンが入ったわけですね。しかし、そのエアコンを動かす電気は何かと言いますと、今のところほとんどが石油や石炭の化石燃料であります。これがまた地球温暖化の原因になっているというふうなことで、まさにたちごっこでありますけれども、これを防ぐためにはやはり再生可能エネルギー、こういったものが必要と言われております。太陽光発電とか、それから風力とかありますが、本町の場合は風は少ないほうでございますので、太陽光発電には恵まれた地域で、しかも安価にできるというふうなことが言えるかと思えます。特に、学校の屋上には広いスペースがありますので、これを利用して太陽光発電を可能な限り推し進めていただければというふうに思っております。

これはよくよく御覧になったかと思えますけども、公立小中学校への太陽光発電というふうなことで文科省が出しているパンフレットによりまして、支援による効果として、CO₂の削減が20キロワットパネル設置で年間11トン削減、それから、環境教育の拠点ということは先ほど教育長がおっしゃったとおり、モニターを教材化するとか、それから高学年になりますと、どうして発電ができるのかとか、そういったことの学習ができる。それから、省エネとしましては学校の年間電力需要の約1割、このくらいは節約できますよと。そして、防災機能としてもしものときは非常用電源としても活用できますということで、現在、県下では大村市が全小中学校に設置をされております。あとはそうそう普及がまだ進んでいないところですけども、国も30年には46%ぐらい削減するというふうな目標を掲げて、しかも新築するビルだけじゃなくて、既存のビルについてもそういうふうな太陽光発電をすることによってCO₂を減らすと。そういうふうな大なたを切っておりますので、一つこの辺はいろいろな工事、庁舎も計画してありますから、そういったのに合わせて、可能な学校から進めていただければというふうに思いますが、その辺はよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁しましたように、今後の長寿命化に向けて積極的に、計画的にやっていきたいということを思っております。併せて、既存の例えば電気、水道等につきましても、子供た

ちの実態に合って、例えばもちろんフードロス等の課題もあるでしょうし、SDGsの新しい考え方に照らし合わせて、一個人として、子供として、自分事としてできることは何だろう、学校としてできることは何だろう、一町民としてできることは何だろうということを、知識として学んでいながら、実際に実践ができる子供の育成ということで、節電であったり、節水であったり、食べ残しをやめることだって日々指導の中でできることだと思っておりますので、脱炭素社会という大きなテーマの中で、今自分ができることは何かという視点の中で日々指導をやっていきたいということを心がけております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今の児童生徒が小さい小学生、中学生の時代からそういった考え方あるいは実際に学んでいくということは、大きくなってもそういうふうな意識が立ちましょし、それから実際に建物を造ったりするときは、まずその辺が第一義に浮かんでくるかと思っておりますので、その辺の御指導はお願いしたいと思っております。

続きまして、河川堤防関係でございますけども、草刈り作業ですが、これは地域にとりましても大きな美化作業の柱でございます。そして、ちゃんと維持していくためには、同一箇所を年3回あるいは4回と刈らねばなりません。桜づつみ等も愛護団体等が3回は切っておりますし、そういったことでそれぞれの団体なり、自治会もちゃんとやっているわけでございますけども、これが一番暑い時期の作業ということで、以前としますと、必ず1年1年高齢化していきますし、かといって若い人はそうそう来ないと。そしてまた、桜づつみなんかの場合は、団体に委託をしてあるわけですね。そしたら、あそこの構成員もだんだん高齢とそれから構成員が減っていくわけですよ。そういったことで、どのようにしてこの後やっていくべきかというふうな問題にぶち当たっております。ちょっと写真をお願いします。

これは乙長野郷の今熊というところ、向こう側は川内の片渕でございます。これは、7月には刈取りをしてあるんですよ。しかし、2カ月近くでこの状態ということで、堤防が恐らくそれぞれ一番上面で3メートルぐらい、それから傾斜は結構急でございます。地元の人は草刈りじゃなくて、さとうきび刈りというふうに言われておるほど、かなりの草の伸びでございます。これは県の河川でございますので、直接、町のほうでどうってできないでしょうけども、県には実情や要望を頻繁に行って、働きかけをお願いしたいと思っております。

それから、これも同じくです。手前のほうはちょっとすぐ隣が田んぼということで、耕作者の方がやっぱり苦心して刈られておりますのでこの状態ですけど、先のほうが先ほどのような状態で、これが400メートルぐらい続いております。これが桜づつみの万年橋のところですよ。これも年に3回切っておりますけど、こういうふうな状態ということでございます。そしてここが甲長野郷の町道皿山線が走ってまして、その下に田んぼがあるわけですけども、この水田の所有者の方も今まではずっと自分たちで年に何回も刈ってきたと。

しかしもう自分たち自身も高齢で、どうしてもできませんというふうなことで、先日ちょっと建設課長とお話をしまして、あとは上半分だけでも刈りますよというふうなことは言われておるんですけども、こういうふうな状態で、これも4メートルぐらいありまして、長さにして200メートル、こういうふうな畦畔があります。このほかにまだ町道歩道の草とかいっぱい課題はあるわけですけども、こういうふうな状況になっていることをどう思われますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

河川清掃、その他の清掃につきましては、地元が近所のところについては自分ですという地域愛を育みたいという気持ちもあって、愛護団体とか自治会にお願いしているというケースもございます。ただ、やはりできないところも多々あるということは承知しております。そこにつきましては、どうしても河川とか、あるいは河川の場合も衛生のほうで行うのか、県のほうと協力しながらするのかとか、ちょっとまだそのすみ分けももっと難しいところもあります。できるところにつきましては、まずは地元をお願いするというのが基本として考えております。ただ、できない部分につきましては、今後、費用がかかるかも分かりませんが、業者等をお願いするしかない状況になってくるのかなと思っておりますけども、まだ今の段階で、今後どうするということはまだ調査もしておりませんが、今の状況ではまだ地元の方とかボランティアの方をお願いしたいという気持ちでおります。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○10番（協坂正孝君）

今おっしゃったように、私たち地区の住民としても、ちょっとした道路の美化作業とか、そういったことは積極的にやってるわけですね。ところが、こういうふうな広いところ、草が相当茂っているところ、特に急傾斜ですね、こういうところがだんだん難しくなっている

んですよ。これが1、2年ということ、ひよっとしたらそれがいえるかもしれませんが、もう年々組織として高齢化していきますので、そういうふうな危惧を覚えております。ですから、これは恐らくそれぞれ町の各課の関連が大きいかと思っておりますけども、全体的な今後どうしていくのかというふうなことを、考えていってもらわないといけないんじゃないかなと思うわけですが、ほかの課もちょっとお尋ねしましょうか。建設課長、どう思われますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃるとおり、町道ののり面についてもたくさん草が生えております。町長の答弁にもありましたように、町道の草刈りはほとんどが地元の自治会や隣接する農業関係者によって実施されているのが現状であります。おっしゃるとおり、高齢化して、そういうボランティアでやっていける方が減ってくれば、当然、町としても今度は業者に頼らざるを得なくなると。ボランティアの活動は、できればそちらが一番いいのではないかと考えておりますけども、できない場合には当然、町のほうに来て、業者のほうに頼るような形になるのではないかと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そこら辺を、今申しましたように、河川とかそれから桜づつみ、都市公園、こういってところがそれぞれ分かれておりますけども、この辺を一体となって施設の管理というふうなことで、草の管理も大きな課題になろうかと思っておりますので、考えていってほしいというふうに思うわけですね。

そこで提案がございますけども、草刈り機は、ほとんど恐らく経験された方が多いかと思っておりますけども、現在、手押し式とかりモコン式、こういうふうに進化をしております、特に最近のリモコン式は、傾斜を40度、50度、こういった傾斜が刈取りが可能というふうになっております。値段はもちろん高価でありますけども、こういうふうな機械によって、効率や安全性を高めることが必要ではなかろうかと、そのように思います。

例えばリモコン式の草刈り機ですけども、いろいろネット等を見ますと、いっぱいメーカーがございます。その中で、それぞれのところで買うというわけにはいきませんので、町で購入して、例えば先ほどおっしゃったシルバー人材センター、なかなかこちらが高齢で稼働

率が下がっているというふうな先ほどの町長の答弁でありましたけども、町で購入して、そして、シルバー人材センターに一応貸与といいいますか、そういうふうなことをしてもらって、使用してもらって、そういったところで実証実験といえれば大げさですけども、実際使ってもらって、使い勝手を調べてもらうというふうな手法もあるかと思えますけども、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今、議員おっしゃるとおり、そういうリモコン式の草刈り機とか発明されておまして、高額な値段になっておりますけども、そういうところはちょっと、ほかの自治体でもずっと使われるようになったらまた安くなるのかなと。業者委託とそういう機械と、機械を買えばまた維持管理とか出てきますので、そういう面で費用対効果がどちらのほうで安くなるのか、そういう面も調査をして、ほかの自治体にも状況とか聞きながら、今後検討をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ぜひそういった方向でそれぞれの現場はもう待ってくれないので、そういった方向での対応もお願いしたいと思えます。

それからもう一つ、昨年の6月の議会で、前同僚議員から質問があつておりました、センチピードグラス、いわゆるムカデ芝でございますけれども、これの普及を図ればどうかというふうな思いがあります。昨年の質疑では、実証実験等を行って、各地域へ普及できるか調整したいというふうなことがあつておりましたけども、これは今年から川内のかなり上流のほうですけども、そちらの畦畔で約500平米にわたって実証されております。もう10センチぐらいずっと一面伸びております。そういったことで、今日視察された方がひよっとしたらおられるかもしれませんが、順調に生育しているというふうなことを聞いております。

これの成果を見るためには、3年ぐらいの経過が必要だということでございますけども、このムカデ芝というのは、栽培は最初は難しゅうございますけども、河川堤防ののり面あるいは町道ののり面、先ほどの水田との境、こういったところには大いに適しているかと思えますし、それからここの代表者の話では、今度の雨でもいつも崩れるところが崩れなかったというふうなことも聞きました。それで、こちらのほうも一緒に推進をお願いしたいと思

ますけども、今日はちょっとどなたか回答をお願いします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃられたムカデ芝、農林課のほうで川内郷で実証をされていると聞いております。成果が出るのに3年ほどかかるということですので、これを散布する機械とか何とかも高額であるという話もあります。先進地としては有田町で行っておられるということも聞いておりますので、そういうところを調査して、本当に波佐見町に合うのか、それをしたおかげで維持管理もしやすくなったとなれば、町にとってもいいことだと思いますので、今後研究調査をしていく必要があるかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

少子高齢化の波というのはいろんなところに巡ってきますし、そしてこの傾向、時代はずっと続くかと思えます。その中でいかにしてこのような公有地とか公共施設の草刈り、剪定などの環境美化作業を行って、どうやって安全にかつ能率的にやるかというふうなことが目標だと思いますけれども、一つ担当各課の垣根を超えて、こちらのほうの方針を出してもらいたいと思えますけれども、最後に町長のお考えをお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

こういう地域の環境と同時に、それを今まで支えていただいた奉仕団体の方々、そして、シルバー人材センターにしても、1年に一つは必ず年を取って行って、大変難しい状況になったなというような思いを致しております。そういう面ではやはり、全体のそういう今、22の自治会の中で河川とか何とかの割り振りをやっているんですよね。全体のそういうことをして、そして、そういう割り振りの中でどういうふうな講習をこちらから自治会とかそういう団体にやるのかというような方法もあるんじゃないかなと。

ここは今ちょっと思いついただけでございますので、それを十分研究をした上で、皆さんからまた提案をいただいて、やはり自分たちの地域は自分たちで守っていこうと、そのためにはこれだけのそういう報酬なりということも考えていかないかんじゃないかなというふうに思っております。そして、可能な限り、シルバーとか今までの奉仕団体にしても、ちょっと報酬アップをせないかんじゃなかろうかというような。そうしないと、これだけの広範囲

なことはきちんとした管理はできないんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、十分前向きに検討して、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○10番（協坂正孝君）

終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、10番 協坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時15分から再開します。

午後3時4分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

皆さん、こんにちは。質問を読み上げます前に、8月の記録的大雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

1. 8月の記録的大雨について。

- (1) 防災避難計画は機能したか。
- (2) 災害発生の要因となり得る空き家の把握はできているか。
- (3) 防災無線による情報提供、呼びかけは万全か。

2. 町道及びそののり面の除草について。

- (1) 町道ののり面の除草を町で負担できない理由は何か。
- (2) 各自治会で対応して、うまくいっている事例があるか。

3. 波佐見高校存続のための支援策について。

(1) 入学金の補助は有効な支援策と言えるか。学校現場の反応、生徒及び保護者の反応を把握しているか。

- (2) 美術・工芸科支援の具体策についてはどう考えているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 岡村真由美議員の御質問にお答えいたします。

1. 8月の記録的大雨について。

(1) 防災避難計画は機能したかという御質問ですが。

避難については、まず気象庁から発表されます大雨警報で、役場に災害警戒本部を立ち上げます。その後、気象予報や予想雨量を見ながら、高齢者等の早めの避難が必要と判断すると、「高齢者等避難」を発令します。今回は、しばらく雨が降り続くことが予想されていたので、8月12日の17時に「高齢者等避難」を発令し、避難所を3カ所開設しました。さらに雨が降り続けると、今度は、土砂災害警戒情報が気象庁より発表されます。土砂災害警戒情報が発表されると、無条件に「避難指示」を発令することになっています。今回は12日の20時49分に土砂災害警戒情報が発表されましたので、21時5分に町内全域に「避難指示」を発令しました。通常の大雨では、土砂災害警戒情報までですが、今回はさらに大雨が降り続き、14日午前2時15分に、最も避難度が高いレベル5の大雨特別警報も発令されたことから、災害対策本部として、午前3時50分に警戒レベル5の「緊急安全確保」を発令しました。

次に、避難所開設については、長雨が予想されていたため、12日から16日までの日ごとに避難所業務担当職員の配置を事前に行っていましたので、問題なくできたと思っています。さらに、13日夜から大雨が予想されていたので、避難者が増えることを想定し、通常開設する3カ所の避難所に加え、体育センターも新たな避難所として13日夕方に開設し、避難所増加に備えはしましたが、結局その利用はありませんでした。

今回の大雨による避難者のピークは、14日午前6時に55世帯130名でした。

避難所の運営に関しては、新型コロナ対策を万全にし、受付での問診票記入、体温チェック、家族構成に合わせたパーティションの設置などの配慮を行いました。また、もしも体調が悪い方が避難してこられた場合でも、専用スペースを設け、避難者に合わせた対応ができるようにしていましたが、そういった方の避難はございませんでした。

このように、今回の大雨に対して、避難計画は機能したのではないかと判断しております。

(2) 災害発生の要因となり得る空き家の把握はできているかという御質問ですが。

自治会等を通じ、空き家の調査を行っており、目視ではありますが、その状態に応じた区分けをしています。お尋ねのように、空き家そのものが災害発生の直接的な要因となるかは判断できませんが、倒壊などの危険度が高い空き家については、7軒程度と把握しています。

(3) 防災無線による情報提供、呼びかけは万全かという御質問ですが。

防災無線を使つての情報提供については、さきにも述べましたが、避難情報を流すことになっています。今回も、波佐見町地域防災計画に決められているとおり、大雨警報で災害警戒本部を立ち上げた旨の放送では、今後の気象情報には十分注意する旨の注意喚起を行い、高齢者等避難や避難指示、さらには今回はレベル5の大雨特別警報も出されましたので、緊急安全確保の避難情報も流し、適時、町民の方への避難等の呼びかけには万全を尽くしたところです。また、大雨特別警報や土砂災害警戒の解除時においても、解除のお知らせに併せて、解除された後も引き続き、十分注意を払うように啓発を行っております。

2. 町道及びそののり面の除草について。

(1) 町道ののり面の除草を町で負担できない理由は何かという御質問ですが。

御承知かと思いますが、本町の町道総延長は約148キロメートルと広範囲であり、のり面の草刈りや除草については、地域の方や隣接農地を管理される農業関係者等の御協力により実施されているのが実情です。この全てを町で実施するとなると、相当の費用が発生することになり、その他に多様化する行政ニーズに対しても、全てを町で負担することには限界もあることから、現状では皆様の御協力を頼っているような状況です。なお、植栽帯を有する町道は、樹木や除草の管理を業者に依頼し、また、幹線道路を主に自治会から緊急の要請があった場合や環境上好ましくない状態と判断した場合などは、環境美化作業員により対応しております。今後はこのような御協力をいただけない環境も生じてくるのではないかと危惧しているところです。

(2) 各自治会で対応して、うまくいっている事例があるかという御質問ですが。

ある自治会では、毎月第1日曜日を早起き清掃日と決め、自治会内の町道やグラウンドのほか、管理する施設周辺の草刈りや清掃作業を30分から1時間程度、自主的に取り組んでいるとお聞きしています。また、別の自治会でも、「草刈ろう会」と称した有志のグループにより、地域内の道路や施設周りの草刈りを実施されているケースもあるようです。その内容をお聞きしたところ、「地域のことは地域でやろう」の精神の下、それに賛同し、参加された皆さんにより活動しているとのことでした。ちなみに、その地域は、農家の方は1人もいなくて、自分たちで草刈り機を購入してやられています。

さらに、町道ではありませんが、一部の地区では、アダプト制度を利用し、県道の清掃活動のボランティアを実施されているところもあります。また、本町の事例ではありませんが、

川棚町では年に一、二回程度、地区で清掃日を設けて、除草作業などを実施していると聞き及んでいます。

このように、自分が住んでいる地区をきれいにしたいという思いで、除草や清掃活動が習慣化できればよいのではないかと思います。1人の行動が地域に広まり、徐々に町全体に広まるような仕組みができることを期待するところです。

3. 波佐見高校存続のための支援策について。

(1) 入学金の補助は有効な支援策と言えるか。学校現場の反応、生徒及び保護者の反応を把握しているかという御質問ですが。

まず波佐見高校の校長先生のお話として、入学金の補助などを通じて波佐見高校を支援してもらうことは、職員の間でも大変ありがたく、感謝しているとのこと。8月に開催されたオープンスクールにおいて、校長先生から町の支援を説明された際も、参加者には高い関心を持っていただき、好意的な反応だったそうです。

次に、波佐見中学校の校長先生のお話として、進路先が私立も含め多くの高校があるが、中学校としては地元、波佐見高校へ進学してほしいと希望している。そのような中、町が支援策を打ち出したことは、生徒や保護者が波佐見高校を検討する良い機会になると思われるとのことでした。

また、小中学生の保護者にも伺っていますが、保護者としては、遠くの学校より近くの学校に通ったほうが安心であり、同じような高校の中から進路を選択するとなれば、支援がある高校に進学したほうが経済的な負担も少なくなるため、波佐見高校を希望する人が増えるのではないかと御意見もありました。

なお、教育長と教育次長が近隣市町の教育委員会に説明した際に伺った御意見を御紹介しますと、少子化により高校間の競争が厳しくなる中、保護者は経済的にも有利な高校へ進学させたい傾向がある。今回、波佐見町が地元の高校のため、思い切った施策を打ち出したことは、地域活性化の観点からも理解できる。また、県立高校全体にも良い刺激になるのではないかと。その結果、県立高校の底上げが期待でき、私立高校から県立高校への回帰もあるのではないかとのことでした。このように、関係皆様の反応は総じてよいものであり、支援策に効果が出ることを期待しています。

(2) 美術・工芸科支援の具体策についてはどう考えているかという御質問ですが。

美術・工芸科に特化した支援としては、さきの臨時議会でも御説明しましたとおり、包括

連携協定を結んでおります九州大学大学院芸術工学院との連携事業が想定されますが、お互いのスケジュールの都合等もあり、具体的には現在のところは進展していない状況です。

美術・工芸科に特化したものではありませんが、来年度から予定している通学費補助や下宿代補助、家賃補助は、県内唯一の美術系学科に県内各地あるいは県外から進学してくることを考えれば、美術・工芸科支援策の一つと言えると考えます。なお、波佐見高校支援事業の補助金交付要綱において、補助対象事業に生徒確保支援事業、進学支援事業、部活動強化対策事業を設けていますが、これらとは別に、その他、町長が必要と認める事業も設けています。これは波佐見高校の独自の取組に対する支援であり、美術・工芸科のみならず、高校の魅力アップのために活用できますので、高校と連携して具体策を検討してまいります。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

同じような質問が先ほどから何度も繰り返されて、町長におかれましては、何度も詳しく説明していただいて、ありがとうございます。答弁の内容はすごくよく分かりました。

それに関して、もう少し踏み込んだ質問を幾つかさせていただきます。

まず、1番の（1）防災避難計画は機能したか、おおむね機能したと答えていただきました。私もそう思います。皆さん、経験されたと思うんですけど、真夜中にスマホが鳴る、そして、よそのところからも心配して電話がかかってくるというぐらいの異常な降雨量でございました。それと比べて、それを考えて、対応の中身というか、災害の規模というのは大変なところも確かにありましたけれども、人的被害が出なかったという点では、すごく防災に強い町なんだなという印象を持ってもらえたんじゃないかなと私は思っております。

私が防災避難計画は機能したかということについて質問する内容は何かというと、まず、これですね、城後議員も使われましたけども、私が開設された避難所のうちの一つ、改善センターに行ったときの様子です。この青いのか黄緑の分は、ポリエステル製のパーティションです。これ実際に使われているのが5個か6個並んでます。手前に使っていないのが幾つか置いてありましたけれども、使われておりました。早速活用されているなと思ったんですけども、このパーティション及び段ボールベッドとかいろいろ用意されていると思うんですけども、そういったものはどのくらい三つの避難所で使われたか、また、そのものの保管場所はどこか、どうやっていつ運ばれたかということについて、お答えいただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

各避難所の設置したパーティション等につきましては、申し訳ございません。詳細な数字は持ち合わせておりませんが、今回、設置したのは、今、この写真で見られているものにつきましては、大体3名ぐらいの検討で使用していただくということで設置しております。ここは改善センターでございますけれども、改善センターの大ホールにはこういった形で設置をしております、あと、家族によれば、独り世帯、二人世帯という方が来られておりますので、そういった方々につきましては、和室のほうに段ボールのパーティションを使いまして、独り用のスペース、2人用のスペースというのを設けまして、そういった家族構成に応じた避難の案内をいたしております。

なお、この資材について保管ということでございますけれども、保管につきましては、この場所に置けるものは置いておりますけれども、また別の体育センターとかそういったところに保管をしております、備蓄倉庫というのを今回購入して置こうとしておりますけれども、まだちょっと間に合っていないというのが現状でございます。備蓄倉庫のほうを購入して、改善センター、勤労福祉会館のほうに設けまして、そちらのほうにこういったパーティション、段ボールパーティション等を置いて、そこから設置をするというふうな段取りで今後持っていきたいと思っております。

○2番（岡村真由美君）

よく分かりました。

○議長（百武辰美君）

挙手をお願いします。

岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

失礼しました。避難が長引くようであれば、確かにベッドとかそういったものも必要となってくると思うんですけれども、このパーティションの中にベッドを置くとなると、二つ入れたらもう動きが取れないみたいで、いいようで、あんまり使い勝手はないものかなと。長くなったら長くなつたで、対応がまた違ってくると思うんですけれども、今回、今までにないような災害が予定されるような状況においても、言葉は悪いかも知れませんが、この程度の数で済んでいるということを考えたときに、武雄市が災害を間を置かずにされてお

られますけれども、そういったものと比べたら、改めてパーティションの数とか段ボールベッドの数とかそういったものは、備蓄倉庫も準備して、そこにいっぱい入れる予定で説明を受けたこともありましたけれども、今回のことを計算に入れて、ある程度のところ、当然、改善センターとかそういったところで、保管できる程度でまずはいいのではないかなと私は個人的に思いました。

あと、ここに今年度新たになりました波佐見町の地域防災計画4冊、分厚いのがあります。本当によく作ってあります。この資料編の中に、備蓄物資の一覧とかあります。こういうのをおいおい増やしていくというような説明も受けましたけれども、これでも使い切れないぐらいあるのではないかなと私は思っております。また、来年もっと降ったらまた違ってくるんでしょうけど、今のところは地震も大風もそんなにあるところではありませんので、多いにこしたことはないですけど、お金も場所も運搬の手間もかかりますので、程々のところでいいと私は思いますということを伝えます。

その次です。避難所が3カ所、用心に体育センターも開けたけども、使われなかったということで、3カ所集団で入るような避難場所を開設されましたけれども、1日の平均の利用者とそのテロップに出ました、波佐見町に何とか発生で一万何千人とかそういうのが出たけど、人口に対するパーセンテージはどのぐらいだと。避難した人の人口に対する割合、パーセンテージはどうなりますかね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

ちょっとお待ちください。一番避難されたときが55世帯の132でございますので、1万5,000で割り戻したところで、0.9%の方が避難されていたかと思っております。それで、時間ごとの平均というのはちょっと今、手元に資料がございませんので、申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

用意していませんけれども、ここに長崎新聞のデータがございます。これに書いてあるのは、こんな大規模な今までにないような警告が出されたにもかかわらず、実際、避難したのは対象者の0.06%だという見出しが出ていました。波佐見町は0.9だからかなり避難されたほうなのかなとは思いますが、どうして避難しないのかとかいうことも考えていきたいと思えます。

波佐見町の、先ほど申し上げました地域防災計画総則の24ページ、第1節、第2にある、自治会の次に来る自主防災組織とはどんな組織なのでしょうか。これは、昨日、総務課長に調べておいていただくように言いましたので、よろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

自主防災組織でございますけども、これは自治会がベースになる自主防災組織でございます。毎年、自治会の役員交代とかがございますけれども、4月に新しい役員体制の下、そういった災害対策支部組織表というのを出していただきます。その中で、総務、厚生、衛生、土木、食料、補佐という六つの役を決めまして、そういったものを出していただくことにしておりますけども、そこが自治会がベースになっている組織でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

今、理解できました。実際、私もそのメンバーに入っていて、そのメンバー表が公民館に張り出していて、私が打った経験もありますので、ああ、これがそれだったのかというのが今、分かりました、失礼しました。

でも、その分の説明というのは、自主防災組織とはどういうものかというのがどっかに書いてあるんですかね。この立派な冊子の。知る人ぞ知るですかね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

この地域防災計画書の総則の24ページに書いておりますけども、平時から防災知識の普及に努め、地域における自主防災対策を実施する。町、県及び防災関係機関が実施する災害応急対策等に協力する。互助精神に基づき、地域住民と協力して、避難者の誘導、救護等の地域における災害応急対策を実施するという役目を担っていただいております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私もその場所を線を引きました。こういうのがあるのかと思ったんですけども、自主防災組織をしなくちゃいけないことは分かったんですけど、自治会の中にそれを設置するように決めているとかそういうのがなかったので、何か別なのかなと思いました。それはなぜそう思ったかという、49ページ、総則が入っているこの同じ冊子の予防の49の避難支援等関

係者、避難を支援する関係者に消防機関、長崎県警、波佐見町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、次が5番目に波佐見町自主防災組織と書いてあるんですね。次が、波佐見町消防団で、あと、7番目に避難支援等の協力者として登録された者と。これ、ちょっと5番目に、消防団の上に来る波佐見町自主防災組織と、この自治会の中で組織すべく決められている自主防災組織は同じとは思わなかったので、ちょっと理解に苦しみました。すみません、認識を改めます。

このように、ちょっと分かりにくい文言とか、あまりにも膨大すぎてたどり着けない部分というのが確かにあるなど。そして、自治会の役員をしながらも、私を含め、本当に理解してないなというのをよく痛感をしました。こういう大ごとにならんで済んだ災害が来て、これで「あ、もっと気をつけなくちゃいけないな」というふうに自覚を促されたという意味では、いい勉強になったのかなと思っております。ありがとうございます。

今、読み上げた中の7番で、避難支援等の協力者として登録された者というのは、これは何なのかって私が勝手に考えたんですけれども、社協が進めている支え合い触れ合いマップの、もう何年も前から、22の自治会の中の結構十幾つぐらいがつくっておられます。志折郷もそれに入っているんですけれども、本当にいいものだなと私は思っております。ここの中に、支援を要する人をピックアップして、その人をどう支えるかというふうな名前を、本人の了解を得てリストアップさせてもらっておりますが、きっとこの7番というのは、それに相当するというふうに考えてよろしいでしょうか。はい、うなずきがあったので、ありがとうございます。

そこなんですけども、そういう人たちが本当に善意でお互い、互助でするんですけど、してくださって、名前いいよといってから協力はしてもらえるようになってるんですが、西海市の事例で、今日副町長とか農林課長とか言っておられますけれども、西海市で民生委員・児童委員の方が悲惨な事故に巻き込まれるというふうな事案が起きておりますが、もしこういった支え合いマップに登録してある方が、御近所とはいえ、やはり1人では避難できないから、ちょっと手伝いに行かなくちゃいけないと思って行ったときに、事故に遭遇する。お仕事をした人がですよ、なった場合の補償とか、民生委員・児童委員の場合は、保険にきちんとかかってますので、命は返ってきませんが、補償はそれなりにされると思うんですけれども、そういったものの補償はどうなんでしょうか。よろしく願います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そういった活動中にもし事故に遭われたときの補償ということであるかと思えますけれども、町からの指示の下に動いていただいているということであれば、町のほうが補償してやることかというふうに思っております。ただ、その町の指示じゃなくて、自治会自らのそういった行動中ということであれば、自治会で保険を掛けていらっしゃると思いますので、そちらの保険で対応になってくるかと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私もそれに使えるのかなと、カバーできるのかと思うんですけども、行事保険にこの災害も含まれるんですか、本当に。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

ちょっと詳しくは調べておりませんが、そういった項目があるんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私も調べますので、社協に聞いたんですけどよく分からないと、回答が得られなかったもので、ちょっとよかったら教えてください。

それでは、写真の2です。これを御覧ください。これはどこかお分かりになるでしょうか。これは志折郷公民館の駐車場の先のほうにある一種の盛土ですけど、これが崩れた現場です。昨日からちょっといろいろ話題になっているんですけども、志折郷公民館は何事かあったときの避難場所として指定避難所に挙げられておりますが、洪水のときは駄目ですよという32指定避難所のうちのバツ印14の中の一つなんです。

ここなんですけれども、なぜここがこういうふうに指定されたかというのと、次ですね、これは皆さん見られたことはあるでしょうか。かなりの予算をかけて、ハザードマップというものを完備して下さっています。本当にたくさんあります。土砂災害ハザードマップの該当箇所にこれが当たるんです。ここを見てください。これが公民館ですね。この周りの土手のところ、ここら辺が崩れますよとあるんですけども、実際に崩れたのはここなんです、ここ。場所当たってないところなんです。昔の山があって削った部分とか何かそんなので、ここ

は削った土を盛ってとんとんと固めたので、雨に耐え切れずに崩れたのかなど。実際、オレンジの濃いのがありますけれども、この部分というのは、私30年以上居住しておりますが、ここはほとんど崩れたことがございません。道路とか、あと、公民館自体が建っている場所、駐車場の部分というのはかなり強いところではないかなと思うんですね。

ここを14カ所のうちの一つとしてバツ印がついてるから、もう使ってはいけないというふうになっているけれども、使ってもいいでしょうかと、先日からお聞きしてたら、昨日も答えてくださったんですけども、自治会の判断で開設されてよろしいんじゃないでしょうかということで、開設しようと思うんですが、やはり、何て言うのですかね、地域の人こんなふうに言われたんですね。「防災無線で、食料や毛布、薬はもちろんですけども、各自持参するように言っていたけど、雨の中、車の横づけができません改善センターに持っていけるもんね」と。「公民館がよかさ」とおっしゃいました。だから公民館を開設すれば、注意して玄関のポーチのところまで車を横づけして、そして、降ろしたらまた駐車場のところに並べるということができるので、避難のハードルは低くなるのではないかなど。ですから、総務課長もおっしゃってくださったので、次の機会等は、今回崩れなかったというのが分かったので、今回と同じぐらいであれば、開設を考えてもいいのかなというふうに思うのですが、再度こういう判断でよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今回の志折の土手側のちょっと災害で崩れたという情報は聞いておりましたけども、初めて映像を見ました。こちらのほうが崩れているのかなということですね。志折の公民館は、あそこ、山を切って、たまたま向こうが盛土か何かでということであると思いますけども、災害によってはそういった山自体が崩れるということもあろうかと思いますが、切っている部分に建っているということであれば、まだああいった盛土の部分じゃないからいいということではございませんけれども、やっぱり十分注意してもらおうというのが条件ということで、今後お使いいただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

了解しました。ありがとうございました。

それでは、次ですね。これは再三再四見られている金屋です。奥のほうが倒壊された家屋

ですけれども、その手前にある竹林、あと、杉の山です。木を数えてみましたが、私が数えられただけでも50以上ありました。50以上の杉の木が倒れています。もっとだと思えますけれども、幸い下に川が流れてないので、流れていかなかったんですけれども、問題はこういう感じのところに家が建っていたので、同じように家が傾いていったと思うんですね。でも、関係者の方は、自分で異常な音に気づいておられて、早めに、下のほうにある公民館の近くにある親戚のほうに身を寄せられていたということで、幸い人的被害が出なかったということによかったと思うんですが、問題はこの後ろなんですね。

この後ろは何かというと、皆さん予想がつかますか。これです。これは清代ため池というため池です。これは平成十何年に工事されて、もう本当にきちんとなっていて、水が流れているところもコンクリートで固められて、立派な部分ですね。問題はどこかかというと、この奥なんですね。今、矢印があるところ。ここがさっきの杉林の山の反対側の山というふうに考えてください。ここも結構木は崩れていて、土がかなりずり落ちていて、この清代ため池に入っていたんですね。私は分からなかったのですが、この山の土でこんなに濁ってるんだと思っていたら、実は違うと、林道の部分が土砂がやっぱり流れ込んだと。しかし、これも入り込んでいるのは間違いないですね。

問題は何かというと、この清代ため池のハザードマップございます、作ってもらってます。それだけと思ったら、実はこの裏、被害を受けられた家のすぐ隣にもう一つため池が、小さいのが御存じですか。二つあるんですよ、隣接して二つ。浦山ため池というのが、これは清代ため池ですけれども、もう一つあって、その分はハザードマップじゃなくて、浸水想定区域図といって、詳しいのが二つ作ってあります。この、本当に被災をされたSさんの家の近くに二つハザードマップ、2種類出されているんですけれども、びっくりすることに、被災された家がかかってないんですよ。これはお気づきでしたか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

申し訳ございません。気づいておりませんでした。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私が言いたいのは、ハザードマップが役に立たないとか不正確だという意味じゃなくて、ハザードマップがあっても、それが全てじゃない、それで安心してはいけない。でも、ハザ

ードマップが出ているということは、そこら辺は危ないんだというのを住民にしっかり分か
ってもらわないといけない。これを今後とも周知徹底していただきたいなと思いました。

次ですね。次行ってよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君）

いいですよ。

○2番（岡村真由美君）

次は空き家なんですけれども、空き家の把握、これは次の映像ですね。音が出ませんけれ
ども、これは見る人が見たらすぐ分かるらしいんですけれども、川内郷の某地区のこの奥の
左奥に廃屋があります。もう行ってみたら、これは私が行ったときは雨がそんなに降ってな
くて、もう小降りになってこの程度だった。ひどいときはもっとなんか流れてきていたそ
うです。左奥に廃屋があって、その下に3軒ほど家があるところにある空き家です。この空
き家がなぜ特定空き家に指定されてないのか。これは確かに倒壊具合は50%を上回るもの
ではないですけれども、やはりいろんな家の近隣の状況によって、かなり危ない状況になっ
ているということで、お答え願えればと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

ここは多分、川内郷だとは思いますが、一番奥に空き家があるということでお聞きし
ております。そういった空き家を、ここの空き家が特定空き家というのはまだちょっと指定
はしておりませんが、危険度の高い空き家ということで認定をしているかどうか、ちょ
っと調べないと分かりませんが、そういった空き家につきましては、地区からの要望が
ございましたら、その所有者に対して、今回の大雨でそういった被害も想定されます、心配
されているということで、まずは所有者の方に対して呼びかけをして、何らかの対策を取っ
てほしいということはさせていただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

所有者の方が微妙でいろいろできないだろうと、できない状況が続いていると思いま
すので、もう一度行って、裏の山の状態とか家の周りの状態、御近所の方の心情とかを聞いて
いただければと思います。

時計を見たらもう17分しか残ってないので、これ以降のところは、すみませんが飛ばさ

せていただきます。

先ほど脇坂議員からもありましたように、のり面の清掃、何でできないのかというのは私も重々承知しております。しかし、何でできないのかというのを、自治会長会等で再三再四訴えていただいて、協力をお願いできないでしょうか。あと、保険とか燃料費の補助とかそういうものが出ればいいなと私は思っております。

どこに飛ぶかと言いますと、すみません、最後の波佐見高校存続のための支援です。町長からいろいろと答弁いただきまして、確認ができてよかったんですけども、私が言いたいのは何かと言うと、7月の議会、補正予算では予算化していただいて、私は本当に危機感を共有していただいたとあってうれしかったんですけども、いや、これでいいのかなと、これ、対策になるのかなと正直、不安視しました。

実際、好意的に捉えてもらえているとおっしゃいましたけれども、私、生の声を聞いたら、いや、これで変える子おらんよというのが、10万円で川棚から波佐見には来るかも分かんけど、よそはちょっと違うかなというふうに思いました。

私がここで一番聞きたいのは、寮費の補助とか下宿費の補助、こういったものの補助は来年度考えるとおっしゃっていますけど、いつ考えて、いつ発表されるのかなと。いつ補正予算として組んでいただけるのか、来年度にならないと駄目なのかということを知りたいと思います。お願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

寮費の補助などはまだ予算化はしておりませんが、高校支援の補助要綱には既に設けております。来年度の当初予算に要求する予定で考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

8月6日に、5日でしたかね、1回目のオープンスクールがありまして、生徒はそこそこ集まっています。しかし、7月の希望状況は64です。そのときの波佐見中学から波佐見高校、波佐見中学から川棚高校に行くのは16人だったと。16人というのは少ないし、また去年より多いかって多くはない。それが10万円で増えるのかといたら、これは望めない。

オープンスクールに来た子は何人かというのを聞いたら、八十何人ですね。八十何人ですけど、オープンスクールに幾つ行ったのと私は聞きました、中3の子にちょっと勉強を教え

てるので聞いたら、多い子は五つ行ったって言いましたよ。五つ、二つはざらですね、二つ、三つは。で、八十何人来たから八十何人受けるか、そんな甘いものではないですね。定員の半分を割るような事態になる前に、遠くからでも行こうかというのを打ち出さない限り、志願しません。来年発表されたら、それが気持ち行こうかという子が次の年になってしまますね。手は早く打たないと、もう間に合いませんよということをこの時間内に言わないといけないなと思って、ほかのをはしりました。

下宿費の補助についてですけども、松浦高校は25年からやっているけど、最初に設けていた入学金補助をもう去年ぐらいからやめているんですね。それで、下宿代等の補助に回しています。支援はほかにもいっぱいありますけども、最初は入学費の補助とかしていたけど、それじゃ駄目だということを何年かやって経験して、変えているわけですから、そこら辺のことをちょっと調査してほしいなと思いました。

そして、町長も先ほど言われましたけれども、川棚の議会でも、川棚高校の支援をせんといかんじゃないかという意見をやっと言ったんだそうですね。昨日の最初の質問者がですね。そして、町側がどう答えたかという、来年度から波佐見町と同等かそれ以上の支援をするという前向きな答弁を町長からもらったというふうに聞きました。ということは、また波佐見から川棚にというふうな感じになりますけども、実際、波佐見しか駄目だという子がいるんですよ。それは結構、遠隔地にいるんですよ。そういう子呼んで、まずは20人をしっかり固めないといけないと私は思うんですよ。そのためには、下宿費の補助だ、寮費の補助だというふうに捉えていただきたい。

私は8月6日のオープンスクールの具体的な中身を見たら、午前は学校、午後は部活動とか体験授業とかに分かれるわけですけども、美術・工芸科の体験授業に参加したのは17人だったんですよ。19人じゃないですよ。来てない子もいますからね、志望していてもですね。で、17人のうちの3人が平戸の的山大島の大島中学、平戸の中部にある中部中学、あともう一つは小値賀にある中学3人、この人たちはどう転んでも来られませんか、寝泊りするところがない限り。それがないと、結局来ないわけですよ。じゃあ、来たその他の14人が全部来るか、どうかなって。問合せだけは佐々のほうから2名ぐらい来ているというふうに担当の先生から聞いたんですけども、いや、かなりやっぱり厳しい状況にあることはもう間違いない、美工科ですら。そこら辺を頭に入れていただきたいなと思います。

それで、担当の先生と話をして、改めて波佐見高校はすごいな、美工科はすごいなと思っ

たエピソードがあったので、お伝えをします。

議員の皆さんには配ったんですけど、これは今年の3月、町長はもしかしたらお持ちかも分かりませんが、美工科の学科の、学校案内じゃないですよ、学科案内のパンフレットを全て在校生が企画して、いろんなこと、こんな活動をしています、おいでくださいみたいな感じで子供たちにPRするPR紙なんですけど。

これともう一つは何かというと、ある生徒が今年、新潟県の長岡造形大というすごくいい学校に入ったんだそうです。これは2人目になるのかな。この子が現役で行っただけでもすごいんですが、もっとすごいことは何かというと、松園奨学会というのがあって、その奨学金をゲットした。ゲットするのは普通、申請すればもらえそうですけど、そうじゃない。給付奨学金ですよ。給付奨学金というのは頂けるやつですね、全部。月7万円を4年間もらえるというそれを取ったと聞いて、おお、すごいですね、それはと言った。で、何でそれができるかといったら、面接がよかったからじゃないですよ。3年間の学校での実績で、大学に行って何をしたいかというのをしっかりPRできたからだと思うんですよ。そういう子が波佐見高校美術・工芸科には来ているんだ、来るんだということをもう一遍、役場の皆さんも議員の皆さんもしっかり認識を新たにしてもらいたいなって。町長は分かっているらっしゃると私は思いますけれども。

そういう学校だから、まずは20名、できれば、40ぐらいにして、単独でも波佐見高校が生き残るような施策を一月でも早くやってもらわないと困ります。一月、二月遅れたら、もう来年度1年遅れになります。1年遅れたら、かなり下がります。かなり数が減ったらどうなるかと言ったら、回復できません。ちょうどこれは絶滅危惧種という植物とか動物にそういうのがありますよね。ある程度まで下がってきて、一番いいのがコウノトリか何かですかね、ジャポニカやったですかね。あれなんか、もう5羽とか6羽ぐらいになったら絶対回復しないですよ。あれと同じで、高校の定員割れもある程度まで来たら、もうこっちを見なくなるということを頭に入れていただきたいなと思います。すみませんね、私が1人でしゃべって。

もう1点です。もう1点は、有田工業と波佐見高校の美工科との違いは何かといったら、向こうは就職、波佐見高校は進学で売っていると。でも今、有田も有工の生徒を集めるために、全国規模で生徒を集めるという何かプロジェクトに打って出ているそうですよ。でも、一番のネックは何かって、来い来いと言っても、住むところがなかったらできないわけです。

よね。これは有田町が寮を完備するとかなったら、もう波佐見はどんなに言ったって太刀打ちできなくなるのではないかなと私は危惧しております。町に寮をつくれとは言いません。町民の皆さんとかできる場所でまずは下宿、ちょっとした家とかいうのを提供して、困っている波佐見高校に来たいという遠くの子供たちに提供することをみんなでやっていきたいなど。

これは若い人の支援じゃないんですね、同僚議員は若い人の支援だとおっしゃいますが、これは全然違います。地域です。地域振興ですよ。地域を存続させるために、波佐見高校の存続をみんなでやっていこうということを私は申し上げています。波佐見高校のために言っているわけじゃないですよ。波佐見町のために言っているんだということを皆さん御理解いただきたいと思います。1人でしゃべりましたけれども、町長のほうからも何か心強い言葉をお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

大変ありがたい言葉だというふうに思っておりますし、なかなか自分たちが何とかして波佐見高校をというような思いをしておりますも、なかなか周りには響かない部分があります。もう本当、5年先になったときに、幾ら頑張ったってどがんもなりません。今、手ば打たんばいかんじゃなかろうかなというふうに思って、もう相当な議会の皆さんの了解を得んと、5,000万、1億でも今、出すんですと。そしてそういうふうな形の中で、寮の完備を、まず宿泊するところをきちんと。たった1日や2日で逃した物件があったんです、もう腹が立って腹が立ってしようがないです。ああ、10人ぐらい宿泊されるなど、よしっ、これもいいなど。ところが、先見があつて。だから、議員さんがおっしゃるように、住むところが先なんですね。

そして、今、波佐見高校で、これだけの小さな町で、焼き物はたくさんの知名度が上がる前に、野球部が4回出場してるんですよ、この小規模で。「なみさみ町」とかっていうふうなNHKのアナウンサーは言ったわけですけども、その頃は野球ねって、波佐見高校は野球ねと。今、今度はそういう、この前テレビ見よったら、私立高校は莫大な人間を集めて、莫大な金を出している、簡単に取れない。しかし、波佐見高校としての、4回もやってるんだから、生地はあるわけですね。

だから、そういう面で、今おっしゃるように、議員の皆さん一緒になって、町民の皆さん

一緒になって、波佐見高校をやっていくという、今までの倍の力が出てくるんじゃないかなと思っておりますし、そしてやっぱり美術・工芸科、これはもうすごいですよ。もう県下の県美術展でほとんど入賞したりやっておりますし、2年前の九州・山口の大学が基本方針と取り組み方を全部説明して、そのキャッチコピーの募集を各高校にやって、そのうち10校が波佐見高校の生徒がナンバーワンになったんです、そのの。これはもうイメージを浮かばせる、潜在している感性、これを引き出すそういう潜在能力があるということ、それを引き出す先生たちがいる、だからそういうふうな形の中での成績が出てくる、これを生かさん手はないじゃないかなと。もうこの人たちのそういう能力をどんどん生かして、結果として、波佐見高校が伸びる。そのことが波佐見町の大きな活性化、知名度アップにつながると。だから、ぜひそういうふうな形の中で、やっぱり宿泊するところがまず第一だなと。

10万円では動きません、はっきり言って。それはあくまでも、そういう気つけ、そういうような形でやってみようかと。やっぱりその先のことの子供の将来っていうか、しかし、そこでやれば、いいところが行けるんですよ。美術って本当見えないですけど大きな、地域を変える、人を変える、アートですよ。そういうふうな中で、ぜひ美術・工芸と、それから野球部が強くなって甲子園に行くというだけで、どれだけのパワーができてくるか。そして、そういうことは、特にスポーツなんかは共有できるですたい、共感できる。そういう中で、波佐見町の知名度アップから、本当に地域のパワーというものを作り上げていきたいなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

力強いお言葉ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま波佐見高校の近所を通ったらお気づきになると思うんですけども、管理棟のところにはばつと幕が引かれて、何かしていますよね。あれを見たら町民は、ああ、きれいになるんだから、波佐見高校がまだ元気なんだろうなって錯覚をしてしまいますね。でも、いわゆるそういう建築関係と、学校をつぶすかつぶさないかは全く関係はありません。きれいになっても、即つぶしますということはありませんから、大きい立派な施設があるから安泰だというふうに町民の皆さんも思われぬように、みんなで支援していくという姿勢を持っていただきたいな、そして小さな1軒の家でもいいんです。うちでいいよっていうような家を手を挙げて、応えて受け入れていただければなって、このテレビを通じてお願ひしたいと思

います。よろしく申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で、2番 岡村真由美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立をお願いします。お疲れさまでした。

午後4時15分 散会

第3日目（9月10日）（金曜日）

議事日程

- 第 1 町政に対する一般質問
- 第 2 議案第55号 令和2年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第56号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第57号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第58号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第59号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第60号 令和2年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 8 議案第61号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

（以上7件 決算特別委員会付託）

第3日目（9月10日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸		

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから、令和3年第3回波佐見町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから昨日に引き続き、一般質問を行います。順次発言を許します。

13番 尾上和孝議員。

○13番（尾上和孝君）

皆さん、おはようございます。

まず初めに、8月の豪雨により被災された方に心よりお見舞いを申し上げます。それでは、通告に従い質問いたします。

1. 波佐見町講堂について。

(1) 現在の管理体制はどうなっているか。今後、指定管理者制度などで運営できないか。

(2) YouTube（ユーチューブ）では、皆さんが自由に演奏できる企画がはやっており、東京都庁や駅など、あらゆるところにストリートピアノが置かれています。講堂は音響もよく、有志による音楽イベントも何度か開催されている場所でもあります。今後、講堂にストリートピアノを置くことにより、活性化につながれることと思うがどうか。

(3) 2025年度に長崎県において国民文化祭が開催されるが、サテライト会場となる波佐見町講堂においての計画は。また、講堂周辺の景観整備を国民文化祭が行われる2025年度までに整備を行う必要があると思うがどうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

13番 尾上議員の御質問にお答えいたします。

まず、波佐見町講堂につきましては、教育委員会より答弁があります。

(3) 2025年に長崎県にて国民文化祭が開催されるが、サテライト会場となる波佐見町講堂においての計画は。また、講堂周辺の景観整備を国民文化祭が行われる2025年までに整備を行う必要があると思うがどうかという御質問ですが。

国民文化祭及び全国障害者芸術文化祭については、2025年、令和7年10月から12月にかけて、長崎県で開催されることが決まったところです。

長崎県で初めての開催となり、天皇皇后両陛下が出席される四行幸啓であり、伝統芸能、文学、音楽、美術の芸術分野や、食など生活文化に関わる活動を全国規模で発表するとともに、全国からの来訪者と交流を深めることが目的とされています。また、障害者が、芸術、文化活動への参加を通じて生活を豊かにするとともに、障害に対する国民の理解と認識を深めることも目的とされています。

この国民文化祭については、一昨年度から長崎県において具体的な誘致活動が始まり、その中で様々な事業計画案が提示されており、波佐見町講堂を中心とした西の原地区も、サテライト会場として位置づけられています。その中では、地域の特色あるプログラムとして、西の原地区のギャラリー等を利用した文化交流などが提示されています。また、本年度進めています、長崎県地域ブランディング事業による「波佐見講堂・ジャズフェスティバル」も、国民文化祭の機運醸成プログラムとして実施されます。

したがって、このような事業が想定されますが、今後、長崎県の実行委員会等の組織が立ち上がり、具体的な事業計画の協議が始まりますので、町において町内文化団体等の協議を進め、波佐見町の地域の実情に応じた事業を開催できればと考えています。

次に、景観整備についてであります。隣接する旧中央小学校跡地は駐車場としての利用が見込まれ、また、公衆トイレも整備していることから、講堂と一体となった景観整備ができれば来訪者の印象や利便性もよくなると思われまますので、どのような整備が可能か検討してまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 波佐見町講堂について。

(1) 現在の管理体制はどうなっているのか。今後、指定管理者制度などで運営できないかとのお尋ねでございますが。

波佐見町講堂は、波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例に基づき、平成31年4月1日

から、その管理を教育委員会が担っております。また、講堂の開放と保全業務をNPO法人波佐見講堂ファンクラブに委託をしております。

そこで、指定管理者制度などで運営できないかとの御質問ですが、施設並びに運営全体を外部団体に委託することは可能であり、その際には指定管理者制度や業務委託が選択肢になると考えられます。指定管理者制度は、町の基本方針に従い、施設の管理や運営全般について管理者を選定、指定するもので、町の委託料や施設の使用料で運営を自主的に行うものです。また、業務委託は、町が定めた委託内容と契約内容に基づき業務を委託するもので、指定管理者制度に比べると自主的な運営は限定されます。

波佐見町講堂は、町民の熱い思いと運動により、幾度の解体の危機を乗り越え、保存、利活用が図られた施設であり、耐震補強も行われ、多くの方々が利用できる施設となっています。これから末長い利活用を図るためには、指定管理者制度を含め外部団体による創意工夫の運営が適切だと思われまますので、しかるべき時期に検討したいと思ひます。

(2) Y o u T u b e では、皆さんが自由に演奏できる企画がはやっており、東京都庁や駅など、あらゆるところにストリートピアノが置かれています。講堂は、音響もよく有志による音楽イベントも何度か開催されている場所でもある。今後、講堂にストリートピアノを置くことにより活性化につながれると思うがどうかのお尋ねでございます。

Y o u T u b e でのストリートピアノは再生回数も多く、人気の動画の一つです。議員お説の、東京都庁やショッピングモールなどには、そういったユーチューバーをターゲットにしたストリートピアノが設置されており、一種の観光名所として集客にも寄与していると聞き及んでおります。

現在、波佐見町講堂には、NPO法人波佐見講堂ファンクラブ所有のピアノが置いてあり、これはコンサート等のイベント用として、NPO法人の関係者が演奏することで設置されていますが、それに限定していることではないとのことです。このため、波佐見講堂ファンクラブとしても、新型コロナ禍により、講堂の開放制限を行う前は試験的にピアノの開放も行ってたとのことですので、コロナ禍の状況を見ながら再びピアノの開放を検討したいと聞いております。

ただし、試験的にピアノを開放していたときは、雑に使う方もいて、他のお客さんを不快にさせることもあったとのことですので、例えば、NPO法人の関係者がいる場合に限るなど、適切に使用できる方法をNPO法人と協議しながら検討してまいりたいと思っております。

す。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ありがとうございます。

それでは、また皆さんのほうに御質問したいと思います。

まず初めに、指定管理者制度を取り入れた場合のメリットというのは1番何だと思われま
すか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど答弁があったとおりでございますが、指定管理者制度とは、公の施設ですね、講堂
とか文化会館も含まれると思いますが、そういった管理運営の全体を、民間団体、NPO法
人、NPOも含まれますが、そういったところに一括、包括して任せる制度でございます。
したがって、管理等が行政からそういった団体に移りますので、施設の管理等について
低減が図れるということになっております。近くにおいては、アルカスSASEBO、また
は佐世保市民文化ホール、佐世保の総合病院の前ですかね、そういった施設も既に指定管理
者制度に移行しているということございまして、そういったところについては指定を受け
た団体が管理を行っているということでございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

よく分かりました。それで本町でこの指定管理者制度を活用している場所はほかにありま
すか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

私が認識する限り、中尾の伝習館だというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

私も予算書を見て、ほかにないかずっと見とったら、やっぱり中尾の伝習館だけしか出て
きませんでしたので、多分1カ所じゃないかなと思っておりました。

それと、現在、講堂なんですけど、土日のみしか開館されてないということなんです、

これは何か教育委員会のほうといろいろ話合いの上、やっぱり平日はなかなか難しいということで、一番お客さんが多い土日になったかなと推測されますが、そこ辺りは何かあったんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど、教育長の答弁があったとおり、この波佐見町講堂の管理及び設置に関する条例で、休館日は基本的に水曜日のみというふうになります。したがって、ほかの平日、土日は、開館をすることができるということになるんですが、そこがやはり難しいところでございまして、実際、利用申請があれば当然開放するんですが、利用申請がないときに常時開けておくというのは、今の体制ではちょっと厳しいということがございます。

一方で、NPO法人には、講堂の保全と土日の開放を目的として委託契約を結んでおりますので、その内容で今お願いをしているところでございます。当然、利用申請があれば、平日も貸せるということですが、なかなかそのバランスが大変難しいところと考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

分かりました。

現在、講堂の管理業務委託料ということで、多分、お金を払われてると思いますが、今後指定管理者制度になった場合は、定休日を入れながらでもある程度開館できるんじゃないかなと思いますけど、そこ辺りは、一応確認ですけど、できるんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

指定管理者制度においては、自ら使用料を徴収することもできます。それを原資に運営もできますので、講堂は、今、イベント関係でもかなりの問合せもありますので、そういったイベント関係をやられて収入を得て運営をするというのは指定管理者の本旨でございまして、そういった運営ができれば、当然、開館時間もおのずと伸びてくるのかなと思いますし、そこに、収入だけで足りなければ、当然町も委託料ということで支援をしつつ、講堂の適切な管理を検討する時期に来るのではないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

仮に、指定管理者制度を取り入れた場合、どのような手順で管理者を募られるのか、お願いいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

中尾の伝習館の状況を思い出していただければというふうに思いますが、基本的に施設の管理方針を町で定め、そして一般的には公募を行います。公募に応じた団体を審査して、最終的に議会の承認を得て指定管理者を指定するというところでございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

分かりました。それでは、この指定管理者制度につきましてはそのようなことで考えていらっしゃるということで、順次、先に進めていただきたいなと思っております。

続きまして、YouTubeの件ですね。こちらはストリートピアノというので私は今回、一般質問させてもらっているわけなんですけど、このストリートピアノは鹿児島県が第1号ということでネットのほうに載っておりました。これは鹿児島の中央駅近くにある一番街の商店街に2011年に誕生しました。この2011年というのは、九州新幹線が開通した年でありまして、これに合わせて何かイベントをということで考えられたのがストリートピアノと日本のほうではなっておるみたいです。一番初めの誕生はイギリスでのストリートピアノだと、諸説ありますけど言われております。

今、日本各地においてあるストリートピアノですが、ペイントされているのが特徴です。これは第1号のピアノがペイントされたからということかもしれませんが、もともと捨てられるピアノだったんですけど、それを地元の専門学校の手によってオレンジ色や水色など明るくカラフルにペイントされたものが、一番初めにストリートピアノに使われたということでございます。

あるところのピアノを探しよったら、学校のストリートピアノ、これは徳島県立名西高等学校芸術課とのコラボレーションによって、徳島御当地ストリートピアノというのができております。これは徳島らしい御当地ピアノをコンセプトとして、前面にすだちの花、下のほうには渦潮がデザインされたりとかされております。

ちょっとこちらのほうを見ていただいてもよろしいでしょうか。これは、皆さんも何だこのどぎついやつはとか思われるかもしれませんが、これは東京都庁に置いてあるピアノでござ

います。このデザインをされた方は草間さんといって大変デザインでは有名な方で、この感じを見ただけですぐ分かるようなデザインでもあります。これは東京都庁の最上階のほうに今置かれているんですけど、これは東京都庁のほうに使っていいでしょうかということで承認を得て写真を使わせていただいています。これを今回撮りに行こうかということで、うちの子供に撮りに行ってと言ったら、現在この東京都庁の上のところはコロナ関係で上れないということで、そしたらということで、東京都庁のほうにお願いをして写真を使わせていただいております。ここも観光スポットとして、結構お客様がいらっしゃって人を呼んでいます。

それと、ほかのところも結構あるんですけど、やっぱり真っ黒のそのままのピアノよりも、そこの御当地に合ったデザインとか色つけをされたほうが、やっぱりインスタ映えといいますか、結構、皆さん、それを写真に撮って、特にピアノだったら、自分の子供がですよ、「チューリップ」でもいいですけど、それを演奏するのを動画に撮って、おじいちゃん、おばあちゃんに見せたりとか、場合によってはY o u T u b eに載せたりとかされる方も多いと思うんですよ。ですから、黒もいいんですけど、よかったらちょっと色をつけていただくということを考えておりますけど、そこ辺りのお考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

新しい情報をありがとうございます。現置しているピアノとの関係になりますと、今それを管理、利用されているファンクラブの方々の思いもあられると思いますので、どのような形でそういうすてきなピアノを設置できるのかということは今後また一緒に検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それと、今私が言った中に一つちょっと私的な提案でありまして、美術部とか芸術家、デザイナー、その中で波佐見町が、前回からというか、二、三日前も、いつも名前が上がっております波佐見高校の美術・工芸科がございまして、一応こういった企画があるんですけどということで投げられたらどうかなと思います。

それと、ピアノに関して私は以前から相談を受けておりまして、子供のピアノの使わんとのあるけんが、誰か要らす人のあったらという話も受けているんですよ。ですから、もし講

堂のピアノは正式なコンサートとかに使われるようでしたら、そういったピアノも今後御活用になられたらどうかということです。私、二、三日前にまた確認して、「この前やると言いよらしたとはほんなことやると？」ということであつたらですね、「やるよ」と言わしたけんですね、一応家族の同意も取れましたので、もしよろしかったらそういったのを活用していただいて先に進めていただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。そのように新しいストリートピアノを設置するようになれば、今おっしゃったような、そのピアノをどうするかということと、デザインにつきましては、美術・工芸科、あるいは、ほかにも中学生、小学生のアイデア等もあるかもしれませんので、積極的に地域の方々の御協力をいただきながらということと考えていきたいと思ひます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それでは3番目に行きたいと思ひます。

2025年度に長崎県で国民文化祭が開催されますが、そのサテライト会場となっている波佐見講堂においての計画はということでお尋ねしておりました。私がいただいた資料の中では、波佐見講堂を活用したジャズイベントの開催ということで、これはあくまで予定でございますが、10月の16日から17日にということでお聞きしております。

そういったことで、長崎県で初めてということでもあります。やっぱりこの周辺の整備というか、これはやっぱり進めていかなければならないと思うんですが、今、南小学校のほうに芝生が植えられてると思ひますけど、あれだけきれいになっておりますけど、何年ぐらいかかればあんなきれいになるんですかね。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

天候にもよるかと思ひますが、二、三年できれいに根づくのではないかなと、経験則ですが、そう思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ということは、やるなら今ということですよ。二、三年後ということではですね。

今、町長の答弁からも、そこの整備をやっていこうということでお言葉もいただいております。確かに奥のほうは陶器市の駐車場とかで幾らか取っておかないといけないと思いますが、今できているトイレの近くとか、その周辺、講堂の周りは芝生化をして、今、殺風景なんですよ。何もなくてただ講堂がぼんとあって、道から見ても、ただ駐車場があって奥も何も見えないというような状況ですので、そこにやっぱり緑のじゅうたんを敷き詰めてやったらますます講堂が映えるじゃないかなと思いますけど、そこ辺りはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、波佐見町講堂の周辺は教育委員会で管理しておりますが、公衆トイレも含めた周辺については、普通財産ということで町長部局のほうで管理しております。町長部局との調整も必要かと思いますが、芝生については、やはり見栄えもよくて、大変来客者の憩いの場にもなるというふうにも考えますので、前向きに検討したいと思います。

ただ、見るところ、結構周辺は石とかが多くて土の改良から始めていかなければいけないのかなと思いますので、どういった方法がいいか、芝の種類もいろいろあるようですので、関係者と協議をしながら事業化に向けて検討させていただければというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それと、もしここに芝生をした場合、草刈り機とか、そこ辺りの備品というか必要になると思いますけど、これは南小学校とかで使っていらっしゃる分を共有とかできるんですかね。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

南小学校の芝刈り機はグラウンド用でございますので、講堂周辺みたいな不陸があるところは向かないのかなと思っております。今回、歴史文化交流館も芝を植えて大変好評なんですけど、そういった土地に不陸があるところについては、そういった向きの芝刈り機がございまして、そういったものを購入していただければ、当然管理はできるものというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ありがとうございます。それと、植栽をした場合、やっぱり講堂からの正面というのが顔なんで、植栽をする場合は低めにさせていただいたりとか、いろいろ気を遣っていただいてくれたらどうかと思っております。

今、あそこ辺りは休憩するところがないんですよ。ベンチとかですね。ですから、講堂を眺められるような感じのベンチなんかでも置いていただいて、玄関とかいろいろ見ながら少し時間を潰せるような感じの講堂の周辺づくりをしていただきたいなと思っておりますけど、そこ辺りのお考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君）

答弁できますか。教育次長。

○教育次長（福田博治君）

波佐見町講堂の正面に道があって、さらにその前の空き地については町有地ということで確認が取れましたが、区画整理事業の関係もございますので、すぐにはそういったベンチ等は置けないかなと思います。一方で、波佐見町講堂の敷地については、そういったベンチを置くことは可能と思います。どういうふうな置き方、見せ方があるのかなというふうに思いますので、そこは検討させてください。当然、ベンチがあったほうが小休止できるのかなというふうに思いますので、その辺は考えていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ぜひともベンチは考えていただきたいなと思っております。あそここのところは休憩するところがなかなかないんで、ベンチをどこにするのか、そこ辺りも景観と含めながら話し合っていたいただきたいなと思っております。

確かにコロナが今すぐ収束するとは思っておりませんが、今後、観光客が戻り、波佐見町歴史文化交流館を含めた観光周遊が早くできるように願いますが、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

西日本一の歴史的な建造物でございますし、存在するだけでもその価値は十分あるんじゃないかなというふうに思っております。しかし、いろんな形で今、歴史文化交流館のいろんな報道もあちこちできておりますし、併せて講堂の本当にすばらしい建築、音響、そうい

うことを体現するためには、今議員がおっしゃるような取り組みとか、また、我々以外でも、おいでになった方々の要望、意見等も十分活用してやってみるとか、そういう形の中で新たな楽しみができるというようなことになればというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

町長、ありがとうございます。本当にYouTubeの再生回数は、何名か上手な方がいらっしゃるんですけど、私も以前からよく聞いておりました。有名な方は、特に、よみいさん、ハラミちゃん、けいちゃん、ここ辺りはよくあれなんですけど、このよみいさんに至っては、日テレニュースによると総再生回数が6億回ということをおっしゃってました。日本の総人口が1億2,030万人ということは、本当に1人が4回ぐらい再生されているような計算になるんですけど、そういったことですごく影響力というか、PRができるんじゃないかなど。もしあれだったら、そういう方に1回来ていただいて、そこで演奏してもらおうというのが一番いいんですけど、何かのきっかけであの方たちはギャラとかなしでぽっと来られるときもございますので、そういったところはいろいろこちらもアンテナを張りながらしてみたいなと思っております。

本当に音楽は人々の心を豊かにします。ストリートピアノが奏でる音楽によって新たなコミュニケーションが生まれ、そしてその音楽が人々を呼ぶだけではなく、地域を活性化させると思います。音楽の力で波佐見町が元気になることを期待し、質問を終わりたいと思います。

○議長（百武辰美君）

以上で、13番 尾上和孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。10時50分より再開します。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

皆さん、おはようございます。まず最初に、8月の豪雨で被災された皆様に改めてお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧ができますよう、行政と共に支援をしてみたいと思っております。

さて、通告に従いまして質問します。

1. 西ノ原土地区画整理事業について。

(1) 現在の進捗状況はどうか。

(2) 今後の計画はどうか。

以上、壇上にて質問をいたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 三石議員の御質問にお答えいたします。

1. 西ノ原土地区画整理事業について。

(1) 現在の進捗状況はという御質問ですが。

西ノ原土地区画整理事業は、西ノ原地区の活性化、県道整備、区域内の雨水対策等の課題対策として、町の厳しい財政難の中、平成11年に着工しました。その翌年には、平成12年から平成21年までの10カ年を対象とする波佐見町財政構造改善計画を策定し、次の4項目の目標を定め、進めてきました。

1、大型事業等を含む財政計画で、限られた財源の重点配分と経費支出の効率化に徹し、経費全般について徹底した節減、合理化を推進する。

2、扶助費の増大のため、町税の徴収率向上をはじめ税外収入における受益者負担の適正化等により自主財源の確保をするための必要な措置を講ずる。

3、町債累増による財政運営の圧迫状況に鑑み、極力、一般財源の確保に努め、町債発行額の抑制を基本とし、町財政運営に支障が生じないように、適切な措置を講ずる。

4、既に積極的な行政改革に取り組んでいるが、新たな行政改革に相まって、さらなる事務事業や組織・機構の見直し、定員管理、給与の適正化、広域的対応による事務処理の効率化を図り、簡素で効率的な行政運営と財政の健全化に努める。

以上、定めた4項目の縛りの中でも、西ノ原土地区画整理事業は、地元の関係住民皆様の御理解を得て、年間事業費を8,000万円として継続してきました。直近では、令和元年度に約1億円、令和2年度に約2億円の事業費割当てを受けて事業推進を図っている状況です。

なお、令和2年度末においては、32%の進捗率となっています。

(2) 今後の計画についての御質問ですが。

西ノ原土地区画整理事業の事業認可が令和3年度末で切れることから、事業継続に向け期間延長のための県への事業認可変更申請の準備を進めており、同時に区画整理の見直しが必要との判断で、資料の整理を行っています。

全体事業完了までの残事業費が、令和4年度以降43億円となっており、町財政を考えた場合厳しい状況となっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

西ノ原の区画整理事業、いろんな形で多くの議員さんたちがこの問題について一般質問をされておりますし、波佐見町の中での関心事としては、一番、町民の皆さん方も関心をお持ちになっているというふうに思います。

この西ノ原土地区画整理事業は、先ほど着手の年代をおっしゃいましたけども、平成9年からいろんな形で進められている中で、10年間で約60億の事業としてスタートをしているというふうにお聞きしております。これまで約30年間経過した現在の進捗率は32%前後ということでございますが、これから先、残43億円とおっしゃいましたけども、約50年もかかると。完了までですね。そういうことを平気で行政も言っておられるわけですけど、長期にわたるこの事業、このような状況を見て、まず最初に町長はどういうふうに思っているのでしょうか。また、当初の予定どおり進んでない原因を何とお考えになっておりますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

議員のおっしゃるとおり、非常に事業の進捗が遅れていることは地元の皆さんに大変申し訳なく思っておりますが、その最大の要因は、平成7年、中央小学校が27億2,700万、平成10年、総合文化会館が21億6,000万円、その返済が課題であります。

年間予算が48億前後のとき、それだけの大事業と、そして財政指標を見てみますと、借金が82億円、基金はわずか13億円、毎年支払う公債費は7億円から8億円、人件費が10億、さらには、その時分から少子高齢化で、児童や高齢者の扶助費が6億。それが、現在では15億くらいになっております。そういう中でこの事業着手に踏み切るには、徹底して行財政改革をやらないかんというような思いで行財政改革をやってきたところでございます。

こういう状態の中で、69億の事業をするのはどうかというような思いをいたしておりました。そういう中で、県の財政課にいろんな知恵をお借りしたところでございますが、財政課では、あなたの町の財政でこの事業をしたら財政破綻を起こしますよと。財政破綻を起こしたら国が管理することになりますよと。そうすると、国があれば、全部の事業を洗い直して、この事業が先に止められますよと。有無を言わずですね。

そういうことで立ち往生しまして、都市計画課に3回、4回行った中で、あなたのこの町の土地区画整理事業を止めるということになれば全然信用できませんよと。なぜかと。あなたの議会でそれだけの議決を得て、県の承認を受けて、そして国の補助金を持ってきているんですよ。そういうことであれば、今後国から、それから県の大きな事業で重要なことでも受け付けられませんよと。そうしたときに、止まるも地獄、進むも地獄という立往生をしたところでございます。

そしていろんなことを検討しながら、そして、そういう実情を抱えながら、地元の皆さんたちと話し合いも何回もして、そして、やはり我々も、総合的な波佐見町全体の福祉の向上が我々の一番の大きな目的でございます。だからその時点において、いろんな住民サービスはよそよりも低かったんですよ。だけん、これ以上住民サービスを低下させない、その範囲の中でしかこの事業はできないですねというようなことで、大変厳しい状況ですけれども理解を住民の皆さんに、何かなし前に進もうという皆さんの集会の中でそういう意見があって、そういう状況で進めてきたところでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

町長が就任当時から大変な思いをされて、この事業を少しでも進めようという部分とか、財政の危機的状況乗り越えてこられたというのは重々分かっておりますし、この事業に関しては、一瀬町長自身が一番よく御存じだということも伺っております。大変な時期を乗り越えて、今を迎えているわけでございますが、進捗状況とは全体の事業に対するものでありますから、これまでの約30年間の積み上げから成るものだと僕も思っております。したがって、これまでの内容や今の現状、すなわち本年度の事業内容に至るまでについて、改めて検証を行ってみたいと思います。また、県内で同様の事業を進める長与町や時津町の取り組みも交えて、本町の在り方を、どうあればいいかということも併せて考えていきたいと思いますので、これから先、御質問を進めていきたいと思います。

さて、波佐見町の西ノ原土地区画整理事業は、国の社会資本整備総合資金の交付を受けて実施されております。県下で同じ資金の交付を受けて事業を実施しているのはどこでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

県下の土地区画整理事業の実施市町はどこかということですが、こちらで調べたのは、長崎市、大村市、長与町、時津町、波佐見町の2市3町でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

私は今回の質問をするに当たって、本庁の東京の国土交通省のほうにも電話を入れました。今申しあげました社会資本整備総合資金の交付を受けて事業をやるのは、そちらの答弁によりますと、長与町、時津町、波佐見町と長崎市、長崎市の場合は県直轄ですね、この四つであるというふうに伺っています。今、大村市というのもおっしゃいましたが、これはどういふことで大村市をつけられたのかよく分かりませんが。では、この社会資本整備総合資金は、今年度、私の調べでは四つですね、長与町、時津町、波佐見町と長崎市の四つで、全体として幾らの交付額になっておりますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

私のほうで調べたのは2市3町でして、その総額は令和3年度では16億7,000万となっておりますけれども、そのうち大村が2億2,000万ほど含まれております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

質問をよく聞いておいてくださいね。県全体の交付額は9億6,057万5,000円としっかり本庁の担当者が言うとしたよ。どういうことですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

私の調べたところによりますと、2市3町で大村がそこに入っていると。一応大村で1億3,000万円ぐらいの国費がついておりますので、13億ぐらいの区画整理に、1市3町ですね、なると思います。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

こういうのでつまずきたくはないんですけど、どちらで調べたんですか。議論の出発点から全然違ったら議論になりませんよ。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

各市町村に配られる都市局所管事業の要望内示一覧で調べた結果でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

要望内示の一覧であったとしても、本年度、私が国土交通省の係のほうに聞いたときには、今年4月にこの社会資本整備総合資金を本年度、県全体です、交付したのは、9億6,057万5,000円。これを建設課長とやり合っても全然先に進みませんので次に行きますけど、こういう交付金の決定までの流れはどういうプロセスですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

国の補助金の流れですけども、まず、各自治体から要望を行います。前年度の6月に概算要望を行いまして、その年の10月に本要望を行います。それに基づいて、国、県がヒアリングを行いまして、要望額と執行状況などを調査し、国が計画事業ごとに配分し、その後、県が各自治体に配分すると聞いております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

このブルーで表示しているところが、今ある程度進捗している状況ですけども、外周の赤枠のほうで西ノ原地区の土地区画整理事業の大まかな図面で、今ずっと御説明がありましたけども、では、波佐見町と長与町と時津町の本年度事業における要望額、決定額、内示率、あとは交付額はどうなっていますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今年度の、それぞれ長与、時津、波佐見町の、要望額は調べておりませんが、内示額は長与で7億2,400万、国費が3億6,200万、時津で事業費が7億9,700万、国費3億

9,800万、波佐見町は事業費9,800万、国費が5,000万円。それぞれ内示率は、長与で100%、時津で75%、波佐見町で65%になっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

これも課長の答弁の数字的なものが全く違う部分がありますね。私が調べて、担当課のほうに、電話を2度、3度しまして伺ったのがここの表に書かれておるとおりですね。波佐見町の場合の総事業費を60億としておりますけども、69億という形で町長から答弁あった数字的な問題に関しては御勘弁ください。大体、長与町が316億ですね。時津町が150億。本年度の、先ほどおっしゃいましたように、6月に概算で要望、10月ぐらいに本要望という、本要望の場合が、波佐見町が1億5,000万、長与町は6億2,750万、あと時津町のほうが10億5,500万で、注目してもらいたいのは次の欄ですね。決定額（内示率）としていますが、波佐見町の場合は先ほどおっしゃったように65%で9,800万です。ところが、次の長与町を見てください。最初、88%で5億5,475万の内示があつとるわけですね。そして、その下の段、内示の補正があつてます。そして満額です。

こころの経緯ですよ、僕は大事にしたいのは。長与町は100%取りましたよって、こんな問題じゃなかとです。時津町を見てください。75%、7億9,600万。こういうふうに、早く言えば、半分は自治体が負担で半分は国が出すということで交付額が決定されるわけですけども、職員数についても御覧のとおりになっております。

要は、例えばの話ですけども、1億5,000万の事業を波佐見町がやりますよって言って、要望額が低いから満額じゃなかとですよ、御覧になって分かるように。10億を要望額として上げたところが7億9,000万、8億近い。内示率を見ても分かるでしょう。要望金額が低いところは、全然決定額も低いんですよ。この内示の補正があつたことは後ほど御説明いたしますが、こういう状況なんです。

ここで、次の質問に移りますけども、では、決定額の半分の50%が町の負担になりますけども、波佐見町の場合はここに上げておりますように4,900万が町の負担となります。その財源はどうなってますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

事業費の財源でございますけども、国費の補助9,800万に対して5,000万円ついており、そ

の残額は起債によるものでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

では、全て起債ではないということですね。起債の今の限度額は幾らですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

充当率でいきますと90%です。残り10%が単費となります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

もう表のほうに書いてしまいましたけど、波佐見町、長与町、時津町の職員数を書いてます。これは職員数でございますが、どういう部署でこの事業を進められていますか、波佐見町は建設課ですけど、長与町、時津町は。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

長与町においては、都市計画係が私の調べでは2人、それで県職が3人でございます。時津におきましては7人。それと別に課長と再任用を含めると9人の体制となっているようです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

職員数でも長与町は違いますね。そんな問題じゃないですよ。長与町は本庁におるのが2名で、あとにつきましては、県のほうが2名入っております、これは理由があるんですけど、プラス、私のほうが書いていますとおり都市計画課の区画整理係に7名おりまして、県職が3名、合計10名なんですよ。県が2名って書いてあって、すみません、間違っておりますけど。

こういう形でそれぞれ、波佐見町みたいに建設課に担当者が1人おるというところはまずなくて、部課式ですか、課を設置して係をしっかりとっております。だから私はここで疑問なんですけども、このように長与町、時津町においては、組織や人員の規模からすると区画整理事業の実務の業務を行っているものと判断はされますけども、区画整理課でもない、係でもない本町において、1名の担当者は区整理事業だけを行っていますか。建設課のほか

の一般業務を行っていませんか。その割合はどうですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

現在、建設課の建設班のほうに6名の技術者がおります。その中で1名が区画整理担当として区画整理業務を行っているんですけども、全て区画整理だけでやっているのかといいますと、そうではございません。そのほかに、建設班にあった苦情とか要望、都市公園などもございますので、大体50・50ぐらいで区画整理と建設班の業務を行っていると思います。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

私が調査したのと全然違いますけども、よしとしましょう。

それだけ50・50でやってできるという御判断をされているということですが、そんなに区画整理事業というのは簡単なんですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

区画整理事業は簡単な事業ではございません。事務事業としては、補助事業の申請から実績までの事務を行います。工事関係では、実施設計、変更設計、現場対応とかですね。補償関係もございますので、その補償に関する業務と事業認可関係、それと地元の対応などの業務を行っているところです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

一方、昔と言ったら表現はあれですけども、波佐見町でも長与町、時津町みたいに担当職員が複数いた時期があるとお聞きしたことがございます。それはいつ頃ですか。そして、今の現在の1名体制になったのはいつぐらいからですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

都市計画係が最初にできたのが、平成5年に建設課内に都市計画係が3人体制で設置されております。そこで区画整理を担当しております。平成16年までに2人から3人の体制、そして平成10年に1年間のみ4人となりましたけども、平成17年度には都市計画係がなくなりまして、それから建設係のうち1人が区画整理担当ということで、現在に至っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

約30年の半分は1人でやっていたというふうに判断されます。このように業務がたくさんありますよとって、1人の職員が専念することもできずに建設課に配属されて、ほかの建設課の一般の業務をやりながらもしなくてはいけないと。とてもじゃないけども業務自体はハードな業務がたくさんあると、地元との折衝もあるしということですが、こういう状況はあまり芳しくないですね。御存じのとおり、1人の職員にたくさんの業務を強い関係で事件等が発生したという事例もありますし、そのことが原因だということも前々回の一般質問の中で回答を町長も行っていたらっしゃいます。あるべき姿ではないということを私としては考えますが、どうですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

区画整理をずっと続けてきたわけですが、大変な業務だと思っております。そこで、建設班のほうで、1人だけに任せずに、先ほど議員おっしゃったとおり、過去に業務を1人で持ったために、忙しさのあまりストレスとかがありまして倫理的判断に欠如があったということもございますので、6人体制で建設班はやっておりますけども、何とか、1人だけに任せるのではなくて、みんなでやっていく体制にしながら、区画整理のほうも手伝う、協力をしていくという形にしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

区画整理内の住民はいろんな制約を強いられていると聞きますが、どういう制約がありますか。それはなぜそういう制約をされますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

区画整理をする中で、区画整理法第76条に建築制限というのがございます。これは、区画整理の事業の進行を円滑に促し、建てたばかりの建物がすぐに移転しなければならないということで損失が出ますので、それを最小限に抑えることを目的として、建築、新築、増築、改築などの申請があった場合に、こっちで判断をするような建築制限がございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

おっしゃるとおり第76条がございます。この中には、「施行区域内において本事業の施行の障害となるおそれがある次の行為を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない」、ア、イ、ウとございまして、アが土地の形質の変更とか建物、工作物の新築などとか、政令で定める移動の簡単でない物件の設置または堆積ですか、そういうふうに書かれておりますが、こういう案件については、やはり住民の人たちの生活に制限を加えることになります。

聞くところによりますと、住民が相談に建設課に行かれますと、建設課の窓口段階で、これはできませんよ、これは76条に違反しますということと言われるケースが多いと聞きます。ここは、住民の人たちが何かをやりたいときには、どうしても自分たちで判断するんじゃないんで、長崎県知事に許可を受けるわけですから、許可を受けるまでのお手伝いをしてあげていいじゃないですか、窓口で相談を受けたときには回答していいですけど。住民の人たちの要望があつてですよ。

聞くところによりますと、けんもほろろ、窓口で要望のほうを制限のあるということで断られるケースもあるということですよ。そういうことについては、これから先、どういうふうに対応されますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

76条の建築制限の申請は、平成9年の10月から現在に至るまでの24年間において49件の申請がございました。その内容でございますけども、工場の1件の新築、店舗、事務所の新築が4件、住宅の新築が23件、住宅兼店舗の新築が2件、その他4件、そのほかに上下水道の工事のための申請が8件、増改築で7件、合計49件があつております。

そのうちの1件の住宅新築申請について、事業施行障害のおそれがあるということで不許可となっております。建設課では申請の受付を行って、それに波佐見町の意見をつけて県に進達するという形になっております。許可するのが県ということになっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

地元の人から聞いた内容とは全然違う回答ですので先に行きますね。

区画整理事業の流れは1. 計画決定、2. 事業決定、3. 仮換地の指定、4. 換地処分と

いう流れで進みます。3の仮換地指定に当たる仮換地率は何%になりますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

現在における仮換地指定率は37%となっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

聞くとところによりますと、西ノ原土地区画整理審議会という組織があるそうですが、何のためにありますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

審議会ですけれども、波佐見町には審議員が10人おります。審議会の役目としては、仮換地の指定や換地計画の作成、換地処分等、法に定められた処分等について適正かつ公平に実施するための諮問機関として設置をされております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ここでは事業の遅滞をどのように考えているとか、解決策を協議したことあるんですか。協議しないんですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

審議会においては、事業の進捗等について審議することはございません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

町長にお尋ねします。町長は事業開始から約30年間、また、さらに完成までは約50年かかるということを行政側も言っておりますが、なぜそのような計算になりますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そんな計算を私はしたことはありませんけども。やはり今、こういう状態がいつまでも続いたらいかんというような思いはいたしております。やはりある一定のところ、しかし何をするにしても、地域の住民の皆さん方の合意形成、そして理解を得て、それから県のほ

うに、こういう見直しとか変更とかというようなことが必要でないかなというふうに思っておりますし、今、この土地区画整理事業は、この20年、私は30年しておりませんので、まだ23年です。そういう中で、やはり二十四、五年前の計画をそのままに本当がいいのか。時代は相当変わってきている。時代が変わったというか、人の意識が変わってきているんです。価値も変わってきているし。住民の皆さんもしかし、この縛りの中で大変我慢していらっしゃるということは重々分かっておりますし、そして、やるからには、やはり住民の皆さん方の理解、納得を得る、そういうことを受けて、県のほうに、こういう考え方でどうかというようなことをやっていこうと。今までの報告だけの会合じゃなくして、一遍にそういうふうなことをみんな集めてじゃなくして、やっぱりそういう中でリーダーの方々とはざっくばらんに話をしながら、意見を突き合わせて、そしてそういう中で第1案、第2案、第3案ぐらい持って県に行けば、そういうことであればこういうことも考えられるよというような考え方も教えていただけるんじゃないかなと。

しかし、私たちがさっといくわけにはいきません。必ずやっぱり地元の人の発言を十分酌んで、そうしてちょっと無理なことでもお願いをしてみようとか、そういうふうなことを今からはやっていかないかというふうに考えておるところでございます。時代の大きな変化と、やはり講堂、それから歴史文化交流館、ある面では非常に発想が変わったら、また西ノ原の活気が、もっといろんな形でアイデアが出てくるんじゃないかなという。それが全てかなうかなわんかは、やはり県のほうにどんどんお願いをしていきたいと。しかし、やっぱりそれは、ある面では地元の皆さんの理解を得た上でお願いをしてやっていこうというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

私は計算したことはありませんと言いますが、一般質問であとどれぐらいかかりますかと言ったら、建設課の公の答弁はあと50年ですよ。町長御自身が計算されたというか、町長の代理の建設課長その他の方たちは、皆さんあと50年とおっしゃっていますから、そのことは御承知おきください。計算を実際されたこととかは聞いていません。

それで先ほどから地元のことを考えてということで、当然、町長さんですから、やっぱりそういうことをお考えになってやっていただくことは本当によいことではございますが、現段階でこの事業に対する関係住民、約180人とお聞きしますけれども、この人たちの中において

は人生設計も建てられないでいるような方たちもいらっしゃいます。こういうことに対して町長はどのようにお感じになっていきますか。簡単をお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

大変、そういう悩ましい問題でありますし、今まででは、やはり限られた範囲の中で粛々とやってきておりますけれども、やっぱり今から先はそのような形の中で、そのような方たちの御意見を賜りながら、ある面では区画整理という法に縛られない、ある面では緩和できるようなことがないかというようなことも含めて、そういうふうな方々にもちゃんと手当ができるような形ができないか。自分だけの考えではこれはできませんし、そういうふうなことにおいても県のほうと話をしながら進めていければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

長与町は事業完了まであと5年です。時津町はあと8年。波佐見町も、どうすればこの事業がスピードアップするか、加速化するかというのをお考えになっていただきたい。町長は、どうすればこの事業の推進を加速化できると思いますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全体のことを考えないと、どんどん進めるというのはあれがあります。非常に、この波佐見町の西ノ原土地区画整理事業というのはですね。時津町とか長与町はベッドタウンです。そして結局、そういうことを一番主眼に置いていらっしゃいます、ベッドタウンで。それから農地とか何とかは少なく平地で、結局区画整理がやりやすいところですよ。そして、人口は2倍以上、我々の。そして面積は半分以下です。いかに社会資本整備が簡略化できるか。町道よりも国道、県道のほうが。ほとんど自治体の負担にならないわけですよ。

そういうところと同じような形はできませんから、波佐見町は波佐見町の与えられた環境の中で最善を尽くしていかないかということ、それはやっぱり、ある面では住民サービスの低下を招かない、そういう中で全体的に考えた上で取り組んで、一つ前に進んでいかないかのじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

確かに規模が違う、人口が違うというのは当然の話です。しかし、体制であったり姿勢であり、やる気なんです。そこを見せてもらいたいというのが地元の意向です。

長与町の総事業費316億円の区画整理事業は、三十数年間で49.8%の進捗状況でございました。しかし、このことを遅滞していると判断したのは政治家です。そこで、令和元年に1年かけて、人員体制や入札方法も含めて検討し、令和2年から入札関係に一括方式を導入して、さらなるスピードアップを図り、住民の期待に応えていらっしゃるんです。そこです。どうすれば、早くこの事業が進むのか。かれこれしたら80年ですよ。最初に説明をされて了解された住民の人たちは、30%の減歩ですか、やられて、期待があったのにもかかわらず、変更といいますか、延長延長ですよ、あと50年どうしますか。じゃあ、何とかしてでも進めようじゃないかと町長が先頭を切ってやっていただきたい。そこがないとこれは進みません。

こういうふうに、長与町の例をとって、規模が違う、ベッドタウンだということでお考えになっているような答弁ではなくて、こういう姿勢に対してどう思われますか。町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やる気、やる気ですね、できるだけの問題じゃない。そういう気持ちはあるけども、やはり実際する場合には、ない袖は振れないというような形もあります。そしてある面では、やっぱりそのことによって住民のサービスが低下するというようなことに極力ならないような形の中で進めていくしかないんじゃないかなど。だから、今からは、やっぱり時代も大きく変わってきているし、その考え方。最初の時点のときは100年かけてもよかけんというような声もあったんですよ。それは全部の合意じゃないですけども、そういう意気込みがあったんです。しかし、やっぱり100年とか、我々も、できれば20年か30年ぐらいでというような思いもあるでしょうけども。

本当に、これから先もこういう人口密集体のところの区画整理というのは大変厳しい状況になるということです。ほかのところはほとんど区画しやすい状況のところばかりなんです。だから産業とか商工の場合は、長与とか時津よりも、うちのほうが倍ぐらい、地場産業、そういうふうな形の中でやっている。やはりその土地土地の自然環境、そういう状況を踏まえたまちづくりをしていかないかんのじゃないかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

分かります。でも、できないことの理由をつらつら述べられても説得力が全然ございません。

町長に再度お尋ねしますが、長与町の町長が令和元年に何とか進めようという会議をされて体制を整えて、そして、令和2年も含めて、ずっと長与町の町長は事業の推進のため、毎年ですよ、県はもとより国に陳情行動、支援要請に上京されてます。今年は内示補正、先ほど言いましたね、内示の補正があつて100%になりましたって。ここですよ。そういうことで内示補正を獲得されて満額交付されてるんですよ。こういう政治的な行動もやはりここは必要だと思うんですよ。どう思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり本当に、長与町にしても時津町にしても、何をさておいても土地区画整理事業が一番の主眼としてやっていらっしゃるんですね。そこで結局、人口にしても、税収にしても、予算規模にしても、それが一番の大きな要じゃないかなというふうに思っております。それをやれば、ある面では永久的に安定した財政の下で町政運営がやっていけるという状況じゃないかなという思いをいたしております。

当然、そういう立場になればやりますよ。我々も、やっぱり窯業、農業、このことには、県を通じたり国に言ったりというようなことはやっておりますし。だから、そういう面で、やっぱり、それぞれの町の環境、立場、状況、それを踏まえて、その中でいかに努力していくかということです。常にやっぱり、私も土地区画整理事業のことは頭の中にいつでもあるわけですけども、手も足も出ないというような状況ですよ。

だから、はっきり言えば、財政構造改善計画をやったときに、それから合併をしたときに、ここが鍵になってできない部分がありました。そして運が悪いことに、三位一体改革で小泉さんがどんどん、地方交付税の縮減とか、地方分権とか、税の移譲とかというようなことをやりました。

そして、二十二、三年になって、うちの町が若干好転してきたんですよ。キヤノンさんも入ってきたし、財政も少しよくなったなど。今度は増額をしたわけですよ。なかなか受け取ってもらえんとです。それは今までの実績もあるし、ある面では徐々に、やっぱり5年ぐらいの先を見てまで予算の計上をお願いするわけですけども、やっぱりうまくいかない。

そういうときに今度は、国のほうが東日本大震災の土木事業はぼーんと削減したわけですよ。こっちはやっていいな、少し緩めてたくさんお願いをしようとしたときに、運が悪かったなというような思いをいたしておりますけども。何がなし、結局自分たちだけの考え方で物事が進まない。そういう国、県の状況、そういう中で最善を尽くしていくしかないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

いや、何がさておき、やる気なんです、やる気。何とかしようと、そういうふうになれば違います。だからそういうことを町長自らがしっかりやってもらいたいという希望です。

私なりに、西ノ原のこの事業を加速的に推進するためには、職員を増員して体制をつかってほしい。3名建設課は増えております。しかし、経験者がやっぱり必要だというふうなことを伺っております。土地区画整理事業の経験者が現職には4人おりますから、4人で何とか組織からつくりながら、練りに練って早く進める方法をやっていただきたい。そして予算の確保をやっていく。そういうことで、住民のほうも行政の姿を見て、より協力をしてくださる、そういうふうに思います。いろんな形で見直しの計画をされているようでございますけども、その見直し自体もスピードアップにつながる如果能够あれば、いろんな形で住民の人たちも理解を示せると考えます。

町長に最後に、一瀬町長が就任当初からこの西ノ原土地区画整理事業に携わってこられたというのは重々承知しております。最近の議会では随所において、残りの任期を長年の一瀬町政の集大成、または次のリーダーのバトンタッチのためなどと発言なさっております。であるならば、ここで停滞しているこの事業の展望を開くため、スピードアップするため、職員体制の見直しをはじめ予算確保のために精いっぱい努力されたいかがでしょうか。

23年という長きにおいて思うようにできなかったのは、いろんな障害があつたのことと推察いたします。しかし、最後はこの問題に決着をつけて有終の美を飾ってはどうか。事業の開始から30年もの長きにわたり、地元の住民は期待と不安の中で生活を強いられてきました。その思いは一瀬町長が、一番お分かりじゃないですか。どうぞ、ここは大胆に動いていただき、次のリーダーにバトンタッチを行ってください。一瀬町長の政治家魂の底力を見せてください。キーワードは今です。今があるからあしたがあります。未来があります。大いに期待しております。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

大変過大な期待をいただいておりますが、そういう気持ちでやっていく。しかし、できることはできる、できないことはできない。しかし、できないことにチャレンジするという気持ちは持っておりますし、やる中で、いろんな地元の皆さんの意見、そして、県のいろんな知識、情報等をいただきながら、よりよい西ノ原の区画整理の行く末ができるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

一歩前に出てくださることを期待して、質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で8番 三石孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時から再開します。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第55号

○議長（百武辰美君）

日程第2. 議案第55号 令和2年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（宮田和子君）

議案第55号 令和2年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。お手元の決算書と本日お配りしました補足説明資料で御説明させていただきます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策事業などの実施により、歳入、歳出とも前年度を大幅に上回る決算となっております。

それでは、お手元の決算書1ページ、2ページをお開きください。

1 ページから 8 ページまでが歳入となります。

では、7 ページ、8 ページをお開きください。

歳入合計は、収入済額110億1,927万4,887円、不納欠損額25万5,100円、収入未済額 3 億 4,858万8,994円となっています。

それでは、本日お配りしました補足説明資料を御覧ください。この資料は、歳入歳出の決算額について、款項ごとに前年度からの増減額、増減率を記載したものです。なお、備考欄には、増減となった主な要因を記載しています。

では、歳入の主なものについて、款ごとに説明いたします。

1 款. 町税でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人町民税、法人町民税が減額となりましたが、宅地開発に伴う雑種地への地目変更により固定資産税は増額となっています。

6 款. 法人事業税交付金は令和 2 年度に新設されたものです。なお、交付金等の算出根拠は成果説明書の 5 ページから 7 ページに掲載していますので、後ほど御覧ください。

次に、14 款. 国庫支出金、15 款. 県支出金は、新型コロナウイルス感染症関連の補助金で、大幅な増加となっています。

17 款. 寄附金は、ふるさとづくり応援寄附金が前年度から約 3 億 6,300 万円の増となっています。

次に、21 款. 町債ですが、防災行政無線戸別受信機導入事業や歴史文化交流館整備事業などの財源として借入れを行ったものです。

続きまして、歳出でございます。お手元の決算書の 9 ページ、10 ページをお開きください。

9 ページから 14 ページまでが歳出となります。

それでは、13 ページ、14 ページをお開きください。

歳出合計は支出済額108億5,002万5,325円、翌年度繰越額は 4 億 3,851 万 6,000 円となっております。

それでは、歳出の主なものについて款ごとの説明をいたしますので、お手元の補足説明資料 2 ページ、歳出を御覧ください。

2 款. 総務費は、ふるさとづくり応援寄附金に伴う謝礼品や配送料などの関連経費及び新庁舎建設に係る基本設計等の委託料及びふるさとづくり応援基金・庁舎建設基金への積立金によるものです。

次に、3款. 民生費は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、1人当たり10万円の特別定額給付金を支給しました。そのほかにも、感染予防対策用品の購入費助成や子育て世帯への臨時給付金など経済支援を行いました。

4款. 衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、水道料金の基本料金を3カ月間減額しており、その経費を上水道事業会計へ補助しています。

7款. 商工費は、プレミアム商品券販売や事業所への経営支援給付金など緊急経済対策事業によるものです。

8款. 土木費は、町道横枕線・町道南部線の支障物件移転補償費や西ノ原土地区画整理事業に伴う物件移転補償費によるものです。

9款. 消防費は、防災行政無線戸別受信機整備事業によるものです。

10款. 教育費ですが、減額となったものは、前年度において小・中学校の空調設備工事や、鴻ノ巣テニスコートの改修工事が完了したことによるもので、増額となったものは、児童・生徒1人1台のタブレット導入事業や、それに関わるネットワーク整備事業、歴史文化交流館整備事業によるものです。

12款. 公債費は、平成6年度借入れの中央小学校改築事業、平成11年度借入れの給食センター改築事業の償還終了によるものです。

13款. 諸支出金は、分収林の立木購入費です。

それでは、お手元の決算書に戻りまして、232ページをお開きください。決算書の232ページです。これは、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は1億6,924万9,562円、翌年度へ繰り越すべき財源は9,615万6,000円、実質収支額7,309万3,562円となっています。

次の233ページから236ページにかけては、財産に関する調書を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で、令和2年度波佐見町一般会計歳入歳出決算についての説明を終了いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第55号 令和2年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定については、議長、議長選出の監査委員を除く12名の委員で構成する決算特別委員会を設

置し、これに付託し、審査したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、12名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時10分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お知らせします。

決算特別委員会の委員長に尾上和孝委員が、副委員長に脇坂正孝委員が決定した旨、報告を受けましたので、お知らせします。

日程第3～8 議案第56号～議案第61号

○議長（百武辰美君）

日程第3．議案第56号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8．議案第61号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。

順次、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第56号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。決算書は237ページをお願いします。

初めに歳入です。

1款、1項. 国民健康保険料については、収入済額3億235万6,242円、前年度比833万円の減収となっています。全体の収納率は90.48%で、前年度より1.87ポイントアップで徴収率が上がっています。保険料の減収は、主に新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免が大きいのと判断しています。

3款、1項. 国庫補助金は978万2,000円で、前年度比827万円の増収となっています。新型コロナウイルスに関連した保険料減免を補填するものが主な増加要因です。

4款、1項. 県支出金は11億4,449万2,732円で、前年度比5,652万円の減収となりますが、これは歳出の各事業に対応し交付されるものになりますが、特にコロナに伴う受診控えで保険給付費の減額が大きく影響しているものと判断しています。

6款、2項. 他会計繰入金は1億176万1,437円で、前年度比424万円の増収です。主な要因としては、財政安定化支援事業繰入金の増収です。これは、低所得者や高齢者が多い、あるいはベッド数が過剰であるなど、町の責めによらない事情で減収したのに対して一般会計から繰り入れるものです。

7款. 繰越金は4,882万717円で、前年度比2,835万円の減額です。

239ページ、8款、4項. 雑入は423万1,653円で215万円の増収ですが、主な要因としては、被保険者からの返納金が多くなったことです。これは、資格を喪失したにもかかわらず国保の保険証を使って受診したため、保険給付費の返還をお願いしたものです。今回は特に社会保険に遡って加入されたため、返還金が大きくなったものです。

歳入の合計収入済額は16億1,200万7,670円で、前年度比7,854万円の減額となっています。次に、歳出についてです。241ページをお願いします。

1款. 総務費は1,254万2,728円で、1款のうち2項. 徴収費は、公用車を購入したことで前年度比100万円の増額となっており、その他の項についてはほぼ前年並みとなっています。

2款. 保険給付費については、1項. 療養諸費が9億3,473万4,334円、2項. 高額療養費1億4,517万6,649円。いずれも4%程度減少し、2款のトータルでは4,095万円の減額となっています。歳入でも申し上げましたが、コロナによる受診控えが主な要因として考えられ

ます。

3款. 国民健康保険事業費納付金は4億679万7,743円で、前年度比1,046万円の減額です。国民健康保険の都道府県化に伴い、市町ごとに、一定条件の下、算定された金額を納付したものです。

4款. 保健事業費は3,696万1,404円で、1項. 保健事業費はシステム改修や公用車購入で229万円の増額、2項. 特定健康診査等事業費は、緊急事態宣言中に集団健診が実施できなかったことから256万円の減額、4款のトータルでは27万円の減額で、ほぼ前年並みの水準です。

243ページ、5款. 基金積立金として、準備基金に積立てたもの、3,700万円。

7款. 諸支出金として保険料を還付したものの、292万6,496円。こちらは前年度繰越金を財源に支出したものです。歳出合計、支出済額15億7,814万194円、対前年度比6,359万円の減額です。

270ページをお願いします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額16億1,200万7,670円、歳出総額15億7,814万194円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,386万7,476円です。

271ページの財産に関する調書です。

1. 債権については増減はありませんでした。

2. 基金、国民健康保険事業準備積立基金は、決算年度中増減額3,700万円の増で、決算年度末現在高2億2,016万6,939円となっています。

3. 物品は増減はありませんが、自動車2台の買換えをしています。

以上で、令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

続いて、議案第57号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書は272ページからになります。

まず、歳入についてです。

1款. 後期高齢者医療保険料、収入済額1億1,211万8,100円、前年度比740万円の増収です。主な要因としては、保険料均等割額の軽減見直しによるものです。世帯の所得状況に応じて設定されている軽減割合を本来の7割軽減にしていくため、令和3年度までに軽減割合が段階的に引き上げられています。なお、収納率は99.9%で、平年並みの徴収率となっています。

ます。

4款. 繰入金については5,733万7,837円で、前年度比159万円の増収です。主な要因としては、保険料の軽減相当分の保険基盤安定繰入金が増加したためです。

5款. 繰越金は414万5,725円で、前年度比313万円の増額となっています。主な要因としては、令和元年度の出納整理期間中に支出できなかった納付金を令和2年度として支出するため繰り越したことによるものです。

6款. 諸収入は515万2,845円で、155万円の増収となっています。主な要因としては、コロナ禍でありましたが健診の受診者が増加し、広域連合から健診費用の補填があったものです。

歳入の合計で、収入済額1億7,880万2,707円で、前年度比1,371万円の増額となっています。

続いて、274ページ、歳出についてです。

1款. 総務費640万825円、248万円の増額。先ほど申しあげました健診委託料の増加によるものが主な要因です。

2款. 後期高齢者医療広域連合納付金は1億7,144万330円で、前年度比1,462万円の増額です。保険料収入を広域連合へ納付することとなっていますが、このうち294万円は令和元年度分の支出となります。

3款. 諸支出金4万3,000円は、死亡などにより過年度分の保険料の納め過ぎを還付したものです。

歳出合計、支出済額1億7,788万4,155円、対前年度比1,694万円の増額です。

285ページをお願いします。実質収支に関する調書です。

歳入総額1億7,880万2,707円、歳出総額1億7,788万4,155円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに91万8,552円です。

以上で令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

続きまして、議案第58号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書の295ページ、296ページをお願いいたします。成果説明につきましては238ページ

から243ページになりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは歳入でございます。

まず、1款. 保険料、収入済額2億9,332万1,240円、前年度比マイナス342万1,210円。

1.2ポイントの減であります。主な理由としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による減免が挙げられます。収入未償額215万420円、収納率99.3%で、前年度0.3ポイント上昇と、ほぼ前年度並みとなっております。

次に、4款. 国庫支出金3億5,944万4,067円、前年度比3,784万5,363円、11.8ポイントの増であります。

そのうち、297ページ、298ページの2項. 6目. 介護保険災害等臨時特例補助金は、コロナ減免に伴う財源の補填として一部交付されております。残りは今年度に交付される予定でございます。

297ページ、298ページになりますが、5款. 支払基金交付金3億3,154万5,000円、前年度比マイナス1,489万7,037円、4.3ポイントの減です。

6款. 県支出金1億7,547万8,377円、前年度比マイナス740万4,016円、4.1ポイントの減です。

299ページ、300ページをお願いいたします。

8款. 繰入金、1億8,446万3,070円、前年度比228万4,779円、1.3ポイントの増です。一般会計からの繰入れになります。なお今年度は基金からの繰入れはございません。

301ページ、302ページをお願いいたします。

9款. 繰越金2,605万1,814円、前年度比マイナス1,474万4,485円、36.14ポイントの減であります。

10款. 諸収入804万1,406円、前年度比46万8,131円、6.18ポイントの増であります。主なものとしまして、3項. 介護サービス収入として、地域包括支援センターが作成します要支援1及び要支援2の利用者の計画作成費、そして4項. 雑入として、本人の要因によらない交通事故などの影響により介護サービスを利用した場合に発生する第三者納付金になります。これはどちらも国保連合会から交付をされているものです。

303ページ、304ページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額13億7,846万7,244円、収入未償額215万420円、前年度比13万5,629円、ほぼ前年度並みであります。

305ページ、306ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款. 総務費1,211万5,259円、前年度比263万5,123円、27.8ポイントの増であります。主な理由としまして、3年に一度策定いたします介護保険事業計画の策定年度であったということで、その分の費用が上げられております。

307ページをお願いします。

ここから316ページまでが、2 款. 保険給付費となりますが、保険給付費11億8,492万9,547円、前年度比マイナス3,979万7,358円、3.3ポイントの減です。新型コロナウイルス感染症の影響によりサービスの制限をするようになりましたので、それが主な原因とと思われます。

315ページ、316ページをお願いいたします。

ここから326ページまでが地域支援事業費になりますが、3 款. 地域支援事業費7,932万316円、前年度比マイナス403万2,621円、4.8ポイントの減になります。デイサービス利用から通所サービスC、わくわく広場の利用に変更があったことが理由として挙げられます。

325ページ、326ページをお願いいたします。

5 款. 諸支出金は1,044万7,743円、前年度比280万3,786円、36.7ポイントの増であります。主なものは国や支払金に対する返還金でございます。

6 款. 基金積立金2,008万6,270円。介護給付費準備基金積立金として積立てを行っております。

327ページ、328ページをお願いいたします。

歳出合計、支出済額13億689万9,135円、前年度比マイナス4,538万666円になります。不用額は7,330万865円であります。

329ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額13億7,846万7,244円、歳出総額13億689万9,135円、歳入歳出差引額、実質収支額、どちらも7,156万8,109円となっております。

330ページをお願いいたします。

財産に関する調書、1. 基金ですが、介護給付費準備基金について、決算年度中、2,008万6,270円を積み立て、年度末現在高が2億8,284万4,688円となっております。

2. 物品の自動車については変更ございません。

以上で、令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは続きまして、議案第59号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書は331ページから335ページとなっております。説明に関しては歳入歳出決算事項別明細書で行います。また、成果説明については244ページから245ページとなっております。

それでは、決算書の336ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1款. 分担金及び負担金、収入済額271万1,100円、15.7%の減となります。これは受益者負担金でございます。

2款. 使用料及び手数料8,724万9,013円、3.3%の増。

次に、3款. 国庫支出金2,000万円、これは前年同です。

次、4款. 繰入金が2億323万9,000円で、10.2%の増。この内訳としましては、一般会計繰入金が1億9,850万円、10.3%の増、2項の上水道事業会計繰入金473万9,000円、6.2%の増。これは課長の人件費を上水のほうで負担していただくものです。

次のページをお願いします。

5款. 繰越金、91万3,684円、マイナス28%。

7款. 町債、これは3,130万円、73.9%の増。この内訳としましては、下水道事業債が2,460万円、前年比36.7%の増ですね。それと新規に企業会計適用債が670万円となっております。

よって、歳入合計3億4,544万797円、前年比8%の増となります。

次のページをお願いします。次は歳出でございます。

1款. 総務費、支出済額1億6万4,662円、16.7%の増となっております。内訳としましては、1目の一般管理費が3,286万3,201円で、18.4%の増。

次のページをお願いします。

2目の管渠管理費は、中継ポンプ場とマンホールポンプ場に係るもので、支出済額1,268万3,378円、これが116.3%の増となっております。14節の工事請負費の中で、令和2年度から、施設の無線通信をアナログからデジタルに変更するための工事を行っております。これが増額の主な要因となっております。

続きまして、3目. 処理場管理費は中央浄化センターの維持管理に係るもので、支出済額5,451万8,083円、4.7%の増となっております。

次のページをお願いします。

2款. 建設費、支出済額6,601万3,687円、11.8%の増となっております、次のページをお願いします、主な増の要因としましては、12節の委託料が減少しておりますが、14節工事請負費で1,684万1,860円の増となっているものが主な要因となっております。

続いて3款. 公債費は起債償還に当たるもので、支出済額が1億7,810万8,647円で、2.3%の増となっております。

歳出合計が3億4,418万6,996円で、前年比7.9%の増となっております。

次のページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億4,544万797円、歳出総額3億4,418万6,996円、歳入歳出差引額125万3,801円、これが実質収支額となります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第60号 令和2年度波佐見町上水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について、御説明いたします。

決算書の2ページをお願いします。

令和2年度波佐見町上水道事業決算報告書について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の収入についてですが、1款. 水道事業収益、決算額は3億250万6,192円となります。前年比1.3%の増でございます。内訳としては、1項. 営業収益2億6,009万8,020円、前年比マイナス10.9%、2項. 営業外収益、決算額は4,240万8,172円で、前年比225.9%の増となっております。これはコロナ関係の対策で基本料金減免を3カ月行ったことで営業収益が減少しておりますが、その分を営業外収益として一般会計より繰入れを行っているものでございます。

次のページをお願いします。

次に、支出ですが、1款. 水道事業費用として、決算額は2億4,985万6,531円で、前年比7.8%の減となります。内訳としては、1項. 営業費用2億1,663万8,079円、前年比マイナス9.1%と、2項. 営業外費用3,321万8,452円、前年比7.9%の増となっております。

次のページをお願いします。次は資本的収入及び支出の収入です。

1款. 資本的収入決算額は3,100万円で、前年同額となっております。内訳として、1項

の企業債3,000万と、2項. 工事負担金100万円となっております。

次のページをお願いします。次に支出です。

1款. 資本的支出、決算額1億5,205万2,577円、前年比2.7%の増となっております。内訳としては、1項. 建設改良費9,137万6,061円、前年比1.6%の増と、2項. 企業債償還金6,067万6,516円、前年比4.2%の増となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億2,105万2,577円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,281万6,826円、及び当年度消費税資本的収支調整額823万5,751円で補填しています。

なお、ただいま報告しました決算書の内容については、12ページから20ページの事業報告書の概要（工事業務会計）に掲載するとともに、収益的費用明細、資本的収支明細書、固定資産及び企業債明細書を、21ページから35ページに掲載しております。

次のページをお願いします。

令和2年度波佐見町上水道事業損益計算書について御説明します。

これは、令和2年度の1年間にどれくらい利益を上げたのかを表すもので、営業収益が給水収益とその他の営業収益で2億3,652万9,700円。これは前年比10.2%の減ですね。それで営業費用が維持管理費と人件費及び減価償却費で、2億1,129万4,317円、前年比9.1%の減ですね。収益から費用を差し引いた営業利益は2,523万5,383円で、前年比18.4%の減となります。

7ページですね。次に、営業外収益として、企業受取利息及び配当金や雑収益などを合わせて4,240万2,057円となります。

次に、営業外費用として、支払利息及び企業債取扱諸費や雑支出で2,038万952円となります。したがって、経常利益は営業利益に営業外収益を加えて営業外費用を差し引いた4,725万6,488円となります。これが当年度の純利益となります。これに前年度繰越利益剰余金の2億4,403万7,715円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億9,129万4,203円となります。

9ページをお願いします。

中ほどにあります、令和2年度波佐見町上水道事業剰余金処分計算書について説明します。

当年度末の自己資本金は10億4,383万1,316円、資本剰余金が2億7,834万3,324円、未処分利益剰余金が2億9,129万4,203円です。処分後の自己資本金と資本剰余金、未処分利益剰余金は当年度末残高と同額であり、剰余金の処分は行っておりません。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第61号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

決算書の2ページをお願いします。

令和2年度波佐見町工業用水道事業決算報告書について説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の収入です。1款. 工業用水道事業収益、決算額は1,292万9,120円、前年比1.4%の減。内訳として、1項. 営業収益が682万1,760円、前年比マイナス25.9%。第2項. 営業外収益610万7,360円で、前年比42.7%の増となっております。これは上水道のほうでも申しましたが、コロナ関係で3カ月間の基本料金減免を行った結果、収入は減少しましたが、その分を一般会計のほうから繰り入れているものです。

続きまして、支出です。1款. 工業用水道事業費用、決算額は1,265万5,932円、前年比1.9%の減。内訳として、1項. 営業費用906万6,652円、前年比マイナス1.2%。2項. 営業外費用358万9,280円で、前年比マイナス3.5%となっております。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入でございます。1款. 資本的収入、決算額は860万円で、前年比2.4%の増となっております。

次に、支出です。1款. 資本的支出、決算額851万4,486円で、前年比1.6%の増となっております。

次のページをお願いします。

令和2年度波佐見町工業用水道事業損益計算書についての説明をします。

まず、営業収益として、給水収益が620万1,600円、前年比マイナス25.9%。営業費用として、維持管理費や減価償却費で897万8,465円、前年比1.2%の減。収益から費用を差し引いたものがマイナスとなりますので、277万6,865円が営業損失となります。

次に、営業外収益ですが、他会計補助金等で663万9,333円となり、営業外費用は企業債の支払い利息等で358万9,280円となります。経常利益については、営業損失に営業外収益を加えて営業外費用を差し引いたもので、27万3,188円となり、そのままこれが当年度の純利益となります。よって、当年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金の1,514万2,291円を足して1,541万5,479円となります。

6ページをお願いします。

中ほどにあります剰余金の処分計算書について御説明します。

当年度末残高の自己資本金は5,560万円、未処分利益剰余金は1,541万5,479円です。処分後の残高は、自己資本金と未処分利益剰余金は、いずれも当年度残高と同額となっており、剰余金の処分は行っておりません。

これで説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第56号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第61号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件については、決算特別委員会に付託し、審議したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第61号までの6件については、決算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後2時14分 散会

第15日目（9月22日）（水曜日）

議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度波佐見町一般会計補正予算(第3号))
- 第 3 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度波佐見町一般会計補正予算(第4号))
- 第 4 議案第48号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算(第5号)
- 第 5 議案第62号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算(第6号)
- 第 6 議案第49号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第50号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第 8 議案第51号 令和3年度波佐見町上下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第52号 波佐見町道路線の廃止について
- 第 10 議案第53号 波佐見町道路線の認定について
(以上1件 産業厚生委員会委員長報告)
- 第 11 議案第55号 令和2年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第56号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 第 13 議案第57号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第 14 議案第58号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第 15 議案第59号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第 16 議案第60号 令和2年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について
- 第 17 議案第61号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決
算の認定について
(以上7件 決算特別委員会委員長報告)

- 第 18 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 19 報告第 2 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 20 発議第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 第 21 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第15日目（9月22日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸		

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和3年第3回波佐見町議会定例会第15日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。

本定例議会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第62号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）は、今回6,000万円を追加し、補正後の予算の総額を91億6,000万円としております。さきに一般会計補正予算（第4号）により、8月の豪雨被害に伴う災害復旧事業費を専決し、補正しておりましたが、今回の補正はその後に被災状況が判明してくる中で、新たに農林業施設災害復旧事業費を追加し、補正計上するものであります。

以上であります。詳細については、議案審議の折に御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第2 議案第46号

○議長（百武辰美君）

日程第2. 議案第46号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第46号 専決第8号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものについて、承認を求め

るものです。

内容としては、歳入歳出それぞれ2,800万円を増額し、総額を85億9,900万円とするものです。今回の補正は、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力事業及び第三者認証制度取得促進支援に係るものです。

6ページをお願いします。

歳入につきましては、県からの補助金2,650万円と7ページのふるさとづくり応援基金繰入金150万円を計上しています。

8ページをお願いします。

歳出につきましては、4款、1項、5目、環境衛生費150万円を計上しております。町内店舗の第三者認証制度取得を促進するため、長崎コロナ対策飲食店認証制度の認証を受けた店舗に1店舗当たり10万円を給付するもので、15件分を計上しております。

9ページをお願いします。

7款、1項、2目、商工振興費2,650万円を計上しております。7節、報償費2,600万円は、県から営業時間短縮要請がありました8月10日から23日までの14日間全期間、要請に応じた店舗に対する協力金です。1店舗当たりの協力金は規模や売上額に応じたものとなっており、中小企業で1日当たりの売上げが8万3,333円以下の場合は上限35万円、8万3,333円を超える場合は上限105万円、大企業の場合は上限280万円となっております。2,600万円は県の試算によるもので、財源は事務費の50万円も含め、全額、県からの補助金です。

以上となりますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

8ページをお願いします。

4款、1項、5目、18節の第三者認証制度取得促進支援金のことなんですが、1店舗10万円ってことで15店舗分計上されていますけれども、現在、本町でどのくらいの認証をされているのか。分かれば御教授をお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

現在、本町で構築しました第三者認証制度取得促進支援金の申請状況でございますが、県の認証を受けた店舗が現在9店舗あります。そのうち8店舗については、この制度の支援金の申請は受けられております。ちなみに県の認証制度の申請をされているところが現在12店舗でございます。そのうち9店舗が認証を受けられて、さらに8店舗が既にこの支援金の申請をされているということです。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

ごめんなさい、ちょっと私の理解不足なんですけど、12店舗が申請を受けて、そのうち認証を受けられたのが9店舗。ということは15店舗分計上されているので、あと6店舗ほど残っているということですよ、この計上した分で。今後どのくらい申請されるか分からないんですけども、このくらいで足りると推定されたってということでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

この制度を構築するというのが8月になってからなんですけれども、その時点での県の認証制度の申請状況が3店舗でした。これを構築する際に予算を、一応この対象になる飲食店というのが、食品衛生法の規定に基づく許可を受けて営業されている飲食店になります。さらに、飲食店のうち、集客がある食品衛生法の許可を受けてらっしゃる施設ということで、まず食品衛生法に基づく許可を得て営んでいらっしゃる事業所が町内に八十数店舗あります。さらにその集客をすとかっていうところは、ちょっとまだ明確には把握をしておりませんが、これを専決する際に、まずは15店舗ぐらいでいだろうという予測をしております。さらにこの第三者認証制度を広めて、利用者の安全を構築するというので、感染症予防の対策として取り組みますので、さらに許可を受ける飲食店が増えれば、それはまた補正という形で対応させていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

先ほどの9ページの7款、1項、2目、7節、2,600万の金額を上げてありますけれども、それは、先ほどの認証制度の取得の店舗と数値がまず一致するのかということと、その

2,600万円の概要の内訳が分かればと思いますけども。

以上、質問します。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

この2,600万の数字の根拠でございますけども、県のほうが大方の予測ということで、県内全市町村の数字を割り振りをされております。それに従って計上しているものでありまして、まず、先ほど、1日の収入の規模に応じて段階があるということで企画財政課長が説明しましたように、まず上限の35万の対象であろうという数字が1,610万円、次の段階の1日当たりが8万3,333円から25万円という部分のランクが525万円、そして1日当たりが25万円を超えると予測される分で210万円、そしてもう一つ大企業というくくりがございますので、それは1日当たりの売上減少額の40%という数字になってはおりますけども、それが280万円、これを足すと2,625万円で計算の根拠となっております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第47号

○議長（百武辰美君）

日程第3. 議案第47号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第47号 専決第9号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものについて承認を求めるものです。

内容としては、歳入歳出それぞれ1億7,700万円を増額し、総額を87億7,600万円とするものです。

今回の補正は、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力事業及び8月豪雨災害対策に係るものです。

6ページをお願いします。

歳入につきましては、県からの補助金2,600万円と、7ページのふるさとづくり応援基金繰入金1億5,100万円を計上しています。

8ページをお願いします。

歳出につきましては、7款、1項、2目、商工振興費5,700万円を計上しております。

まず上の段の5,200万円のうち、半分の2,600万円は、県から営業時間短縮要請が当初の8月10日から23日までの14日間に、8月24日から9月6日までの14日間が延長されたことに伴う協力金です。金額の算定は、さきの3号補正と同じであり、財源も全額県からの補助金となります。

残りの2,600万円につきましては、首都圏などに対する国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施期間が9月12日までであったこと、県内の1日の新規感染者数が100人を超えるなど最多を更新していたことなどから、9月7日以降の時短要請延長が十分想定されたため、迅速な事業者支援ができるよう、本町独自で9月7日から20日までの14日分を計上したものです。本町独自ですので、財源は県からの補助金ではなく、ふるさとづくり応援基金繰入金としています。県からの補助金がかかることになれば、財源を組み替えることとなりますし、執行しないことになれば、減額補正することとなります。結果的に、本県もまん延防止等重点措置の対象となり、9月12日まで時短要請が延長されたため、9月7日から12日までの6日間分は県からの補助金がかかることになっています。

次に、下の段の500万円については、本町独自の営業時間短縮協力金で、1店舗当たり10

万円、50件分を計上しています。今年1月から2月にかけての協力金が1日当たり4万円だったのに対し、今回は2万5,000円だったこと、時短要請が終了したとしても、売上の回復には時間がかかると想定されるため、県の事業に上乘せするものです。県は都道府県のみを対象とした国の地方創生臨時交付金（事業者支援分）を財源としていますが、これが市町村にも交付されることが決まったため、本町独自の上乗せをすることとしたものであります。

なお、本町への配分額はこの時点で決定されていなかったため、一旦はふるさとづくり応援基金繰入金を財源としており、後の補正予算で財源を組み替えることとしております。

9ページをお願いします。

11款、災害復旧費ですが、農地農業用施設、林道施設、10ページの公共土木施設、11ページの公共施設それぞれに計上しています測量設計業務委託料は、8月豪雨災害の復旧工事に必要となるものです。

10ページの土砂撤去等委託料270万円は、建設業協同組合に応急処置を依頼するためのものです。

以上となりますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

8ページ、商工振興費の中で今、御説明がありましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金という事業に対しての御説明がありまして、5,200万を計上されておりますが、今の御説明によりますと、2,600万円につきましては、当初、県のほうが、まん延防止等に関する発令といいますか、それに伴って、県のほうの協力金の事業の補助金がございますからという御説明でございました。じゃあ、残りの2,600万はどういう御説明をされるのかというふうに聞いておりましたら、町単独のこういう新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金ということでしたが、こういうことでございましたら、この協力金を支給するに当たっての要綱とか何とかってというのはもう既にできているんですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど三石議員のほうから、まん延防止に係るからということで、第2期分をしたというのは違まして、まん延防止はその後の話でございます。そのときは、ステージ4から5に上がる時、8月19日の知事の記者発表のときの措置だということで、まずそこは、まん延防止で第2期をしたんじゃないということは御理解ください。

そして、要綱あたりをするかということで、今回、この第1期、第2期、第3期と町単独ということで矢継ぎ早に、次々に、この制度が県からできてきております。その都度、第1期の要綱、第2期の要綱、第3期の要綱ということで、その都度、予算の裏づけ決定後に作っていったらいいものでございます。それで、この町単独の分に関しては、全ての期間に第1期から3期まで協力していただいた方へのインセンティブ的な意味合いもちょっと含めようということで思っていますので、ほとんどというか、全ての事業者が協力していただいているんですけども、今、中身を少し、最初の予算の根拠から若干この事業規模に応じての変更等も考えていますので、製作途中ということでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

苦しい答弁をなさっておりますけれども、基本的に、僕が聞きたいのは、当然それは町単独でいいんですよ。9月12日以降ですか、また予想されたと、想定されたからというふうなことでの上積みも含めて予算化されて専決処分でされていますが、それは当然のことながら、波佐見町単独ですから、単独に伴う、長崎県のほうは補助金ございませんからね、上乗せする分に関してはですね。だから3期ですか、想定分については、その要綱等を含めて、この波佐見町営業時間短縮協力金と併せていろんな形で手厚く補助をされるということで理解してよろしいですか。なかなか理解に苦しむ答弁なので。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今の三石議員が言われている上乗せという部分の整理を少しさせていただきたいんですけども、私たちが思っている上乗せというのは、この予算書でいう500万の分の上乗せと、あと5,200万円のうちの半分の2,600万の部分も上乗せということでお聞きになっているのかというところで、その辺の整理を1回したいんですけども。当然、この第3期分が発令されるであろうという、今回の専決をしたのが8月23日に専決をさせていただきましたけれども、その時点で、先ほど企画財政課長からもありましたように、当然、県下でも相当な100人を

超えるような状況の中で、あと報道あたりでも長崎県のまん延防止はもう確実ということで、そういった報道もされている中で、当然、この時短要請というのも9月6日までで終わらないっていうのがありました。この9月6日までというのは、もう8月19日の時点で発表されていまして、23日の状況の中では、まだ延びるだろうという予測があったので、県の分が延びるといふ予測のもと、2週間プラスで素早い飲食店への支給がですね。

これは現場は物すごく逼迫しています。飲食店に速やかに支給するために、支給事務だけじゃございません。そして、飲食店への説明、予算の根拠がないと説明できませんので、そういうところも含めると、私たち現場としては、予算の根拠が必要だったというところで、その3期分を上乗せして予算をしたというのは、そういった理由でございます。

3期分の要綱については、その単独というのは500万のほうについては、まだ今作っている途中でございますけれども、この5,200万の分については作っているという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

すみません、ちょっと理解が苦しくて、分かりづらい答弁ですので。僕としては、基本的に2,600万円がまず第3期のほうで予定されているのが9月12日までですかね、12日からでしたか、どっちだったかな、までですよ。その後についても含めて予算化されているから、その残りの分に関しては、町単独として取扱いをするっていうことをおっしゃったので、そのおっしゃった内容が下の500万のことって僕は理解してなかったんですよ。だから、改めて質問をしたわけです。それは分かってください。

もう1点ですけど、9ページです。9ページの測量設計業務委託料が災害復旧のほうの農業用施設と林道が上がっています。また、ほかにも10ページに土木の設計委託料、公共施設等の復旧の委託料とかが上がっておりますが、これは基本的には皆さん方が災害発生したときに、現場に駆けつけられて、ある程度したときに概算の設計をされると思います。概算の設計をされる中において、ある程度の工事の規模の工事費を出された後の委託料の算出なんですか。この委託料の算出方法が僕にはちょっと分からないので、簡単に分かりやすく説明していただけますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど、町のほうでまん延防止等で、当初9月6日までの期間が2週間延長されるんじゃないかということで、予算を2倍の5,200万にしたわけですね。それで、ただ結果としては12日までしか時短要請は県が延長しませんでしたので、5,200万予算をしますけども、その協力金の支給というのは9月12日までで終了するというのを、ここで御理解をいただきたいというふうに思っております。そこ、ちょっと誤解がないようにしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

先ほどの御質問でございますけれども、災害が発生いたしましたら、現場に行きまして、おおむね職員でその被害額の概算を出しますので、その概算額を積み上げた後に、委託料でこれぐらいかかるだろうということで発注をかけているところです。

被害額の総額の一般的には何%という形でパーセンテージがありますけれども、そういったところで委託料がどれぐらいかかるというのを算出するようになっております。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

建設課においても、農林課と同様、被害額の概算に対してある程度のパーセントを掛けて算出しております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ただいまの災害復旧の委託料関係ですけども、まず9ページの11款、1項、1目、2目の委託料、それから次の10ページの11款、2項、1目の委託料、それから次の11ページの同じくです。この件数をまずお願いします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、まずは農林課所管分からお知らせしたいと思います。

まず11款、1項、1目の農地農業用施設災害復旧の分につきましては、現時点で69カ所分です。それと2目の林道施設災害復旧費の委託箇所ですけども、現在5カ所分を委託する

ようにしております。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

建設課所管の分ですけれども、査定設計書策定のために21カ所、それと鬼木の開田地区、地滑り関係の委託に2カ所、それと11款、3項、1目で鴻ノ巣公園の災害査定設計書1カ所を予定をしております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

このうち、公共施設災害復旧費の内容はどんなものですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

内容につきましては、11款、3項、1目の委託費ですが、鴻ノ巣公園の野球のBコートの上山が滑ったということで、その調査測量設計費になります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

この委託料の積算に要する期間と申しますか、最大でどのくらいまででしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

この測量設計業務委託料でございますけれども、最大というのはちょっとないので、最速でやってもらうのが普通でございますけれども、国の災害にのせますので、国の災害査定がこの後待っているんですけれども、それに間に合うようにしていただくということになっております。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

農林課と同様に、国の災害査定が10月と11月に予定をされておりますので、それに間に合うように行うところです。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

ページ数は9、10、11のこの11款の災害復旧費の1項、2項、3項に上がっている測量設計業務委託料とか土砂撤去等委託料のことなんですけど、国の災害査定を受けた場合、こういった測量設計とかの委託料も何か国からの補助というのは充てられるんですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

こちらの測量設計業務委託料につきましては、国の補助にのるかというようなところですが、場合によってはのる場合もあるし、場合によってはのらない、国の補助に当たらないという場合もございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

その場合というのは、どういった場合とか分かれましてら、お示しをお願いします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

申し訳ございません。激甚災害の指定を受ける、受けないといった場合ということでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○8番（三石 孝君）

反対です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

私は、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて、反対の立場で討論を行います。

さて、議案第47号は8月23日に専決処分として処理された案件であり、今回の採決の結果

が専決処分の内容に影響を与えるものではないことは言うまでもないこととさせていただきます。

議案第47号の内容は、8月の豪雨に対する測量設計業務委託料や長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金事業費等を中心としたものであり、一部に想定という判断の予算が組み込まれていること以外には何ら問題があるものでもありません。しかしながら、本来ならば臨時議会を開催し、議会の審議に付さなければならなかったことも事実であります。ところが町長は臨時議会を開催する余裕があるにもかかわらず、開催するいとまがないという理由で、議会が議決すべき議案を審議、議決しないで執行できる専決処分という手法を取りました。

そもそも議会は地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく町民から直接選挙された町長と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適正な運営を規することとされております。したがって、全ての議案は議会の審議を経て決定されるものが基本であり、緊急の場合は臨時議会を開くこととされているのです。ただし、地方自治法179条には、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときという表現で厳格な条件を付して専決処分を認めています。この専決処分は、議会に付すべき議案を議会の審議を経ることなく町長が決定する行為であり、厳正に行わなければならない行為の一つとされております。全国町村会議長会の事務局長も、地方自治法179条を引用して、専決処分は議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めるときに限るとして厳しい条件が付されていると述べられ、議会を開催するいとまがないというレベルの問題ではないというふうに断言されております。となると、今回は開催するいとまがないという理由で専決処分という処理をされていますが、専決処分の条件を満たさないこととなります。

また、臨時議会の開催について、行政側が検討を行った節は全く見当たらず、専決処分ありきだったことがうかがえます。

本来、臨時議会の招集に当たっては三日前の告知が原則です。例外で短縮が認められております。そのことは、4月3日で総務省自治行政局行政課から改めて通達があり、コロナ感染症に関する補正予算の議会招集に当たり、3日を要するものではないという旨のものもありました。すなわち当時は臨時議会の開催が行いやすい条件は整っていたのです。にもかかわらず、この議案第47号の補正予算は、臨時議会の開催を行わず、専決処分という手法で処理されたのです。

このように、臨時議会も開かず、専決処分ありきの予算執行が許されてよいのでしょうか。この専決処分には、町民の代表また代弁者である皆さん議員の意見は反映されていない。それでよいのでしょうか。議員の皆さん、いま一度考えてみてください。6月の議会でも6件の専決処分の承認案件が提出されていることを考えてみますと、これからも専決処分は乱発される可能性は否定できません。一部には、議会軽視と取られてもおかしくないでしょう。私は、この専決処分の承認を求める議案第47号を通して、改めて専決処分という手続について疑問を呈し、2元代表制の適切な手続、運営のために基本に立ち戻るよう警笛を鳴らし、本案件に反対するものであります。

以上です。

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

議案第47号 専決第9号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論いたします。

今回、提案の内容ですけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金または災害復旧に係る測量設計業務委託料等、非常に緊急を要する内容になっております。先ほど商工観光課長からも説明があったとおり、町内の飲食店の事業者さんは非常に困窮されております。その中で、県も営業時間短縮を促すために協力金という制度を設けて、なかなか飲食に行かれなくて、町内の事業者さんが困っていらっしゃる部分を少しでも救うために、いろんな手だてをされております。その中で、先ほど企画財政課長から説明がありましたとおり、第1期が8月10日から8月23日まで、第2期が8月24日から9月6日まで、これは8月23日専決が出される時点で分かっていた事実なんですけれども、このコロナ感染の拡大がどうしてもすぐ収束する状況にはないだろうというのは皆さん周知のとおりだと思います。それを踏まえて、町としては切れ目ない支援を飲食事業者さんに行うために、9月7日以降の延長に際しても十分な予算措置ができるような形で専決処分をされたということは、十分理解ができる行為じゃないかなと私は思っております。

それから、1点大事なことなんですけれども、7月27日にも臨時議会を招集されております。波佐見町の役場としては、十分、議会とバランス関係を持ちながら、必要なものは臨時

議会に提出する、必要な部分は専決で処分する、そういうちゃんとした関係を持ちながら、議会に十分認識を得る部分は議会を開く、それから緊急性を要して議会に付す時間がないと考えるものは専決処分を行うという形で十分対応されておると考えますので、私はこの一般会計補正予算については賛成という形で討論させていただきます。

○議長（百武辰美君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありませんか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

私は、この議案第47号 専決処分の承認を求めるということに賛成をいたします。

長引くコロナ禍でありまして、非常に飲食店も伴いまして疲弊をしております。まん延防止が終わってもお客様の足がなかなか近づかないということで、あるところは、夜はもうやめようかというところも数店出てきて、私も確かめました。そういう中、1月、2月は4万円の国からの支援ということで、今回は2万5,000円と、町単独で上乗せをするということで、やはりこの措置はそういう方々を考えれば、早くしていただいて、安心をして今後のコロナが収束に向かって、応援をするという方針の案件でございます。どうしても、議会は承認を求めるということで、議会の在り方が揺らぎかねないということで、確かにそれはあります。しかしこの案件に関しては、皆様の御承知のとおり、疲弊した飲食店を助けるということで、差支えはないと思っております。

今後も私たちは、町とまた議会と対等を持って事を解決すべきであります。しかし両輪と言いますけど、私たちもお互いの立場を尊重しながらやっていかなければ、今後もっとこういうことがあったら非常の対応もできません。私はそういうことで、この議案第47号 専決に賛成をいたします。

○議長（百武辰美君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありませんか。

今井議員。

○12番（今井泰照君）

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年度波佐見町一般会計予算（第4号）について、賛成の立場から討論を行います。

まず、この案件に関しましては、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金第3期想定分について、本議会前の議運の中でもかなり討議、協議がされました。折衷案として私は補正（第5号）に想定分を上程して、本会議の初日に上程すれば、9月7日から始まりました第3期分に1日のロスタイムはあるものの、問題なかったのかと考えております。

さて、今回の専決処分についてですが、コロナ禍の中、経営に苦しむ飲食店など関係者や8月豪雨からの災害復旧の費用が計上してあります。先ほど三石議員は、8月の臨時議会が開く時間がなかったのかというようなことで討論されましたけども、8月豪雨により、総務課、農林課、建設課など関係所管はかなり多忙であったと私は思っております。行政側の立場を考慮すると、臨時議会の開催は難しかったこと、そして何よりも一刻も早く飲食店への支援、災害復旧を行う専決処分であり、私はこの案件については賛成するものいたします。

以上であります。

○議長（百武辰美君）

反対討論はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私は、令和3年度一般会計補正予算（第4号）につきまして、反対の立場から意見を述べます。

これを見ますと、8月23日付ということで専決処分をしてありますけども、果たして8月23日までに議会を開くいとまがなかったのか、ここのところは十分考えていただきたいと思います。予算の中身の災害の早期復旧、それからコロナの経済的な復旧、こういったものの内容については賛成でございますけれども、やはり手続的にもう少し考えていただきたいということで、先ほど同僚議員からも話がありましたように、専決の乱発になる可能性もありますので、ここでちょっとこういった場合は、まだ時間もあっていると判断しますので、

できれば議会を開いて、ちゃんとした過程を経て、予算を通してほしいということで反対で
ございます。

以上です。

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありませんか。

北村議員。

○9番（北村清美君）

私は今度の専決処分は当然だと思います。なぜかといいますと、商店街を救済する、それ
と災害復旧をスムーズに行う、この2点でございます。こういう意味で賛成します。

終わります。

○議長（百武辰美君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第48号

○議長（百武辰美君）

日程第4．議案第48号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第48号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに3億2,400万円を追加し、総額を91億円とするものです。

債務負担行為の補正、地方債の補正については、第2表及び第3表によります。

今回の補正は、町道改良及び舗装工事、国県支出金返還金、議会用タブレットの導入、ふるさとづくり応援寄附金増額に伴う経費及び積立金、人事異動に伴う職員給与等の組替えなどについて所要額を計上しております。

5ページをお願いします。

第2表債務負担行為の補正ですが、追加として、日本政策金融公庫から長崎県林業公社への貸付けに関する損失補償について計上しています。これは、長崎県林業公社が借り受けます2種類の資金について、長崎県が行う損失補填に対し、本町がその一部を補填するもので、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりです。

6ページをお願いします。

地域包括支援センター管理システムの保守料及び利用料に係るものとして追加しており、期間及び限度額は記載のとおりです。

次の7ページをお願いします。

第3表地方債の補正ですが、変更として、臨時財政対策債の限度額を補正しております。臨時財政対策債については、本来、普通交付税として配分されるべき額のうち国の財源不足により、一旦、地方債を発行し、後年度にその元利償還金の財源として、普通交付税が措置されるものですが、その限度額については、普通交付税算定時に確定するため、今回、各定額に合わせた補正を行うものです。なお、利率、償還の方法について変更はありません。

続いて10ページをお願いします。

以下、歳入について主なものを説明します。

10款、1項、地方交付税ですが、7月に普通交付税の額が決定されたことに伴い、当初予

算計上分との差額分について、1億1,742万8,000円の増額補正を行っています。

11ページをお願いします。

12款、2項、1目、1節. 社会福祉費負担金の老人ホーム入所者費用負担金ですが、昨年度末から本年度初めにおいて4名の入所者があったため、140万9,000円を増額補正するものです。

12ページをお願いします。

14款. 国庫支出金から14ページの15款. 県支出金については、歳出側の各事業費の増減等に伴う補正となります。主なものとしては、新型コロナウイルス感染症予防接種費に係る国庫負担金、浄化槽設置整備事業費、農村地域防災減災事業費に伴う補助金などとなっています。

15ページをお願いします。

17款、1項、2目. ふるさとづくり応援寄附金については、7月末時点での寄附額が2億3,000万円を超え、これは昨年同時期の額を約3%上回ることから、昨年度1年間の17億6,000万円ほどの寄附を見込み、1億円を増額補正するものです。なお、8月末時点の寄附額は2億9,400万円を超えており、これは昨年同時期の額を約10%上回っております。

16ページをお願いします。

18款、1項、2目. ふるさとづくり応援基金繰入金については、町道改良及び舗装工事や8月豪雨による小規模農林事業費補助金、定住奨励金、議会用タブレット購入費などに充てるため、7,520万円を増額補正するものです。

17ページをお願いします。

19款、1項. 繰越金ですが、令和2年度決算における実質収支額が7,309万4,000円で固まったことに伴い、準繰越金をその額に合わせるため、4,309万4,000円を増額補正を行います。

18ページをお願いします。

20款、4項、3目. 雑入のうち、全国町村会災害対策費用保険金100万円は、8月豪雨の際に避難所を開設しておりますが、その際にかかった経費に対して保険金が支払われるものです。

19ページをお願いします。

21款、1項. 町債ですが、これは先ほど7ページの第3表地方債補正で申し上げたとおり、

臨時財政対策債を3,870万円減額しています。

歳出につきましては、それぞれの担当課から主なものについて説明を行います。

まず、企画財政課所管について説明します。

21ページをお願いします。

2款、1項、5目、財産管理費、12節、委託料ですが、まず支障木伐採業務委託料96万2,000円については、折敷瀬郷の町道岩下線沿いにあります町有地の山林の樹木が倒れる危険性があったため、緊急に伐採したものであります。

次の土砂撤去業務委託料350万円については、8月豪雨に伴い、湯無田郷の山林で倒木と土砂崩れを起こし、田別当川をせき止める形となったため、緊急に支障木の伐採と土砂の撤去を行ったものです。

14節、工事請負費については、工業組合前に西ノ原駐車場がございますが、こちらの区画線や番号部分が見えなくなり、利用に支障を来していることから、区画線を引き直すための工事費として110万4,000円を計上しています。

22ページをお願いします。

15目、ふるさと納税管理費については、寄附額を1億円増額したことに伴い、謝礼品代等の経費や基金積立金を同額増額しています。

23ページの16目、定住促進事業費については、昨年度3月に予算不足のため申請を受付できず、4月以降に受け付けたものが11件あったことも影響し、現在の予算残額では不足するため、今後24件の申請を見込み、870万円を増額補正するものです。

以上が企画財政課所管でございます。

そのほかの主なものは、これより各所管課より説明申し上げます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、総務課関係を御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

2款、1項、1目の職員手当の中で、時間外勤務手当を640万増額しておりますけども、こちらにつきましては、8月の豪雨関係で避難所を開設した分の時間外手当が主なものになってまいります。

続きまして、22ページをお願いいたします。

2款、1項、5目、17節. 備品購入費でございますけれども、紙折り機と輪転機の購入ということで上げておりますけれども、どちらも10年以上使用していました折に、故障による買換えになってまいります。

続きまして、2款、1項、7目、14節. 工事請負費でございますけれども、こちらにつきましては、交通安全施設関係で300万新たに追加させていただきまして、通学路等のこの前点検を行いましたけれども、そちらについての安全表示施設等の工事に使わせていただきたいと思っております。

続きまして、13目、その下でございますけれども、12節. 委託料でございます。496万4,000円でございます。こちらにつきましては、システム改修委託料ということで、住宅記録システム、自治体健診データ標準化システム、新型コロナウイルス予防接種関係のシステム改修委託料となっております。

続きまして、2款、1項、14目、17節. 備品購入費でございますけれども、こちらにつきましては、議会分と併せてタブレットの購入、23台分の予算を計上させていただいております。

飛びまして、44ページをお願いします。

9款、1項、3目. 消防施設費、18節. 負担金、補助及び交付金でございます。100万、消火栓設置費負担金ということで計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、当初、一般質問の中でもありましたけれども、こちらにつきましては、水道管の工事をする際にそういった老朽化した消火栓の改修をお願いするという御説明を行いましたけれども、今年度は、当初予算ではこの工事が予定されておりました。年度中の水道管の工事の関係の見直しの中で、今年度もこの設置補助金をする工事が発生しましたということで連絡を受けましたので、総務課分として100万計上させていただいております。

以上、総務課分、御説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

それでは、住民福祉課所管の内容説明を行います。

28ページをお願いします。

3款、1項、3目. 障害者福祉費でございます。572万3,000円を追加するものです。これは令和2年度の事業実績により、国庫及び県負担金が確定しました。それぞれ超過交付となっておりますので、返還するための所要の額を計上しております。

次に、30、31ページをお願いします。

3款、2項、2目．児童措置費でございます。住民福祉課関係は31ページになりますが、22節．償還金、利子及び割引料ですが、31ページの2項目め以降が住民福祉課の所管になりますが、これも障害者福祉費と同様、障害児に係る令和2年度の各事業の実績により、国庫及び県負担金が確定しました。それぞれ超過交付となっておりますので、返還をするための所要の額を計上しております。

以上が住民福祉課の所管でございます。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

29ページ、3款、2項、1目．児童福祉総務費、12節．委託料で179万3,000円を増額しています。主なものは、放課後児童健全育成事業委託料になりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止関連で105万、補助基準額の見直しによるもの56万4,000円となっております。

同じく18節に認定こども園特別支援教育事業費補助金として156万7,000円を増額しています。町内の認定こども園に障害のあるお子さんを受け入れていただく場合に、加算として月額6万5,300円を補助するもので、当初より2人多く入園されたものです。

30ページをお願いします。

30ページと31ページは、令和2年度の事業実績から補助金を精算し、返還するものになりますが、3款、2項、1目．児童福祉総務費では373万7,000円、2目．児童措置費では5,845万6,000円を計上しています。主なものとしては、県施設型給付費等事業費補助金510万円の返還、子どものための教育・保育給付費4,734万5,000円の返還、子育てのための施設等利用給付費166万4,000円の返還となっております。補助金の変更申請時の積算誤りにより、補助金を過大に交付を受けたことが原因となっております。

続いて33ページをお願いします。

4款、1項、2目．予防費、7節．報償費に集団接種医療機関協力金1,356万6,000円を計上しています。国のワクチン接種加速策として、4月から休日や診療時間外に接種をした場合に、割増し単価が交付されることとなりました。本町においては、集団接種に協力してくださる医療機関へ協力金として支出するものです。

11節の手数料と12節．委託料に関しては、個別接種をする人数を精査し、約1,500人ほど

減らし、計上したものです。事務手数料92万5,000円、委託料650万2,000円を減額しています。

22節. 償還金に226万3,000円を計上していますが、令和2年度にワクチン接種体制確保事業の実績で精算し、補助金を返還するものです。

以上で子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、長寿支援課分について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

3款、1項、2目. 老人福祉費の補正を974万2,000円行っております。主なものは、19節. 扶助費、養護老人ホーム入所措置費913万6,000円でございます。これは、入所人員の増によるものでございます。

以上で長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、水道課関係の御説明をいたします。

33ページをお願いします。

4款、1項、5目、18節. 負担金、補助及び交付金ですが、浄化槽設置整備事業費補助金で522万円の増としております。これは、当初30基を予定しておりましたが、現時点で去年の実績に並ぶ20基を超えております。このペースでいくと増加が見込まれますので、40基分、プラス10基として補正させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

続きまして、農林課所管の歳出補正予算の主なものについて御説明を申し上げます。

補正予算書の35ページをお願いいたします。

6款、1項、3目. 農業振興費、18節. 負担金、補助及び交付金のながさき農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金についてでございますけども、これは農業用ドローン導入に対する補助金交付決定がされたことに伴う新規の補正となっております。

同じページの5目. 土地改良費、12節. 委託料630万円の補正でございますけども、説明上段のため池ハザードマップ策定業務委託料と、下段の防災重点ため池劣化状況調査業務委託料に伴うものでございます。まずハザードマップの作成につきましては、昨年に引き続き、残りの33カ所分の作成業務を委託するものです。また、防災重点ため池劣化状況調査業務につきましては、ため池3カ所の劣化及び損傷に起因すると考えられる外観上の変状を調査するものとなっております。

次に、36ページをお願いします。

5目. 土地改良費、18節. 負担金、補助及び交付金、小規模農林事業補助金でございますけれども、こちらは8月の豪雨災害によりまして被災した農地の復旧に対応するために増額補正するものとなっております。

少しページが飛びます。52ページをお願いいたします。

11款、1項、1目. 農地農業用施設災害復旧費、3節. 職員手当等の時間外勤務手当210万円の増額補正でございますけども、こちらは8月豪雨災害による業務量の増加に伴うものとなっております。

以上で農林課所管分についての説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

それでは、建設課所管の補正について御説明を申し上げます。

39ページをお願いいたします。

8款、1項、1目. 土木総務費、補正額100万1,000円、これは人事異動に伴う人件費の増額を計上したものです。

次のページをお願いいたします。

8款、2項、2目. 道路橋梁維持費、補正額はゼロになっておりますけれども、11節. 役務費と14節. 工事請負費の予算の組替えを行っております。これは、当初シルバー人材センターに手数料で横枕線と町道波佐見縦貫線の委託を予定していたのですが、シルバー人材センターで対応できないということで、工事費に組替えを行っております。

その下、3目. 道路橋梁改良費の補正でございます。人事異動による人件費の増と14節、18節の増額、21節の減額を行うものです。14節. 工事請負費3,456万8,000円については、道路改良及び舗装において、当初予算に計上できなかった8路線について計上を行うものと、

南部線の補償費の組替えを工事費に計上しております。18節、負担金、補助及び交付金150万の増額につきましては、里道等改修費補助金、当初200万円を計上しておりましたけれども、その後、要望が多く不足したものですから、150万円の追加補正を行うものです。21節、補償、補填及び賠償金556万8,000円の減額については、当初、南部線の建物移転費を予定しておりましたが、内示率が53%と下がりましたので、その補償費を工事費のほうに組み替えております。

次、42ページをお願いいたします。

8款、4項、3目、土地区画整理事業、補正額494万円につきましては、人事異動に伴う人件費の増額を計上したものです。

少し飛んで、53ページをお願いいたします。

11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費の3節、職員手当等の320万円については、8月豪雨による災害復旧工事に伴う時間外手当の増額になります。14節、工事請負費705万円につきましては、単独災害となる分を計上しております。道路で29件、河川で13件、公園1件、合計43件の被害報告を出しており、このうち、公共土木災としては21件を予定しており、そのほかの災害を単独災害として実施するものでございます。

以上で建設課所管についての説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係について御説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

10款、1項、2目、事務局費、10節、需用費で143万円を計上しております。これは、補正1号で児童生徒用のタブレットの持ち帰り用のバッグをほぼ同額計上させていただきましたが、先行している自治体で同様のバッグを購入した場合、手提げの取っ手部分がちぎれるという事象があって、タブレットが破損するという事象がございましたので、単価を増額したものでございます。

続きまして、48ページ、10款、4項、1目、18節、負担金、補助及び交付金、新成人PCR検査費補助金でございます。今回、8月15日に実施しました成人者と来年1月3日に予定をしております新成人合わせたところのPCR検査費の助成でございます。上限2万円を想定しております。

続きまして、50ページをお願いいたします。

10款、5項、2目、保健体育施設費、14節、工事請負費に149万2,000円を追加しております。それぞれ説明欄に掲げている工事でございますが、今から入札及び見積り合わせに付しますので、それぞれの工事の金額については差し控えさせていただきます。

以上で、令和3年度一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

18ページになります。20款、4項、3目、節が雑入になりますけど、ここで自動車損害共済金が2万3,000円ほど上がっております。この説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

18ページ、20款、4項、3目、雑入で自動車損害共済金2万3,000円を計上しております。これにつきましては、環境美化作業員が草払い機で除草作業中に、飛び石により環境美化作業車の運転席側のサイドガラスを粉砕したということに伴いまして、その物損事故に対する共済金でございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

28ページをお願いいたします。3款、1項、1目、13節のところなんですけど、火葬場使用料が1万5,000円、霊柩車借上料が5万3,000円ほど上がっております。こちらの説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

28ページ、3款、1項、1目、13節の使用料関係でございますが、これにつきましては、死亡人等取扱費になりますけども、亡くなられて葬儀を執行する方がいない場合については、町長が執行するようになります。7月にそういったケースがございまして、そのために予算措置はしておりますけども、今後またそういうおそれがあるかも分からないというために、

不足額を計上しているものでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

22ページをお願いします。2款、1項、7目。交通安全対策費、7節。報償費35万の運転免許証返納奨励品がありますけど、現在、返納者はどのくらいいて、今回のこの補正は何名を見込まれているのですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

22ページの2款、1項、7目、7節。報償費の運転免許証返納奨励品の御質問でございますけども、8月末時点で29件の申請があっております。こちらにつきましては、一般質問でもありましたけども、例年より多くの申請が上がっておりまして、昨年が45件ぐらいでしたので、40件の予定で上げておりましたけども、もう29件ということでございますので、今回、35件分を追加して上げておるような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

では、次に32ページをお願いします。3款、3項、1目。災害救助費、19節。扶助費なんですけど、この災害見舞金8万円と災害物資給与4万3,000円ありますけれども、こちらの説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

32ページ、3款、3項、1目。災害救助費で扶助費の災害見舞金と災害物資給与でございますが、まず災害見舞金については、さきの8月の大雨の際に、被災者に対する見舞金支給規程に基づき支給を行っておりますが、当初の予算より不足しておりますので、不足額を増額するものでございます。下の災害物資給与につきましては、これも8月の大雨に対して、避難された方について、衣類などの生活必需品を給付するという形で、当初予算では計上しておりませんでしたので、計上するものでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

すみません、災害見舞金は何世帯分っているんですかね、何名分っているんですかね、分を追加されているんですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

当初、20万円計上しておりました。今回の大雨で避難された方、被災された方が2世帯6名でございます。で、不足額が8万円になるということで計上しているものでございます。

○議長（百武辰美君）

横山議員、質疑は3回までとなっておりますので。

○7番（横山聖代君）

さっきのが2項目なので、3項目じゃなくて。

○議長（百武辰美君）

3回です。申し訳ない。

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

まず、22ページの2款、1項、7目。交通安全対策費、工事請負費の300万でございますけども、交通安全施設設置工事ですが、これの内訳ですね。例えばカーブミラーとかガードレールとかそういった内容でまずはお願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

内訳まではまだ現在しておりません。この前の安全点検の際に出されたそういった表示、その中から緊急性の高いものから整備していこうかというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

続きまして、28ページの3款、1項、2目、12節と17節です。12節。委託料、緊急通報システム委託料、それから17節。備品購入費、緊急通報装置の購入費でございますけれども、この補正でしてある分では何基分か、そしてまた累計でどうなっているのか、その辺をお願いします。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

28ページ、3款、1項、2目。老人福祉費、12節及び17節の部分でございませけれども、ここにつきましては、固定型を5基です。12節が設置の委託料になりまして、17節が購入費になります。現在、35人に設置しておりまして、今、申請が5件あっているものですから、それを見込んで、累計40台になる予定でございませ。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

29ページになります。民生費の目が児童福祉総務費の中の18節、この一番上の認定こども園特別支援教育事業費補助金というのは、毎年補助金を出してらっしゃる補助金なんですよ。

その件が1点と、35ページの6款で、土地改良費の中の12節で630万、ため池ハザードマップ関係と防災重点ため池関係、これはハザードマップに関しては、昨年引き続き33カ所ということ、またため池3カ所ということで、これはもう事前に分かっただっちゃなかですかなど。すなわち当初予算時にこれは分かっただことを、今上げよらすとかなというふうに思いましたので、その件の回答をお願いします。

あわせて、次の36ページの6目。水田農業対策費の中の18節の負担金の34万5,000円、ながさき水田農業生産強化支援事業費補助金、これも毎年出されてるんじゃないかというふうに思われますが、その辺はどうなんですかということと、47ページ、教育費の中の中学校管理費の12節。委託料53万7,000円、校舎施設業務委託料、これは毎年やってらっしゃることじゃないのかなど。なぜ当初予算に上げられてないのかなどという疑問。

最後に、同じく教育費、50ページになりますけれども、目は保健体育施設費の中で、12節。委託料、こういうことは同じように毎年出されているんじゃないかと。あと工事費で5件上がってますが、これは緊急的にこういう工事が出てきたのかどうか。当然、皆さん方の要求があつて、しかるべき時期に要求されているにもかかわらず、この時期に上げられるのかと。同じく17節。備品購入費、31万4,000円。ここら辺も突然そういうことが出てきたのでしょうか。一番最後の体育センター管理費の17節。備品購入費にも33万円上がってます。これも

突然こういうのが出てきたんですかということ。

以上、御回答をお願いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

29ページ、3款、2項、1目、18節、上段の認定こども園特別支援教育事業費補助金につきましては、毎年計上をしているところですが、その認定こども園に障害のあるお子さんが入園された場合に計上しているもので、当初6名で想定をしていたところが、今回は2人増加されたもので、追加したものになります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

35ページです。6款、1項、5目、12節、委託料の内容ですけれども、まずため池ハザードマップ策定業務委託料は、当初につきましては、昨年度、防災重点ため池のうち、最も危険であるという部分をハザードマップ作成したんですけれども、それで一応終了したものとしておりましたけれども、県が今年に入りまして方針を変えまして、防災重点ため池全てについてハザードマップを作成するよということ、急遽補助がつかまりましたので、ここに計上をいたしております。

また、その下の防災重点ため池劣化状況調査業務委託料につきましては、令和4年度から行うように計画をしておりましたけれども、これも県のほうから、予算の関係で前倒しでやってくれということで、急遽補正するものでございます。

それと、36ページです。6款、1項、6目、18節のながさき水田農業生産強化支援事業費補助金、こちらがドローンの研修費になります。これも当初分かっていなかったのかということ、こちらの方も要望は当初上げておったわけですが、最初につかなくて、急遽またつくようになりましたので、ここで計上をさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

47ページ、10款、3項、1目、12節、委託料の校舎施設業務委託料でございますが、当初に所要額は上げておりますが、実績見込みで年間不足が見込まれますので、今回、補正を行うものでございます。

そして、50ページでございます。10款、5項、2目。保健体育施設費、まず12節。委託料の町内体育館施設バスケット装置点検業務委託料でございますが、これは利用者の方から、バスケットゴールの取付けが大丈夫だろうかというお声をいただきました。それに基づいて、今回、利用者の方に安心安全を届けるため、点検を行うものでございます。

14節。工事請負費、各項目でございますが、これについては、利用者の皆様からお寄せをいただいて、現地を確認し、このままだと年間の利用に支障があるという判断をしましたので、今回補正をお願いするものでございます。

次に、17節。備品購入費、ジュニア用サッカーゴール購入費でございますが、これも新規にジュニアのサッカークラブが立ち上がりまして、導入してほしいと要望がございましたので、今回お願いするものでございます。

最後、3目。体育センター管理費、17節。備品購入費でございますが、さきに、6月だったと思いますが、一度見積り合わせを行いました、見積りが不調でございました。よくよく調査をしたところ、やはりなかなか市場価格と乖離があったということでございましたので、差額分について今回計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

御説明いただきましてありがとうございます。50ページの保健体育施設、設備に関しては、要望があったことは、本年度に入って要望があつて、その対応をされたのか、その御答弁がなかったのでもちょっと疑問に思いますけど。また、あと委託料の町内体育館施設バスケット装置点検業務委託料に関しては、今年度初めてやるものなのか、毎年やってるのかというふうな中身を教えてください。

それと戻りまして、47ページの中学校管理費の中のおっしゃいました校舎施設業務委託料というのは、実績見込みとおっしゃいますけど、毎回この業務は一定業務と判断されるわけですよ。実績見込みで53万7,000円の支出の増額っていうのは、かなり実績見込みの見込み違いが大きかったという理解になってしまうんですけど、そういうことなんですか。施設行為について誰かがやって、委託してされるってなれば、基本的に委託業務自体は同じ業務でしょうから、業務内容が全然違う業務を委託される内容に変更されたのか。同じ業務であれば、そこまでの実績見込みをされるような増額はここは必要ないと思うんですね。その辺に

関して御説明をお願いしたいというふうに思います。

もう一点は、40ページの土木費の中の3目、道路橋梁改良費、14節で町道改良及び舗装工事というふうな御説明の際に、当初は計上で認めていただけなかったと、上げなかったというふうな表現で御説明されましたが、どういうことなのかと。当初予算に計上できるにもかかわらず、当初予算のほうではそういう予算の配分等について、ここの工事請負費については獲得はできなかったということなのか、それを原課のほうから予算を計上として上げなかったことなのか、ちょっと中身がよく分からない御説明でしたので、回答をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

50ページ、10款、5項、2目、12節のバスケット装置点検業務でございますが、これは本年度に入って利用者の方から要望がございました。また、これまで点検をやっていたかということでございますが、各施設については、目視でそれぞれ点検を行っていたところでございますが、今回、利用者の方から本当に大丈夫なのかというお声をいただきましたので、せっかくでございますので、専門業者に点検を依頼をするものでございます。あわせて、下の工事請負費についても、今年度要望があったところでございます。

戻りまして、47ページ、10款、3項、1目、12節、委託料でございます。今回、中学校の施錠業務ということでございますが、教職員の方の、特に教頭先生の業務の関係がございまして、施錠を行う方の拘束時間が長めになっております。このままだと不足をするものでございますので、今回、実績見込みでお願いをするものでございまして、業務等内容については変わっておりませんが、拘束時間が長くなっているということでございます。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

40ページ、8款、2項、3目、14節、工事請負費ですけれども、当初予算に計上できなかった補正について計上したということですが、その中には当初予定をしていなかった路線もあります。それと、予算の割当てでどうしても当初予算にできなかったものと合わせて8路線を計上しております。中身については、改良をするもの、町道三股線が1路線、舗装をするもの、これは田ノ頭の駄野地区の圃場整備が行われましたけれども、現況の道路幅員が圃場整備によって広がったということで、その広がった部分について舗装を追加したいとい

うものが4路線あります。駄野線、徳丸線、日焼線、下土居線、これが県営圃場整備の地区内の舗装になります。それと、志折郷の八ツ尾線の舗装、平野郷の手溝線の舗装、それと稗木場長野線、長野郷側の舗装を行うものです。

当初予定をしていなかったというのは、県営圃場整備の中の4路線、これは想定をしていなかったということ。それと、ほかの4路線については、当初予算の割当てでどうしても建設課のほうに割当てがなかったものについて、補正で何とか計上をしてもらっております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

22ページ、2款、1項、5目、17節。備品購入費ですけども、約500万程度、これら機器についても、やはり当初予算で上げられなかったのかという問題ですね。急にここで上げられた理由をお知らせください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

当初予算に上げなかったのかという御質問でございますけども、年度途中で故障が発生したために、今回上げさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

紙折り機、輪転機、それぞれ2台も一緒に故障したということですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

どういうわけか分かりませんが、立て続けに故障がまいりました。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

それでは、各々の購入費を公表できれば教えてください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

購入費につきましては、今後、入札等が考えられますので、申し訳ございません。

○議長（百武辰美君）

3回を超えましたので、申し訳ない。

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。13時より再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第48号に対する質疑を続けます。質疑はありませんか。

澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

それでは質問します。

49ページの10款、4項、5目。歴史文化交流館管理費、14節。工事請負費63万1,000円で、網戸設置工事と案内板設置工事と書いてありますけれども、どちらの工事の内容も詳しく説明していただきたいので、お願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

49ページ、10款、4項、5目、14節。工事請負費でございます。網戸設置工事と案内板設置工事でございますが、金額については今後の見積り合わせがございますので、公表を差し控えさせていただきます。金額の大部分は案内板設置工事でございます。

順番に説明しますと、網戸設置工事は和室の北側と南側に設置をするものでございまして、害虫がちょっと多うございまして、お客様に御迷惑をかけるということで設置をするものでございます。

一方で、案内板設置工事については、波佐見縦貫線側の案内が不足しておりますので、寿し勝さんですかね、あの通りの縦貫線の突き当たったところに看板を設置するものでございます。

以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりましたけど、このどちらの工事も、本体の工事のときに予算の中に入れなかったの

ですか。どうしても補正で上げないといけなかったのか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

網戸設置工事については、当初は虫は入ってこないという言い方はおかしいんですが、そこは大丈夫だろうということで、窓を閉め切って、必要なときに開ければいいだろうということだったんですが、やはり夏場とか想定以上に虫が寄ってきたなということで、ここはやはり状況が十分把握できていなかったなということで、反省をしております。

一方で、案内板設置工事についても、施工中にお声をいただいていたんですが、やはり建物本体の工事に傾注をしておりましたので、そこもおろそかになっていたということでございまして、今回、来館者の方が、案内板があればもっとすぐ来れたですよということでアンケート等でも書いていただきましたので、補正をお願いするものでございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。2カ月経って、7,000人以上の方がもうお越しだということで、大変まだまだ魅力があるというか、人気スポットになってくると思いますので、ぜひ案内板のほうはいろんな角度から見てもらって、特に僕もよくお聞きするのが、「え、入場無料だったんですか、じゃあ、行けばよかった」という声も聞きますので、入場無料っていうのもかなりうたわれていいと思いますし、ぜひたくさん来てもらえるような案内板と管理をお願いしたいと思います。

次に、その下の21節の支障物件移設補償費ですかね、多分電柱のことだと思うんですけども、その辺の詳しいことをお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

49ページ一番下段の部分でございます。

補償、補填及び賠償金で支障物件移設補償費でございます。議員お説のとおり、歴史文化交流館と県道1号線が交わる場所、白山さんが持たれている倉庫の向かって左側の電柱でございますが、今回、移設を行いました。私たちが実際、各電柱に架設をしている業者さんと打合せをした中で、NTTさん、そして鹿島ケーブルさん、Q T n e tさんのケーブルが実は乗っておりまして、やはり移設について費用をいただかないといけないということが分

かりましたので、今回はその分でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

田添議員。

○3番（田添有喜君）

47ページ、10款、3項、1目。中学校管理費について、12節。委託料です。補正で53万7,000円上がっておりますが、令和2年度の決算書では66万8,980円と上がっています。令和3年の当初予算では41万5,000円上がって、補正で53万7,000円、合計すると95万ぐらいになるんですが、委託するに当たって、何か昨年度と変更点があったのか御説明をいただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

47ページ、10款、3項、1目、12節の校舎施錠業務委託料でございます。先ほど、三石議員からも御質問いただいたところでございますが、内容とすれば校舎の施錠を行うものでございます。先生方、特に教頭先生の負担軽減のためにこれを始めたんですが、少し昨年と今年で違うのは、やはり教頭先生が交代になられて、少し業務が長くなってるということで、管理人さん、要するにこの施錠する業者さんの拘束時間が若干長くなってるということで、今回、年度を見越して補正をお願いをするものでございます。私どもとしても、教頭先生が早く帰るようにいろんな手だてを行いたいんですが、やはり業務が慣れないという言い方はおかしいですが、まだ波佐見中学校のやり方に十分慣れてないということで、ちょっと退勤時間が長めになっているというのが実情でございます。私どもも大変危惧しておりますので、その辺も踏まえてしっかり指導を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

教頭さんの業務が多忙だと、または慣れない1年目だと、そういう1年目だからとか2年目だからとかいうことでこういうのが変わってはいけないんじゃないかなと根本的に思います。そのところは、教育委員会としてきちんとやはり指導をし、限られた予算の中でこれだけを確保しているんですからというようなことでやはり言わないと、その場に応じていろんな予算の計上がなされることが考えられるので、それについては、今後もこの額、令和4

年になったらまた少し下げるとかそういうお考えなんですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおりでございます、やはり教頭先生の業務の状況を把握するというのが一番だと思います。当然、今、県のほうに教頭先生の勤務時間、残業時間は適時報告をしておりますので、やはり今後も減らないようであれば、私たちがしっかり指導をして、町費でやっているというのが実情でございますので、過度にならないようしっかり見て、来年度は適切に予算計上したいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

予算書21ページお願いします。2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費、12節の顧問弁護士委託料なんですけども、この内容と委託期間をお知らせください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

予算書21ページの12節. 委託料の顧問弁護士の関係でございますけども、この内容につきましては、波佐見町として顧問弁護士を置いたほうがいいだろうということは、以前から話が上がってたんですけども、昨年来、職員倫理条例を設けまして、その中で倫理審査会というのを設けました。その倫理審査会の顧問とまた公益通報の通報先ということで、弁護士事務所のほうにお願いをしまして、今回9月から実際、顧問契約を結びまして、その業務を担っていただくということでございますので、9月から3月までの7カ月間の期間で上げさせていただきます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

恐らくそういう形だろうなと想定してたんですけども、町として顧問弁護士を置いていただくというのは現実に沿っていいことだと思うんですけど、今、倫理審査会と公益通報先ということでいただいたんですけども、定期的にその顧問弁護士さんと町側で、例えば官製談合に関わる再発防止策のチェックをしていただくとか、何か具体的に弁護士さんに委託する

内容というのは定期的に決まっていたりはするのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

定期的にといいところは決まっておりますけれども、随時そういった関係各部署はいろんな案件を抱えておりますので、そういったところで弁護士相談というのをお願いをしているところがございます。ただ、年に1回はそういった形でコンプライアンスも含めたところの相談会は開催していかなければいけないかなという形では思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

32ページです。3款、1目の災害見舞金についてです。先ほどの説明で、規程に従って支給をしたと。予定を20万円にしてたけれども、2世帯6名が被災をされたので、お渡しして足りなかったので入れて、そしてプラス災害物資給与というのもあって、この増額になったということなんですけれども、この金額を全てもう支給されてしまって、もし、今後また出たらまた補正をするというお考えなんでしょうか。まずそれを。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

32ページ、3款、3項、1目。災害救助費で災害見舞金のことでございますが、一応2世帯6人ということで答弁しておりますけれども、1世帯当たり10万円という基準額になります。それで、同居者1人につき2万円の加算となります。それで28万という金額になりました。当初20万でしたので8万不足するというところで補正をしているという形になります。

今後、万が一こういった災害が発生した場合は、補正としてしておりませんので、ほかのところから流用とかいう形で対応しなきゃいけないかなと思っています。ちょっとそこまで今回、上乘せというところまでは考えておりませんでした。不足分をします。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

大変よく分かりました。どういうふうな割り算をするのかなと思いましたので、聞かせていただきました。

先ほど、もう一度繰り返して聞きますけれども、規程に従ってというその規程の、法規と
いうか条例ですかね、その正式な名称と、それはどこを検索すれば見ることができるのか、
どんなふうな規程になっているのかなというのを、今回のことで興味を持ったので、答えて
いただければと思います。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

規定の正式な名称は、波佐見町災害被災者に対する見舞金支給規程というものでございま
す。その検索については、町のホームページとかから例規のところに入っていけば見れると
いう形にはなっております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

よく分かりました。後でテレビでチェックをして、項目を調べてみたいと思います。

関連にはなるかなと思うんですけども、決算特別委員会の折に、犯罪被害者見舞金とい
うのが10万円計上されてて、昨年度2年度には10万円総務費のほうから出されております。
これは毎年10万円なのかなと思うんですが、これも個別の案件ですし、個人情報もあります
ので、どういった被害に遭われて10万円が支給されたのかとかそういうのも分からないんで
すが、この1世帯家屋が流されて倒壊した家に、家族が何人おろうが10万円というのは妥当
な額かなというのを個人的に思っています。また、今まではあんまりなかったようなことが
今年起きてますので、見直しは必要ではないかなというふうに思います。

ちなみに新聞で1回読んだだけなので正しいかどうか自信はないんですが、国の倒壊家屋
に対しての見舞金というんですか、補助金というのは一律まず1世帯当たり100万円、そし
て完全にそこに建て直したらプラス200万円が300万が上限だと見ました。今回被災された方
はそこにおうちを建て直すことはないというふうに聞いておりますが、そうした場合はぐん
と額が、100万プラス50万か100万プラス100万かぐらいの額しか国からは頂けないのではな
いかなと思います。そういうふうなお金で今の家の処分だけでも何百万とかかるのに、町側
からの見舞金っていうのは10万プラス2万、4万ぐらいで終わりになるのか、ほかに何か見
舞いの手だての項目があるのならば教えていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君）

答えられますか。仮定の話ですから、なかなか難しいと思うんですが。

○2番（岡村真由美君）

いやいや、項目があるかどうか。

○議長（百武辰美君）

あるかどうか、答弁をお願いします。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

災害見舞金につきましては、額の改定につきましては3年ほど前に、もうちょっと低額だったみたいなんですけど、今の基準に変えているということで記憶しております。それと関連というか、町単独でのこれ以外の支援金というのはございません。ですから、県あるいは、メインになるのは災害救助法に基づくものと、それに該当しなかった場合、4月に構築されました県と市町で共同で国と同等の支援をするという制度がございます。県と共同でしてるというのは一部、町の負担が生じますのでそれに該当するのかどうかですけども、単独ということではございません。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

福田議員。

○5番（福田勝也君）

47ページの、先ほどからの中学校の校舎の施錠の業務委託料なんですけど、同僚議員2名の方から質問がございまして、中学校におきましては、この補正で100万弱というような形になっております。先の決算委員会でも、ほかの三つの小学校におきましては、3万9,000円とか6万幾らの決算額になっているんですよね。そういった形で、極端に中学校の委託料が高額になっているというふうな形を見受けられるんですけど、そういったこの委託料の算出基準というか、そういった方法についてはどのようになっているんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

決算特別委員会でも若干触れさせていただきましたが、小学校については基本的に部活がありませんので、教頭先生が遅くまで残られるというのは少のうございます。臨時的に教頭先生がどうしても帰らなければいけないというときに用務員さんに若干残っていただいて施錠をしていただくということで、回数自体は全然桁が違います。したがって、小学校の業務

の謝礼は少ないというのが理由でございます。

一方で、中学校については先ほど触れましたが、やはり部活があるということと、教頭先生が今回替わられて、まだ慣れない中の業務でございますので、その辺の退勤時間がやはり長めになっているということと、日によって異なるということで、委託先の業者の拘束時間が長くなっているということでございます。

さきにも触れましたが、やはり今後しっかり教頭先生の業務を把握して、しっかり指導することが肝要だと思っておりますので、町内校長会等でも話題にしたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

先ほどの説明でありましたとおりなのですが、ただ、やはり中学校においては教頭先生の帰りが遅いということで、待機時間が長いから、拘束される時間が長いからということであらうというふうな算出になっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおりでございます。仕組み的にもう少し改善の余地があるかなというふうに思っています。今、委託先とその辺もちょっと詰めてるところでございますので、何かしらいい方法で退勤時間が把握できないか、連絡体制を構築するとかそういうことを検討しているところでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

あと1回残しておりますので、質問をいたします。

先ほどお尋ねしました22ページの2款、1項、7目、14節の交通安全施設設置工事費300万についてですけれども、まだ内訳は未定ということでございましたけれども、どのような場合に設置されるのか、この基準について大まかで結構ですから、お尋ねをいたします。

それから、33ページの4款、1項、5目、17節の刈払機購入費17万2,000円ですけれども、これについては使用の目的と申しますか、草を刈るのが目的でしょうか、どのような使い方をされるか、それから台数ですね。こういったことでお尋ねをいたします。

あと1点、36ページの6款、1項、11目、18節の新規就農者支援金10万円です。これについて、就農者の支援の中身、どのような補助なのかということで、そしてまた今年度の就農者が何人おられるのか、この辺についてもお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

まず、22ページの交通安全対策の工事請負費でございますけれども、今回、そういった緊急点検を行いまして、そういった中から全体を見渡して、基準というのは設けておりませんが、どの施設から早急にしていこうかというのを建設課と教育委員会等と話をしながら、その中で優先順位をつけて工事に取りかかっていたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

33ページ、4款、1項、5目。環境衛生費、17節。備品購入費で刈払機購入費を17万2,000円計上しておりますが、これは、環境美化作業員が通常行う作業のために使用するものでございます。3台購入するというので計上させていただいております。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

36ページ、6款、1項、11目。担い手対策費、18節。負担金、補助及び交付金の新規就農者支援金でございますけれども、こちらの支援金につきましては、波佐見町新規就農者祝金の支給に関する要綱というものがございまして、この中で、町内に居住している者、50歳未満の者が新規就農をする場合に、1人につき10万円を支給するということになっておりますので、今年、新規就農者が1人おりますので、1人分の10万円を補正計上するというものでございます。

○議長（百武辰美君）

答弁漏れですか。

○住民福祉課長（中村和彦君）

はい。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

すみません、先ほど刈払機のことでも説明漏れがございました。一応今、経年劣化により、ちょっと修理が頻繁に起こるということもありまして、3台分買換えを行うものでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

ページ数は47ページ、48ページ、49ページ、50ページに関することでもございますけども、先ほどから出ております委託料ですね、校舎施設業務委託料、これは契約自体は何回という回数による契約なんですか、それとも時間による契約を結ばれてるんですか、その内容を明確にさせていただきたいというのが一つでございます。

48ページにつきましては、文化財保護費の中に92万4,000円の文化財の案内看板工事が入っておりますが、こういうのについても当初から分かったことじゃないのかなっていうのが疑問にあります。それを御回答ください。

それと、4目、総合文化会館管理費の中の委託料に、施設改修工事実施設計及び、「・」と打ってますが、工事監理業務委託料ということでございますが、これは基本的に今から設計をやられるということなんですかね。工事自体が工事費として上がってないので、そういうことなんだろうというふうに解釈をしていますが、どうなんでしょうか。実際、その後に49ページにも14節の工事費、また50ページに保健体育施設のほうの工事費かれこれ上がっております。教育委員会の当初における概算見積りについては、設計委託料を別個に設けまして、各施設の設計に当たっては、設計専門の方で設計をしていただいて、それを指名競争入札等で施工業者を決定されるということはずっと聞いて、いい形でなされてるなというふうに思いました。ところが年度途中でこういう工事が出てきたときには、さてどういう方法を取られるのかと思ったんです。当然のことながら、全くもってその設計委託関係については、この総合文化会館の12節に実施設計と工事監理業務委託料が上がっているだけで、ほかはもうないわけですね。じゃあ、今までやられている内容からすると、当然、年度途中で出てきた工事については、ほかの各課がなさってる見積り合わせであったりとかということになると思うんですよ。その辺に対してはどういうふうな、当初とは違う形になるんでしょうけど、どういう対応をされているのか、それを伺いたいです。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず47ページ、10款、3項、1目、12節の校舎施錠業務委託料でございます。先ほどからいろんな御質問をいただいておりますが、基本的な考えとしては、時間で計算をしておりますので、お知らせいたします。

次に、48ページ、10款、4項、2目、文化財保護費、14節の文化財案内看板設置工事と大銀杏剪定工事でございます。92万4,000円掲げて計上しておりますが、大部分はこの銀杏剪定工事になります。看板については2カ所であります。これから入札に付しますので内訳はちょっと申し上げられませんが、文化財看板のほうは、要望があつて見にくいということがございましたのでその部分と、新たに町の指定文化財に指定したところがございまして、地元から、せっかく指定したのだから看板を設置してほしいという要望があつたために、今回計上するものでございます。

なお、設計についてはこの銀杏剪定工事については、文化財保護班のほうに技師を経験した者がおりますので、そちらのほうで積算を行ったところでございます。

次に、同じく4目、総合文化会館管理費、12節の施設改修工事実施設計・工事監理業務委託料でございますが、これは文化会館の高圧受電設備キュービクルの設計に係るものでございます。当初予算に所要額は上げていたんですが、電気管理を委託している方から、キュービクルの更新の内容について具体的に指示をいただきまして、内容を見直したために設計費が足りないということが分かりましたので、今回補正をお願いをするものでございます。これから設計に入りますので、整った後は当然指名競争入札になるのではないかというふうに考えております。

ほかの5目、歴史文化交流館管理費でございますが、案内看板等についても文化財保護班のほうに技師、設計ができる者がおりますので、そちらのほうで設計を行ったところでございます。

さらに、50ページ、10款、5項、2目、保健体育施設費でございます。今回、4項目の工事を計上しております。それぞれ先ほど御説明したとおり、年度途中で利用者のほうから改修の要望があつたためでございます。それぞれ金額を単純に割り戻すと、随意契約でできるということでございますので、今後、参考見積りを徴して、それを精査して、入札、見積り合わせという手続になるというふうに考えておりますので、この辺については修繕工事的な

ものでございますので、ある程度は建設課等の御協力をいただきながら、自前で行いたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（百武辰美君）

答弁漏れがありますか。

○8番（三石 孝君）

あります、あります。文化財の看板……。

○議長（百武辰美君）

認めますから、答弁漏れで1回に数えませんが、起立して質疑してください。

○8番（三石 孝君）

分かりました。

いやいや、これはイチョウの木の伐採とかおっしゃったじゃないですか。当初から分かってないと、そんな急に出て、伐採をと。大方、このイチョウの木の伐採のほうが金額的にはでかいんですよ。当然、当初からあるべき案件じゃないですか、これ。突然そういうのが出てくるっていうことは、どういう背景があつてこがんできたとですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

正確な日にちを今見つけているんですけど、ちょっと見つかりませんが、7月21日に宿郷の自治会長さん、事務長さん、計3名の来庁があつて、イチョウの落葉や銀杏が落ちて、大変地元の方が困ってるので、早急に剪定をしてほしいという強い要望がございましたので、それに基づくものでございます。当然、分かっていたら当初になりますが、年度途中でこのように自治会長さん自ら、また文書による要望書が出ましたので、今回補正をお願いするものでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

北村議員。

○9番（北村清美君）

2点あります。まず、30ページ、区分で償還金、利子及び割引料という項目が補正予算に載ってますけれども、財政課長、これは償還金と利子の区別は把握されてるんですかね。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

こちらに上がっておりますのは、補助金の返還金でございます、起債の利子とかそういったものとは違うものでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それでちょっと総括的なことですけど、本町に限らず、こういう当初予算と補正予算を組んでずっと行かれますよね。いつも疑問に思っているのは、なぜ補正予算がこれも3億2,000万、約4億、今回もそうですけど、近くなるというようなことで、当初予算で見れるべきものは見れないんでしょうかね。その点、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

議員おっしゃるとおり、財政的な余裕がございますと、可能な限り、当初予算に計上したいところではございますけれども、財政サイドにおきましては、新年度の歳入見込みをある程度立てます。これは町税であったり、交付税であったり、そういったものの中で財政の基本は入りを図りて出づるを制すと申しますか、収支の均衡を取らなくてはなりません。そういった中で今年度の当初予算におきまして、財源不足となるものについては基金を取り崩しまして、約7億2,000万の基金取崩しを行っておりますし、あるいは起債と申しますか借入金については、5億6,000万程度の借入れを行うということで当初予算を整えております。そういった状況の中で、全て要望された事業を執り行うということは、さらに財源不足、収支の予算が立てづらくなりますので、どうしても当初予算においては、査定の段階で切らざるを得ない事業があると。今回のように、ある程度の一般財源、特に地方交付税の確定した段階において、補正において対処するというスタイルを今まで取ってきているところでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

大体分かるんですよ。分かるんだけど、実際、どっちが楽なんですかね。当初予算は例えば100とする。補正予算は10組むと、そのほうが簡単なんですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

予算編成は簡単ではございませんで、やはりそれぞれの国も地方財政計画を立てますので、そういったものに基づいた予算編成というのを基本としております。当然、国におきましては、各市町村に交付する交付税、ほかにたくさんの交付金がございますが、そういったものも示されておりますので、そういった指数を参考にしまして、全体の歳入を立てるわけでございます。それに見合った歳出ということでございますので、どちらが重点ではございませんけれども、やはりそういった入りと出を調整を取りながら図るということで、年度途中に必要な事業があれば、補正を立てて対応していくというスタイルは変わらないのかなというふうに思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第62号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第62号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第62号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに6,000万円を追加し、総額を91億6,000万円とするものです。

今回の補正は、8月豪雨災害対策関連として所要額を計上しております。

6ページをお願いします。

18款、1項、2目。ふるさとづくり応援基金繰入金を6,000万円計上しておりますが、激甚災害の指定によっては、国庫支出金や町債に組み替える予定です。

次に歳出についてですが、7ページをお願いします。

11款、1項、1目。農地農業用施設災害復旧費、12節。委託料の5,600万円の増額補正については、鬼木郷で発生した地滑り災害復旧事業に係る調査設計業務を、当初計画では、国査定後の実施としていましたが、先般の県との事前協議の中で、早急に対応すべきとの指導を受けましたので、急遽増額補正するものです。

次の2目。林道施設災害復旧費、12節。委託料の400万円の増額補正については、林道虚空蔵線の災害箇所が当初は通常の林道災害として取り扱うことにしておりましたが、調査を行っていく中で、災害規模が広範囲にわたるものと判明し、県との協議の中で、急遽、地滑り災害で進めることになったことから、その予算に不足が生じることになり、増額補正するものです。

以上となりますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

7ページになります。

歳出のほうでございますけれども、測量設計業務委託料というふうになっております。当然のことながら、災害に関する設計業務、積算業務というふうなことになっているんですけど、国の災害に関わっても、地滑り災害という形の捉え方をなさっているということに関しては、どういうふうな中身がよく分かりませんが、本来だったら、地元負担金が発生するような形が今、基本的にあると思うんですね。そうした場合に、地元の負担金をどうしても地主さんが準備できないといった場合には、この測量設計業務自体はどうなるんですか。当然、地元の地主さんが負担金をちゃんと準備できますよということであれば、

100%として設計から工事かれこれと行くんでしょけれど、中にはやっぱり工事が大きくなると負担金が大きくなります、パーセンテージからすると。そういうケースもあるとは思いますが、仮にそういう地元の方が割り当てられた地元負担金の準備ができないということになれば、どうなりますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今回の補正は、地滑り災害部分の測量設計、積算業務の委託料になります。議員お説のとおり、地元負担がまずあるのかというところから入っていきますけども、まず、地滑り防止工事につきましては、地元負担金はありません。ということで進めております。

○8番（三石 孝君）

地滑りの災害ということで、地元負担金がないという形の取扱いが進められているということは、地元にとってもいいことだと思うわけですね。ということは、ここに書いてあります目の段階で1、2ございますが、両方とも地滑り災害に該当しながら対応する事業だというふうな認識を持ってよろしいかということと、先ほどの質問とダブりますけども、仮にこういう4号、5号って上がっておりましたけども、この災害に対する測量業務委託料というのが上がっておりましたね。いずれ、当然のことながら工事となるんでしょけれど、この場合に、仮に地元負担金がある事業に関してはどうなりますか。先ほど言ったケースっていうのは考えられませんか。地元負担金を準備できなかったケースに対しては、この測量もされないということになりますか。それとも、地元負担金抜きの九十何%の測量だけはされるということで理解していいんですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

まず、この補正6号に係る分はあくまでも農地の地滑り災害部分でございますので、地滑りを止める防止工事となります部分については、地元負担金はございません。多分今、議員がおっしゃっているのは、それ以外の農地の災害部分だと思いますけれども、農地の災害部分については、どうしても本人が工事の負担金を払えないからというようなことであれば、自主復旧というようなほうに捉えますので、積算測量の委託の中から抜いていくというようなことになります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

よく分かりました。今回、いろんな形でこの地滑り災害を含めて多くの災害が発生している。その中には、当然、前の予算のほうにも上がってますが、設計業務委託が上がっている。その中においては、もう地元負担金を準備できませんよといったところはないと理解してよろしいですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

委託する前に、地主さん等には確認を取るようしております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第49号

○議長（百武辰美君）

日程第6．議案第49号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第49号について御説明申し上げます。

議案第49号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,033万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億5,433万円とするものでございます。

今回の補正は、歳入では前年度決算に伴う繰越金、歳出では前年度実績に伴う事業費の返還金が主なものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9款. 繰越金を7,056万8,000円追加しております。これに伴いまして、財源の確保ができたことから、当初予算で財源調整として計上しておりました前ページになります8款、2項の基金繰入金55万5,000円については、全額減額をしております。

次に、歳出でございます。

15ページをお願いいたします。

5款. 諸支出金、1項、2目. 償還金について、過年度事業の精算に伴う返還金を2,337万6,000円追加をしております。介護給付費に伴う返還金として2,064万4,000円、地域支援事業に伴う返還金として273万2,000円、これは国や県、そして支払基金への返還金となります。

16ページをお願いいたします。

8款、1項、1目. 予備費でございますが、今回計上した歳入から歳出を差し引いた余剰分をここに計上しております。

以上で、令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

16ページに8款. 予備費があります。補正額が4,589万9,000円で、計の5,300万2,000円と

ということですが、予備費はどのような使途を考えておられるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

16ページ、8款、1項、1目。予備費でございますけれども、特別会計においては、特に使うような項目というのがまずございませんので、一旦ここで余剰金については積み増して、途中、介護給付費等、サービス等の利用によって増額した場合、予算のタイミング、議会のタイミングが合えば、そこで予備費のほうから組替えを行って、そして給付費のほうに振替を行いながら調整をしていこうと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

この歳入区分を見れば、一般会計の繰入金から31万7,000円、その前の補正の合計としまして、繰入金自体が1億9,769万6,000円と大きい金額になってるわけですが、この余剰金ということですが、この分がある程度抑えられれば、一般会計の繰入金が2億円近く出なくても済むわけでしょうから、この辺の調整がもっとできないものなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

今おっしゃったのは、6ページ、歳入、8款、1項。一般会計繰入金のところでございますけれども、ここの繰入金に関しましては、介護保険事業特別会計における繰入れ基準というのがございまして、この繰入れ基準に基づいてここを調整するものでございます。ですので、これについては国で定めた基準にのっとってなので、それ以上のものを繰り入れるということは基本的にはございません。ただ、先ほどの予備費の部分で余剰の調整とおっしゃったんですけれども、ここについては、我々の今の考えとしては、将来、高齢化ということで介護給付費の伸び等もございまして、その辺を考えたときに、一旦基金に積んで、保険料の抑制、大幅な上昇を抑えたいというふうなものもございまして、それに活用できればと思っておりますし、先ほども言いました、単年度でのそういった給付が生じた場合には、さっきのような使い方をしますし、年度末における余剰の具合によっては、次年度以降の、これは保険料は3年に1遍の改正でございまして、今後、高齢化で伸びていくという部分と、支える側の人間が少なくなっていくと考えていきますと、当然保険料は大幅な上昇が予測されますので、そういった部分も含めて調整財源に使っていきなというふうに考えており

ます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

一応、予備費で計上して、あまり使うことはないだろうと思うんですけども、繰越金で将来的な財源に充てると、そういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

基本的には、先ほど申しました、単年度でもし出てくればそこに充てたいと思っておりますし、その余剰についてまた発生すれば、今おっしゃったような形で、なるべく保険料の上昇を抑えたいというような形のほうに持っていければというふうに考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第50号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第50号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第50号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和3年度波佐見町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,110万円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、地方債の補正。

地方債の変更は、第2表地方債補正によるものです。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。これは、公共下水道事業を目的に借入れを行うもので、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様であります。補正額の限度額3,500万円を、補正後3,750万円に増額するものです。

それでは、補正の主な内容について御説明しますので、8ページをお願いします。

まず、歳入でございます。4款、1項、1目。一般会計繰入金、補正額を140万円減額するものです。これは、実績見込みによるものです。

11ページをお願いします。

7款、1項、1目。下水道事業債、補正額を250万円増額するものです。これは、老朽化したマンホールの蓋の取替え工事について、当初、起債対象外としていましたが、これが起債対象となるということになったため、追加するものです。

12ページをお願いします。

歳出でございます。

1款、1項、1目。一般管理費、補正額を224万1,000円減額するものです。これは主に人事異動等による人件費の減によるものです。

それから、同じページの3目。処理場管理費、補正額を380万1,000円増額するものです。

これは、14節. 工事請負費でありますけど、故障等により早急な修繕が必要となったものが出てきたためのものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

12ページ、1款、1項、3目、14節. 工事請負費、浄化センター機械・電気、それから機械棟高分子凝集剤注入ポンプ整備工事、それから機械棟汚泥脱水機減速機取替工事等が上がっておりますけども、こういった項目については、本来、耐用年数と交換の頻度が分かっているとと思うんですね。ですから、そういったものが分かっておれば、やはり当初予算のほうで計上するべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

これはいずれも当初予算の編成時には動いておりました。その後において、故障が出てきたので、補正で上げさせてもらいました。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

そうしますと、今回工事をするに当たって、次回までの耐用年数なり交換等があれば、その頻度というのは分かっているんですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

一般的な耐用年数についてはあると思います。ですが、使用頻度等によりまして、耐用年数未満であっても故障が出て、修繕等で行える場合とか取り替えないといけないとか、それぞれ都度都度やっております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

いずれにしても、この工事を行わなければ、実際の下水道の管理ができないと思うんです。処理場の管理ができないと思うんですけども、今、実際的には問題なく動いているんですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

現在は稼働はしております。問題なくといいますと、問題はあります。例えば2台あって、1台が壊れているということで、片肺運転なので、早急に修理しないと、両方止まってしまったら困るという状態でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。14時15分から再開します。

午後2時3分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第51号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第51号 令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第51号 令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和3年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによるものです。

収益的収入及び支出の補正ですが、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入については補正はございません。

支出ですが、1款. 水道事業費用、補正額460万1,000円の増となります。内訳として、第1項. 営業費用241万7,000円の減と第2項. 営業外費用701万8,000円の増とするもので、補正後の水道事業収益を3億194万2,000円、水道事業費用を2億5,730万4,000円とするものです。

次のページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出の補正です。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,525万7,000円を1億3,945万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億4,525万7,000円を1億3,945万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入ですが、1款. 資本的収入、第1項. 企業債、補正額を7,000万円の減と、第2項. 工事負担金140万円の減とするものです。

次に支出ですが、1款、1項. 建設改良費、補正額7,720万円の減とするものです。

次に、債務負担行為の補正。

予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正するものです。

これは、湯無田浄水場の電気計装施設更新工事において、補正前の限度額6,380万円を補正後の限度額1億6,800万円にするものです。

それでは、内容の説明をしますので、9ページをお願いします。

令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）の説明をします。

まず、収益的収支の支出です。1款、1項、4目. 総係費、補正額271万1,000円の減とす

るもので、これは人事異動等に伴う人件費の減によるものです。

次のページをお願いします。

1 款、2 項、2 目. 消費税、補正額701万8,000円の増とするもので、これは実績見込みによる増です。

次に、資本的収入及び支出ですが、まず収入、1 款、1 項. 企業債、補正額7,000万円の減、2 項. 工事負担金140万円の減とするものです。

次に支出ですが、1 款、1 項、2 目. 建設改良費7,720万円の減とするものです。これは、全てのところにかかってくるんですが、現在発注しております湯無田浄水場の電気計装施設更新工事において、制御盤等の工場制作物が今年度中の完成納品を当初予定していたんですが、いろんな事情、これは聞くところによると、工場の運転状況等により、部品調達などに困難を来しておるということで、若干遅れるということ、今年度中の納品が間に合わないと判明したために、予算の変更を行ったものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○8 番（三石 孝君）

10ページになります。支出の1 款、1 項、2 目の建設の工事請負費の区分のところなんですけども、7,720万円ついて、浄水場施設の整備については、予定した制御盤等の納品が遅れたことによりという御説明がありましたが、配水施設整備事業、これは2,700万上がっておりますね。この差額として7,720万の減額となっておりますが、この配水施設整備事業というのは、どういう事業ですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

これは、通常の老朽管の布設替え工事ですが、今年度は電気計装工事に大部分を予定しておりましたので、老朽管の布設替えは当初は予定しておりませんでした。今回のような状況になって、電気計装工事の今年度やる分が少なくなりましたので、老朽管の布設替えを幾らかでもやろうということで計上しました。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号 令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第52号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第52号 波佐見町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

それでは、議案第52号 波佐見町道路線の廃止について説明いたします。

道路法第10条第3項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり廃止する。

提案理由でございます。

今回廃止の路線は、本来、県道佐世保嬉野線、村木―飛瀬間が整備された平成26年2月末に開通された時点で町道としての機能を有さなくなっており、今回、その一部で売り払い申請があったため、改めて町道としての利用等の調査検討を行い、町道路線の廃止について支障はなく、終点の変更をする形で再認定をするために廃止するものでございます。

次のページ、別紙を御覧ください。

廃止する路線でございます。整理番号105、路線名は第二山田川内線。起点、波佐見町村

木郷から、終点、波佐見町宿郷まで。重要な経過地はございません。

次の図面を御覧ください。

起点側は、町道山田川内線の終点と接する村木郷一ノ谷2530番地先となっております。これから延長が1,096メートルほどありまして、幅員が1.5メートルから4.8メートルとなります。終点が宿郷猪狩920の1先となります。中間部において、この町道沿いの土地へアクセスする土地が建設業者に所有権が移転され、道路としての利用がなくなったこと、キヤノン下の交差点を経由する県道に代替性があることから、町道としての存続する必要がなくなったことから、廃止するものでございます。

以上、廃止についての提案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

提案理由のほうをとくとお聞かせいただいたんですけども、要は、ここの52号の一番下段に提案理由というふうに書いてあるのを素直に解釈しますと、今回の廃止路線は、その一部において売払い申請があったため、終点変更が生じた。再認定をするために廃止するという文言の中身です。だから、口頭でおっしゃった理由を正規の提案理由というふうな形で持っていかれたらどうかというふうに。この書かれている文言で解釈すると、一部で払下げ申請があればもう廃止路線に持っていけるんだなというふうな勘違いした理解をしがちになるんですけども、その辺に関しては、提案理由の補足という形で追加はできないんですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今の提案理由でございますけれども、ここに書いてあるだけではちょっと短いかなと思ひまして、ここに至る経緯を口頭にて説明をさせていただきました。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

中身については、産業厚生委員会のほうでも現状確認はしておりますが、この廃止に当たる払下げを申請された分はともかく、それ以外の廃止になっている路線については当然、町道から里道という形の対応になるかと判断をされます。それに関しまして、町道に隣接して

いる土地所有者また町道を利用して山林、畑等を管理をされる方に関して、同意書がやっぱり必要と思います。町道に認定をしてもらうときも、いろんな形で隣接する利用者等々については同意書を付して申請等が行われます。廃止においても同じことで、町道と思うとったということがあれば、いろんな形の今後の取扱いについて利用者の方たちに関しては、町道の認識があるもんだから、そういう形の行政側に対してもお願いされると思うんです。そういうことも含めて、今回この廃止に当たっては、隣接土地所有者また管理等に伴って利用される方がおられるかもしれませんので、その方々の同意書を付していただくことはできませんか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

同意書というのは、認定廃止について、添付まで載っておりませんでしたので、口頭にて説明をいたしまして、口頭で承認をいただいているところでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

やはり口頭というのは、その時代のその方と限って理解されることがありまして、その後に関してはいろんな形で、まあ、同意書という効果が出るのは、何かあったときのことで、何もなければ別にいいんです。何かあったときのためにはそういうのが必要だと思ったので、今回の廃止路線に隣接される方々、土地所有者その他についてはお取りになったほうがいいというふうなことを申し上げます。いかがですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね。議員おっしゃるとおり、この廃止についてそこまで添付義務といいますか、文書的にありませんでしたけれども、心配されるという要件がございますので、今後はそういう同意を口頭で求めるのと一緒に、書類までをしたほうがいいのかなと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

提案理由に、その一部について売り払い申請があったためというふうなことが理由として

ありますけれども、この売り払い申請者というのはどのくらいおられるんですか。そしてまた、金額的にはどんなものでしょうか。もう提示されてるんですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

売り払い申請があったのは1件です。それで、まだ売り払い申請があったばかりで、どういう形で売り払うとかいうのは決まっておきませんので、価格とかそういうのもまだ現在決まっておきません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そういった場合に、例えば面積あたりの単価とかというのは一応、町で準備されているような金額というものはあるわけでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

ほかの事例ではございますけれども、その土地、場所によって、固定資産の価格とかがありますので、その場所場所によって価格が変わってくると思います。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

端的に言って、例えば山林とか原野とかありますよね。ここは恐らく周囲は山林だろうと思うんですけど、そういった適用をされるということですかね。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

周囲は農地、荒れ地ですけども、そういう現状でございますので、その価格に見合ったとが判断されると思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号 波佐見町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

日程第10 議案第53号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第53号 波佐見町道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業厚生委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

○産業厚生委員長（三石 孝君）

それでは、本委員会に付託されました事件について、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

事件番号は議案第53号です。波佐見町道路線の認定について。

審査結果は可決です。

ただいま話題となりました、議案第53号 波佐見町道路線の認定についての1件につきましては、9月8日の本会議において、産業厚生委員会に付託され、9月13日に建設課から出席を求め、委員会を開き、現地調査及び審査を行いました。

審査の結果、先ほど可決となった議案第52号 波佐見町道路線第二山田川内線の廃止に合わせて終点を変更した形で再認定されるものであります。現在においても、当該路線は生活道路としての機能をはじめ、農地や山林の管理として利用されるなど公共性が高く、町道に値するものとの判断から、議案第53号は全員賛成で可決しました。

以上、産業厚生委員会に付託された議案第53号 波佐見町道路線の認定についての報告を終わります。

以上です。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第53号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第11～17 議案第55号～議案第61号

○議長（百武辰美君）

日程第11. 議案第55号 令和2年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17. 議案第61号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

以上の7件について、付託しておりました決算特別委員会の審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

委員長。

○決算特別委員長（尾上和孝君）

委員会の報告をいたします。

令和3年9月16日。

波佐見町議会議長、百武辰美様。

決算特別委員会委員長、尾上和孝。

委員会報告書。

本委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報

告します。

議案第55号 令和2年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第61号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件につきましては、9月10日の本会議において決算特別委員会に付託され、9月14日から16日までの3日間、町長はじめ、町執行部、教育委員会及び農業委員会の各管理職及び代表監査委員の出席を求め、決算特別委員会を開き、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第55号から議案第59号までの5件は認定、議案第60号及び議案第61号の2件につきましては原案可決及び認定することに決定いたしました。

決算特別委員会では、令和2年度の各予算が議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効果的に執行されたかどうか、それによって、どのように執行効果が発揮できたか、今後の行財政運営において、どのような改善工夫がなされているかに着目し、審査を行いました。

なお、審査経過及び質疑の内容につきましては、12人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容は承知しておられますので、省略したいと思います。

総括的な所見としましては、本町の実質公債費比率は改善が見られるが、依然として依存財源の割合が大きく、財源基盤の安定性には乏しい財政状況となっています。

歳入では、特にふるさとづくり応援寄附金の大幅増があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、町税等の減、国県支出等の大幅増で、全体を占める自主財源の割合が下降となり、今後ますます厳しい財政運営が強いられることが予想されます。

また、歳出では、社会保障関係費の増加など、厳しい状況で推移することが見込まれていることから、引き続き、財源確保に最大限傾注し、特に社会保障関係費や地方再生・人口減少対策、地域経済の活性化、人づくり、力強い農林業の実現、防災減災事業に対応するため、地方交付税を含め、必要な一般財源総額の確保と充実を望むものであります。

以上、決算特別委員長の見解と報告といたします。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第55号 令和2年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第59号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件を一括して採決します。

本案に対する委員会報告は5件とも認定であります。

以上の5件は、委員会報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第55号から議案第59号までの5件は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第60号 令和2年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに議案第61号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件を採決します。

本案に対する委員会報告は2件とも原案可決及び認定であります。

以上の2件は、委員会報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第60号及び議案第61号は委員会報告のとおり原案可決及び認定とすることに決定しました。

日程第18 諮問第1号

○議長（百武辰美君）

日程第18. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（前川芳徳君）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めます。

住所は、波佐見町稗木場郷704番地。氏名は、中嶋佳代子氏。

次の資料を御覧ください。

略歴の資料を添付しております。学歴は、昭和55年3月に佐賀大学教育学部卒業となっております。

職歴につきましては、七つの小学校で教鞭をとられております。ここに記載のとおりでございます。

それから、公職歴につきましては、平成28年1月から現在まで人権擁護委員として御活躍いただいております。

1面にお戻りいただきます。

中嶋氏は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解を持ち合わせておられ、適任と思っておりますので、またこれまでの経験を生かして、さらに3年間担っていただきたいと思っております。それで推薦したいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、異議のないものとして推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は異議のないものとして通知することに決定しました。

日程第19 報告第2号

○議長（百武辰美君）

日程第19. 報告第2号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告

についての報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

報告第2号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率については、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、以下のとおり報告するものです。

まず、健全化判断比率ですが、4項目の数値があります。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化したものですが、赤字がないことから、数字の記載はございません。

次に、連結実質赤字比率については、特別会計の実質赤字も対象となりますが、全ての会計において赤字は出ていませんので、数字の記載はありません。

それから、実質公債費比率は、標準的な町の税収や普通交付税などの合計である標準財政規模に対し、町の年間の実質的な地方債借入れの償還額に必要な額がどれだけかを示す割合ですが、令和2年度は9.1%となりました。前年度が9.9%でしたので、比較しますと、0.8%の改善となりました。

最後の将来負担比率は、町の財政規模に対し、町の借入金などの現在抱えている負債がどれだけかを示す割合ですが、令和2年度は令和元年度に続き0%となっております。

それらの要因について、簡単に説明申し上げます。

お手元の資料5ページの総括表③を御覧ください。

まず、実質公債費比率の算定です。令和2年度単年度では、上の表にある分子となる項目①の一般会計の起債元利償還額が5億5,600万円、元年度の5億9,734万5,000円から4,134万5,000円減少しています。また、④の公営企業に要する経費については、下水道事業と工業用水道事業への元利償還金相当の繰出金が1億9,021万2,000円で、元年度の1億8,562万2,000円から459万円増額しています。これらから、控除する項目としては、公営住宅使用料などの⑧特定財源の額、普通交付税で措置された起債元利償還額である⑨から⑪となり、これらを控除した結果、町の年間の実質的な地方債借入れの償還額に必要な額は、前年と比較して合計で2,040万円ほど減少しています。

一方、分母の基礎となる⑫から⑭までの合計額、いわゆる標準財政規模から、普通交付税で措置された⑨から⑪を控除した結果、普通交付税の増により1億9,500万円ほど増加しました。

これらを計算した結果、令和2年度単年度での実質公債費比率は8.12008%となりました。

なお、実質公債費比率は過去3カ年の平均で表すため、平成30年度から令和2年度の平均値である9.1%が令和2年度の指標となります。

また、将来負担比率について、お手元の最後のページを御覧ください。

町の借入金など現在抱えている負債については、地方債の償還などの将来の負担が見込まれる額から、基金など、充当により負債の減少が可能な財源を差し引いたものです。将来負担額については、地方債の現在高が増加したものの、充当可能財源等については、ふるさと納税の伸びなどもあり基金の積立額が増加したことから、分子となるその差額がマイナスとなり、将来負担比率はゼロとなりました。

これまで内訳を説明しましたが、再度1枚目に戻り、説明を続けます。

健全化判断比率の下に括弧書きで示しております数値は、いずれもこれらの基準を超えた場合、財政健全化団体に指定されるというものです。

次に、下の段の資金不足比率ですが、下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。これは、本町では上水道事業会計など三つの事業会計が対象となりますが、これらの会計ではいずれも資金不足はなく、赤字となっていませんので、数字は上がってきておりません。

次に、1枚めくっていただいて、2枚目には、8月31日に監査委員から通知がありました令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果について、その写しを添付していますので、参考にさせていただきたいと思えます。

なお、監査委員の御意見にもありますように、今後とも各財政指数の動向を注視し、財源の有効活用を図りながら、健全財政の堅持を図っていく所存です。

以上で、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上1件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第20 発議第1号

○議長（百武辰美君）

日程第20. 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の城後光議員に内容説明を求めます。

城後議員。

○6番（城後 光君）

発議第1号

令和3年9月22日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

提出者 波佐見町議会議員 城 後 光

賛成者 波佐見町議会議員 脇 坂 正 孝

賛成者 波佐見町議会議員 三 石 孝

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

標記について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由です。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面していることから、地方の実情に応じた行政サービスを持続的に提供し、地方税財源の確保と充実を図るために、国に対し意見書を提出するものであります。

別紙を参照ください。

別紙

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額の令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。
4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

以上です。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

日程第21 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第21. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員会委員長、産業厚生委員会委員長、議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の会議はこれで終了します。

会議を閉じます。

令和3年第3回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後3時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員